平成28年2月 平成28年3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会 第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成	28年第1回市議会臨時会	
	会期日程	J
2月	12日	
	議事日程	2
	本日の会議に付した事件	2
	出席議員	ć
	欠席議員	ć
	地方自治法第121条の規定による出席者	Ç
	職務のため出席した事務局職員	4
	開会及び開議	Ę
	会議録署名議員の指名	Ę
	会期の決定	Ę
	議長辞職の件	Ę
	議長の選挙	6
	副議長辞職の件	8
	副議長の選挙	8
	議席の一部変更	10
	常任委員の選任	10
	議会運営委員の選任	11
	指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	12
	指宿南九州消防組合議会議員の選挙	13
	議案第1号~議案第4号一括上程	13
	提案理由説明	13
	議案第1号~議案第4号(質疑,委員会付託省略)	17
	議案第1号~議案第3号(討論,表決)	24
	議案第4号(表決)	24
	議案第5号上程	24
	提案理由説明	25
	議案第5号(質疑,委員会付託省略,表決)	25
	議案第6号上程	25
	提案理由説明	26
	意見書案第1号上程	30
	提案理由説明	31
	意見書案第1号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)	3]
	# ^	0.6

2月16日

	議事日程	33
	本日の会議に付した事件	33
	出席議員	33
	欠席議員	33
	地方自治法第121条の規定による出席者	33
	職務のため出席した事務局職員	34
	開 議	35
	会議録署名議員の指名	35
	議案第6号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)	35
	新たに受理した陳情1件	37
	新たに受理した陳情1件上程(委員会付託省略、討論、表決)	37
	閉議及び閉会	38
平成	28年第1回市議会定例会	
	会期日程	40
2月	124日	
	議事日程	42
	本日の会議に付した事件	43
	出席議員	43
	欠席議員	44
	地方自治法第121条の規定による出席者	44
	職務のため出席した事務局職員	44
	開会及び開議	45
	会議録署名議員の指名	45
	会期の決定	45
	議案第7号~議案第40号一括上程	45
	提案理由説明	45
	議案第41号及び議案第42号一括上程	68
	提案理由説明	68
	議案第41号及び議案第42号(質疑,委員会付託省略,表決)	69
	新たに受理した陳情3件一括上程(委員会付託)	70
	散 会	70
9 F] 26日	
<i>□)</i>	i 20 p 議事日程 ····································	71
	本日の会議に付した事件 ····································	
	/プロック吸に17 レルずけ	14

出席議員	• 72
欠席議員	· 73
地方自治法第121条の規定による出席者	· 73
職務のため出席した事務局職員	· 73
開 議	· 74
会議録署名議員の指名	· 74
議案第7号~議案第14号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)	• 74
議案第15号~議案第40号(質疑,委員会付託)	• 75
散 会	• 75
3月16日	
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定による出席者	
職務のため出席した事務局職員	
開	
会議録署名議員の指名	
一般質問	
下川床 泉 議員	• 78
1. サッカー場建設に向けてのグランドデザインについて	
2. 各種選挙について	
西 森 三 義 議員	• 90
1. 農業振興策について	
2. 公共施設のトイレ改修について	
前之園 正 和 議員	·102
1. なのはな館問題について	
2. サッカー場構想について	
3. 住宅リフォーム助成制度について	
臼 山 正 志 議員	·117
1. 指宿商業高校について	
2. 施設整備について	
外 薗 幸 吉 議員	·129
1. 指宿市公の施設の指定管理者の指定について	
延 会	·140

3月17日

議事日	3程	•••••		• • • • • • • • •	• • • • • • • • •	 142
本日0	の会議に付した事件					 142
出席請	義員					 142
欠席請	養員					 142
地方自	自治法第121条の規定	定による出席者				 142
職務の	のため出席した事務	局職員				 143
開	議	•••••				 144
会議錄	禄署名議員の指名	•••••				 144
一般質	質問	•••••				 144
恒	吉 太 吾 議員					 144
1	1. 鹿児島国体に向	けた取組につい	いて			
浜	田 藤 幸 議員					 158
1	1. 土木行政につい	て				
2	2. 産業振興につい	て				
吉	村 重 則 議員					 170
1	1. 低温災害につい	て				
2	2. 大規模太陽光発	電開発について				
9	3. JR山川駅につ	いて				
高	田 チョ子 議員					 181
1	1. 安心・安全な生	活のために				
2	2. ピロリ菌除菌に	ついて				
髙	橋 三 樹 議員					 193
1	1. ふるさと納税等	について				
散	会					 202
3月25日						
議事日	3程					 203
本日0	の会議に付した事件					 205
出席詢	養員					 205
欠席請	養員					 205
地方自	自治法第121条の規定	定による出席者				 205
職務の	りため出席した事務	局職員				 206
開	議	•••••				 207
会議錄	录署名議員の指名					 207
議案第	第15号~議案第25号	· (委員長報告,	質疑,	討論,	表決)	 207
議案第	第26号~議案第29号	· (委員長報告,	質疑,	討論,	表決)	 214
	第30号~議案第32号					

議案第33号(委員長報告)
議案第33号(修正案説明)
議案第33号(質疑, 討論, 表決)
議案第40号(委員長報告,質疑,討論,表決)
議案第34号~議案第36号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)246
議案第37号~議案第39号(委員長報告,質疑, 討論, 表決)248
審査を終了した陳情2件(委員長報告,質疑,討論,表決)250
閉会中の継続審査について
議案第43号上程(説明・質疑・委員会付託等省略,表決)252
議案第44号~議案第56号一括上程
提案理由説明
議案第44号~議案第56号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)261
議案第57号及び議案第58号一括上程264
提案理由説明264
議案第57号及び議案第58号(質疑,委員会付託省略,表決)265
議案第59号上程
提案理由説明
議案第59号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)268
閉会中の継続調査について
議員派遣の件
議長挨拶
市長挨拶
閉議及び閉会275

第 1 回 臨 時 会

平成28年2月議会

平成28年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

- 1. 会 期 5日間(2月12日~2月16日)
- 2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月12日	金	本会議	 ・会期の決定 ・議案第1号~議案第4号一括上程(議案説明) ・議案第1号~議案第3号
13日	土	休 会	
14日	日	11	
15日	月	11	
16日	火	本会議	・議案第6号(質疑,委員会付託省略,討論,表決) ・新たに受理した陳情上程(委員会付託省略,討論,表決)

第 1 回 臨 時 会

平成28年2月12日 (第1日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成28年2月12日 午前10時 開議

1. 議事日程

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 議長辞職の件
- ○日程第4 副議長辞職の件
- ○日程第5 議席の一部変更
- ○日程第6 常任委員の選任
- ○日程第7 議会運営委員の選任
- ○日程第8 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- ○日程第9 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- ○日程第10 議案第1号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分 の承認を求めることについて
- ○日程第11 議案第2号 指宿市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条 例の専決処分の承認を求めることについて
- ○日程第12 議案第3号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について
- ○日程第13 議案第4号 教育委員会委員の選任について
- ○日程第14 議案第5号 監査委員の選任について
- ○日程第15 議案第6号 第二次指宿市総合振興計画基本構想について
- ○日程第16 意見書案第1号 大雪と低温による農業被害に対する財政支援等を求める意見書(案)

1. 本日の会議に付した事件

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 議長辞職の件
- ○追加日程第1 議長の選挙
- ○日程第4 副議長辞職の件
- ○追加日程第2 副議長の選挙
- ○日程第5 議席の一部変更
- ○日程第6 常任委員の選任
- ○日程第7 議会運営委員の選任

- ○日程第8 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- ○日程第9 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- ○日程第10 議案第1号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分 の承認を求めることについて
- ○日程第11 議案第2号 指宿市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条 例の専決処分の承認を求めることについて
- ○日程第12 議案第3号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について
- ○日程第13 議案第4号 教育委員会委員の選任について
- ○日程第14 議案第5号 監査委員の選任について
- ○日程第15 議案第6号 第二次指宿市総合振興計画基本構想について
- 〇日程第16 意見書案第1号 大雪と低温による農業被害に対する財政支援等を求め る意見書(案)

1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6番議員	西	森	三	義
7番議員	浜	田	藤	幸	8番議員	東		伸	行
9番議員	高	田	チョ	3子	10番議員	森		時	德
11番議員	髙	橋	三	樹	12番議員	福	永	德	郎
13番議員	前	原	六	則	14番議員	前之	/ 園	正	和
15番議員	木	原	繁	昭	16番議員	中	村	洋	幸
17番議員	新月	川床	金	春	18番議員	下川	床		泉
19番議員	新智	官領		進	21番議員	松	下	喜り	人雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 豊 悦 男 副 市 長 留 渡 瀨 貴 久 教 幸 副 市 長 佐 藤 寛 育 長 西 森 廣 総務部長 髙 野 重 夫 市民生活部長 单 田 浩 一

正 幸 健康福祉部長 下敷領 産業振興部長 廣 森 敏 農政部長 建設部長 下 彦 新 留 幸 Щ 康 教育部長 山川支所長 勝 馬 場 久 生 浜 島 義 開聞支所長 総務部参与 Ш 畑 徳 廣 有 茂 人 留 建設部参与 光 忠 司 総務課長 岩 下 勝 美 行 財政課長 上 田 薫 税務課長 中 村 孝 長寿介護課長 西 治 孝

1. 職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 森
 和美
 次長兼調査管理係長
 石坂和昭

 主幹兼議事係長
 鮎川富男
 議事係主査 嶺元和仁

△ 開会及び開議

〇議長(新宮領進) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより平成28 年第1回指宿市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長(新宮領進) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、臼山正志議員及び 恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長(新宮領進) 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から2月16日までの5日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日から2月16日までの5日間と決定をいたしました。

△ 議長辞職の件

○議長(新宮領進) 次に、日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、私の一身上に関する事件でありますから、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副議長と交代いたします。

(新宮領進議員退席,中村洋幸副議長議長席に着席)

○副議長(中村洋幸) それでは、私が議長職を務め、議事を進めてまいります。

職員に議長の辞職願を朗読いたさせます。

〇事務局長(森和美) 指宿市議会副議長殿。指宿市議会議長、新宮領進。

辞職願。このたび一身上の都合により、平成28年2月12日をもって議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。以上でございます。

○副議長(中村洋幸) お諮りいたします。

新宮領進議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(中村洋幸) ご異議なしと認めます。

よって、新宮領進議長の辞職を許可することに決定いたしました。

新宮領進議員の除斥を解除いたします。

(新宮領進議員着席)

〇副議長(中村洋幸) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長選挙を行う必要がありますので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(中村洋幸) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

△ 議長の選挙

〇副議長(中村洋幸) 追加日程第1,議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(中村洋幸) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〇副議長(中村洋幸) ただいまの出席議員は、20人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

〇副議長(中村洋幸) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(中村洋幸) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

〇副議長(中村洋幸) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行いますが、念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

〔点呼, 投票〕

〇副議長(中村洋幸) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(中村洋幸) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

〇副議長(中村洋幸) これより、開票を行います。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議長において開票立会人に井元伸明議員、吉村重則 議員、西森三義議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

〇副議長(中村洋幸) 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票,これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票20票,無効投票0票であります。

有効投票のうち、松下喜久雄議員12票、臼山正志議員8票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、松下喜久雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松下喜久雄議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

松下喜久雄議員の議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長(松下喜久雄) ありがとうございました。議員各位の思いをしっかり受け止めさせていただきまして、議会を代表する者として、しっかり努力精進してまいりたいというふうに思っております。

我が国におきましては、ますます地方が厳しい状況に追い込まれる中、地方議会にとりまして、指宿市議会にとりまして、課題解決に向けたなお一層の努力が求められていると思っております。皆様方とともに指宿市民に信頼される議会づくりのために、一生懸命努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、受諾のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

〇副議長(中村洋幸) それでは、松下喜久雄議長、議長席にお着き願います。

これで、私の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

[松下喜久雄議長議長席に着く]

△ 副議長辞職の件

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により中村洋幸副議長の除斥を求めます。

[中村洋幸副議長退席]

- **〇議長(松下喜久雄)** 副議長の辞職願を朗読いたさせます。
- **〇事務局長(森和美)** 指宿市議会議長殿。指宿市議会副議長,中村洋幸。

辞職願。このたび一身上の都合により、平成28年2月12日をもって副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。以上でございます。

〇議長(松下喜久雄) お諮りいたします。

中村洋幸副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、中村洋幸副議長の辞職を許可することに決定いたしました。 中村洋幸議員の除斥を解除いたします。

[中村洋幸議員着席]

〇議長(松下喜久雄) ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長選挙を行う必要がありますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

Δ 副議長の選挙

〇議長(松下喜久雄) 追加日程第2,副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票をもって行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〇議長(松下喜久雄) ただいまの出席議員は、20人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

〇議長(松下喜久雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

〇議長(松下喜久雄) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行いますが、念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番 に投票願います。

[点呼,投票]

〇議長(松下喜久雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

〇議長(松下喜久雄) これより、開票を行います。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議長において開票立会人に浜田藤幸議員、東伸行議員、高田チョ子議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

〔開票〕

〇議長(松下喜久雄) 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票,これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票20票,無効投票0票であります。

有効投票のうち、木原繁昭議員11票、前之園正和議員9票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、木原繁昭議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木原繁昭議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

木原繁昭議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長(木原繁昭) おはようございます。一言,副議長承諾及び就任の挨拶を申し述べさせていただきます。このたびは議員の皆様方のご推挙により副議長に当選させていただき,誠にありがとうございました。身に余る光栄でありますとともに,その職責の重大さを痛感しているところであります。これからも合併11年目を迎える指宿市の市政発展,市民の幸せ向上に向けて,人格,識見,ともに卓越された議長をはじめ,皆様とともに力を合わせて私も微力ながら全身全霊一生懸命この要職を務めてまいりたいと思っているところでございます。今後ともこの場の皆様,市民の皆様方にご指導,ご鞭撻をお願いいたしまして,副議長当選承諾及び就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

△ 議席の一部変更

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第5、議席の一部変更を議題といたします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

新宮領進議員の議席を19番に、松下喜久雄、私の議席を21番に、これまでの15番から19番の議席を順次繰り上げて、それぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、新宮領進議員の議席を19番に、松下喜久雄の議席を21番に、これまでの15番から 19番の議席を順次繰り上げて、それぞれ変更することに決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席にお着き願います。

[議席移動]

〇議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分再開 午前11時24分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

Δ 常任委員の選任

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第6、常任委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については,委員会条例第8条第1項の規定により,議長において総務水道 委員に高田チョ子議員,外薗幸吉議員,森時德議員,髙橋三樹議員,前原六則議員,前之園 正和議員,松下喜久雄議員,以上7名でございます。文教厚生委員に,臼山正志議員,恒吉 太吾議員,吉村重則議員,西森三義議員,東伸行議員,新川床金春議員,下川床泉議員,以 上7人でございます。産業建設委員に井元伸明議員,浜田藤幸議員,福永德郎議員,木原繁 昭議員,中村洋幸議員,新宮領進議員,以上6人でございます。

以上を各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分 再開 午前11時57分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長と副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、ご報告いたします。

総務水道委員長に高田チョ子議員,副委員長に髙橋三樹議員,文教厚生委員長に恒吉太吾議員,副委員長に臼山正志議員,産業建設委員長に浜田藤幸議員,副委員長に井元伸明議員,以上のとおりであります。

△ 議会運営委員の選任

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第7、議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において高田 チョ子議員、恒吉太吾議員、浜田藤幸議員、外薗幸吉議員、新川床金春議員、井元伸明議 員、前之園正和議員、臼山正志議員、以上8人を議会運営委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分 再開 午後 1時50分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長と副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長に井元伸明議員、副委員長に新川床金春議員、以上のとおりであります。 この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、定例会及び臨時会の会期日程等に関する事項並びに議長の諮問に関

する事項については、委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査の申し出があります。

議会運営委員長からの申し入れのとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

△ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

O議長(松下喜久雄) 次は、日程第8、指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。指宿広域市町村圏組合議会議員に、井元伸明議員、東伸行議員、髙 橋三樹議員、福永德郎議員、前之園正和議員、木原繁昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって, ただいま指名いたしました井元伸明議員, 東伸行議員, 髙橋三樹議員, 福永德郎議員, 前之園正和議員, 木原繁昭議員が, 指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

△ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第9、指宿南九州消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたい と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。指宿南九州消防組合議会議員に,浜田藤幸議員,前原六則議員,新 川床金春議員,松下喜久雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって, ただいま指名いたしました浜田藤幸議員, 前原六則議員, 新川床金春議員, 松下喜久雄議員が, 指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

△ 議案第1号~議案第4号一括上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第10、議案第1号、平成27年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第13、議案第4号、教育委員会委員の選任について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

〇市長(豊留悦男) 今次第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決

処分の承認を求める案件1件,条例の専決処分の承認を求める案件1件,補正予算に関する案件1件,人事に関する案件2件,第二次指宿市総合振興計画基本構想に関する案件1件の計6件であります。

まず,議案第1号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて,であります。

本案は、平成28年1月18日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいた しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第2号,指宿市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令等が交付されたことに伴い、平成27年12月28日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、提出議案の7ページをお開きください。

議案第3号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について,であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を240億8,700万円にしようとするものであります。

次は、提出議案の8ページをお開きください。

議案第4号、教育委員会委員の選任について、であります。

本案は、教育委員会委員であります七夕利久氏が、平成28年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお,同氏の住所,生年月日はお示しのとおりであります。何とぞご同意賜りますよう, よろしくお願い申し上げます。

なお、議案第4号を除く3議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろ しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長(高野重夫) それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご 説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて,であります。

別冊の平成27年度指宿市一般会計補正予算(第10号)の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,860万4千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を240億5、478万円にしたものであります。

それでは,説明の都合上,歳出の方からご説明いたしますので,13ページをお開きください。

款2総務費,項1総務管理費,目6財産管理費,節13委託料8,673万5千円の補正につきましては,平成27年10月から開始したふるさと納税返礼品事業において想定以上のふるさと納税一般寄附金があり,寄附に対する返礼品送付に係る一括代行委託料が不足したことから,委託料を増額したものであります。同じく節25積立金7,186万9千円の補正につきましては,ふるさと納税一般寄附金をふるさと応援基金へ積み立てる積立金が不足したことから増額したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

款15県支出金60万円の補正につきましては、県経由のふるさと納税寄附金に係る市町村交付金を減額したものであります。

款16財産収入8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの基金に対する利子であります。

款17寄附金1億7,638万2千円の補正につきましては,節及び説明欄にお示しのふるさと納税一般寄附金であります。

款18繰入金1,718万6千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金への繰り戻し金であります。

次は、提出議案の7ページをお開きください。

議案第3号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について,であります。

別冊の平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は,第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,222万円を追加して,歳 入歳出予算の総額を240億8,700万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、13ページをお開きください。

款5農林水産業費,項1農業費,目3農業振興費,節11需用費222万円の補正につきましては、平成28年1月24日から25日の寒波により、農作物へ雪害、凍結害の被害が発生したことから、被災対応策として農家へ配布する農作物樹勢回復剤を購入する消耗品費であります。

款12諸支出金,項1基金費,目2農業振興促進基金費3,000万円の補正につきましては,平成28年1月24日から25日の寒波により,農作物へ雪害,凍結害の被害が発生したことから,被災農家が資金繰りで困ることがないように,農業振興促進基金貸付金の貸付要件を一部緩和して対応することに伴い,貸付金が不足する見込みであることから,基金へ繰り出すものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

款18繰入金3,222万円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇市民生活部長(牟田浩一) それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

議案第2号,指宿市税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令及び地方自治法 第245条の4に基づく総務省自治税務局各課長連名通知、地方税分野における個人番号利用手 続きの一部見直しについて、に基づき、市民税、特別土地保有税、国民健康保険税及び介護 保険料の減免申請書に個人番号の記載を平成28年1月1日から要しないこととするため、指宿 市税条例の一部を改正する条例及び指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一 部を改正する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し たものであります。

改正の主な内容につきましてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

第1条ですが、平成27年指宿市条例第27号指宿市税条例の一部を改正する条例においては、平成28年1月1日以降に行う市民税及び特別土地保有税の減免申請書に納税義務者等の個人番号を記載することを規定しておりましたが、今回の省令の改正等によって納税義務者等の負担を軽減するため、個人番号を記載する対象書類が見直されたことに伴い、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に記載すべき事項から個人番号を削除する改正であります。

第2条ですが、平成27年指宿市条例第38号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保 険条例の一部を改正する条例においては、市民税等の減免申請書の取扱いと同様に、平成28 年1月1日以降に行う国民健康保険税及び介護保険料の減免申請書に個人番号を記載すること を規定しておりましたが、前条の市民税等の改正規定と同様に、国民健康保険税及び介護保 険料の減免申請書に記載すべき事項から個人番号を削除する改正であります。

なお、この条例は公布の日から施行しております。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

休憩午後2時08分再開午後2時23分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第1号~議案第4号(質疑,委員会付託省略)

〇議長(松下喜久雄) これより、議案第1号から議案第4号までの4議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。 まず、前之園正和議員。

〇14番議員(前之園正和) 議案第2号について質疑を行います。

個人番号制度については、私どもそもそもにおいて反対をしてきたところですが、今回の 議案は市民税と国保税、介護保険料の減免申請において、個人番号記載を求めることをや め、削除するものとなっております。個人番号記載については、先だって条例を改正して制 度としてはスタートしたわけですが、これが時を経ずして元どおりになるということです。 なぜそのようになったのか。そもそも記載の必要がなかったことを物語っているのではない かと思うんです。その今回の個人番号の記載を削除する理由について伺いますが、併せて今 回、削除の議案を出すということは、記載することによる問題点を国や行政として認識した ということになるのではないかというふうに思いますので、その辺りのことを伺います。

〇市民生活部長(牟田浩一) ただいまのご質疑に答弁させていただきたいと思います。

昨年6月議会におきまして議会の議決を受けました平成27年指宿市条例第27号は、指宿市税条例の改正です。それと併せて、昨年12月議会で議決をいただきました平成27年指宿市条例第38号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例のこれも一部改正で、両条例とも減免申請書にマイナンバーを記載するという改正でございましたが、昨年12月25日に総務省の方から一部改正について連絡があり、その後、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が12月25日付けで交布されております。その内容と申しますのは、申告書等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者の個人番号の記載を要しないこととするという一部改正がございました。それと併せまして、総務省の自治税務局の方から、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言がなされたところでございます。その内容と申しますのが、納税義務者、特別徴収義務者の負担を軽減するため、国税の取扱いと同様に個人番号記載の対象書類を見直すということで、そういった内容の技術的助言がございまして、併せて準則が市町村に示され、それに基づいて改正を行ったところでございます。以上です。

〇14番議員(前之園正和) 答弁は、一言で言えば国が方針転換をしたのでそれによってというだけのことですよね。私が伺っているのは、そのことはもう重々分かっているわけです。 個人番号を記載するように、それなりの理由を付けてですよ、条例改正をしたのが、実質的にはまだ日にちも経たない下で、これを形こそ違いますけど、改正をして、更に改正ということはとっていますけど、実質的には改正したのを撤回したということに等しいわけですよ

ね。そういう意味において、その辺のことを聞いているわけです。最初の記載を求めたことは、よろしくなかったということの現れなのではないかということを指摘したいわけですが、そういう角度からただ国の方針だからということではなくて、なぜそうなのかということを伺っているわけです。

それから今回,市民税とそれから国保,介護保険料についてということですが,ありとあらゆる国や行政に対する書類については,個人番号を記載せよということに,大きな流れとしてはなってきているわけですので,今回の市民税と国保,介護保険料等のほかに,引き続き個人番号記載を求めるものが残るかどうか,残るとすればどういったものがあるのか,そしてまた,今回の分については記載を求めないことにし,まだ残るものがあるとすれば,そちらはなぜ残るのか,その点についてはどうでしょうか。

- ○市民生活部長(牟田浩一) 今回の改正につきましては、先ほど申し上げたとおり納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するための理由でございます。それとあと、ご質疑の中で、何が残るかというようなことでございましたが、確かに私どもも今回は市民税と特別土地保有税だけで、あと残っている固定資産税や軽自動車税がなぜ個人番号から削除されないかというような疑問もございまして、いろいろ関係機関に問い合わすんですけれども、先ほど申し上げた理由であります。ただ、考えられることは、市民税と特別土地保有税は本人の申告に基づいて課税をしております。一方で、固定資産税と軽自動車税は本人の申告によらず、土地建物、軽自動車を持っているという事実を市が把握している課税になっていることを考えれば、そういったことですみ分けがされたのではないかなというふうに推測するところでございます。以上です。
- **〇14番議員(前之園正和)** 今回,この三つについて,記載を求めることをやめるということが,負担を軽くするということだというふうにおっしゃいました。ということは,そもそもにおいて個人番号の記載を求めることは,負担を重くすることを求めたということと同義語になりますが,そういうことですか。
- **〇市民生活部長(牟田浩一)** もともと申告等には全て個人番号を記載しなければならないと, こういった基本的な事項は変わっておりません。ただ,それに付随する書類,こういったも のを軽減した方がいいということで,国はそういう検討をもって,国税もそうですし,地方 税の方もそういう取扱いにしたというふうに,私どもは認識しております。以上です。
- **〇議長(松下喜久雄)** 次に,外薗幸吉議員。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 議案第1号の平成27年度指宿市一般会計補正予算(10号)の中で、資料をもらっているんですけれども、ふるさと納税返礼品贈呈事業に係る補正予算、これに関してお伺いいたします。

税金の種類というのはいろいろありますけれども, 税金というのは基本的に行政サービス の対価だと思うんですね。指宿市に住んでいれば, 例えば火事とか救急とか, それから保育 園、小・中・高校の福祉や行政サービス、それから道路とかですね、たくさん行政サービスがあるんですけど、このサービスを受ける対価として税金を払うもんだと私は思うんです。そしてまた、現在指宿市にいない人が、過去において小・中学校、指宿市で行政サービスを受けたから、そのお返しみたいな意味で指宿市民でないけれども指宿市に税金を払うという形が一般的だと思うんです。ところが、今のこのふるさと納税返礼品贈呈事業というのは、どうもそのご褒美と言いますかね、寄附という形になっているのは、本当は税金なのに寄附という形になっているので、サービスの方がよく出ているんですね、たくさん。マスコミの方もいらっしゃるけれども、新聞やテレビでもこういうのばっかり出る。一昨年でしたかね、全国の市町村の中で最も多かったのは、佐賀県の玄海町ですね。あの原子力発電所があって裕福なまち。唐津や周辺とも合併しなかったようなまちが一番だったですよ。今年は都城とか何とか言っていますけども。この本来の趣旨に反しているんじゃないかとこういう考えですが、どう思われますか。

それからですね、この資料なんかでもそうですが、いろんなので指宿市に入ってくるお金の話ばっかり出ますけれども、指宿市に入らない分、つまり指宿市民がほかの市町村にふるさと納税という形で寄附をしている部分がどのくらいあるのか、1年なりであるのか。

それから3番目に、私はこれ、ちょっと信じられないんですが、このふるさと納税制度を 指宿市民が利用できると。例えば、私が指宿市民で行政サービスを受けていながら、この制 度を利用したら、私がこういういろんなものをもらえるというお話を聞くので、信じられな いんですが、これが事実かどうか。よろしくお願いします。

○総務部長(高野重夫) ふるさと納税の返礼品の贈呈事業についてでございます。まず、ふるさと納税についてでありますけれども、ふるさと納税制度とは、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方々の気持ちを寄附を通じて実現するための制度であります。平成20年度に創設されましたふるさと納税制度は、地方自治体に寄附した金額の一部を、本来納めるべき税から差し引いてもらう制度であります。具体的には寄附金の2千円を超える部分について、個人住民税と所得税が減額される優遇措置が受けられるものでありまして、マスコミ等でも多々返礼品の部分について取り上げられることもあり、一部返礼品等が加熱して、本来の目的とは趣旨が少し違ってきているようなところもございますけれども、指宿市としてもやはりそういうことで、全国の自治体が取り組んでいるのであれば、指宿市としてもやはり少しでも指宿市に取り込む寄附金の税収を上げないと、持って行かれる部分が増えるということであれば好ましくないということで、昨年10月からふるさと納税の返礼品事業に取り組んだところでございます。

指宿市の市民がよそにした場合には、指宿市の住民税が控除されて減るわけですけれど も、その部分については確定申告が終わらないと、はっきりした額が分かりませんので、そ のようなことでございます。 それから、制度としては、指宿市民が指宿市にふるさと納税ができるかということにつきましては、制度上ではできるということになっております。以上です。

○1番議員(外薗幸吉) 今、いみじくも総務部長が言われたように、ふるさと納税の趣旨というのは、私がさっき申し上げました過去の行政サービスですね、ふるさとって、いろんな要素があると思うんだけど、例えて言えば、生まれて小・中学校出て、高校辺りまで出て、行政サービスを受けているわけですよ。これは親が税金を払っていると言うかもしらんけども、それに対して寄附という形でやるのが当然だと思って、どうもですね、脱線しているというか、その品物の競争に陥り過ぎている。この辺を改善するような考えじゃないですね、総務部長の話からいうと、よそにも負けないようにやるぞというような感じで、どうも感心しませんが、この辺を再度ですね。

それから、マスコミの方々もいらっしゃるけれども、マスコミもこのサービスを新聞、テレビ等でやってあおっている、品物競争を。そういう感じがしますね。指宿市に入らない分については、確定申告がないと言われましたが、確定申告は3月以降としても、一昨年からでしょう。それは金額的に確かに平成27年分は多いでしょうけど、その前の分は把握できているはずですね。それをお聞きします。

それから、理論的に市民の利用ができるということですが、私を含めて大部分の人はびっくりすると思いますよ。本当、マスコミの人は明日の新聞でもこれは掲載してもらいたい。 市民の人はですね、かつさっき言いました、市民でこの利用をした人がいるのか。前年度分で、何人いるのか。まさか指宿市の職員とか、議員はいないでしょうね。お聞きします。

- ○総務部長(高野重夫) 指宿市民でこのふるさと納税をされた方がいるのかどうかということについては、昨年度までは返礼品事業を行っておりませんので、そういう部分についてはありませんでした。今年の部分についても、現在出ている中では市民の方の利用はなかったというふうに記憶しております。
- ○税務課長(中村孝) 27年の1月から12月につきましては、今年の確定申告で寄附をした人が 分かってきますけれども、27年度、平成26年の1月から12月に他市町村にふるさと納税をし たと思われる人数につきましては26名、寄附額で153万円ほどということになっておりま す。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 26年度,27年度ではいろいろ違うだろうけれども,これは最後に市長に聞きます。今後もですね,指宿市民が指宿のこの制度を利用するのは排除する考えはないかお聞きします。
- 〇議長(松下喜久雄) 総務部長。

(発言する者あり)

〇市長(豊留悦男) ふるさと納税については、さまざまな問題点も指摘されているのは、議員 御存じのとおりであります。しかし、総務省としてもやはりふるさとの活性化という観点か

らも、この制度は推奨しているのが事実でもあります。議員ご指摘のように、基礎自治体による競争的な要素、つまり返礼品等により大きくその寄附金額と言いますか、それに差があるのも事実でございます。やはり、この制度を総務省、国が挙げて推奨している立場から、これを指宿市が、この制度というものに疑問を呈し、やめさせるということはできないのではないかと思っております。やはりこの趣旨に応じたようなふるさと納税の制度が確立されるべきであろうと思いますけれども、現制度においては議員のご指摘のような対応はできないものと考えております。

- 〇議長(松下喜久雄) 次に、吉村重則議員。
- **〇5番議員(吉村重則)** 議案第3号について、雪害による調査の中で14億の被害額だということでしたけどこれについて、例えば売上によってしているものなのか、その辺の調査はどのような調査が行われたのか。

それとあと、樹勢回復剤の配布とか、貸付けをするということで補正予算を組まれている わけですけど、対象農家ですね、例えば全農家を対象にした、そういう貸付けの方向で検討 がされているのかどうか。

○農政部長(新留幸一) 雪害の被害額、どのように決定したかというご質問でありますが、1 月28日にちょっと重複するかもしれませんけども、1月28日、県の報告したものでソラマメ からビワまで10品目の被害総額が約14億1、273万円となっております。この被害額の決定に つきましては、通称技連会というところの組織があるんですけれども、県の普及課、それか らJA職員、それから市の職員を含みまして、専門技術員によりほ場調査を行います。その 結果、それぞれの農産物ごとに被害面積、それから反等当たりの収量、あるいは単価、それ から被害率を基礎に積算しているところでございます。なお、その基礎になる単価になるん ですけれども、単価額につきましては県の災害基準額に合わせた額ということで、現在の市 況の額には合わせてないところでございます。

それから、指宿市農業振興促進基金の対象がどういうふうに緩和されたかということとお聞きしました。指宿市農業促進基金につきましては、従来、事業内容、それから貸付対象者、貸付条件ということになっております。これをもって月1回審査会が開かれてやっているところなんですけれども、そのまず貸付対象者、この基金の規則の中の第3条にあります市内に住所を有し、市税を完納し、若しくは完納することが見込まれる認定農業者等であって、指宿市農業振興促進基金の貸付残額がない方が対象となりますということを規則にうたわれているんですけれども、今回、これを従来認定農業者に加え、認定新規就農者及び担い手農家、16歳から65歳未満まで、所得は約183万円以上の専業農家を対象としますということで、この枠を広げたところでございます。

次に、資金の使途なんですけれども、貸付限度額というのがありまして、農業用機械及び付属品並びに農業用施設1戸当たり200万円ということで今まで貸付けております。更に①上

記以外で同業経営に必要な経費,これが1戸当たり100万円,従来貸付けているところでございますが,これを従来の使途に加えまして,オクラ等の今後の植付けに係る資材等,種代とか肥料代の経費もこの100万円を限度に対象としますということで,この部分について多くの生産農家が借りられるようなシステムを作ったところでございます。

○5番議員(吉村重則) 被害調査について、今年度の場合は暖冬の関係で、ソラマメなんかにしてもシミ症があって、価格的にはそんなにいってないわけですよね。しかも、年末から早い人は芯を止めて、かなり芯を止めている作付けもかなりあるわけですよ。そういう面から考えれば、農家側からすれば、本当にこの14億の、最初の14億そのものが少な過ぎるんじゃないかという声がかなり聞かれたんですよ。この総額が確定と、県の方に最初、この時点での14億が報告されるわけですよね。国が激甚災害とか、そういうのにした場合と、例えば被害額が上がっていけば激甚災害になって、まだ農家への支援が国としても十分されるような条件があるのではないかと思うんですが、その辺ではどうなるのか。

それと、この貸付けについて、昨年は長雨でオクラ、カボチャがだめで、冬作の豆類がだめになっているわけですよね。そうなった場合に、農家は収入がほとんどないというようなことを考えれば、資材費の部分、生活費の方も出てくるわけですよね。そういう貸付けについて、その辺では対象としてならないのかどうか。

○農政部長(新留幸一) まず、激甚災害についてでございます。国につきましては、国民経済に著しい影響を与えるような激甚な災害が発生した場合ということで位置付けられております。その中で、公共土木施設や農地等の災害復旧に係る必要な費用ということでなっているところなんですが、この中の一つありまして、災害、例えば一番上の方、2段階ありまして、例えば、全国的に大きな被害がもたらした災害、それから、今回みたいに鹿児島県を中心として、特に指宿なんですけれども、局地的な災害によってということが二通り位置付けられております。その局地的なものにつきましては、特定の都道府県の区域に大きな被害がもたらされた場合の基準があるということで、やはりこの基準につきましては600億円というのが今の国の規定額になっているようでございます。

それから、すみません、貸付けにつきましては、例えばご紹介しました指宿市農業振興促進基金と、あと今、JAが発行するだろうということなんですけれども、災害緊急支援資金というのがあります。この災害支援資金について、JAの方が検討中ということでありますが、中身については生活資金に充てられるということです。その災害緊急支援資金につきましては、市の方で、貸付けを行った方につきましては、市の方で1回分の利子を補給するということになっておりますので、そのいろいろ資金がありますが、その災害資金をご利用いただければと思っております。

〇5番議員(吉村重則) 激甚災害について、栃木県の方では5億ぐらいの農産物の被害で、県 として激甚災害の条例を作っているということなんですけど、そういう面では指宿の場合は 20億以上になるだろうということで、今朝も報告、あれが説明があったわけですけど、そういう面では鹿児島県に対して、やっぱり県として、そういう激甚災害の条例を作るべきではないかという要請をするべきではないかと。

それとあと、被害調査について、農家自身がもう本当に畑を何度も見回しているというような状況を考えれば、その技連会とか、市、県、農協だけでなくして、やっぱり調査するときに、農家の、その時点で農家の調査が、聞き取りなりするべきではないかと思うんですが、その辺ではどう考えているのか。

あと、その貸付けについて、農協の方でそういう生活資金について緊急の貸付けを準備を しているということですけど、市としての貸付けについても、やっぱりその辺も含めて検討 はされないのかどうか。市の貸付けについて、100万なり200万なりの額があるわけですよ ね。農家は昨年、本当言って水害と冷害で、ほとんど収入がない状態ですので、その辺で検 討はされないのかどうか。

〇農政部長(新留幸一) まず、要望等につきまして、去る県議会の方が現地調査にみえまして、その場でもお話したんですけれども、やはり県と一緒になって、今後、国あるいは県の方の激甚災害等を含めて検討していただきたいということで、その場で要望はしているところでございます。

そして、災害被害額の基準につきましては、どうしても県の基準額に合わせた分に単価がなっているがために、通常の市況にいきますと、今現在の市況だよねと、だけど1か月前こうだよねと、やっぱり単純に、その価格の変動がありますので、我々としても県の方の指導に基づいて県の基準額を採用させていただいているところでございます。ご了解いただきたいと思います。

あと、貸付けの方なんですけれども、やはりこの貸付けにつきましては、農業を今から拡大して、規模拡大して、それから農業の経営に一役買っていただく、そして借りて良かったというような資金になっておりますので、今、議員がおっしゃるのと一緒になって、我々もこの資金については従来どおりのやり方で、今後またやっていきたいなと考えているところでございます。

〇議長(松下喜久雄) 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までの4議案は、会議規則第37条 第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定いた しました。

△ 議案第1号~議案第3号(討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより, 採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案とおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第4号(表決)

〇議長(松下喜久雄) 次に、議案第4号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は同意することに決定いたしました。

△ 議案第5号上程

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第14、議案第5号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西森三義議員の除斥を求めます。

(西森三義議員退席)

〇議長(松下喜久雄) 提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

〇市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第5号、監査委員の選任についてであります。

本案は、議員のうちから選任された委員であります森時徳氏から、平成28年2月11日付けの辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定により、同日付けでこれを承認いたしました。つきましては、次期委員に西森三義氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお,同氏の住所,生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

△ 議案第5号(質疑,委員会付託省略,表決)

○議長(松下喜久雄) これより、議案第5号に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付 託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって,議案第5号は,同意することに決定いたしました。

西森三義議員の除斥を解除いたします。

(西森三樹議員着席)

△ 議案第6号上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第15、議案第6号、第二次指宿市総合振興計画基本構想について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

〇市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第6号,第二次指宿市総合振興計画基本構想について,であります。

本案は、平成28年度を初年度とする平成37年度までの向こう10年間の事務について、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を別冊のとおり定めたく、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお 願い申し上げます。

〇総務部長(高野重夫) それでは、命によりまして総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第6号, 第二次指宿市総合振興計画基本構想について, であります。総合振興計画は 総合的なまちづくりの計画であり、目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明 確にする羅針盤となるものであります。本市では、新市建設計画を基本にしながら平成19年 度に第一次総合振興計画を策定しており、計画期間は平成20年度から新市建設計画の計画期 間終了年度である平成27年度までの8年間であり、今年度が最終年度となっております。新 市建設計画は市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併協議会において策定が 義務付けられた計画であります。また,総合振興計画は平成23年に地方自治法が改正される までは同法の規定に基づき策定される基本構想を核とした計画でありました。したがいまし て、合併市町村には例外なく、この二つの計画が並行して存在することとなり、その整合性 を図る必要が生じております。新市建設計画につきましては、平成24年6月27日に交布され た東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改 正する法律により、合併特例債の起債可能期間が5年間の延長がされており、本市におきま しては公共施設整備などに関連して合併特例債の活用が想定されることから、新市建設計画 の計画期間の延長は必要であると考え、旧合併特例法第5条の規定に基づき、平成27年第4回 指宿市議会定例会における議決を経て、新市建設計画の変更を行ったところであります。第 二次指宿市総合振興計画の策定に当たっては、新市建設計画の延長を踏まえ、第一次総合振 興計画の基本的な考え方を踏襲しつつ策定を行う必要があります。したがいまして、基本理 念、将来都市像、基本目標については、基本的に踏襲し軽微な変更にとどめることを基本と

して、平成26年度からその策定作業を進めてまいりました。今回、第二次指宿市総合振興計画の原案がまとまりましたので、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは, 内容についてご説明を申し上げます。

はじめに、第二次指宿市総合振興計画の策定の経緯についてご説明をさせていただきます。

第二次指宿市総合振興計画の策定につきましては、平成26年度においては市民の声を幅広く計画に反映させるため、18歳以上の各層から無作為に抽出した市民2千人を対象にした市民まちづくりアンケートや、小学6年生を対象にした未来の指宿夢アンケート、中学3年生及び高校3年生を対象にした指宿若人まちづくりアンケートを実施いたしました。アンケートの調査結果につきましては、参考資料の16ページから21ページにかけて抜粋を掲載しているところでございます。

平成27年度におきましては、これらの市民の意向や提言等を踏まえ、庁内において第二次指宿市総合振興計画素案の取りまとめを進めてきたところでございます。また、平成27年7月28日には、指宿市総合振興計画審議会条例に基づき、市長の諮問機関である総合振興計画審議会を設置し、第二次総合振興計画案を諮問いたしました。総合振興計画審議会におきましては、延べ4回行い、27人の委員が熱心にご審議いただき、去る12月17日、審議の結果を取りまとめて市長に答申書が提出されたところでございます。また、11月には同計画の基本構想案について市民の皆さんから広く意見を求めるパブリックコメントを実施しております。

以上、簡単ではありますが、第二次指宿市総合振興計画の策定の経緯についてご説明いたしました。

それでは,第二次指宿市総合振興計画基本構想について,説明の都合上,参考資料の第二次指宿市総合振興計画案に基づきご説明をさせていただきます。

参考資料の方でございます。

まず、第二次指宿市総合振興計画案の構成についてご説明をさせていただきます。 参考資料の目次をご覧ください。

第二次指宿市総合振興計画の構成といたしましては,第1部序論,第2部基本構想,第3部基本計画となっております。今回,議会の議決を求めるものは,この第2部基本構想の部分でございます。

第1部序論におきましては,第1章計画の策定に当たって,において総合振興計画策定の視点と目的,計画の役割と位置付け,計画の構成と期間を記述し,第2章計画の背景では,時代の潮流として加速する少子高齢化社会と人口減少時代への突入や,深刻化する環境問題など六つの観点を記述しているところでございます。第3章指宿市の歩みと現況では,指宿市

のあゆみと1気候,自然などの特性とともに,市民アンケート調査の主な結果,7項目について掲載をいたしております。

第2部基本構想におきましては,第1章において四つの基本理念と目指すべき将来都市像を示しております。また,第2章でそれらを実現するための基本目標と基本方針を示すとともに,将来人口についても記述しております。

次に,第3部基本計画でございますが,それぞれの基本目標のもとに示されている基本計画ごとに現状と課題,基本方針及び主要施策の概要を示しております。

次に、今回議会の議決を求める第2部基本構想の内容についてご説明をいたします。 24ページをお開きください。

第1章まちづくりの基本理念と将来都市像,第1節基本理念でありますが,私たちが暮らす指宿市は、砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉や九州最大の湖である池田湖、開聞岳の裾野に広がる畑作地帯、天然の良港である山川港、歴史に彩られた多くの文化など、個性的で魅力ある地域資源に恵まれています。この素晴らしい自然や文化と共生しながら、市民と行政が互いに力を合わせ、誰もが快適に安心して暮らせるまちづくりを進め、新しい時代に光り輝く未来の指宿市を創造するため、地域資源を最大限活用するまちづくり、生活の質の向上を目指すまちづくり、人づくりを重視するまちづくり、一人ひとりが輝くまちづくりの四つを基本理念として掲げております。

26ページをお開きください。

続きまして、将来都市像であります。全ての市民が健康でふるさとに愛と誇りを持ち、住んで良かったと思えるまちづくりを進めるため、四つの基本理念を踏まえ本市が目指すべき 五つの将来都市像を定め、それらを総括し、代表する将来都市像として、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを掲げております。

28ページをお開きください。

本市を代表する将来都市像である豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを実現するため、社会基盤、生活環境、産業経済、保健医療福祉、教育文化、コミュニティ協働、行財政の七つの分野を掲げ、その分野ごとに基本目標を掲げているところでございます。基本目標につきましては、社会基盤の分野が利便性に優れた快適なまち、生活環境の分野がみんなでつくる人と環境に優しいまち、産業経済の分野では資源と産業が融合し、悠々と暮らせるまち、保健医療福祉の分野では全ての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち、教育文化の分野ではふるさとを愛し明日を拓く心豊かな人材を育むまち、コミュニティ協働の分野では市民と行政が協働でつくる活気あふれるまち、行財政の分野では市民とともに行財政改革を進めるまちとしております。

30ページをお開きください。

第2節基本方針の30ページから33ページは、七つの基本目標における基本的な施策の方向

を示しております。

まず、社会基盤分野の利便性に優れた快適なまちでは、道路、交通網の確立や魅力あるまち並みの形成、情報通信基盤の整備、公共交通機関の充実に努めることとしております。

次に、生活環境の分野のみんなでつくる人と環境にやさしいまちでは、環境と共生するライフスタイルづくりや、良質な水の安定確保、定住人口の維持拡大を目指し、ゆとりとやすらぎに満ちた居住空間の整備を進めることとしております。産業経済の分野の資源と産業が融合し、悠々と暮らせるまちでは、地域資源を生かした体験型観光などを推進し、国際的な保養観光地づくりを進めることとしております。また、付加価値の高い農林水産業の展開を図るとともに、観光業や商業、農林水産業などの各産業相互間の連携を進めることとしております。保健医療福祉の分野の全ての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちでは、温泉等の地域資源を活用した健康づくりを進めるとともに、子育て支援体制や高齢者福祉の充実、人材の育成、確保に努め、全ての市民が健康で自立した生活を送ることができるまちづくりを進めることとしております。

32ページをお開きください。

教育文化分野のふるさとを愛し、明日を拓く心豊かな人材を育むまちでは、豊かな心やたくましく生きる力を持った子供たちを育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動の推進に努めることとしております。また、互いに認め合うことができる心豊かな市民であふれるまちを目指すこととしております。コミュニティ協働分野の市民と行政が協働でつくる活気あふれるまちでは、市民のコミュニティ意識の高揚を図るとともに、自主的、主体的な市民活動を支援し、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の高揚を図ることとしております。最後に、行財政分野の市民とともに行財政改革を進めるまちでは、市民が主体的に参画する仕組みづくりを進めるとともに、民間活力の積極的、効果的な活用や歳入の安定確保、各事業の効果の検証を進め、効率的かつ効果的な財政運営を目指すこととしております。

次に、34ページをお開きください。

将来人口につきましては、国勢調査に基づく人口の推移と、平成22年までに実施された国勢調査による人口推移を基に、国立社会保障人口問題研究所が推計した人口を掲載しております。この人口予測のまま推移しますと、平成37年には3万6,853人となり、高齢化率も41.1%と顕著な伸びが予測されます。目標人口でありますが、全国的な人口減少の時代を迎え、高齢化の進行や出生率の低下が今後ますます進むと考えられることから、本市の人口も減少していくものと予想されますが、子供を産み育てやすい環境の整備や、医療体制の充実、産業の進行、企業誘致などの定住促進のための施策を積極的に推進することにより、減少率を抑えるなどの取組が必要であります。これらの地方創生の実現に向けた取組に当たり、平成27年10月に策定した指宿市版地方人口ビジョンにおける市独自の将来人口推計に基づき、平成37年の将来人口は3万7千人程度を目標に設定いたしました。また、これからは定

住促進の推進と併せ、交流人口や交流人口を増やすための施策にも取り組み、交流が定住へ 移行する環境整備を進めていくこととしております。

次に,第3部基本計画でございますが,説明の都合上,目次の次にあります基本計画体系 図をお開きください。

基本計画では、利便性に優れた快適なまち、社会基盤などの七つの分野の基本目標ごとに幹線道路網の整備など計68の基本計画を掲げ、各種施策の基本的な方向を示しております。社会基盤分野の利便性に優れた快適なまちでは、基本計画として幹線道路網の整備をはじめとして7項目を掲げています。生活環境分野のみんなでつくる人と環境に優しいまちでは、基本計画として定住促進対策の充実をはじめとして14項目を掲げております。産業経済分野の資源と産業が融合し、悠々と暮らせるまちでは、基本計画として農業の振興をはじめとして11項目を掲げております。保健医療福祉分野の全ての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちでは、基本計画として自主的な健康づくりの推進をはじめとして13項目を掲げております。教育文化分野の故郷を愛し、明日を拓く心豊かな人材を育むまちでは、基本計画として幼児教育の推進をはじめとして10項目を掲げております。コミュニティ協働分野の市民と行政が協働でつくる活気あふれるまちでは、基本計画として地域で支え合う活動の推進をはじめとして4項目を掲げております。行財政分野の市民とともに行政改革を進めるまちでは、基本計画として情報の積極的な提供と活用をはじめとして9項目を掲げております。

これまで説明をいたしました68の基本計画については、37ページ以降第3部基本計画編において目指す成果と目標値、現状と課題、基本方針及び主要施策の概要について記述をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(松下喜久雄) ただいま議題となっております議案第6号に対する質疑等は,2月16日に 行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分 再開 午後 3時22分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 意見書案第1号上程

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第16、意見書案第1号、大雪と低温による農業被害に対する 財政支援等を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○6番議員(西森三義) 大雪と低温による農業被害に対する財政支援等を求める意見書(案) についての説明をいたします。

平成28年1月24日から25日にかけて記録的な寒波で,指宿市においても農作物に甚大な被害が発生いたしました。議員個人ごとの被害調査はされたと思われますが,平成27年度の産業建設委員会のメンバー6名と議長,議会事務局職員2名並びに農政部長,農政課長,技術員にも同行してもらい,2月2日に指宿地区,開聞地区,山川地区の現地調査を実施いたしました。

それぞれの現地では、被害に遭われた農家の声も聴きましたが、その声の中でこんな被害は20年やっていて初めて、ソラマメ、スナップエンドウは実もつぼみも全て死んでしまった。農作業をする気も起きないと意気消沈しておりました。今回の被害総額は2月1日現在で14億1,000万円を超えており、今後更に増えるものと見込まれております。このように調査をする中で感じたことは、農家の生産意欲が衰退し、産地として存続の危機に陥るのではないかと危惧いたしました。そこで、今後生産農家が安心して、そして希望を持って農業が継続できますよう、下記のとおり要望したいと思います。

- 一つ, 園芸作物の所得補償制度の早期実現を図ること。
- 二つ, 災害を受けた作物の復旧に係る経費及び代替作又は次期作に係る経費も助成するための法整備を行うこと。
- 三つ、激甚災害等の指定を行い、①見舞金支給の制度化、②災害関係資金の要件緩和及び利率の引き下げ、③ハウス施設導入事業の補助率の上乗せ及び要件の緩和、④市町村税減免に係る特別交付税による措置、⑤被災農家及び関連産業従事者の臨時雇用に係る支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

〇議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

以上で説明を終わります。

休憩 午後 3時26分 再開 午後 3時26分

△ 意見書案第1号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

△ 散 会

○議長(松下喜久雄) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議員臼山正志

議員恒吉太吾

第 1 回 臨 時 会

平成28年2月16日 (第2日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成28年2月16日 午前10時 開議

1. 議事日程

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 議案第6号 第二次指宿市総合振興計画基本構想について
- ○追加日程第1 新たに受理した陳情上程(陳情第1号)
- 1. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6番議員	西	森	三	義
7番議員	浜	田	藤	幸	8番議員	東		伸	行
9番議員	高	田	チョ	3子	10番議員	森		時	德
11番議員	髙	橋	三	樹	12番議員	福	永	德	郎
13番議員	前	原	六	則	14番議員	前之	2園	正	和
15番議員	木	原	繁	昭	16番議員	中	村	洋	幸
17番議員	新月	川床	金	春	18番議員	下川	川床		泉
19番議員	新智	宮領		進	21番議員	松	下	喜り	人雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市		長	豊	留	悦	男	副	市	長	渡	瀨	貴	久
副	市	長	佐	藤		寛	教	育	長	西	森	廣	幸
総	務 部	長	髙	野	重	夫	市民	生活音	部長	牟	田	浩	_
健長	表福祉会	[長	下車	行領		正	産業	振興	紅長	唐	本	舯	去

農政部長 建設部長 新 留 幸一 Щ 下 康 彦 山川支所長 馬 場 久 開聞支所長 生 Ш 畑 徳 廣 総務部参与 建設部参与 有 茂 光 行 忠 司 留 人 総務課長 勝 市長公室長 潔 岩 下 美 Ш 路 孝 市民協働課長 下 吉 宏 長寿介護課長 西 治 教育総務課長 長 君 代 山

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 和 美 次長兼調査管理係長 石 坂 和 昭 仁 主幹兼議事係長 鮎 川富 男 議事係主査 嶺 和 元

△ 開 議 午前10時00分

〇議長(松下喜久雄) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

〇議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において森時德議員及び 髙橋三樹議員を指名いたします。

△ 議案第6号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第2、議案第6号、第二次指宿市総合振興計画基本構想について、を議題といたします。

これより,質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

〇14番議員(前之園正和) おはようございます。議案第6号について質疑を行います。

総合振興計画は、文字どおり今後10年間における市の全ての計画の基本となるもので、 行政運営の総合的な指針となるものです。基本構想に序論と基本計画を加えて、第二次指宿 市総合振興計画として参考資料をいただいておりますが、これを見ますと序論の中で目指す 将来都市像として、豊かな自然が織りなす食と健幸のまちとうたわれております。基本構想 には四つの基本姿勢が掲げられ、更に基本計画の中で第7章まで書かれています。これらは 何を掲げるかと同時に、それをどのように具現化するかが鍵となっています。そこで思うの ですが、行政運営の目標として、もっと大きな視点での方向性を示すべきではないかという ことであります。それは、憲法を暮らしに生かすということと、地方自治の精神に則り、地 域の発展と住民の暮らし、安心・安全を守るということです。この二つを大きな方向性とし て掲げるべきではないかと思いますが、どのように考えますでしょうか。総合振興計画とい う行政運営の基本に関わる重要な問題ですので、市長に答弁をお願いしたいと思います。

○市長(豊留悦男) 第二次総合振興計画における基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、今後10年間の目指すべき将来像や、将来目標、これらを実現するための施策の基本的な方向を示すものでございます。今後10年間のまちづくりを進めていく上で、市民と行政が共有すべき基本的な姿勢として、地域資源を最大限活用するまちづくり、生活の質の向上を目指すまちづくり、人づくりを重視するまちづくり、一人ひとりが輝くまちづくりの四つの基本理念として掲げたところであります。これらの基本理念は、基本的人権の尊重をはじめとする憲法における様々な理念も踏まえた内容となっているところであります。具

体的には、議員ご指摘の憲法を暮らしに生かす、及び地方自治の精神に則り、地域の発展と住民の暮らし、安心・安全を守るという趣旨の内容等につきましては、基本的な理念、人づくりを重視するまちづくりにおいて、自分たちのまちは自分たちでつくるという信念に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを目指すことを明記しているところであります。

また、基本理念4、一人ひとりが輝くまちづくりにおいては、市民一人ひとりが人権の主体者であることと、個性の違いを豊かさとして認め合い、命と人権を尊重するまちづくりを目指すことを明記しているところであります。したがいまして、総合振興計画に明記せずとも、憲法の理念に従い策定することは、当然のことと考えております。

- ○14番議員(前之園正和) 憲法を暮らしに生かすということと、地方自治の精神に則ってという二つのことを提起したわけですが、これは特に明記、述べなくても、その精神が貫かれていると、その上に立つものだというのが答弁の要訳だったのではないかと思います。そこでですが、言われることは分かるんですけれども、行政運営を行うに当たって当然のこと、大事なことを脇に置くとか、あるいは脇に置いたとは申しませんけれども、特に記述をしない、述べないということではなくて、そこは積極的に述べる必要があるのではないか。当然のこと、大事なことは常に確認をしながら、場合によっては常に目に触れるようにして、方針と行動がぶれないようにしなくてはならないというふうに思うんです。憲法の精神と地方自治の精神は、それが前提になっているということではありますけれども、やはりだからといって特に述べないということではなくて、何かにつけて、それは大きな看板と言いましょうか、大項目と言いましょうか、何らかの形で置くべきものではないかと。また、私の指摘によって、それがそういう前提だということは話が上がりましたけれども、本議案の提案説明、あるいはその前段において、そういうことは特に触れられていなかったわけですね。そういうことについて、改めて市長にもう一回お願いしたいと思います。
- ○市長(豊留悦男) 議員のご質問,ご指摘等につきまして、例えば教育行政部門、福祉部門、それぞれの専門的な部門の中では、憲法を尊重しながらそれぞれの事業を行っていくという、そのような文言が明記されております。例えば、教育行政に申しますと、指宿商業高校の教育目標としては、日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、生徒一人ひとりの能力、適正、個性を重視し、ビジネスに関する専門的知識や技術を習熟させる。つまり、このようにそれぞれの行政としての憲法との関わりが極めて深い分野においては明記をしているところであります。この教育行政の基本になるのが指宿市の教育振興計画であり、指宿市の教育行政要覧であります。その中には、具体的に憲法、そして法に基づきという文言が明記されてはおりませんけれども、憲法、教育基本法、地方自治法に基づく内容が総合振興計画の中に盛られております。したがいまして、この流れを受けて、各学校ではどのように具現化するのか、その具体例として指宿商業高校の学校要覧をご紹介申し上げましたけれども、憲法を暮らしに生かす、そして人権を尊重しながら、学校教育の充実に努めると、そのように各行

政のいわゆる具体的な具現化の策としては、文言として盛られております。つまり、第二次総合振興計画の中にも、教育部門でそのような文言としては出ておりませんけれども、それを受けて各学校においては憲法、教育基本法に則った学校経営を目指すという、そのような表現がなされております。したがいまして、この振興計画の中に、前段であれ、そのような文言がなくても、日本国憲法の趣旨に基づいた事業というものが展開されていると、私は認識をしております。

〇議長(松下喜久雄) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

△ 新たに受理した陳情第1件

〇議長(松下喜久雄) 次に、陳情第1号について、お諮りいたします。

陳情第1号は、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、日程に追加し、直ちに審議することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、急施事件と認め日程に追加し、直ちに審議することに決定いたし

ました。

△ 新たに受理した陳情第1件上程(委員会付託省略,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 追加日程第1, 陳情第1号, レジャーセンターかいもんのプール屋根の早期復旧に関する陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、会議規則第141条第1項の規定により、委員 会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、採択されました。

△ 閉議及び閉会

〇議長(松下喜久雄) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成28年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議員森時德

議員 髙橋三樹

第 1 回 定 例 会

平成28年3月議会

平成28年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

- 1. 会 期 31日間(2月24日~3月25日)
- 2. 会期日程

月日曜区分 会議の内容 ・ 会期の決定 ・ 議案第7号~ 議案第4号—括上程 (議案説明) ・ 議案第1号及び議案第42号—括上程 (議案説明) ・ 議案第41号及び議案第42号—括上程 (委員会付託省略,表決) ・ 新たに受理した陳情上程 (委員会付託) ・ 新たに受理した陳情上程 (委員会付託) 26日 金本会議 ・ 高家第1号 26日 金本会議 ・ 後務末第4号 28日 日 リ ・ 議案第15号~議案第4号 29日 月 加 総務水道委員会 (10時開会) 3月1日 火 加 2日 水 加 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 加 文教厚生委員会 (10時開会) 3日 木 加 交教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 加 6日 日 加	2. AMI		- A	٠ - ١ - ١								
 ・議案第7号~議案第40号─括上程(議案説明) ・議案第41号及び議案第42号─括上程(議案説明) ・新たに受理した陳情上程(委員会付託) 25日 木 休 会 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限(12時) ・議案第7号~議案第14号 (質疑,委員会付託省略,討論,表決) ・議案第15号~議案第40号 (質疑,委員会付託) 27日 土 休 会 28日 日 リ 総務水道委員会(10時開会) 3月1日 火 リ 総務水道委員会(10時開会) 3月1日 火 リ 総務水道委員会(10時開会) 3日 木 リ 文教厚生委員会(10時開会) 3日 土 リ 佐 由 リ 東 全員会(10時開会) 3日 土 リ 佐 市 中 東 全員会(10時開会) 3日 土 リ 東 東 全員会(10時開会) 3日 日 リ 東 東 全員会(10時開会) 3日 本 リ 東 全員会(10時開会) 3日 本 リ 東 東 全員会(10時開会) 3日 本 リ 東 全員会(10時間会) 3日 本 リ 東 会員会(10時間会) 3日 本 日 本 会員会(10時間会) 3日 本 会員会(10時間会) 3日 本 会員会(10時間会) 3日 本 会員会(10時間会)<td>月 日</td><td>曜</td><td>区分</td><td>会 議 の 内 容</td>	月 日	曜	区分	会 議 の 内 容								
2月24日 水 本会議 ・議案第41号及び議案第42号一括上程 (議案説明,質疑,委員会付託省略,表決)・新たに受理した陳情上程 (委員会付託) 25日 木 休会 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限 (12時)・議案第7号~議案第14号 (質疑,委員会付託省略,討論,表決)・議案第15号~議案第40号 (質疑,委員会付託) 27日 土 休会 (質疑,委員会付託) 28日 日 リ 総務水道委員会 (10時開会) 3月1日 火 リ 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 リ 総務水道委員会 (10時開会) 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 リ 文教厚生委員会 (10時開会) 本別 5日 土 リ 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 リ 産業建設委員会 (10時開会) 企業建設委員会 (10時開会) 10日 木 リ 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 リ 11日 金 リ 12日 土 リ 13日 日 リ 14日 月 リ 15日 火 リ 16日 水 本会議 ・一般質問 ・一般質問												
(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決) ・新たに受理した陳情上程(委員会付託) 25日 木 休 会 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限(12時) ・議案第 7 号~議案第 14号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第15号~議案第 40号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第15号~議案第 40号 (質疑, 委員会付託) 27日 土 休 会 28日 日 〃 29日 月 〃 総務水道委員会(10時開会) 3月1日 火 〃 総務水道委員会(10時開会) 3日 木 〃 文教厚生委員会(10時開会) 4日 金 〃 文教厚生委員会(10時開会) 5日 土 〃 6日 日 〃 7日 月 〃 8日 火 〃 産業建設委員会(10時開会) 9日 水 〃 産業建設委員会(10時開会) 10日 木 〃 11日 金 〃 12日 土 〃 13日 日 〃 14日 月 〃 15日 火 〃 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 〃 ・一般質問				・議案第7号~議案第40号一括上程(議案説明)								
- 新たに受理した陳情上程(委員会付託) - 25日 木 休 会 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限(12時) ・議案第 7 号~議案第14号 (質疑、委員会付託省略、討論、表決) ・議案第15号~議案第40号 (質疑、委員会付託) - 27日 土 休 会 - 28日 日 " (質疑、委員会付託) - 27日 土 休 会 - 28日 日 " 総務水道委員会(10時開会) - 3月1日 火 " 総務水道委員会(10時開会) - 3月1日 火 " 総務水道委員会(10時開会) - 3日 木 " 文教厚生委員会(10時開会) - 5日 土 " 6日 日 " 7日 月 " 産業建設委員会(10時開会) - 9日 木 " 産業建設委員会(10時開会) - 10日 木 " 11日 金 " 産業建設委員会(10時開会) - 10日 木 " 11日 金 " 12日 土 " 13日 日 " 14日 月 " 15日 火 " 16日 水 本会議 ・一般質問 - 17日 木 " ・一般質問	2月24日	水	本会議	・議案第41号及び議案第42号一括上程								
25日 木 休 会 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限 (12時) 26日 金 本会議 ・議案第7号~議案第14号 (質疑,委員会付託省略,討論,表決) 27日 土 休 会 (質疑,委員会付託) 27日 土 休 会 (質疑,委員会付託) 28日 日 n 総務水道委員会 (10時開会) 3月1日 火 n 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 n 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 n 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 n 6日 日 n 7日 月 n 8日 火 n 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 n 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 n 11日 金 n 12日 土 n 13日 日 n 14日 月 n 15日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 n ・一般質問				(議案説明,質疑,委員会付託省略,表決)								
26日 金 本会議 ・議案第7号~議案第14号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) 27日 土 休 会 (質疑, 委員会付託) 27日 土 休 会 (質疑, 委員会付託) 28日 日 n (質疑, 委員会付託) 29日 月 n 総務水道委員会 (10時開会) 3月1日 火 n (2日 水 n 交換序生委員会 (10時開会) 3日 木 n 文教厚生委員会 (10時開会) (10時開会) 5日 土 n (6日 日 n n 度業建設委員会 (10時開会) 7日 月 n 度業建設委員会 (10時開会) (10日 木 n n n n n n n n n n n n n n n n n n				・新たに受理した陳情上程(委員会付託)								
26日 金 本会議 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) 27日 土 休 会 (質疑, 委員会付託) 28日 日	25日	木	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限(12時)								
26日 金 本会議 ・議案第15号~議案第40号 (質疑,委員会付託) 27日 土 休 会 28日 日 " 29日 月 " 総務水道委員会 (10時開会) 3月1日 火 " 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 " 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 " 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 " 6日 日 " 7日 月 " 8日 火 " 産業建設委員会 (10時開会) 9日 木 " 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 " 11日 金 " 12日 土 " 13日 日 " 14日 月 " 15日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 " ・一般質問				・議案第7号~議案第14号								
・議案第15号~議案第40号 (質疑,委員会付託) 27日 土 休 会 28日 日 " 総務水道委員会 (10時開会) 3月1日 火 " 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 " 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 " 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 " 6日 日 " ア日 月 " 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 " 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 " 11日 金 " 12日 土 " 13日 日 " 14日 月 " 15日 火 " 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 " ・一般質問	26日	全	木仝議	(質疑,委員会付託省略,討論,表決)								
27日 土 休 会 28日 日	20 H	SIZ.	个五哦	・議案第15号~議案第40号								
28日 日				(質疑,委員会付託)								
29日 月	27 日	土	休 会									
3月1日 火 n 2日 水 n 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 n 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 n 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 n 6日 日 n 7日 月 n 8日 火 n 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 n 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 n 11日 金 n 12日 土 n 13日 日 n 14日 月 n 15日 火 n 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 n ・一般質問	28日	日	11									
2日 水 n 総務水道委員会 (10時開会) 3日 木 n 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 n 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 n 6日 日 n 7日 月 n 8日 火 n 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 n 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 n 11日 金 n 12日 土 n 13日 日 n 14日 月 n 15日 火 n 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 n ・一般質問	29日	月	11	総務水道委員会(10時開会)								
3日 木 n 文教厚生委員会 (10時開会) 4日 金 n 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 n 6日 日 n 7日 月 n 8日 火 n 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 n 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 n 11日 金 n 12日 土 n 13日 日 n 14日 月 n 15日 火 n 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 n ・一般質問	3月1日	火	11									
4日 金 n 文教厚生委員会 (10時開会) 5日 土 n 6日 日 n 7日 月 n 8日 火 n 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 n 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 n 11日 金 n 12日 土 n 13日 日 n 14日 月 n 15日 火 n 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 n ・一般質問	2 日	水	"	総務水道委員会(10時開会)								
5日 土 n 6日 日 n n 7日 月 n n 8日 火 n 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 n 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 n n 11日 金 n n 12日 土 n n 13日 日 n n 14日 月 n n 15日 火 n n 16日 水 本会議 ・一般質問 n 17日 木 n n	3 日	木	"	文教厚生委員会(10時開会)								
6日日	4日	金	"	文教厚生委員会(10時開会)								
7日 月	5 日	土	"									
8日 火 " 産業建設委員会 (10時開会) 9日 水 " 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 " 11日 金 " 12日 土 " 13日 日 " 14日 月 " 15日 火 " 16日 水 本会議 17日 木 " ・一般質問	6 日	日	"									
9日 水 " 産業建設委員会 (10時開会) 10日 木 " 11日 金 " 12日 土 " 13日 日 " 14日 月 " 15日 火 " 16日 水 本会議 17日 木 " ・一般質問	7 日	月										
10日 木 " 11日 金 " 12日 土 " 13日 日 " 14日 月 " 15日 火 " 16日 水 本会議 17日 木 " - 一般質問	8日	火	"	産業建設委員会(10時開会)								
11日 金	9 日	水	"	産業建設委員会(10時開会)								
12日 土	10日	木	"									
13日 日	11日	金	11									
14日 月	12日	土	"									
15日 火 " 16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 " ・一般質問	13日	日	"									
16日 水 本会議 ・一般質問 17日 木 " ・一般質問	14日	月	"									
17日 木 "・一般質問	15日	火	"									
	16日	水	本会議	・一般質問								
18日 金 休 会	17日	木	"	・一般質問								
	18日	金	休 会									

19日	土	休 会	
20日	日	IJ	
21日	月	IJ	
22日	火	11	委員長報告に対する質疑・討論の通告限(12時)
23日	水	11	
24日	木	11	
25日	金	本会議	 ・議案第15号~議案第40号 (委員長報告,質疑,討論,表決) ・審査を終了した陳情 (委員長報告,質疑,討論,表決) ・議案第43号(説明・質疑・委員会付託等省略,表決) ・議案第44号~議案第56号

第 1 回 定 例 会

平成28年2月24日 (第1日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成28年2月24日 午前10時 開議

1. 議事日程

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 議案第7号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について
- ○日程第4 議案第8号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について
- 議案第9号 平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 ○日程第5 号) について
- 議案第10号 平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第3号)につ ○日程第6 いて
- 議案第11号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第3号) ○日程第7 について
- 議案第12号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予 ○日程第8 算(第3号)について
- ○日程第9 議案第13号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3 号) について
- ○日程第10 議案第14号 平成27年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について
- ○日程第11 議案第15号 指宿市過疎地域自立促進計画について
- ○日程第12 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条 例の制定について
- ○日程第13 議案第17号 指宿市行政不服審査会条例の制定について
- ○日程第14 議案第18号 指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の 交付に係る手数料に関する条例の制定について
- ○日程第15 議案第19号 指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正 について
- ○日程第16 議案第20号 指宿市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ○日程第17 議案第21号 指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部 改正について
- ○日程第18 議案第22号 指宿市職員の退職管理に関する条例の制定について
- ○日程第19 議案第23号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- ○日程第20 議案第24号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の一部改正に

ついて

○日程第21	議案第25号	指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について
○日程第22	議案第26号	指宿市都市計画税条例の一部改正について
○日程第23	議案第27号	指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
		営に関する基準を定める条例の一部改正について
○日程第24	議案第28号	指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
		備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
		介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
		る条例の一部改正について
○日程第25	議案第29号	指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について
○日程第26	議案第30号	指宿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の
		制定について
○日程第27	議案第31号	指宿市フラワー公園条例の制定について
○日程第28	議案第32号	指宿市手数料条例の一部改正について
○日程第29	議案第33号	平成28年度指宿市一般会計予算について
○日程第30	議案第34号	平成28年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
○日程第31	議案第35号	平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
○日程第32	議案第36号	平成28年度指宿市介護保険特別会計予算について
○日程第33	議案第37号	平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
○日程第34	議案第38号	平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算に
		ついて
○日程第35	議案第39号	平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
○日程第36	議案第40号	平成28年度指宿市水道事業会計予算について
○日程第37	議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦について
○日程第38	議案第42号	人権擁護委員候補者の推薦について
○日程第39	新たに受理し	した陳情上程(陳情第2号~陳情第4号)

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4	1番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6	3番議員	西	森	三	義

7番議員 浜 田 藤 幸 8番議員 東 伸 行 9番議員 高 田 チョ子 10番議員 森 時 德 三 11番議員 髙橋 樹 12番議員 福 永 德 郎 13番議員 前原 六 則 14番議員 前之園 正 和 15番議員 木 原 繁 昭 16番議員 中村洋幸 17番議員 新川床 金 春 18番議員 下川床 泉 19番議員 新宮領 進 21番議員 松 下 喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

長 豊 悦 男 副 市 長 久 市 留 渡 瀨 貴 副 市 長 佐 藤 寬 教 育 長 西 森 廣 幸 総務部長 髙 夫 市民生活部長 牟 野 重 田 浩 健康福祉部長 下敷領 正 産業振興部長 廣 森 敏 幸 農政部長 新 留 幸 建設部長 Щ 下 康 彦 教育部長 勝 義 山川支所長 馬 場 久 生 浜 島 開聞支所長 総務部参与 Ш 畑 徳 廣 有 留 茂 人 建設部参与 光 行 忠 司 総務課長 岩 下 勝 美 市長公室長 水道課長 Ш Ш 路 潔 光 志 \Box 農業委員会事務局長 志農夫 西 元

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 昭 森 和 美 次長兼調査管理係長 石 坂 和 Ш 男 鮎 富 議事係主査 仁 主幹兼議事係長 嶺 元 和

△ 開会及び開議

〇議長(松下喜久雄) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成28年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永德郎議員及 び前原六則議員を指名いたします。

△ 会期の決定

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間と決定いたしました。

△ 議案第7号~議案第40号一括上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第3、議案第7号、平成27年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、から、日程第36、議案第40号、平成28年度指宿市水道事業会計予算について、までの34議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

〇市長(豊留悦男) 平成28年第1回指宿市議会定例会の開会に際し、平成28年度予算及び諸案件のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと存じます。

指宿市長として2期目も3年目を迎えることになりました。2期目は動くをキーワードに掲げておりますが、引き続き市民の幸せのため、世界に誇れる指宿をつくるため、市議会をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいる所存でございます。本市におきましては、昨年10月に指宿市版人ロビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。人口減少という大きな課題に直面し

ておりますが、本市の豊かな地域資源や人と人との絆を大切にし、感謝と思いやりに満ちた 豊かな心を醸成する風土、地域力という強みを生かしながら、困難な課題克服に向け大胆か つ果敢に挑戦してまいります。

さて、27年度の主な成果でございますが、健幸をキーワードに様々な施策を展開してまい りました。この中で、文化・スポーツを重点項目に掲げておりましたが、国民文化祭として シルバー美術展や少年和太鼓の響演,鹿児島・沖縄文化交流記念大会などが開かれ,多くの 来場者でにぎわいました。また、新たにこころのプロジェクト夢の教室事業を開始いたしま した。この夢の教室は、日本サッカー協会が行っている社会貢献活動で、第一線で活躍した スポーツ選手等を夢先生として小・中学校に派遣し、夢を持つことの大切さや、仲間と協力 することの大切さを子供たちに伝えております。平成25年度から健幸のまちづくりを本格的 にスタートさせておりますが、健幸マイレージ制度、ころばん体操など、市民の皆様にもな じみ深いものとなってまいりました。このほか、健幸ポイントプロジェクト、地域食材の健 康への効果検証事業、スマートフォンで楽しめるいぶすきアプリの開発、出張健幸鑑定団な ど、ユニークな取組も開始しております。地方創生の主要事業の一つとして、ヘルシーラン ドでの地熱発電事業と、たまて箱温泉周辺での充実・強化に取り組む地熱の恵み活用プロジ ェクトを始動いたしました。このほか、観光振興につきましては、様々な施策を展開してお りますが、更なる海外観光客を誘致するため、香港、台湾等における観光キャンペーンや海 外エージェントへのバス借上げ費用助成など積極的に取り組み,平成27年度において海外観 光客の宿泊者数は前年より40%以上増加し、過去最高の6万1千人を超える見込みでありま す。

農業・林業・畜産業・水産業の振興につきましては、地産地消や販路拡大を推進するとと もに、6次産業創業塾を継続し、起業支援に取り組みました。また、水産加工品を製造する 指宿食品株式会社の誘致が実現し、水産業の振興及び雇用創出につながっております。

商業の振興といたしましては、本市の特産品等の販路拡大を推進することを目的に、特産品の製造・販売事業者等が国内外の商談会で物産展、見本市に出店する際の支援として、特産品等販路拡大支援事業を官民一体となって実施いたしました。昨年10月から取り組んだふるさと納税返礼品事業では、多くのふるさと納税が寄せられ、ふるさと応援基金の充実と本市の特産品PRにつながっております。また、プレミアム付商品券事業やふるさと名物商品事業の実施により、消費拡大が図られました。

福祉の分野につきましては、保育所等の運営事業費及び乳幼児等医療費助成を拡充いたしました。また、地域で産み育てるための産科医を確保するなど、地域医療の充実に努めたところであります。市民の安全・安心といたしましては、山川地域の防災行政無線の整備を実施いたしました。

住みよいまち並み整備の推進ですが、一昨年3月に国の直轄事業として採択していただき

ました指宿港海岸保全整備施設整備事業は、昨年の4月指宿港海岸事務所が設置され、10月 に本格着工いたしました。また、駅前中央通りのにぎわいを創出するため、歩いて楽しめる まちづくり事業を実施いたしました。

教育の分野では、小・中学校の耐震・大規模改修を実施し、安全・安心で良好な学習の場 を提供しております。また、小・中学校の在り方検討では、地域ごとに検討会を開催し、今 後の望ましい学校づくりに関しての意見交換などを行いました。

市民との協働の推進につきましては、自分たちのまちは自分たちでつくる、自分たちの地域は自分たちでつくるという共生協働のまちづくりを推進していくため、新たな地域コミュニティ組織モデル事業や、市民参画型地域活性化事業により、人と人とのつながりづくりや対話の場づくりなどを積極的に進めているところです。

このように、平成27年度は議会はもとより、市民一人ひとりが力を合わせていただいたことにより、市政全般にわたって成果の上がった年であったと思っております。

さて、28年度でございますが、我が国の社会経済情勢は穏やかに景気回復はしているものの、一部の弱い動きも見られ、先行きは海外経済の減速が国内経済に波及することが懸念されるなど、今後も厳しい状況が続くものと思われます。このような状況の中、確かに未来を見据え、真に豊かな社会を実現するためには、住民に最も身近な存在である基礎自治体がその役割と責任をしっかり果たしていく必要があります。

重点的に取り組むべき施策ですが、本年度におきましても引き続き健幸をキーワードに、健康で長生きできる社会の実現に向けて、更なる推進を図ってまいりたいと考えております。スポーツは人に健康だけではなく、夢や希望を与えてくれます。スポーツ合宿など、交流人口の拡大も期待できます。そのようなことから、平成32年に開催される国体及び東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致や、サッカーなどの更なるスポーツキャンプ誘致に向け、サッカー場・多目的グラウンド整備に係る基本設計費用を計上しております。併せて、新たに市の施設となりますふれあいプラザなのはな館の改修計画を進めてまいります。また、国はスポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興に資する観点から、ホスト・タウン構想を掲げておりますが、本市におきましては相手国を韓国とした本市の構想の登録を目指します。さらに、子供たちから好評を博したこころのプロジェクト夢の教室事業については、昨年に引き続き実施いたします。

私は指宿市長として、これまでにも増して、真に豊かでやすらぎのある暮らしの実現を目指した市政運営を行ってまいります。私が市政運営において重点項目として位置付け、取り組んでいる五つの項目がございます。それは一つ目が行財政改革、二つ目が信頼される市役所づくり、三つ目が地域経済の活性化、四つ目が医療・福祉・教育の充実、五つ目が市民との協働の推進であります。私はこれからもこの五つの項目を基軸に、さらにより多くの成果を上げるための市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

健全な行財政運営と行政改革の推進といたしましては、平成28年度から始まる普通交付税の合併算定替えによる上乗せ措置分の段階的減額を見据え、施策を実施していくとともに、施設の老朽化や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、市民のニーズに対応した施設の有効活用や、安全性の確保、更には財政負担の軽減、平準化を図るため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する公共施設等総合管理計画を策定いたします。

市長就任以来,一貫して市役所は市民に役立つところを市政運営の基本理念としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を構築するため,職員と一丸となり今後も知恵を出し合い,限られた財源を効率的・効果的に活用して,信頼される市役所づくりに努めます。

地域経済の活性化のために、農業・林業・畜産業・水産業・商業の振興策として、地産地消や販路拡大を推進するとともに、更なる農業振興策として、起業等により自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を整備してまいります。また、住宅リフォーム事業の拡充や商工業者・創業希望者等を支援する地域企業応援センターの設置、若者流出に歯止めをかけるため、市内の高校生を対象とする指宿企業ガイダンス事業を関係機関と連携して実施いたします。さらに、観光振興につきましては、平成32年に国民体育大会が鹿児島県で開催をされます。同年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されますので、これらの機会をチャンスと捉えて施設の充実を図り、自然や歴史・文化を核にした新たな観光拠点の創出とグリーンツーリズム、ヘルスツーリズムの推進、広域連携による観光メニューの開発やスポーツ施設の充実、スポーツ合宿の更なる誘致などのほか、インバウンド対策も強化いたします。また、唐船峡周辺の魅力拡充につなげるための唐船峡周辺整備基本構想を策定をいたします。引き続き、指宿港海岸保全施設整備事業を進めてまいりますが、併せて指宿駅前から指宿港海岸までの通りにおいて、歩いて楽しめるまちづくり事業を実施し、観光客や市民が気軽に指宿を楽しめるエリアとしても検討をしてまいります。

医療・福祉・教育・文化の分野ですが、ICTを活用し、健幸のまちづくりを進める健幸ポイントプロジェクトや不妊治療費の助成事業に取り組みます。また、災害時に避難所としての役割を果たす体育館の非構造部材の耐震化を優先して実施するとともに、トイレの改修などを行ってまいります。

市民との協働によるまちづくりの推進につきましては、地域づくりやまちづくりの原動力となる新たな人材育成や対話の場づくりのほか、市民、各種団体、行政が対等なパートナーシップのもと、自治会等が核となり、市民活動団体など多様な主体が結集した地域セーフティネットの担い手となる新たな地域コミュニティ組織づくりの支援を引き続き推進をしてまいります。

平成28年度は、新たに策定した今後10年間のまちづくりの指針となる第二次総合振興計画がスタートする年です。人口減少に歯止めをかけるための産業施策や人口減少に対応したまちづくりなど、この10年間における取り組みが20年後、30年後のまちを形づくると言っても過言ではありません。市議会をはじめ市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、指宿市に住んで良かったと思えるまちづくりをより多くの市民の皆様が実感できるよう、これからも誠意と責任感を持って全力で市政運営にまい進してまいります。議員各位をはじめ、市民の皆様のご支援とご理解・ご協力を心からお願い申し上げます。

次に、平成28年度の主要施策について説明を申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。現在、直面している急激な人口減少問題を背景に、持続可能な地域社会を形成していくためには、市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性や必要性の認識を高めていかなければなりません。そのため、対話の場づくりの積極的支援を行いながら、新たな地域コミュニティ組織づくりや地域担い手の育成支援を進めてまいります。また、一人ひとりの多様性の認識や人と人とのつながりの中での当事者意識、人権・男女共同参画意識を持ちながら、各種施策を推進し、安心・安全で豊かに暮らすことができる社会づくりを目指してまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりを予防する健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、ふれあいデイサービス事業や高齢者元気度アップ・ポイント事業等を実施し、高齢者の介護予防と健康の保持増進施策を積極的に推進をしてまいります。

地域密着型サービスの施設整備につきましても、年次的に計画を進め、地域介護基盤整備 事業による認知症高齢者グループホームの整備を図ってまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を積極的に推進するとともに、障害児に対する支援体制の充実に努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種事業の 推進を図ることにより、地域のニーズに沿った子育ての支援の充実に努めてまいります。

市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健、医療につきましては、自分の健康は自らつくり自ら守るを基本に、医師会や歯科医師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、健康づくり事業や疾病の早期発見、早期治療につなげる予防対策事業の充実に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦一般健診を実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的 負担の軽減を図ります。また、未来を担う子供を安心して産み育てやすい地域にするため、 産科医の確保はもとより、新たに不妊治療費の助成を行い、より一層の環境づくりに努めて まいります。

国民健康保険特別会計は、非常に厳しい財政状況でありますので、特定健康診査、特定保健指導を積極的に推進して生活改善指導や重症化予防に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。また、地域の公民館で実施するころばん体操や、高齢者サロン、認知症予防の脳のトレーニング教室など、積極的に介護予防事業を展開してまいります。

次に、地域環境の保全対策につきましては、平成27年度に策定した指宿市環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害には迅速に対応し、原因者の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し公害防止に努めてまいります。

本市に生息が確認されているヤンバルトサカヤスデ,メリケントキンソウ,オオキンケイギクなどの生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種のまん延防止・防除対策につきましては,広報誌や市ホームページ等により周知を図り,ヤンバルトサカヤスデの発生地域については,薬剤散布を行ってまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道認可区域外の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に改修した方々に対し、補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及促進を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安心で安全な飲料水の供給に努めてまいります。

公共施設への再生可能エネルギーの導入推進につきましては、指宿庁舎、時遊館COCC Oはしむれ及び開聞総合体育館に太陽光発電設備等を新たに設置し、災害時に備えた機能を有する避難施設にしてまいります。

廃棄物処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみ減量化を図るため、廃棄物指導監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育や出前講座の充実、生ごみや古着の回収モデル事業の実施など、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の構築を目指してまいります。

ごみ処理の施設につきましては、最終年度となる指宿市清掃センターの運営管理を適切に

行うとともに、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携をし、新ごみ処理施設の早期整備、一部供用開始された管理型最終処分場と指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営 管理を着実に推進をしてまいります。

次に、産業振興についてであります。昨年来、国内経済は回復基調にありますが、農業に 関しては、消費の伸び悩みや農産物等の輸入増大による市場価格の低迷、産地間競争の激 化、TPP交渉の大筋合意など、農業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっており ます。これらを踏まえ,いぶすき農業支援センターを拠点に関係機関・団体等の連携体制の もと、本市の有利性を生かした営農体型を更に推進し、安心・安全な農産物の生産、恵まれ た自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営の展開を進めてまいります。さらに、 人・農地プランの拡充を図りながら、農業後継者や認定農業者の育成を図るとともに、農地 中間管理機構を活用し、土地利用集積や耕作放棄地の解消に努め、多彩な農産物を安定的に 供給できる産地づくりを目指してまいります。また, 更なる農業振興施策として, 6次産業 の起業等により自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支 援を進めてまいります。野菜や果樹につきましては、かごしまブランドに指定されているソ ラマメ,実エンドウ,マンゴー,及び次期ブランド候補品目であるカボチャ,オクラをはじ めとする重点品目の生産振興や、生産・品質向上のため、ハウス等の栽培施設の機械の整備 を図ってまいります。また、流通・販売対策の強化により、高品質、定量出荷を促進して作 物のイメージアップにつなげるとともに、消費者の安心・安全などの多様なニーズに対応す るため、IPM防除技術、総合的病害虫雑草管理やかごしまの農林水産物認証制度を積極的 に推進し、消費者に信頼される安心・安全な産地づくりを目指します。花き・観葉につきま しては、生産者や関係機関と連携しながら生産安定と品質向上に努め、他産地に先駆けた新 品目の調査・研究に取り組んでまいります。

畜産につきましては、全国的な子牛の出荷頭数の減少による価格上昇や、肥育牛における 枝肉価格の高値傾向は見られるものの、全体的には飼料価格の高止まりやTPP交渉の大筋 合意など、依然として厳しい経営状況にあります。そのため、無利子の家畜購入資金貸付事 業・肉用雌牛特別導入事業等、国・県の補助事業を積極的に取り組むとともに、飼料自給率 向上のため飼料用イネ等の利用を進めながら、生産性向上による経営安定が図られるよう努 めてまいります。また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢PEDをはじめ とする家畜伝染病につきましては、家畜農家・関係機関と連携しながら引き続き防疫に取り 組んでまいります。畜産の環境保全対策として、マイエンザやその他の資材等の活用によ り、環境改善に向けて普及を図ってまいります。農畜産物のPR活動につきましては、関係 機関と連携しながら、市場訪問や県外でのフェアにおけるトップセールスをはじめ、市内外 のイベントなど様々な機会を捉えてPRを行うとともに、新たな販路開拓・販路拡大等に取 り組もうとする農家等への支援に努めてまいります。 食育・地産地消につきましては、安心・安全な地元産農畜産物の消費拡大に向けた取り組みや、学校給食における地元産食材の利用拡大を図るなど、食育推進計画に基づく総合的な食育・地産地消活動に取り組んでまりいます。

担い手育成・確保につきましては、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体に対し、 関係機関と連携しながら中心経営体等施設整備事業等や融資制度の活用を進め、地域農業を 担う人材の確保・育成に努めてまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農道の保全に努める とともに、畑かん施設の更新を行うなど、今後も農業生産基盤の整備を進めていまいりま す。

また、地域住民共同で行う農業・農村の多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の質的向上を図る活動を支援してまいります。

林業につきましては、県や森林組合と連携し、施業の効率化を促進するとともに、間伐や 主伐・再造林、地財地建の取組を推進をいたします。また、治山事業の導入等により、災害 防止や保安林機能の強化を図ってまいります。このほか、松くい虫被害対策につきまして も、薬剤散布・伐倒駆除・樹幹注入などを総合的に取り組み、必要な松林の保護に努めてま いります。

水産業につきましては、水産庁の承認を受けた浜の活力再生プランに基づき、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁場の整備やタイ・ヒラメ等の種苗放流、藻場造成等を推進し、また地域特産魚などによる地産地消の取組や6次産業化への支援を強化いたします。さらに、かつお節原料の安定確保のため、水産鮮度保持施設や無線検疫指定港の強みを生かし、今後も海外まき網船等の誘致をなお一層積極的に行い、水産加工業の振興に努めてまいります。

山川漁港や川尻漁港,今和泉漁港の整備につきましては,漁港整備長期計画に基づき推進してまいりますが,特に山川港につきましては,平成28年度から3か年計画で航路や港内の水深をマイナス9mとするしゅんせつ工事と水揚岩壁の90m延伸工事などが予定されており,海外まき網船等の入港を促進させるため,より良い漁港環境の整備に取り組んでまいります。

商工業につきましては、住宅リフォーム事業を定住希望者まで拡充するとともに、新たに 商工業者や創業希望者等を支援する地域企業応援センター事業に取り組み、地域経済の活性 化を図ってまいります。

雇用につきましては、若者流出に歯止めをかけるため、市内の高校生を対象とする指宿企業ガイダンス事業をハローワーク等の関係機関と連携して取り組んでまいります。

消費生活相談につきましては,速やかな情報提供や消費者啓発などに取り組み,消費者の 安全・安心を確保するため,継続的に消費者行政に取り組んでまいります。 地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的かつ安定的な運航のための施策を 進めてまいります。また、路線バスの維持・確保を図るとともに、市内循環バスの利便性を 向上させ、利用促進に努めてまいります。

農林畜水産業の6次産業化につきましては、がんばる農業者・起業支援事業の展開により、起業活動の支援を図ってまいります。また、国内外における商談会等への参加を支援するとともに、各種イベントやキャンペーン等において、加工品及び特産品のPR・販路拡大に努めてまいります。

観光につきましては、観光客のニーズや旅行形態が多様化するなど、観光を取り巻く環境は大きく変化しております。本市におきましては、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業により日帰り圏域の拡大や、桜島の噴火警戒レベルの引き上げ、口永良部島の噴火の影響などにより、観光客が減少しております。これに加え、平成27年3月の北陸新幹線開業に続き、この3月には北海道新幹線も一部開業するなど、更なる減少も見込まれることから、これまで以上に積極的な観光振興に取り組む必要がございます。引き続き、指宿市観光戦略ビジョンに基づき、市民や観光事業者、観光関係団体等と行政が一体となって、本市の強みである温泉、自然、食、人を生かした事業を展開するとともに、SNS等を活用した効果的な情報発信を行ってまいります。また、誘致効果の最大化を図るため、外国人観光客の受入体制の整備や、観光資源・特産品のPR、香港をはじめ、東南アジア各国への海外セールスなど、隣接する観光地と連携して誘客・受入事業を進めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックへ向けた取組としてスポーツ合宿を更に推進するため、Jリーグでのキャンペーンや社会人、大学、高校など、需要に合わせたセールスを実施してまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、近年、多くの外国人観光客が訪れており、これらに対応すべき施設の改善やサービスの向上に努めながら、これからも地域の財産として市内はもとより、国内外の利用者の方々に愛される施設を目指してまいります。

温泉施設の砂むし会館砂楽, ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては, 指定管理者と連携しながら, もう一度訪れたい温泉地・指宿を目指して, より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。

彩花菜館や活お海道の道の駅につきましては、観光客と市民との交流促進、観光情報等の 提供の場として更に活用するとともに、新鮮な農産物や魚介類、鰹節の加工品等の宣伝販売 を指定管理者と連携して強化してまいります。

かいもん山麓ふれあい公園及びレジャーセンターにつきましては、市民の憩いの場、健康 づくりの施設として適切な修繕・維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営 に取り組んでまいります。

次に、土木行政についてであります。本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の 実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進め てまいります。社会基盤の整備につきましても、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区国土交通省区間の鎮守山線道路改良舗装工事を引き続き実施してまいります。また、国の事業であります国道226号の北十町地区及び大園原地区の交差点改良と歩道整備を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線池田工区道路改良事業の整備促進により、市内のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、宮久保線、松ケ窪線、柳田迫田線、森松線、京田城街道線等を過疎対策事業債を活用し、改良舗装工事を実施するとともに、老朽化したインフラ対策として橋梁補修工事、舗装修繕工事を実施してまいります。道路災害防除事業につきましては、岩本宮ヶ浜吹越線の法面対策を計画し、道路交通の安全性を高めるよう努めてまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、関係者の皆様のご努力により、昨年10月に直轄海岸保全施設整備事業の工事に着手されたところであります。防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、瀬崎港海岸の高潮対策工事を引き続き実施してまいります。また、県の事業であります東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び指宿港の社会資本整備総合交付金事業により、海岸・港湾の整備を図ってまいります。

土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において住みやすい魅力あふれる まちづくりのため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら事業を推進してまいりま す。街路事業につきましては、国の事業であります国道226号道路改良事業の進捗に合わ せ、庁舎潟山線整備に係る設計委託を実施してまいります。

公共下水道事業の汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、 面整備を進めてまいります。また、雨水整備につきましては、浸水対策として新潟口雨水ポンプ場の平成29年3月供用開始に向けて、機械・電気工事及び場内整備工事を実施してまいります。

指宿市浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場及び下水管きょ等の改築更新事業につきましては、 下水道長寿命化計画に基づいて実施してまいります。指宿市浄水苑、雨水ポンプ場等の下水 道施設の維持管理には万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化 的で快適な居住環境を形成をしてまいります。また、公共下水道事業について、経営内容を 明確化し、より一層の経営の健全化を図るため、公営企業会計に移行する取組を進めてまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適正に管理してまいります。住宅建設事業につきましては、団地の外壁改修工事を実施し、市営住宅の安全性確保と環境改善を図るとともに、翌年度実施に係る設計委託及び建替事業に伴う基本構想の業務委託等を実施し、今後も市営住宅の整備・改善等を計画的に推進しながら、良好な居住環境をつくってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模 建築物の耐震改修に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、 道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道につきましては、事業開始以来、水道の普及とその健全な発展に取り組んでまいりました。これまで、年次的・計画的に整備を進め、給水区域の普及率も99%を超えるほどになりました。今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給し、安全・安心な給水体制の構築や、老朽管更新・施設の更新を行ってまいります。施設整備事業につきましては、水源池、浄水場における施設の更新と、池田配水池更新整備に向けた敷地造成工事を実施してまいります。また、管路整備事業につきましては、配水管の新設・更新工事の16件の整備を計画をしており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

次に、教育行政についてであります。教育は将来の社会を担う人材を育成するという大切な営みであります。本市では国・県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念とした指宿市教育大綱や指宿市教育振興基本計画後期計画に基づき、学校・家庭・地域・行政等が連携・協働し、新しい時代に対応した教育・文化・スポーツの振興に努めてまいります。また、総合教育会議を開催し、さらに教育委員会との連携を図るとともに、より一層地域の実情に応じた教育行政を推進してまいります。

学校の在り方につきましては、2年間の検討結果を踏まえ、開聞・山川地域では小中一貫校の設置、指宿地域では今後の小・中学校の再編も含め、より良い学校の在り方について検討してまいります。学校の教育環境の整備につきましては、災害時に避難所としての役割を果たす体育館の非構造部材の耐震化を優先して実施するとともに、トイレの改修等に努めてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。特に、確かな学力を身に付けさせるため、

教員の授業力の向上に努めるとともに、校種間や家庭との連携により、学習習慣・生活習慣 の改善を図り、学習意欲の向上や家庭学習の充実に努めてまいります。

生徒指導上の課題につきましては、教職員の生徒指導力の向上や生徒指導体制の確立に努め、関係機関等とも十分な連携を図りながら対応してまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、校内・校外おける安全指導及び保護者や地域住民、関係機関等との連携を図り、安心できる環境づくりに努めてまいります。また、保護者や地域住民が学校運営に参画できる学校運営協議会コミュニティ・スクールを導入し、学校運営のより一層の充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、委託事業者と連携しながら、安心・安全でおいしい給食の提供と効率的な運営に努めるとともに、学校給食を通じての食育の取組を推進をしてまいります。また、旬の野菜等を給食に提供する指宿旬野菜の日の取組を通して、地元農水産物の活用を促進をしてまいります。

指宿商業高等学校につきましては、特色ある教育活動として、株式会社指商と地元企業等とが連携した実学によるビジネス教育の実践やキャリア教育の充実を推進してまいります。また、韓国語・中国語の選択学習においては、地域や地元企業・ホテル等と連携をして、実践・体験教育を推進し、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動、いぶすき茶いっペプロジェクトを更に充実させ、おもてなしの心を発信をいたします。さらに上級資格取得の推進を図り、生徒の適正、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路実現を目指してまいります。

社会教育につきましては、市民講座等の充実を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、生涯学習の推進に努めてまいります。青少年教育につきましては、体験活動や姉妹都市との交流を通して、ふるさと意識を醸成し、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。また、夢を持つ子供を育成するため、トップアスリート等を招へいしたこころのプロジェクト夢の教室事業を小・中学校で実施してまいります。家庭教育につきましては、家庭教育学級の開設や補助事業を導入したスマイルひろばの拡充により、子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、文化の振興につきましては、文化祭やシルバー美術展を開催するなど、文化芸術活動を振興してまいります。また、地域の郷土芸能や伝統行事の保存・継承のために、発表の機会を設け、継承・普及のために映像記録の作成・活用を進めてまいります。文化財の保護につきましては、市指定文化財今和泉島津家墓地の国指定史跡化や、松尾城跡等指定文化財の保存と活用に努めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、指宿まるごと博物館構想に基づき、市の新たな魅力を発掘し、情報発信をすることにより郷土に根ざした教育活動の充実に努めてまいります。また、魅力ある博物館運営を展開するため、市制施行10周年・開館20周年企画展を実施してま

いります。

社会体育につきましては、各種大会等の開催や総合型地域スポーツクラブ等の支援、学校体育施設開放事業により、市民一人1スポーツの実践を図り、健幸のまちづくりの推進に努めてまいります。また、2020年平成32年に本県で開催される第75回国民体育大会・燃ゆる感動かごしま国体に向けて、指宿市準備委員会の設立や指宿総合体育館大規模改修工事設計業務の実施など、大会の成功を目指して諸準備を進めてまいります。さらに競技団体等の育成・支援に努めるとともに、指宿市スポーツ・文化振興基金を活用して、国体やオリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押しし、更なるスポーツの競技力向上に努めてまいります。

次に、平成28年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、行財政改革行動計画等に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営を目指して、行財政改革に取り組んできたことにより、財政の健全化がより一層図られていることろであります。また、28年度から普通交付税が段階的に減額されることから、今後の財政状況を取り巻く環境は厳しさを増すと想定されております。このような中、予算編成に当たりましては、第二次総合振興計画のスタートの年度であることから、地方創生に向けた取組に加え、2020年の国民体育大会や東京オリンピック・パラリンピックに向けた施設の整備事業、地熱の活用を調査する地熱の恵み活用プロジェクト事業、そして県から移譲されるふれあいプラザなのはな館の管理運営費等、将来の地域活性化に向けた取組にも重点化を図ったところであります。また、変化する行政需要に的確に対応するため、あらゆる角度から事務事業の見直しを行うとともに、限りある財源を効率的かつ効果的に活用しながら、予算の峻別化を図ったところであります。。

歳出面では、年々増大する社会保障関係費等の増や、障害者支援制度及び子ども医療費助成制度等の拡充を図り、これまで取り組んできた健幸のまちづくり推進事業や6次産業化起業支援事業及び特産品振興事業の更なる展開を図るための予算措置を、また、市民の住みよいまち並み整備や安全・安心を守り、まちづくりの推進事業費の充実を図ったところであります。

歳入面においても、ふるさと納税返礼品事業を積極的に推進し、ふるさと納税寄附金の更なる増収を見込み、ふるさと応援基金、合併まちづくり基金、ふるさと振興基金、公共施設整備基金等を効果的に活用する予算編成としたところであります。

平成28年度の当初予算は、一般会計248億8,000万円、国民健康保険特別会計87億1,070万7 千円、後期高齢者医療特別会計6億5,261万4千円、介護保険特別会計47億1,047万1千円、温 泉配給事業特別会計3,887万円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億2,127万7千円、公共下 水道事業特別会計18億2,738万2千円、水道事業会計では収益的収入7億4,182万円、収益的支 出6億6,312万7千円、資本的収入1億709万5千円、資本的支出3億1,962万2千円を計上いたし ました。

以下,一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要につきまして は、お示しのとおりでございます。

以上、向こう1年間の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。我が国の社会経済情勢は、穏やかに景気回復をしていると言われているものの、地方においては実感として明るい兆しが見えてきたとは言えない状況であります。本市においても市政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、地方再生に向けた施策の取組が望まれているところであります。そのような中、本市では魅力あふれる地方のあり方を築く地方創生を推進するため、第二次総合振興計画や地方版総合戦略を策定し、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、事務事業の見直し等を行いながら、重点的かつ効率的な行財政の運営に努め、市政の着実な推進に向けて全力を傾注してまいりたいと考えております。

また、本年1月には市制施行10年という節目を迎えました。新たな時代へ向う出発点として、この記念すべき年を市民の皆様と迎えられたことを大変うれしく思うとともに、着実な発展を続けて来たこれまでのまちづくりを振り返り、市民の皆様とともにふるさと指宿の明るく希望あふれる未来に向けて、全力を尽くしてまいる所存であります。

市民の皆様が将来にわたり安全で安心して暮らせる地域社会を築き、指宿市に住んで良かったと実感していただけるよう、市政運営の推進に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも市議会の皆様をはじめ、市民の皆様の積極的な市政へのご参加と、市政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次、第1回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算に関する案件8件、過疎地域自立促進計画に関する案件1件、条例に関する案件17件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件2件の計36件であります。

議案第7号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について,から,議案第40号,平成28年度指宿市水道事業会計予算について,までの34議案につきましては,関係部課長等に説明させますので,よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

〇議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分 再開 午前11時08分

- **〇議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○総務部長(高野重夫) それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第7号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について,であります。 補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は,第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億9,890万7千円を減額 し,歳入歳出予算の総額を230億8,809万3千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、10ページの第2表 繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの 第3表債務負担行為補正でお示しのとおり、各事業費の確定に伴い、期間及び限度額をそれ ぞれ変更するものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、12ページの第4表地 方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞ れ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成27年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額 又は不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児 休業・休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきま しては、57ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、 以後の説明は割愛させていただきます。また、一般会計と各特別会計・水道事業会計の補正 予算については、別冊平成27年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させてい ただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割 愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第15号,指宿市過疎地域自立促進計画について,であります。

本案は、平成24年6月27日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域自立特別措置法の失効期限が5年間延長されたことから、新たに平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間を対象とした過疎地域自立促進市町村計画の策定を行うものであり、策定に当たり県との協議が終了したことから、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、平成24年の法改正以降、平成26年3月26日において更なる法改正がなされ、平成26年4月1日から現行法が施行されております。

これらの過疎法一部改正では、平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加や 過疎対策事業債の対象施設の追加がなされましたが、法律の趣旨、目的等に変更はありませ ん。本市の計画につきましては、このような法改正の趣旨に基づきながら、平成22年度に策 定された現行の過疎計画を基に、本年2月臨時議会においてご審議いただきました第二次指 宿市総合振興計画との整合性を図り、過疎法に規定のある10の項目に章立てを行い、それぞれの現況と問題点、その対策、計画で構成されております。また、過疎対策事業債の充当事業は、本計画の中に掲載された事業でなければ適用されないことから、今後5年間に取り組むべき課題を織り込みながら既存事業や新規事業を盛り込む等、幅広く各種の事業を掲載させていただいております。

なお、この計画につきましては、これまで同様、毎年度内容を見直すこととし、計画全体 に及ぼす影響が大きい変更となる場合は、県との協議を行うとともに、その都度、議会の議 決を経て国、総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣へ変更後の計画書を提出することとな っております。

次は、提出議案の10ページをお開きください。

議案第16号,行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について,であります。

本案は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、行政に不服を申し立てる制度が見直されることにより、関係する条例を一括して改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容は、不服申立ての手続きを不服申立てや異議申立てから審査請求へ一元化 することから用語の改正を行い、審査請求できる期間を20日以内から3月以内に改正するも のです。

また、公平・公正性が保たれる場合、審理委員による審理手続きを適用除外とすることや、審理過程において資料等を提供した審査請求人以外への提出資料等の提供ができる規定を定め、さらに提出資料等の写しの交付に係る手数料やその減免規定を定めるものであります。

また,法律が全部改正されたことに伴い,条例で引用している法律番号や条項の整理を行うもので,この条例の制定により,指宿市情報公開条例,指宿市個人情報保護条例,指宿市固定資産評価審査委員会条例,指宿市職員の給与に関する条例,指宿市税条例,指宿市大葬場条例,指宿市土地改良事業分担金徴収条例,指宿市文化財保護条例の8条例を一部改正しようとするものであります。

制定の主な内容は、まず、第1条において、指宿市情報公開条例の一部改正をしようとするもので、用語の改正や情報公開審査会において公平・公正な審議が保障されるため、審理員による手続きを適用除外とするものであります。また、審査会での審理過程における提出資料の提供ができるものとします。

第2条においては、指宿市個人情報保護条例の一部を改正しようとするもので、指宿市情報公開条例と同様の改正を行うものであります。

次に,第3条において,指宿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行うもので,地

方税法の規定に基づく審査会の審査過程における提出資料等の写しの交付に係る手数料や, その減免規定を定めるものであります。

次に,第4条において,指宿市職員の給与に関する条例の一部改正を行うもので,条例で 引用している行政不服審査法の法律番号を改正するものであります。

次に,第5条において,指宿市税条例の一部改正を行うもので,不服申立ての手続きを一元化することに伴い,不服申立てを審査請求に用語の改正をするものであります。

次に,第6条において,指宿市火葬場条例の一部改正を行うもので,指宿市税条例の改正 と同様に用語の改正を行うものであります。

次に,第7条において,指宿市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正を行うもので,不服申立ての手続きを一元化することに伴い,用語の改正及び審査請求できる期間を20日以内から3月以内に改正するものであります。

次に,第8条において,指宿市文化財保護条例の一部改正を行うもので,用語の改正と条例で引用している法律番号の改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としており、指宿市固定資産評価審査委員会条例において適用区分を規定するものであります。

次は、提出議案の21ページをお開きください。

議案第17号,指宿市行政不服審査会条例の制定について,であります。

本案は、行政不服審査法の公布に伴い、指宿市行政不服審査会を設置するため、この条例 を制定しようとするものであります。

制定の主な内容は、第1条において、条例制定の趣旨を制定するものです。第2条において、審査会は5人以内の委員で組織することとしております。第3条では、委員は法律又は行政に関して優れた識見を有する者とし、任期は2年としております。また、再任されることができるものとし、心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合等においては罷免することができるものとしております。第4条では、審査会に会長を置き、委員の互選とします。第5条では、審査会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができるものとします。第6条では、審査会は会長が招集し、その議長となり、委員の過半数の出席をもって会議を開くものとします。第7条では、審査会の庶務は総務課で処理するものとします。第8条では、審査会に必要な事項は規則で定めるものとします。附則において、指宿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正することとしております。主な内容は、行政不服審査会の会長及び委員の報酬及び費用弁償を規定するものであります。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次は,提出議案の25ページをお開きください。

議案第18号,指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について,であります。

本案は、行政不服審査法の公布に伴い、審査過程における提出資料等の交付の際の手数料 の取扱いを定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容は、第1条において、条例制定の趣旨を定めております。第2条、第3条において、審理員及び行政不服審査会における審理過程の提出書類等の写しの交付の額を規定するものであります。第4条では、手数料の減免の手続きを規定するものであります。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次は、提出議案の28ページをお開きください。

議案第19号,指宿市職員の勤務時間,休暇等に関する条例等の一部改正について,であります。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方 公務員法の一部改正が行われることから、これらの条例の所要の改正をしようとするもので あります。

改正の内容につきましては、地方公務員法第24条第2項の削除に伴い、同法第24条第6項が 第5項に繰り上がったことから、第1条において指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条中、第24条第6項を第24条第5項に改正しようとするものであります。

次に,第2条において,指宿市職員等の旅費に関する条例第1条第1項中,第24条第6項を第24条第5項に改正しようとするものであります。

次に、第3条において、指宿市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例第1条中、第24条第6項を第24条第5項に改正しようとするものであります。なお、附則において、これらの条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次は、提出議案の30ページをお開きください。

議案第20号,指宿市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について,であります。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、同法第29条が第35条に繰り下がったことから、指宿市証人等の実費弁償に関する条例第1条中、第29条第4項を第35条第4項に改正しようとするものであります。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次は、提出議案の32ページをお開きください。

議案第21号,指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について,であります。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方 公務員法の一部改正が行われることから、及び行政不服審査法の公布に伴い、この条例の所 要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、第3条に規定してあります 人事行政の運営状況に関し、任命権者に報告する事項の中に、新たに第10号として職員の福 祉及び利益の保護の状況を、第8号として職員の退職管理の状況を、第5号として職員の休業 に関する状況を、第2号として職員の人事評価の状況をそれぞれ追加するものであります。 次に、行政不服審査法の公布に伴い文言の整理を行うため、第5条第2号中、不服申し立てを 審査請求に改めるものであります。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1 日としております。

次は、提出議案の34ページをお開きください。

議案第22号、指宿市職員の退職管理に関する条例の制定について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方公務員法の一部改正が行われることから、この条例を制定しようとするものであります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、退職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた組織の職員に対して当該営利企業等と市との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をするよう働き掛けることは禁止されることになります。また、部長の職に就いていた元職員は、離職前5年より前にその職に就いていたときの職務に関しても、現職員へ働き掛けることが法律により禁止されることになっております。しかし、法律においては離職前5年より前に課長級に就いていた元職員がその職に就いていたときの職務に関し、現職員へ働き掛けることについては、必要に応じて条例で定めるとされていることから、本条例の第2条により部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた職員は、その職に就いていたときの職務に関し、現職員へ働き掛けることを禁止しようとするものであります。

次に,第3条については,改正後の地方公務員法第38条の6の規定に基づき,管理又は監督の地位にある職員として規則で定めるものに就いていた職員が,離職後2年間,営利企業等に再就職した場合は,再就職情報の届出を義務付けようとするものであります。なお,附則において,この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次は、提出議案の37ページをお開きください。

議案第23号,指宿市定住促進条例の一部改正について,であります。

本案は,交付対象条件を緩和し,更なる定住促進を図るため,この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容でございますが、第2条において配偶者又は義務教育終了前の子供を有し を削除するものです。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としており ます。 次は、提出議案の39ページをお開きください。

議案第24号,指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の一部改正について,であります。

本案は、指宿市調和のとれた地熱活用協議会の委員の区分を追加し、及び事業計画の申請 手続きの緩和を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第6条において協議会委員に市の職員を追加し、第11条において地熱 発電事業に係る資源量調査を行う前まで、又は温泉法第3条もしくは第11条の規定による申 請を行う90日前までに事業計画を市に提出し、あらかじめ同意を得なければならないの90日 を削除し、同意を得るものとするに改正しております。なお、附則において、この施行日を 平成28年4月1日としております。

次は、提出議案の41ページをお開きください。

議案第25号,指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について,であります。

本案は、地方自治法第244条の2の規定により、ふれあいプラザなのはな館の設置及び管理 に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容は、第3条において中央ホール、野外ステージ、芝生広場、視聴覚室、研修室、ボランティアルーム、和室、音楽室、絵画室、体育館を利用できる施設としております。次に、第4条において休館日を月曜日とし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とすること。また、12月29日から翌年の1月3日までを休館日としております。次に、第5条において中央ホール、野外ステージ、視聴覚室、研修室、ボランティアルーム、和室、音楽室、絵画室については開館時間を午前9時から午後5時まで、体育館については開館時間をこれまで同様に午前9時から午後9時までとしております。次に、第9条において使用料を、第10条において使用料の減免を規定しております。使用料については、県の条例で規定されていた使用料をそのまま引き継いだ金額としております。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次は、提出議案の90ページをお開きください。

議案第33号,平成28年度指宿市一般会計予算について,から,提出議案の97ページ,議案第40号,平成28年度指宿市水道事業会計予算について,までの8議案につきましては,別冊の平成28年度施政方針と予算の大綱の中で一般会計及び各特別会計の歳入歳出の概要をお示しし,また,別冊平成28年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので,説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申 し上げます。

〇市民生活部長(牟田浩一) それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、ご

説明申し上げます。

提出議案の49ページをお開きください。

議案第26号,指宿市都市計画税条例の一部改正について,であります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、地方税法第349条の3に規定する固定資産税の課税標準の特例 事項の第18項が廃止され、以後の条項が1項ずつ繰り上がったことに伴い、指宿市都市計画 税条例において同条を引用する条項部分について、字句の整理を行うものであります。な お、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することとし、経過措置として、こ の条例による改正後の規定は、平成28年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成 27年度分までの都市計画税については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇健康福祉部長(下敷領正) 命によりまして、健康福祉部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の51ページをお開きください。

議案第27号,指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について,であります。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、介護保険法の一部改正が行われることから、及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、居宅サービスとして行っている通所介護のうち、平成28年3月31日以前で利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所が、平成28年4月1日から地域密着型サービスである地域密着型通所介護に移行されるため、その人員、設備及び運営に関する基準を追加し、併せて療養型通所介護についても同様の基準を設けるものであります。また、認知症対応型通所介護については、運営推進会議を義務付けるなど、地域との連携に関する基準を追加するものであります。なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することとしておりますが、経過措置として、現行の小規模な通所介護が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、その事業所に必要な宿泊施設の設置を平成30年3月31日まで猶予することとしております。

次は、提出議案の74ページをお開きください。

議案第28号,指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、介護保険法の一部改正が行われることから、及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の保護に関する基準の一部改正が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、認知症対応型介護予防通所介護について、運営推進会議を義務付けるなど地域との連携に関する基準を追加するものであります。なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することとしておりますが、経過措置として、現行の小規模な介護予防通所介護が介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、その事業所に必要な宿泊施設の設置を平成30年3月31日まで猶予することとしております。

以上で説明を終らせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長(廣森敏幸) それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、ご 説明申し上げます。

提出議案の80ページをお開きください。

議案第30号,指宿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について,であります。

本案は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、消費 者安全法の一部改正が行われることから、この条例を制定しようとするものであります。

81ページをお開きください。

制定の主な内容は、第3条で消費生活センターに事務を掌理するため、センター長及び職員を配置すること、第4条で消費生活センターに消費者安全法に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者又は同等以上の専門的な知識及び経験を有する者を消費生活相談員として設置すること、第7条で消費生活センターの事務の実施により得られた情報の適切な管理を行うことなどとなっております。なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の83ページをお開きください。

議案第31号,指宿市フラワー公園条例の制定について,であります。

本案は、フラワー公園の利用状況に合わせ、公園内にグラウンドゴルフ場を設置し、市民に交流と憩いの場を提供するとともに、観光振興とグラウンドゴルフを通じた利用者の健康

増進及び生きがいづくりに資するため条例を制定するとともに、指宿市普通公園条例の一部 を改正しようとするものであります。

条例の内容は、第4条において行為の禁止、第5条において行為の制限を設け、市長の許可を受けるとともに第6条において使用料の徴収、第8条において使用料の減免規定を設けております。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年7月1日からとしており、指宿市普通公園条例からフラワー公園の方を削除する条例の一部改正も併せて行おうとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇教育部長(浜島勝義) それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の77ページをお開きください。

議案第29条,指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について,であります。

本案は、奨学資金の利用促進を図るため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正する条例は、指宿市奨学資金基金条例、指宿市大重・岩崎奨学資金基金条例、指宿市 奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の四つの条例であります。

改正の主な内容につきましては、指宿市奨学資金基金、指宿市大重・岩崎奨学資金基金ともに、基金の運用から生ずる益金は一般会計に計上して、基金設立の目的の経費に充てるとしていましたが、基金に繰り入れて奨学資金の原資として活用しようとするものであります。また、指宿市大重・岩崎奨学資金において、基金の名称を大重実造・岩崎奨学資金基金から指宿市大重・岩崎奨学資金基金に、資金の名称を大重実造奨学資金及び岩崎グループ奨学資金から指宿市大重・岩崎奨学資金に改正するとともに、岩崎グループから寄贈されました元本1,000万円につきましては、奨学資金の原資とすることができない取り決めとなっていることから、条文中にその旨を明記しようとするものであります。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇農業委員会事務局長(西元志農夫) それでは、命によりまして、農業委員会所管の議案について、農業委員会会長から委任を受けましたのでご説明申し上げます。

提出議案の88ページをお開きください。

議案第32号,指宿市手数料条例の一部改正について,であります。

本案は、農業委員会に関する手数料の額及び減免を規定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、農業委員会関係の手数料については、これまで指宿市手数料条例に明記されておらず、手数料の徴収においても、その他手数料として市民協働課で受け入れていたことから、今回、各証明等手数料について、これを明記するとともに、農地中間管理機構が行う農地台帳の記録事項要約書の請求について免除規定を追加するものです。なお、附則において、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松下喜久雄) ただいま議題となっております議案第7号から議案第40号までの34議案に 対する質疑等は、2月26日に行います。

△ 議案第41号及び議案第42号一括上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第37、議案第41号、人権擁護委員候補者の推薦について、及び、日程第38、議案第42号、人権擁護委員候補者の推薦について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

〇市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の98ページをお開きください。

議案第41号及び議案第42号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第41号は、指宿地域の委員でありました松田貴久子氏が一身上の都合により、 昨年12月31日をもって退任となりましたので、新たに櫻井美代子氏を委員として推薦いたし たく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、鹿児島家庭裁判所指宿出張所及び指宿簡易裁判所において長年にわたり家事、民事調停員としてご活躍され、豊富な知識・経験を有しております。また、鹿児島県の男女共同参画地域推進員を歴任され、市の男女共同参画推進サポーターやスマイルネット指宿会員としてDV被害、女性に関する人権についての啓発活動を実践されており、当該委員として適任者であると思っております。

次は、提出議案の99ページをお開きください。

議案第42号は、山川地域の委員でありました河本佳子氏が本年1月4日をもって本市から転出され、資格を喪失されましたので、新たに井手康子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所,生年月日はお示しのとおりであります。同氏は,小学校教諭として長年子供 たちの学力向上や健全育成に努め,退職後も南薩地区内の小学校の非常勤講師を務めるな ど、教育に対し情熱を持って取り組んできております。また、民生委員としてもご活躍され、高齢者の福祉向上に努めるとともに、豊富な教育知識と経験を生かし子供の人権、女性の人権問題に取り組んでおり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分 再開 午前11時49分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第41号及び議案第42号(質疑,委員会付託省略,表決)

〇議長(松下喜久雄)これより、議案第41号及び議案第42号の2議案について質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号及び議案第42号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号及び議案第42号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより, 採決いたします。

まず、議案第41号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

△ 新たに受理した陳情3件一括上程(委員会付託)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第39、新たに受理した陳情を議題といたします。

陳情3件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いた します。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△散会

○議長(松下喜久雄) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議員福永徳郎

議員前原六則

第 1 回 定 例 会

平成28年2月26日 (第2日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成28年2月26日 午前10時 開議

議事日程		
○日程第1	会議録署名詞	義員の指名
○日程第2	議案第7号	平成27年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について
○日程第3	議案第8号	平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
		について
○日程第4	議案第9号	平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
		号)について
○日程第5	議案第10号	平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第3号)につ
		いて
○日程第6	議案第11号	平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第3号)
		について
○日程第7	議案第12号	平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予
		算(第3号)について
○日程第8	議案第13号	平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3
		号)について
○日程第9	議案第14号	平成27年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について
○日程第10	議案第15号	指宿市過疎地域自立促進計画について
○日程第11	議案第16号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条
		例の制定について
○日程第12	議案第17号	指宿市行政不服審査会条例の制定について
○日程第13	議案第18号	指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の
		交付に係る手数料に関する条例の制定について
○日程第14	議案第19号	指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正
		について
○日程第15	議案第20号	指宿市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
○日程第16	議案第21号	指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
		改正について
○日程第17	議案第22号	指宿市職員の退職管理に関する条例の制定について
○日程第18	議案第23号	指宿市定住促進条例の一部改正について
○日程第19	議案第24号	指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の一部改正に
○日程第19	議案第24号	指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の一部改正

ついて

○日程第20 議案第25号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について

○日程第21 議案第26号 指宿市都市計画税条例の一部改正について

○日程第22 議案第27号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第23 議案第28号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の一部改正について

○日程第24 議案第29号 指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について

○日程第25 議案第30号 指宿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の

制定について

○日程第26 議案第31号 指宿市フラワー公園条例の制定について

○日程第27 議案第32号 指宿市手数料条例の一部改正について

○日程第28 議案第33号 平成28年度指宿市一般会計予算について

○日程第29 議案第34号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計予算について

○日程第30 議案第35号 平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について

○日程第31 議案第36号 平成28年度指宿市介護保険特別会計予算について

○日程第32 議案第37号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について

○日程第33 議案第38号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算に

ついて

○日程第34 議案第39号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について

○日程第35 議案第40号 平成28年度指宿市水道事業会計予算について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6番議員	西	森	三	義
7番議員	浜	田	藤	幸	8番議員	東		伸	行
9番議員	高	田	チョ	3子	10番議員	森		時	德
11番議員	髙	橋	三	樹	12番議員	福	永	德	郎
13番議員	前	原	六	則	14番議員	前之	園	正	和

15番議員	木 原 繁	昭	16番議員	中村	洋 幸
17番議員	新川床 金	春	18番議員	下川床	泉
19番議員	新宮領	進	21番議員	松 下	喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市	長	豊	留	悦	男	副	市	長	渡	瀨	貴	久
副市	長	佐	藤		寛	教	育	長	西	森	廣	幸
総 務 部	長	髙	野	重	夫	市民	生活音	『長	牟	田	浩	_
健康福祉部	長	下敷	領		正	産業	振興音	『長	廣	森	敏	幸
農政部	長	新	留	幸		建;	改 部	長	Щ	下	康	彦
山川支所	長	馬	場	久	生	総務	新部 参	与	有	留	茂	人
建設部参	与	光	行	忠	司	総	务 課	長	岩	下	勝	美
市長公室	長	Ш	路		潔	市民	協働調	長	下	吉	宏	_
長寿介護課	.長	西		浩	孝	開聞支展	所地域振興	課長	Ш	畑	光	弘

1. 職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 森
 和美
 次長兼調査管理係長
 石坂和昭

 主幹兼議事係長
 鮎川富男
 議事係主査 嶺元和仁

〇議長(松下喜久雄) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

〇議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議録第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及 び中村洋幸議員を指名いたします。

△ 議案第7号~議案第14号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第2、議案第7号、平成27年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、から、日程第9、議案第14号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第14号までの8議案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第14号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号から議案第14号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第14号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第15号~議案第40号(質疑,委員会付託)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第10、議案第15号、指宿市過疎地域自立促進計画について、から、日程第35、議案第40号、平成28年度指宿市水道事業会計予算について、までの26議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第32号及び議案第34号から議案第40号までの25議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第33号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

〇議長(松下喜久雄) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議員 前之園 正 和

議員中村洋幸

第 1 回 定 例 会

平成28年3月16日 (第3日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成28年3月16日 午前10時 開議

- 1. 議事日程
 - ○日程第1 会議録署名議員の指名
 - ○日程第2 一般質問
- 1. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり
- 1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6番議員	西	森	三	義
7番議員	浜	田	藤	幸	8番議員	東		伸	行
9番議員	高	田	チョ	3子	10番議員	森		時	德
11番議員	髙	橋	\equiv	樹	12番議員	福	永	德	郎
13番議員	前	原	六	則	14番議員	前え	2園	正	和
15番議員	木	原	繁	昭	16番議員	中	村	洋	幸
17番議員	新月	川床	金	春	18番議員	下川	川床		泉
19番議員	新智	宮領		進	21番議員	松	下	喜夕	人雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市		長	豊	留	悦	男	副	市	長	渡	瀨	貴	久
副	市	長	佐	藤		寛	教	育	長	西	森	廣	幸
総	務 部	長	髙	野	重	夫	市民	生活	部長	牟	田	浩	_
健原	隶福祉 音	『長	下	敷領		正	産業	振興	部長	廣	森	敏	幸

農政部長 建設部長 山 下 彦 新 留 幸一 康 山川支所長 開聞支所長 馬 場 久 生 Ш 畑 徳 廣 総務部参与 茂 建設部参与 忠 有 留 人 光 行 司 総務課長 市長公室長 潔 岩 下 勝 美 川路 市民協働課長 下 吉 宏 長寿介護課長 西 孝 浩 商工水産課長 成 之 観光課長 今柳田 山 元 浩 農政課長 澤 敏 秀 行政改革推進室長 鳥 史 松 越 克 収納対策室長 澄 子 岩 美 谷 口 選挙管理委員会事務局長 下 勝

1. 職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 森
 和美
 次長兼調査管理係長
 石坂和昭

 主幹兼議事係長
 鮎川富男
 議事係主査 嶺元和仁

△ 開 議 午前10時00分

〇議長(松下喜久雄) ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

〇議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において新川床金春議員及び 下川床泉議員を指名いたします。

△ 一般質問

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず,下川床泉議員。

〇18番議員(下川床泉) おはようございます。3月も中旬になり春の息吹を感じる季節になりました。昨日は市内5中学校での卒業式が厳粛な中で開催をされました。24日の日には小学校の卒業式ということにもなっております。年度末を迎えて、締めくくりの時期でもあり、そして新年度を迎える時期でもあり、何かと忙しい時期でもありますけれども、体調管理に気を付けながら乗り越えていただきたいというふうに思います。

本年,3月末をもって退職される方々にこれまでのご労苦に感謝を申し上げます。これからも健康に留意しながら第二の人生を歩んでいただきますようご祈念申し上げます。

それでは、通告してありました二つの項目について一般質問をいたします。まず、サッカー場建設に向けてのグランドデザインについて。新田地区のグランドデザインをどのように描いているのかであります。なのはな館、なのはな団地の建設、道路整備などの開発によりまして、沼地であった新田地区が画期的に開発をされました。開発当初はこのような水浸しの土地になのはな館など建設して大丈夫だろうかと危惧する声もありましたけれども、今では大きな浸水もなくこの開発は大成功だったと感じています。しかし、残念ながらなのはな館が雨漏りのため、維持管理が難しくなり、鹿児島県の予算で一部解体をして指宿市に譲渡される運びになりました。時代の流れで致し方ない判断だと思います。この地区にサッカー場建設の計画があります。大きな建設計画になると思いますが、今回の開発のグランドデザインをどのように考えているのか、開発の目的は何か、お尋ねをいたします。

次に、各種選挙についてのうち、投票率向上対策について質問をいたします。最近の各種選挙を見てみると、投票率の低下が見られます。国会議員選挙や県議会議員選挙など、あまり市民と接点がないと言われている選挙はもちろんのこと、身近な選挙であると言われております市長選、市議会議員選挙も前回より減少をしています。18歳選挙権もこの夏の参議院

選挙から始まる予定です。最近の選挙投票率の推移について、市長選、市議選以降の投票率の推移はどのようになっているのか、また、20歳代、30歳代の投票率の推移はどのようになっているのかをお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○市長(豊留悦男) 平成25年11月に策定されました,指宿市都市計画マスタープランでは,新田地区の潟山運動公園を健康のまちづくりの核として位置付け,健康レクリエーションゾーンという整備の方針の中で,運動施設の機能維持・充実を図り,利用促進に努めるとの整備の方向性を示したところであります。当該地区には潟山運動公園をはじめ,陸上競技場,総合体育館等の体育施設が集中しており,菜の花マラソンや菜の花マーチといった本市を代表するスポーツ・健康イベントの拠点として利用されてきたエリアでもございます。周辺体育施設等と連携した健康・スポーツイベント等の開催も可能となり,既存施設の更なる活用等の相乗効果も期待できることから,当該地区にサッカー場・多目的グラウンドの整備を計画したところでございます。サッカー場・多目的グラウンドの整備構想においては,特定の競技者が利用するだけではなく,多くの市民が利用できるよう,指宿らしい四季の植物を植栽し,特徴のある園路等を整備することで,高齢者や子供たちとの世代間交流も図られる場をデザインとして組み込んでいくことを予定をしております。

以下、いただきました選挙管理委員会に関する質問については、関係者に答弁をいたさせます。

- 〇選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので答弁をさせていただきます。最近の選挙における投票率でありますが、平成26年2月に執行されました市長及び市議会議員選挙については、投票率69.79%、平成26年12月に執行されました衆議院議員総選挙については、投票率43.71%、平成27年4月に執行されました県議会議員選挙については、投票率39.42%となっております。また、これまでの選挙における20歳代、30歳代の投票率の傾向といたしまして、年代ごとの投票率では20歳代が最も低く、次に30歳代が低い状況となっております。ちなみに、全体的な傾向といたしましては、20歳代が最も低く、70歳までは年代が上がるにしたがって投票率が高い傾向にありますが、75歳以降からは低い傾向となっております。
- **〇18番議員(下川床泉)** それでは、2回目以降の質問をこの席からさせていただきます。

まず、サッカー場建設に向けての環境整備についてのうち、景観ということについてお尋ねをいたしたいと思います。なのはな館を一部解体をします。解体後の景観をどのように考えていらっしゃるのか。また、なのはな館一部解体後の跡地に市民会館を建設するという考えもありますが、その市民会館建設後の景観をどのような形で考えていらっしゃるのか、併せてサッカー場建設後のそのデザインについては、自然景観にマッチしているのか、風景が建物に溶け込んでいるのか、建物が風景に溶け込んでいるのか、お尋ねをいたします。

〇総務部参与(有留茂人) まず、新田地区一帯の施設整備については、魚見岳から眺めを一望

できることなどから、施設の配置やデザインについて景観にも配慮する必要があると考えております。また、逆に新田地区から魚見岳を背景に見上げる際も同様であります。サブグラウンドと多目的グラウンドについては、ボールなどが道路へ飛び出さないようにするための防球ネットを設置するよう考えており、ネットの色については周囲の色にマッチした色彩を施したいと考えております。メイングラウンドについては、メインスタンドには2千人程度の観客席と、これを覆う屋根を取り付ける予定ですので、これについてはなのはな館や周囲の建築物等と調和の取れた整備を行ってまいりたいと考えております。なお、なのはな館の今後のそのデザインですけれども、それも現在あるなのはな館の建物と調和の取れたものになるように考えていかなければならないというふうに考えております。

- **〇18番議員(下川床泉)** そうしますと、次に道路についてお尋ねをいたします。サッカー場 建設に併せて新しく道路を整備する計画はないのか。ハローワーク、給食センターから真っ 直ぐ魚見港グランド線につながる道路があると利便性が上がるというふうに考えますが、い かがでしょうか、お尋ねをいたします。
- ○建設部長(山下康彦) 北町通り線から給食センター前を通過する道路の終点と、魚見港グランド線を結ぶ道路の整備についてのご質問だろうと思いますが、魚見港グランド線は平成19年度から平成25年度にかけて、道路改良工事を実施しております。一部区間を除きますと、各区改良済みとなっており、生活道路としての位置付けから幅員5mの1車線道路となっております。議員ご指摘のとおり、道路を接続することになった場合、交通量が多くなることにより新たな各工事が必要になることが考えられます。サッカー場建設予定地の周辺では北町通り線と並行して古賀線から市営野球場前を通り、県道下里湊宮ヶ浜線へ通じる都市計画道路が位置付けられており、これらも含めて検討が必要かと考えているところでございます。いずれにしましても、今後新田地区一帯の施設整備の計画に伴い、車の動線についても検討していくことが必要かと思っているとこでございます。
- **〇18番議員(下川床泉)** 私の方は給食センターの方から真っ直ぐ伸びる道路がいいのではないかというふうに、今話をしましたけれども、今後サッカー場の建設に併せて、今の考えだとその野球場の方に向かうような道路が、かもしれないということだったので、その建設と併せてですね、いろいろ整備を考えていただければなというふうに思います。

次に、排水についてお尋ねをいたします。排水については特に心配をしております。なのはな館建設に併せて、雨による浸水被害がないように、指宿市の土木技術の専門家の方々が一生懸命計算をして、排水計画を作成していただいた経緯があるというふうに思っております。その成果があって、この地域では浸水被害が出ていないところであります。サッカー場建設によって、排水計画がどのようになるのか、今現在のままで大丈夫なのか、新たな排水路等が必要なのか、どのように考えているのかをお尋ねをいたします。

〇総務部参与(有留茂人) 新たに整備する施設からの排水につきましては、今後基本設計や実

施設計に取り組む中で十分検討をしていきたいと思っております。この、今回整備する地区 につきましては、その雨水排水の関係が心配されるところではありますけれども、その、今 後の基本設計、実施設計に取り組む中で十分検討していきたいと思っております。

〇18番議員(下川床泉) 今のその計画の場所が、いわゆる水を溜めたりしたりする場所だったような気もしますし、沼地のままだったような気がするわけですよね。そうしますと、その場所に新たな建物を建てるとなると、その水がですね、十分流れていくのかということが心配をされますので、その建設と併せてその排水路のこともですね、考えていただきたいと思いますのでお願いいたします。

次に、駐車場についてお尋ねをいたします。このサッカー場建設予定地の場所は菜の花マラソン、菜の花マーチなど大きなイベント時の臨時の駐車場にもなっています。サッカー場建設の間、その駐車場として使用できないときにどのような対応を取る考えなのか、また、サッカー場建設後、完成後のいろんな大会のイベントのときの駐車場をどのように考えているのかをお尋ねをいたします。

- ○総務部参与(有留茂人) 新たに整備する駐車場の収容台数については、サッカー場の利用者だけのために整備するのではなく、周辺施設で開催されるイベント等にも対応できるよう、検討する必要があると考えております。サッカー場単体での収容台数につきましては、県立サッカー・ラグビー場との比較から算定をしております。県立サッカー・ラグビー場は収容人員6,700人に対して504台を設けております。これは13.3人に対して駐車場1台分の設置率であることから、本構想に基づき最大収容人員を5千人として算定した場合、おおよそ400台分が必要となります。この台数分は確保できると考えております。なお、ありました菜の花マラソン大会時には、現在休暇村付近まで含めるとおよそ5千台分が確保できているというふうなことでございます。各種大会が重なるときには、この付近での駐車場用地の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用促進も含めて誘客の在り方を検討してまいりたいと考えております。
- ○18番議員(下川床泉) そうしますと、サッカー場の規模が5千人ぐらいの観客席の規模になるのかなというような考え方もありますけれども、そうしたときに400台、駐車場のスペースはキープをしてあるということでした。今、市民会館、体育館、陸上競技場、あの辺の駐車場のスペースとして、大会が重なったとき等々にですね、駐車スペースがなかなかないというようなこともあって、非常に苦労しているというところもあるかと思います。今回、サッカー場が建設されてサッカー大会、そしてまたなのはな館ではグラウンドゴルフ大会を、そして市民会館で何かのイベントがあるとなったとき等々の駐車場としては、大幅に不足をしているのではないかなというふうに思いますが、そういうときの駐車場としてどのように考えていくのか、お尋ねをいたしたいと思います。
- **〇総務部参与(有留茂人)** 今回,整備します多目的グラウンドがございますけれども,この多

目的グラウンドにつきましては、臨時に駐車場としての利用も考えているところです。その 広さからすると700台程度の駐車場が確保できるんではないかと思っております。また、現 在のなのはな館の駐車場の可能台数も300台ございますので、これを合わせると1,000台以上 の駐車スペースが確保できるんじゃないかと思っておりますが、先ほども答弁をいたしまし たけれども、公共交通機関の利用促進というのも、今後考えていかなければならないかと思 っております。これも含めてその駐車場の確保、それからそこで開催されるイベント等の集 客には対応していきたいと思っております。

〇18番議員(下川床泉) 公共交通機関の利用促進ということでしたので、そのことについて の課題がまた出てきたというふうに思いますので、そのことについても考えていただきたい と思いますし、またどこか大きな駐車場に止めてピストンで運ぶとか、そういうな検討も必要なのではないかなというふうに思いますのでお願いをいたします。

次に、建設費、維持管理費についてお尋ねをいたします。今現在、そのサッカー場の建設については、メインサッカー場とサブサッカー場、そして多目的グラウンドを整備しようという計画だというふうに聞いております。この場合の建設費と今後の維持管理費はどのぐらいになるのか、その三つを建設した場合の建設費と今後の維持管理費はどのぐらいになるのか。例えば、メインサッカー場とサブサッカー場の二つの整備ではそれはどうなるのか、メインサッカー場と多目的グラウンドの二つの整備ではどうなるのか。メインサッカー場の建設のみだったら、建設費と今後の維持管理費はどのぐらいになるのか、そのような計算ができているのであればお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部参与(有留茂人) サッカー場と多目的グラウンドの維持管理費については、他市の事例等を参考にしながら、現段階では人件費を除いて1年当たり約1,200万円を見込んでおります。メイングラウンドについては、天然の夏芝と冬芝を交互に更新する方法を採りますので、種子代や肥料、それから薬品、目土、水道代、燃料費など約700万円を見込んでおります。これはメイングラウンドについてでございます。サブグラウンドについては人工芝を敷設するので、あまり費用は掛かりませんが、緩衝ゴムチップの補充、それから水道代、照明電気料などとして約100万円を見込んでおります。それからもう一つの多目的グラウンドについては、水道代と修繕料、駐車場や園路の管理費と合わせて約200万円を見込み、このほかメインスタンド内の諸室や管理部門の経費を約200万円と見込んで、合計約1,200万円というふうな形で見込んでいるところです。それから、整備費の内訳についてですが、設計業務に9,800万円を見込んでおります。それから、用地買収費や土地改修費を約14億円、天然芝を導入するメイングラウンド及びスタンドについては、これはメイングラウンドの方ですが、約2億5,000万円、それから人工芝を導入するサブグラウンドについては約1億5,000万円、それから多目的グラウンドは約1億円、それから駐車場やトイレ整備に約1億2,000万円などを見込んでいるところであります。メイングラウンドやサブグラウンド、多目的グラウ

- ンドは一体的に整備することによって、大会や合宿誘致が図られるものであり、また地域活性化への波及効果が生まれるものでありますので、一括して整備をしていきたいと考えているところです。
- ○18番議員(下川床泉) 合わせて21億円ぐらいの建設予定ということと、維持管理費が全体で年間1,200万円掛かるというところでございました。私が分けて聞いたのは、その21億円の大きさがどうなのかなと思ったので、例えばメインサッカー場とサブサッカー場の二つを造るということは考えられないのか、若しくはメインサッカー場があって、多目的グラウンドを整備する考えはないのか。その場合には今の陸上競技場のサッカー場をサブグラウンドの役割として、そういうことはできないのかと、そういう思いがあったので、そんな形での質問をしたところでした。それぞれ、そのような考え方というのは今の段階ではないということなんでしょうか、お尋ねをいたします。
- ○総務部参与(有留茂人) メイングラウンドとサブグラウンド、それから多目的グラウンド、 一体的に整備することでその地域活性化への波及効果が大きく、高くなるというふうなこと もあります。メイングラウンドについては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、 それから鹿児島国体の事前合宿誘致、その後の大会やスポーツ合宿誘致のために必要な施設 であります。目標とする期限内の整備を目指してまいりたいと考えております。それから、 サブグラウンドや多目的グラウンドについては、先ほども言いましたけれども一体的に運用 することで施設の価値が上がるというふうなものでありますので、同時期に整備をしていき たいと考えているところです。
- ○18番議員(下川床泉) 設計を一体となって考えた方が、設計費も安く済みますし、そういう気持ちも分かるんですが、例えばメインサッカー場とサブサッカー場を分けて、造ったとしても、多目的グラウンドとしては今のなのはな館の芝生のところを活用できるとか、そういうこととかも考えられないことでもないような気がするんですけれども、そこら辺りもですね、今後もやっぱり検討していかないといけないのかなと思うんですね。今、21億円の建設費ということで、維持管理費は1、200万円ということでお聞きをいたしましたけれども、今後の後年度負担ということになると、どんなふうな、計算上ですね、なっていく予定なのか、お尋ねをいたします。
- ○市長(豊留悦男) いろいろ、サッカー場建設につきましては、ご意見、ご質問等をいただいたところでございます。サッカー場建設、これは採算性を考慮して、お金が生まれるような、金を生むような施設にしたいと考えております。例を申しますと、近くの綾町、ここにもサッカー専用球技場があります。熊本にもあります。今年の合宿の成果、一流スポーツ選手等が多く訪れて合宿をしております。その経済効果、そして地域振興に役立ついろいろな効果等を検証してみますと、大変綾にしましても大津町にしましても、その効果は大きいと思われます。例えば、本市においては今年、韓国の現代自動車、ヒュンダイというご案内の

チームがキャンプをいたしました。総勢60人ぐらいでございました。報道関係等を含めます と、80人程度になったとお聞きしております。10数日キャンプをいたしました。これ等を考 えてみますと、単純に1万5千円、1人当たり掛かるとしますと、その経済効果というのは大 変なものであります。今年,サッカーチームが6チーム指宿でキャンプをしていただきまし た。しかし、その中でもキャンプの時期が重なってできないチームもございました。もし10 チーム,平均50人キャンプをしていただいたとしますと,10チームの50人で500人,15日で ありますと7,500人延べ、としますと経済効果というのは1億円を超えるわけであります。こ れにサポーターとか報道関係の取材者も入ります。韓国の今回のキャンプにおいては、韓国 で指宿のキャンプの様子が放送されたということでございます。韓国から女性のサポーター を含めて応援に来た方もいらっしゃいます。そういう意味で見えないところでの経済効果と いうのは大きいものがあるだろう。そういう意味で今回、サッカー場建設に着手をいたしま した。それと、先ほど答弁いたしましたように、東京オリンピック・パラリンピック、鹿児 島国体という千載一遇のこの機会に整備することにより、外国のチームのキャンプを誘致 し、そして外国との交流を図り、そのことが観光、誘客にもつながるだろうという、そうい う思いをもっております。様々な観点からこのサッカー場建設というものに踏み切ったわけ でもございます。このサッカー場建設というものについては、今回、新たに沸き上がったも のでもございません。平成7年度に、旧指宿市において、新田地区総合開発計画というもの を策定し、新田地区一帯を市民の文化活動や世代間の交流の場、そしてスポーツ・レクリエ ーションの場として整備をするという、そういう考えもあったわけであります。行政の継続 性というのを考慮しながら、そして今後のスポーツ合宿のニーズに対応するためにも、この スポーツ施設の総合的な整備というのは必要であろうと判断をいたしました。毎年毎年のラ ンニングコスト、つまり管理費は掛かると思いますけれども、それにも増して地域に対する 経済的な効果が大きい、そういう施設にしたいと考えております。今朝の新聞で今まで指宿 でキャンプしていただいた,あるスポーツチームの合宿が姶良でキャンプをするという報道 を見ました。大変残念でございます。それは1にも2にもそういういい施設の中でキャンプを したいという、合宿をしたいという、いわば一流企業、スポーツ団体のそれは当たり前の論 理でございましょうけれども、そういうものにも対応するためには、この新田地区において スポーツ合宿、魅力ある場所として整備する必要があると、そういう考え方から、今回この 計画を策定したわけでございます。どうか,議員の皆さん,市民の皆さんに理解をいただい て、親しまれる施設としてここを整備してまいりたい、そのように考えております。

○総務部参与(有留茂人) 財源的なご質問がございました。総事業費が約21億円でその内訳は 日本サッカー協会やtotoの助成金が2億円程度で、残る19億円は合併特例債を活用して いきたいと考えているところであります。合併特例債は充当率が95%で、そのうち70%が交 付税措置されますので、一般財源としては6億4,000万円程度になるのかなと想定をしている ところでございます。現在、検討している総事業費は他市の類似施設等を参考にしながら概算として想定しているものですので、詳細につきましては今後基本設計、実施設計の中で積算されていくというふうに考えております。

〇18番議員(下川床泉) 市長の熱い思いをお聞きをしたところでした。後年度負担ということで、その合併特例債の19億円、70%は交付税措置をされますが、残りは一般財源からということで、大まか6億4、000万円ぐらいが必要だということだと思いますけれども、それが後年度に負担が少しでも残らないような形での整備の考え方ということができないのかという思いでの質問をしたところでした。また、今後検討される際にはですね、十分検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、各種選挙についてお尋ねをいたします。投票率向上対策について、先ほどの答弁で市長選、市議選以降の投票率が年々下がっているというふうに感じたところでしたし、20歳代が最も低い投票率だと、その次が30歳代だと。年代が上がるごとに投票率も少しずつ上がっていくというような答弁だったというふうに思います。少しでも投票率を上げる施策が必要だというふうに思っておりまして、今回18歳選挙権が導入されたこの機会がチャンスだというふうに捉えているところです。18歳、19歳のこの時期に政治に関心を持ってもらうということが大事だと思います。選挙に行ってもらう、そういう機運を高めることが大事だというふうに思います。そのためにもこの時期のPRが大事だと考えておりますが、そのPRについてはどのように考えているのかをお尋ねをいたします。

- ○選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 投票率向上に向けた選挙管理委員会における取組について答弁させていただきます。選挙啓発の取組といたしまして、中学校や高校の生徒会選挙のときの投票箱や記載台等の貸出し、また小学校への出前授業を市と県の明るい選挙推進協議会と協力して実施するなど、学校などと連携した啓発に努めてきております。また、各種選挙時における大型スーパーなどでの選挙啓発活動や成人式会場での選挙啓発冊子の配布、そして毎年発行している選挙啓発誌、南薩白ばらで18歳選挙権についての特集を掲載し、各世帯へ配布するなど、一般や若年層の方への啓発にも努めているところでございます。今回の公職選挙法改正に伴いまして、新たに選挙権を有することとなる高校生などが戸惑うことなく、かつ自由な意思により選挙を行使する環境をつくることが重要であり、そのためには国や社会の問題を自分たちの問題として考え、行動していく、いわゆる主権者教育の充実が喫緊の課題となっているところでもございます。そのようなことから、市選挙管理委員会におきましては、これまで実施してきている選挙啓発事業の充実を更に図るとともに、学校との連携も強化した取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。
- **〇18番議員(下川床泉)** ありがとうございます。そうしますと、主権者教育という立場から 教育委員会では、その今の18歳、19歳選挙権の導入についてどのように考えているのか、取 り組む計画があるのか、特に指宿市立の指宿商業高校ですので、教育的観点からどのように

取り組む計画かお尋ねをいたします。

- 〇教育長(西森廣幸) 将来を担う子供たちに早い段階から主権者教育を実施することが必要で あると考えております。小学校では第6学年の社会科の教科において、選挙権について、ま た中学校でも第3学年の社会科、公民的分野で国民主権について学習し、政治について意見 を述べたり選挙に参加したりすることが重要であることを学んでいます。更に高等学校では 公民科で現在の民主政治と政治参加の意義について学習しています。また、文部科学省が配 布した副読本などを使用し、公民科をはじめ総合的な学習の時間や特別活動において、選挙 課題や参加の重要性を説き、18歳選挙権についても生徒への意識付けを図っているところで ございます。本市の中学校や高等学校におきましては、政治への関心が高められるよう、先 ほどの答弁でもございましたが生徒会の役員選挙の際に実際に使用している記載台や投票箱 を選挙管理委員会からお借りして模擬投票体験を行っているところです。先ほど、明るい選 挙広報誌の話もございましたが、既に各家庭にこのような広報誌が届いて、指宿商業高校で の模擬投票体験の写真が紹介されているところでございます。また、市や県の明るい選挙推 進協議会と連携して出前授業を実施している小学校もございます。これらの取組は自分の意 思で判断する能力を養うとともに、政治への参加意識を高めることにつながっていくものと 考えております。教育委員会としても、関係機関との連携を図り、参加、体験的な学習をよ り一層充実させながら,段階に応じて主権者教育を充実させるように指導,助言してまいり たいと考えております。
- ○18番議員(下川床泉) 私もその白ばらのチラシを見させていただいて、いろいろとしっかりとやってくださっているなと思いました。是非、この18歳、19歳のときに1回目の選挙で投票に行くと、そのあともきっと棄権をせずにですね、行けるようになるのではないかなと私は思いますので、是非この1回目の選挙で確実に投票してもらえるようなPRができればなというふうに思うところでございます。是非、そういうためにもですね、次の方にかかりますが、高校を投票所として指定はできないのかをお尋ねをいたします。市立指宿商業高等学校は指宿市立ですので、指宿市の判断で期日前投票所として指定することによって、投票する方も増えるというふうに思いますが、このことは技術的にできるものなのか、どういう課題があるのか、その課題がクリアできるのか。参議院選挙では全県選挙ということ、全国選挙、全県での選挙ということなので、参議院選挙ではそういうのは可能なのか。例えば、指宿市長選挙、指宿市議会議員選挙、これだともう指宿だけでの投票ですので、これではどうなのか。市内にあるほかの県立の2高校ではそういうことができないのか、お尋ねをいたします。
- 〇選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 市内にある三つの高校を投票所に指定できないかといったご質問でございますが、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられる18歳選挙権が、本年の参議院議員通常選挙から実施される見込みでござい

ます。その中で18歳に到達する高校生に対し、在学する高校内に期日前投票所を設置することは、新たに選挙権を取得し投票に慣れていない高校生にとっては投票がしやすくなるだけでなく、主権者教育の推進にもつながるものであり、懸念されている若年層の投票率の改善に向けた効果的な取組の一つであると考えております。半面、高校内に期日前投票所を設置することは、地区外から、いわゆる投票区域外から通学する生徒の投票の問題、そして期日前投票所を生徒だけの利用として限定できない関係上、学校内に不特定多数の方が出入りすることへのリスク、また他の期日前投票所も同時に開設しているため、投票所間の2重投票防止システムの構築の問題、こういった課題が想定されるところでございます。しかし、現在幾つかの自治体では大学構内等において期日前投票所を設置した実例もございますので、高校内の期日前投票所の設置については、今後多くの自治体で取り組まれるものであり、本市においてもそれについて検討はしてまいりたいと考えております。今後、いろいろな事例が発生し、投票率向上に向けたそういったその期日前投票所の開設とか、設置されていくと思いますので、有権者・特に若年層における投票率向上を推進する施策の実施に向けて、更に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

〇18番議員(下川床泉) 是非,高校でそういうことができますと,放課後の例えば2時間なら2時間という設定をしながらとかいう可能性もあると思いますね。そうしますと,放課後投票ができるという可能性もあると思いますので,是非,これは全県的な取組として選挙管理委員会の研修会等でですね,話題にしていただいて,是非そういうことができるようにですね,検討していただければありがたいなというふうに思います。

全体的に投票率を高める施策はないかをお尋ねをしたいと思います。今,答弁にもありましたとおり、大学でもそういう場所を設けているところがあったり、鹿児島中央駅の前で投票所として使えないかというような検討もあるというふうにも聞いておりますけれども、指宿の場合でも大型店や大規模な工場やホテルなどでもそういうことができ、投票所として指定することはできないのか、またその他考えられる施策として何か考えている施策はないのか、投票率向上のためにですね、をお尋ねをいたしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 投票率を高める施策について、例えば大型店舗、ショッピングセンターとかホテルとか、そういった人が多く集まるところでの投票率を高めることはできないかということでございまして、そういった場所に期日前投票所を開設することは、先ほどの高校への期日前投票所の設置と同様で、ややその課題は残されておりますが、設置については今後検討したいというふうに考えておるところでございまして、併せてその選挙当日にその大型ショッピングセンターとかに投票所を設置して投票率を高めることはできないか、そういったことも一つの対策として考えられますので答弁させていただきますが、大型店舗を当日投票所にすることについて、これは現行制度では2重投票の防止などのため、公民館や学校など指定された一つの投票所でしか投票ができないようになっておりま

す。しかし、現在政府は指定された投票所のほか、居住する市町村の駅やショッピングセン ター等の人が多く集まる場所に,市町村内の有権者であれば誰でも投票できる共通投票所, これは仮称でございますが、その共通投票所を設置することについて、今年の参議院議員通 常選挙から導入できるよう法の改正を進めております。本市選挙管理委員会においても、こ の共通投票所の設置については、有権者の利便性や投票率の向上のための施策として有効な 方策,方法だと理解しているところでございます。共通投票所を設置するためには,共通投 票所を各地区投票所での2重投票を防ぐための方策やショッピングセンター等に設置した場 合の投票の安全性の確保、こういったことも考えなければなりませんので、そういったこと を、今後他市町村の取組も参考にしながら共通投票所等の設置に向けては検討してまいりた いと考えているところでございます。併せまして、そのほかにも施策はないかというような ご質問でございましたが、投票率を高める方策として本市選挙管理委員会においてはこれま で、先ほども答弁させていただきましたが南薩白ばらの発行など、また成人式での選挙啓発 リーフレットの配布など学校における出前授業の実施、生徒会役員選挙時の投票箱等の貸出 し、こういったことに努めて啓発を図ってきているところでございます。今回、法改正によ り公民館や学校など、指定された一つの投票所のほか、居住する市町村のショッピングセン ター等に共通投票所を設置できるようになりますけれども、更に投票率を上げるためにはそ のことに併せて、種々の施策を推し進めていくことも必要と感じているところでございま す。現時点で考えられるその他の方策といたしましては,不在者投票用紙等のオンライン請 求、それからインターネット投票のシステム構築など、情報通信技術を活用した投票環境の 向上が考えられるところでございます。そのほか、有権者の利便性向上のため、人が多く集 まる場所への期日前投票所の設置や投票時間の延長など期日前投票所の弾力的な設置が見込 まれるところでございます。

〇18番議員(下川床泉) 次の参議院選挙から駅やショッピングセンターで、仮称ですけれども共通投票所でできるようになると、ただし2重投票の防止の施策など課題があるということでございますので、そういうことがですね、早くクリアできるようにして、そういうことができるようになればなというふうに思いますのでお願いをいたします。

次に、公費削減の観点から葉書の削減についてお尋ねをいたします。現在、市長選は8千枚、市議選は2千枚の葉書が公費から支出をされております。市長選は8千票以上取らないと当選に届かないと思うので、8千枚の葉書は公費負担というのは妥当ではないかなというふうに思いますが、市議選の場合は2千票取るのはなかなか難しく、また2千人、2千家族に葉書を送るのも難しい状況があるというふうに思っております。葉書を送る場所がなくて電話帳で抜粋をして葉書を送る方もいると聞きます。その結果、お亡くなりになっている方にも葉書が届いたりしておる現状もあるというふうに聞いております。家族の方はお墓に持って行ったよとおっしゃる方も中にはいらっしゃいました。公費負担なので、無理をしてと言い

ますか、送っているのであれば、公費負担の枚数を減らしてもいいのではないかと私は思っておりますけれども、このことについてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

- ○選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 葉書の削減についてのお尋ねでございますが、公職選挙法第142条第1項第6号では、指定都市以外の市の選挙にあっては、市議会議員の場合、通常葉書の枚数は2千枚と定められており、同条第5項ではその費用は公費負担とされているところでございます。現行の枚数2千枚につきましては、公職選挙法で規定されている事項であり、その2千枚を上限としてそれぞれの候補者の判断で使用されるものと考えております。選挙費用の削減については、議員ご指摘のとおり更に進めていかなければならないことでありますので、選挙管理委員会としても今後も選挙費用の公費負担の削減など、種々取り組んでまいりたいと考えております。
- **〇18番議員(下川床泉)** 同じく、公費削減の観点からポスター掲示場削減についてお尋ねをいたします。掲示場の数につきましては、開聞地域、山川地域、指宿地域、それぞれで数が決まっているというふうに思います。候補者の顔や名前、政策など見てもらう手段としてとてもありがたいというふうに思いますが、一方では全戸配布をしてもらえる選挙公報がありまして、その選挙公報を時間があるときにじっくりと見てもらえているというふうにも思っております。そこで、公費削減という観点からポスター掲示場を何箇所か削減をする考えはないのか、お尋ねをいたします。
- ○選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 現在、ポスター掲示場につきましては、市長、市議選においては145か所、国・県の選挙においては153か所を設置しております。平成22年の参議院選挙までは220か所を設置しておりましたが、平成23年の県議選からは設置場所の確保の関係と設置箇所を現在の153か所にしているところでございます。なお、市長、市議選においては掲示枚数が多くなり、設置面積が大きくなることから、145か所となっているところでございます。今後も有権者の利便性向上と選挙費用の経費削減のバランスを図りながら、ポスター掲示場の数の減少、選挙費用の削減を視野に入れた取組を進めてまいりたいと考えております。
- ○18番議員(下川床泉) それでは、公の施設を各種選挙で利用することについてお尋ねをいたします。長年、このような立場をさせていただいておりますと、身近な市長選挙はもちろん、県議会議員選挙や県知事選挙、国政選挙などのお手伝いをする機会もたくさんございます。選挙期間中や選挙と選挙の間の後援会活動として、また政治活動として、国政や県政報告会や後援会の役員会などの会場を、この公の施設を借りたいということで申請をしてもですね、なかなか目的外使用なので少し待ってくださいと、確認しますということでの返事があります。中には使えないよというふうに断られることもたくさんありまして、少し人数が多くなる会議等々したいときにですね、なかなか会場がなくて困っている状況があります。今後、この使用についてはいろんな条例を見てみますと、市長の判断で借りられる場合もあ

るというふうにも記載がある条例もたくさんありますので、解釈によっては使用することができるのではないかなと私自身思っております。ですので、今後ですね、公の施設を市長の判断で気持ちよく借りられるような考えはないか、お尋ねをいたしたいと思います。

- ○選挙管理委員会事務局長(岩下勝美) 政治活動や選挙運動における公の施設の利用についてのお尋ねでございますが、そもそも政治活動を行うことは憲法で保障された権利であり、本来自由なもので何ら規制されるものではありません。しかし、その行為が選挙の事前運動とみなされる場合は公職選挙法によって禁止されているところでございます。公の施設の管理は指宿市公有財産管理規則に基づいており、政治活動や選挙運動における公の施設の利用につきましては、それぞれの施設ごとの条例、規則等により利用の許可を判断することになり、併せて公職選挙法等に基づく判断も行われることになると考えております。
- **〇18番議員(下川床泉)** 是非ですね、なるべくなら公の施設を借りられるような方向にですね、していただけるように、それぞれの施設の管理者は管理者でいらっしゃるというふうに思いますけれども、よろしくお願いをしたいというふうにお願いをいたしまして、一般質問を終わります。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時,休憩いたします。

休憩 午前10時57分 再開 午前11時08分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。 次は、西森三義議員。
- ○6番議員(西森三義) 皆さん、おはようございます。6番、西森三義です。私は議員として活動するようになってから、早7年目に入りましたが、いつにも増して初心を忘れることなく市民の声を市政に届け、住みやすい指宿市になれるよう議員活動に邁進してまいります。それでは、これから質問いたしますが、その前に3月末をもって定年や一身上の都合により退職をされる方がいらっしゃいます。その中には縁あって県外へ嫁ぐ人もいらっしゃいますが、嫁ぐ先では指宿市の観光大使として活動していただけるものと確信しております。また、退職される皆様方には、長い間市政発展に努めていただき感謝申し上げます。今後は健康に十分留意され、豊富な行政経験と知識を地元地域の活性化並びに指宿市政発展のために活躍してくださいますようお願いいたします。本当にご苦労様でした。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。1月24日から25日にかけての大雪や低温による農作物の被害は、指宿市の農作物の主力であります豆類を壊滅状態にして、2月1日時点の被害総額は14億1,000万円と推定されていましたが、その後の調査において、被害額総額は指宿市全体でどれだけになったかお伺いいたします。また、議員個人ごとに被害調査はされていましたが、直接農家の声を聴くべきとの意見があり、2月2日、同僚議員7名、議会事務局職

員2名,農政部署職員3名にも同行してもらい,指宿地域,開聞地域,山川地域の現地調査を 実施し、2月の臨時議会において財政支援等を求める意見書を全会一致で採択し、県・国へ 提出したところでありますが、指宿市としての支援策はどのようなものがあるのかお伺いい たします。それから、野菜の価格が暴落したときに、生産者へ補給金が交付される野菜価格 安定制度があります。通常の制度適応は野菜を出荷し、その平均販売単価が補償基準額に満 たなかったときに,価格差補給金が交付されるものと理解していますが,特例として野菜価 格安定制度の積立金を活用できるよう,県・国へ要請できないかお伺いいたします。今回の 農産物への被害はこれまでに経験したことがなかったのではないか。被害調査で巡回してい たとき、ある農家の方がソラマメ、スナップエンドウは実もつぼみも全て死んでしまった。 作業する気も起きないと意気消沈してた姿を思い出すと、何か手助けできることはないもの かと考えてしまいます。そこで、先ほども言いましたが、県・国へ農業被害に対する財政支 援等を求める意見書を提出しましたが、激甚災害指定の見込みがあるのかお伺いいたしま す。更に2月21日付の新聞に野菜や果樹の支援に産地活性化総合対策事業を活用し、残さの 撤去のほか種苗、肥料などの生産資材の導入に対して農林水産省の支援策が12億円と掲載さ れていたが、指宿市への配分はどれだけかお伺いいたします。ここ近年、全国各地で風水害 等により、リンゴなどが落下して傷物になった物を安くで購入しませんかとチラシが入った り、直接FAXで申込用紙が送付されてきます。被害に遭われた産地では少しでもお金にし ようと知恵を出し、行動を起こしているのです。我が指宿市でも農政課が中心となり、全国 の農家へ今回の雪害に対して支援していただくよう依頼することはできないか、お伺いいた します。先日の文教厚生委員会の席上で、同僚議員が雪害に対する税の減免について質問を され、その答弁が市税の減免について特別な事情がある場合は設けられているとか、所得割 の減免は年間の農業収入が10分の3以上の減少でできるとか、分納での支払いもできると説 明されたものの、次年度の救済策とのことであると言われたが、今回の被害農家に対して、 健康保険税等の減免は検討されないのか、お伺いいたします。

二つ目は公共施設のトイレ改修についてであります。平成27年12月17日,みんなで語ろ会に出席し,校区民のいろいろな意見を聴くことができました。その席上で校区公民館のトイレを洋式に変更するのに,工事費が数100万円必要と説明があったが,どのような工事なのか,事前打ち合わせのときタイルを剥がしたり,配管のやり直しをしたり,バリアフリーにするため工事費がかさむと説明を受けたが,再度どのような工事なのかお伺いをいたします。28年度の事業計画の中で,魚見・柳田・今和泉の3校区公民館の1階和式トイレを洋式トイレに改修すると語ろ会でも説明され,そのとき洋式トイレの設置に際し,ウォシュレット,正式名は温水洗浄便座はできないと言われたが,どれだけの費用がかさむのかお伺いいたします。そして,これから改修工事をされる体育館や指宿庁舎のトイレも洋式に変更すると思われるが,ここでもウォシュレットは設置しないのかお伺いいたしまして,1回目の質

問といたします。

〇市長(豊留悦男) 初めに、このたびの大雪や低温により被害に遭われた方々に対しまして、 心からお見舞いを申し上げます。

さて、農作物の被害について、1月26日の調査時点ではソラマメ、実エンドウ、スナップエンドウを中心に凍結により黒ずんださや等の被害が大きく、県の災害単価で算出した結果14億1,000万円の被害額となっております。しかしながら、その後スナップエンドウや実エンドウなど、樹体への影響が予想以上に大きく、回復が望めないものや果樹などの被害も確認されたことから、2月8日に再度調査、検討を行ったところ、樹体被害等を含めて総額約20億円となったところであります。内訳といたしましては、スナップエンドウが被害面積253haの9億6、716万円、ソラマメが被害面積178haの8億3、275万円、実エンドウが被害面積31haの1億6、365万円となっており、そのほか野菜の被害額は1、120万円で花き類はグラジオラスの被害面積が8haの780万円、その他花き類は1、452万円、果樹類はタンカン、ビワなどで1、346万円の被害があったところであります。

次に、支援策についてでございます。2月の臨時議会でご承認をいただきました農業振興促進基金の増額や樹勢を回復するための葉面散布資材・メリットを農家に配布を行いました。指宿市農業振興促進基金につきましては、貸付対象者を認定農家から認定新規就農者や担い手農家等へ広げるとともに、今後植え付けを行う作物の種子、肥料等にも対象を広げながら、少しでも農家の負担を軽減するようにしているところでございます。また、いぶすき農業協同組合が今回の災害に対する緊急資金貸付に対し、1年分の利子3%を上限に利子の助成を検討をしているところでございます。更には日本政策金融公庫の災害時に運転資金として活用できる低利なセーフティネット資金等の貸し付けなどを案内するとともに、いつでも相談できるようにいぶすき農業支援センター内に雪害対策相談窓口を設置して対応をしているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

○農政部長(新留幸一) 特例として野菜価格安定制度の積立金を活用できるよう県・国へ要請できないかとのご質問でございます。野菜の生産は天候等の影響を受けやすく、そのことにより生じる需給の不均衡から価格が不安定となり、ときに暴落したり暴騰したりすることがあります。そのため、野菜生産者の経営、あるいは消費者の生活にも様々な影響を与えているところでございます。野菜の安定的な供給を図り、その価格を安定させるためには計画的な生産と出荷を推進する必要があり、価格安定制度はこれらの課題をスムーズに推進するために、国や県等の補助を得て野菜価格低落時の価格補填を行う制度でございます。しかしながら今回のような大きな災害につきましては、少しでも生産農家の経営安定に対し支援できるように、市といたしましても県・国・基金協会等を含めた関係機関に施策提言をしてまいりたいと考えております。

次に、激甚災害指定の見込みがあるのかというご質問でございますが、国の激甚災害制度とは激甚災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律に基づく制度であり、政府は激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成処置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で政令でその災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適応すべき処置を併せて指定することとなっているようでございます。この件、県の方に確認いたしましたところ、今回の雪害に対する激甚災害指定についてはできないという回答をいただいているところでございます。

次に、農林水産省の支援策が12億円と掲載されたが、指宿市への配分はどれだけかとのご質問でございますが、国の補助事業は大雪等被害産地営農再開支援対策事業で今回の雪害に対し、被害を受けたほ場における速やかな営農再開を図るため、残さ等の撤去、整地、施肥等の栽培環境整備や作物生産の再開に必要な資材の共同購入の取組を支援、更には作物や農業用施設に被害を受けた産地に対し、産地再生に向けた栽培環境整備、生産資材導入等の営農活動や収益力強化に必要なパイプハウス導入等の支援を行うこととしております。2月の29日に国の事業説明を受けまして、本市も3月2日には関係者に対し事業説明を行っております。そのあと、3月8日までに生産者や被害面積の集約を図り、3月11日の公募締め切りの段階で約8億円の金額を補助額として国に提出しており、確定につきましては3月18日に割り当て内示がなされる予定でございます。そのため、現時点では指宿市のはっきりした配分額は分かっていないところでございます。

全国の農家へ今回の雪害に対して支援していただくよう依頼することはできないかとのご質問でございますが、今回の雪害、凍結害に遭った品物で一部ではイオン等の鹿児島市内のスーパーで訳あり商品として指宿のスナップエンドウが販売されていたようでございます。全国では青森県が平成3年9月の台風により大きな被害があったと聞いておりますが、その暴風に傷つきながらも耐え忍んだリンゴ、落ちないリンゴというネーミングで販売したのをきっかけに、受験生の合格祈願の縁起物というアイディアが全国的に評判になり、リンゴの復興の一助となった事例もあると聞いております。今後、農林技術協会を中心に雪害や霜害など発生した青果物につきましては、いぶすき農協や県経済連等と連携を取りながら、引き続き有利販売に努め、新たな手法を取り入れた販売対策など全国の事例を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○市民生活部長(牟田浩一) 健康保険税等の税金の減免は検討されないかというご質問でした。国民健康保険税等を含めた市税等の減免の取扱いについては、地方税法において、天災その他特別の事情のある場合において減免を必要と認める方、貧困により生活のために公私の扶助を受ける方、その他特別の事情がある方に対して、まずは納期限の延長や徴収猶予の制度を設けております。それでも納税が到底困難であると認められるような担税力の薄弱な

方々に対する救済措置として減免制度が設けられております。地方税法に基づき、本市の条例や減免に関する規則によってこれを運用しているところでございます。今回のような雪害等による農作物の減収における減免についても、減免に関する規則においてその基準が規定されております。農業所得の特殊性から被害を受けた農作物を含めた1年間の全ての農作物の減収による損失額の合計が平年における全ての農作物の年間の収入合計額と比較して10分の3以上である場合が前提条件となっておりまして、更に納付が困難であるかどうかを判断するために担税力を調査しまして、減免の可否を最終的に決定することになります。従いまして、市税等の減免については決定までに一定期間を要することになりますので、被害農家で納税にお困りの方はまずは税務課収納対策室までお越しいただいて、徴収猶予制度などのご相談をいただきたいというふうに思っております。

○教育部長(浜島勝義) 公共施設のトイレ改修についてのお尋ねでございますが、指宿地域の校区公民館では洋式便器が設置されていない公民館は魚見・柳田・今和泉の3校区公民館で今回1階トイレを改修する計画であります。改修に当たりまして、公共的なものは安全でみんなが使いやすいように、しかも子供から大人まで利用できるようにしっかりしたものをとの思いで設計しております。まず、現在設置してあります和式便器を全て洋式便器へ取り替えると、スペース的に個室が非常に狭く使いづらくなりますので、仕切り壁を全てやり直して便器の配置の見直しを実施します。この配置の見直しをすることにより、男性用のトイレは魚見校区公民館では和式2台が洋式2台に、柳田、今和泉校区公民館は和式1台が洋式1台に、女性用は3校区公民館とも和式3台が洋式2台になります。また、床に段差があるため小便器を取り外し高さを調整するなど、バリアフリー化を徹底し、更に洋式化に伴い広い個室や給排水管、照明器具、コンセント等を新設し、温水洗浄便座にも対応できるよう準備するものであります。加えて、天井や壁の塗装、壁タイルの補修等も併せて実施する予定で、便器の洋式化だけでなくトイレ全体の改修を実施するところであります。

次に,洋式便器を温水洗浄便座対応型にしますと,1台当たり工事費を含めて概ね10万円から15万円程度の追加費用が必要となります。

次に、指宿総合体育館につきましては、昭和54年に竣工し完成から37年が経過しようとしております。施設全体の老朽化が進んでおり、また2020年に開催されます第75回鹿児島国体のバトミントン競技会場となることから、平成28年度予算に大規模改修工事設計業務委託費を計上しておりますので、その中で温水洗浄便座対応型トイレを設置する方向で検討してまいります。

○総務部長(高野重夫) 指宿庁舎のトイレの改修についてでございます。指宿庁舎は平成28年度から耐震補強工事と併せ、大規模改修を行う計画としております。その中でトイレの改修を平成29年度に実施するよう予定しております。トイレにつきましては、多くの家庭において洋式化されており、全国的には公共施設等においても和式から洋式化へ改修が進んできて

おります。また,洋式トイレの多くに温水洗浄便座が備えられているところでもあります。 現在,指宿庁舎の大規模改修について設計業務の委託を行っておりますが,使用する方の利 便性を考慮し,洋式及び和式の両方のトイレを設置するよう検討しております。その際,洋 式のトイレには温水洗浄便座を設置するよう計画をしているところでございます。

- ○6番議員(西森三義) 今,いろいろ答弁をいただきましたが、1点だけですね、校区公民館のトイレを洋式に変更するのに、私は市長と語る会のときに工事費の数100万円と説明受けたんですが、以前の打ち合わせ、事前打ち合わせのときもですね、その工事の説明を受けたんですが、実際、どのようにすればそんだけの工事があったっていうのはそんときも聞いたんだけど、私としては、先ほど、今答弁の中で3校区の公民館をするということでございましたので、一括してそこ辺りは発注すればまだ安くなるんじゃなかろうかと思って、そこを聞きたかったんです。だから、それについての答弁が、私は今、聞き漏れだったかしらんけどされていないと思いましたので、再度ご確認をいたします。
- ○教育部長(浜島勝義) 工事費についてなんですけれども、先ほども答弁いたしましたが、このやっぱり高額になるというのは、スペース的に狭くなりますので、全ての壁を壊しまして、それからバリアフリー化にしたりしますので、高額になるということであります。また、発注につきましてはやはり一緒にですね、効率よくしていきたいと考えております。
- **〇6番議員(西森三義)** 私が聞き漏れをしてたみたいです。申し訳なかったです。

今,るる答弁をいただきましたが、公共施設のトイレについてはですね、何か前向きな答弁がなされておりますので、先にこの公共施設のトイレ改修についてからですね、2回目以降の質問に入りたいと思います。先ほどは体育館なり指宿庁舎のトイレ改修においては、このウォシュレット、いわゆる温水洗浄便座を設置するように計画をしているということでしたが、魚見、柳田、今和泉の3校区公民館についてはですね、そういうことは将来はできるかもしれないけど、配線はするが洋式のままというふうに私はちょっと捉えたんですが、そこの、そこ辺りについて、この3校区公民館についてもですね、同じようにできないものか、再度お尋ねをいたします。

- ○教育部長(浜島勝義) 設計を行う段階では、温水洗浄便座はまだ通常設備とは考えておりませんでしたので、設置するようにはしておりませんでしたが、校区公民館につきましても、庁舎等他の施設と併せて温水洗浄便座を設置していくようにしてまいりたいと考えております。
- ○6番議員(西森三義) 今,教育部長の方からですね,前向きの答弁が得られましたので,是非そのように計画段階ですから、また計画の修正を図っていただきたい。そして、やっぱり多くの市民がですね、利用しやすいようなそういうふうな改修に、やっぱりやっていただきたいなというふうに思っております。私たち議員はですね、例年、所管事務調査に県外に行きます。どこの市役所のトイレもですね、このウォシュレットが設置されております。指宿

市においてもこれからの公共施設等のトイレ改修については、温水洗浄便座を設置すべきと 考えますが、これからいろんなまだ工事が始まっていくと思いますが、そういう施設に対し ての改修工事等については、このトイレについては温水洗浄便座を設置していただくかどう か、そこら辺りについてお尋ねをいたします。

- ○総務部長(高野重夫) 各家庭ではほとんどが洋式化されておりまして、公共施設においても 和式から洋式化という形で進んでおります。そのような中で、温水洗浄便座につきましても 市民の方が利用しやすいようにというようなことで、進めてまいりたいというふうに考えて おります。
- ○6番議員(西森三義) 今,総務部長の方で答弁いただきましたが、本当にですね、これから 交付税も減額されて大変な時代に向かわれると思われますが、せっかく改修や新築をされ る、そういう公共施設についてはですね、多くの市民が気持ちよく利用していただきたいと 思いますので、前向きな答弁に沿ってですね、計画をしていただきたいというふうに思って おります。

それでは、農業関係でですね、2回目以降の質問に入ってまいります。先ほどの答弁で被害総額はスナップエンドウが253ha、ソラマメが178haなど非常に大きなものになって、約20億円と言われましたが、改めて被害の大きさを感じ取ることでしたが、被害に遭われました農家の方々へは心から、市長も申し上げましたけどお見舞いを申し上げたいと思います。また、指宿市の支援策の一つでありました、先ほど市長の答弁でもありましたように、葉面散布のですね、配布につきましては、早急に対応してもらって感謝しているところでありますが、農家を元気づける策としてはですね、少しでもお金が出せるもんならですね、農家が元気づくと思うんですが、農家に対しての、面積割りでもいいですから見舞金の支給については対応できないか、お尋ねをいたします。

- ○農政部長(新留幸一) 農業に対する支援ということといたしまして、まず農政サイドではですね、農業を始めてみたい方、あるいは農業をもっと頑張りたい、拡張したい、そして農業をビジネスに生かしたい方、つまり生産意欲のある農家に対して有利な補助事業の導入や資金等を含めて、今までもご支援させていただいているとこでございます。また、今回の雪害、凍結害につきましては、1日も早く樹勢が回復し、少しでも出荷ができるようその樹勢回復に向けた葉面散布剤を配布させていただいているとこでございます。このように地域を支えていただいている担い手農家等に対し、引き続きハード面やソフト面を組み合わせながら支援していきたいと考えておりますので、議員ご質問の見舞金につきましては、現在対応等について考えていないところでございます。
- ○6番議員(西森三義) 今までもですね、いろんな災害があったときに市としての対応としてはできなかったわけですが、今回はメリットをすぐに配布したと、これは一つの朗報かなというふうに考えておりますが、補助事業の活用などはいろいろやってもらっているのはあり

がたいことなんですが、農家が元気になるようにですね、そこ辺りについても、また十分な 説明をやっていただきたいなと。

それから、先ほど野菜価格安定制度について、県・国へその積立金の活用ができるようには要望していきたいという答弁でございましたけど、野菜価格安定制度というのは品目ごとにですね、基金積み立てをされていると思われるんですよ。そして、各品目の被害面積でですね、その積立金を取り崩して被災農家へ見舞金を支給できないのか、お尋ねをいたします。

- ○農政部長(新留幸一) 積立金をですね、被災農家へ見舞金として支給できないかということなんですけれども、先ほども答弁させていただいたところなんですが、対象野菜の価格は著しく低落した場合、野菜経営に及ぼす影響を緩和するため生産者・国・県及び市・農協等が予め積み立てた基金を財源として生産者に対して補給金を交付する制度となっております。この野菜安定価格制度の交付実績で見ますと、平成26年度でソラマメ、カンショ、グリンピース、グリーンボール、そして27年度、グリーンボールの方で価格が低下したため、制度が発動され、農家の経営安定に寄与しているところでございます。本制度につきましては、基金協会へ確認し要望しているところなんですが、あくまでも対象野菜の価格が著しく低落したとき補給金を交付する制度となっているということで、今回の災害に対する見舞金としてはできないと回答をいただいているとこでございます。
- ○6番議員(西森三義) 農政部長の答弁,分かるんです。分かるんですよ,そりゃ、本当に。ただ、今回はですね、出荷するにも出荷するものがないんですね。だから、そういうときには今まで出荷した分があるんですよ。あるいはそれができないんでありゃ面積で判断をしてですね、その品目ごとに積立金があるわけなんですよ。積立金を取り崩したら、また農家も市も、そして関係の団体も、あるいは県も出していけばいいんです。だから、そういうことをですね、やっぱりこれは出荷がないからできませんというんじゃなくて、何かほかに、そこ辺りについて方策というのもあるんじゃなかろうかと思うんですが、今後、そういう形で県の方にも要望していっていただきたいなというふうに思っております。またですね、米とか麦などはですよ、共済組合が加入を推進している共済制度に加入していた場合には、被害に応じて保険金、共済金ですが、支払われるんですが、これを園芸作物まで拡充させてですね、農家経営の安定化を図ってほしいと思いますけど、これについての対応はできないかお尋ねをいたします。
- ○農政部長(新留幸一) 農業共済制度につきましては、現在農作物共済、家畜共済など七つの 共済制度がありますが、対象作物として水稲、陸稲、麦などの限定された品目となっており ます。今回の豆までは対象となっていないところでございます。しかしながら、国におきま しては新たな保険制度、つまり収入保険制度を平成26年度から保証調査事業を進めておりま す。現時点で全ての作物を対象とした農家所得の補償を行う制度として検討されているよう

でございます。平成27年度にその事業に向けての調査を終えて、内容等の検討が進められて、国会の方に法案の提出となると見込まれておりますが、現在のところまだ不明確、不透明でありますので、明確な時期については示されていないとこでございます。

- **〇6番議員(西森三義)** 今, 部長の方で答弁いただきました, 農家所得補償というのが, 何か 国が進めているということでしたが, それについては園芸作物まで含んだ農家所得と理解し てよろしいんですか。
- **〇農政部長(新留幸一)** はい, そのとおりです。
- ○6番議員(西森三義) 先ほどの答弁で激甚災害はできないという県の答弁があったと聞きましたが、こんだけ指宿の方で相当な被害が出ているわけですよね。そして、3月の8日はですね、テレビ報道でこら台風、豪雨に見舞われた十島村とか宇検村、更には甚大な被害が出た三島村が局地激甚災害指定を受けたとあったんですよね。だから、こういうふうな局地、指宿も局地ですよ、こういうふうな指宿市も該当するんじゃないですか。そこ辺りについてはどうなんですか、お尋ねをいたします。
- ○農政部長(新留幸一) 激甚災害につきましては、基本的にですね、高波、それから津波等の災害が主でありまして、その作物災害は災害発生の実情に応じて考慮するとなっております。農作物の激甚災害指定等につきましては、全国的な指定と局地的な指定がありますが、局地的指定基準につきましては、被害見込み額が全国の農業所得推定額の0.15%を上回ることになっており、かつ被害農家が都道府県農業者の3%を上回ることとなっております。平成26年度の農林水産省が出した全国の農業所得推定値では約2兆8,000億という金額が出されております。その額に仮に0.15%をかけますと約42億円となるようでございます。今回、県内の被害額が約27億円と聞いております。そのため、今回激甚災害指定には、到底足りないということで聞いております。
- ○6番議員(西森三義) 何か、それぞれに設けていらっしゃるだろうと思いますけれども、この十島村とか宇検村、甚大な被害だったかもしれませんが、それにしても10億円程度だったんじゃないかなと思うんですが、そこについては住宅とか港湾施設とか、そりゃ事情は分かるんです。ただ、作物としてもですね、相当な被害を受けたんですよね。だからここ辺りについては何らかの対策がやっぱり必要だと思うんですが、市長の考えはどうですか。お願いいたします。
- ○市長(豊留悦男) 今回の雪の害、そして低温による作物の被害状況、その2日後に私も市内の畑、農家の方々の声を聴いてまいりました。これではいけないというのは、議員の皆さんを含めて、市民みんなの考えであろうかと思っております。先日も小泉進次郎代議士が来られまして、農家の方々の声をお聴きしました。指宿市としてこれではいけないだろうという、そういう強い思いを持ちましたので、今回、鹿児島県の市長会で、今議員がるる質問されましたことについて制度化を図るような提案をしたいと思っております。そして、九州市

長会,全国市長会を通して農林水産省に指宿の声を届けたいと思っております。その提案理由として,現行の農業災害補償制度の対象品目は畑作物,畑作が中心となっており,長雨や暖冬,そして本年1月に発生いたしました雪の害,及び凍結害により甚大な被害を受けた指宿市のソラマメや実エンドウ等の園芸作物について,ほとんどの品目が対象外となっている。そのため,収入源を失った生産農家はこれからの農業経営に不安を抱いており,農家の生産意欲が低下し産地として存続の危機に陥るのではないかと危惧している。今後,生産農家が安心して営農できるよう,法制化の早期実現を指宿市の市長として提案をするものであるという,そういう要望書を今関係部署と協議して作り上げました。早速各関係事務局に届けて,私がこの趣旨を説明し,農業収入保険制度を含めて早期法制化に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

〇6番議員(西森三義) 今,市長が答弁がありましたようにですね、早急に法整備ができるように、是非今の熱い思いを、また市長会の席上でも是非説明していただきたいと。そして、 法整備が早期にできるようによろしくお願いしたいと思います。

地元選出のですね、県議会議員の情報なんですが、今回の雪害の補助内容が少しずつ固まりつつあるということで、被害に遭った作物の後片付け費用、そして人件費の領収書を準備してくださいとあり、補助率は定額とありましたが、どれぐらいこれは支給をされるのか、お尋ねをいたします。

- ○農政部長(新留幸一) 平成28年1月の大雪等により被害を受けたほ場につきまして、営農再開に向けた栽培環境を早期に整えるとともに速やかな作物生産の体制再開を図るため、国の事業といたしまして雪害対応産地再生緊急支援事業というのが実施されております。この事業につきましては、議員ご質問のとおり、枯死した作物やそれから被害果などの残さ等の撤去、それからほ場の整地、果樹の整枝等の栽培環境の整備に要する経費があります。被害作物の残さの撤去費用につきましては、野菜、それから花き、それから苗木については、1反当たり1万1千円、それから果樹、バレイショにつきましては1反当たり1万円が補助されることになっておりますが、先ほど答弁させていただいたとおり、3月18日に国の方の内示がありますので、それに基づいた額が決定されると思います。
- ○6番議員(西森三義) 作物によってそれぞれ1反当たり1万1千円なり1万円なりというのがありましたが、これは県の補助というのを、私は聞いたんですが、県の独自の、国じゃなくて、県の補助というのは幾らぐらいというふうな試算は出てないですか。県の補助ですね。何か県の補助もあるということで聞いたんですが。
- ○農政課長(松澤敏秀) 県の補助事業につきましても、同じような、国の事業と同じようにこれから農業再開する部分について肥料、農薬等の2分の1というふうなっておるところです。 しかしながら、県の方の基本的な考えとして、まず国の補助事業を優先して使って、その部分で救えない方、あるいは申込みが遅れた方について県の方で対応するというふうに伺って

いるところでございます。

- **〇6番議員(西森三義)** 私は、県の方は指宿の方に4億9,000万ほどというのを聞いた記憶があるんですが、それについてはどういうことなんでしょうか。
- **〇農政課長(松澤敏秀)** 4億9,000万はあくまでも県全体としての補助額でございますので、指 宿市に4億9,000万ということはないということです。
- ○6番議員(西森三義) それと、先ほども市長の答弁の中でもありましたが、3月6日にですね、自民党の農林部会長の小泉進次郎さんがこの農業被害の視察に来たということで、新聞に掲載されていましたですよね。その中で、農家の声としては国の支援を使いやすいものにしてほしいという要望があったということが載っていましたが、今回の支援策はですね、先ほど市長もありました、法整備は早期にするということでしたが、この支援策は早期に対応できる見通しなのか、お尋ねをいたします。
- ○農政課長(松澤敏秀) 先ほど答弁したように18日に内示がまいるということです。国として もやはり後作について、オクラ、春作の部分と秋作の部分がございますので、秋作までです ね、その支払いを延ばすというのは考えておりませんので、今対応するのは春作は春作で済 んだ段階で2分の1を交付して、秋作は秋作で2分の1を交付するということで、2段階で一応 やっていくように、早めに交付できるように進めているところでございます。
- **〇6番議員(西森三義)** 今,課長が答弁したのは、昨日ですね、こういうふうなのが届きました。大雪等被害産地営農再開支援対策事業説明会の開催ということが届きましたが、これについてが、今言われたことなんでしょうか。
- ○農政課長(松澤敏秀) 今回の雪害に対する事業の説明,こういった領収書とかを取っていただきたいという説明をするために,3月22から3月25日にかけて一応説明会を各地区で行うようにしているところでございます。
- ○6番議員(西森三義) 私もこの開催のこの通知を見てですね、市の方の農政部の方も本当に早期に対応してくれているなというのは思いました。ただですね、これを意外と農協の広報紙、報告だったかな、そういうお知らせ版の中に入っていたと思うんですよ。だから、そういうのであれば見ない農家の方もいらっしゃるんじゃなかろうかなと。その点から考えればですね、こういうふうな重要なことは各公民館長を通じて集落内の放送施設を通じてこういうことがありますよという、そういう依頼はできないのか、お尋ねをいたします。
- ○市長(豊留悦男) 今回の寒害,雪害の取組,対応については多くの方々から多くの意見をいただきました。特に先日,若手農家の方々と語る会をいたしました。農業,自然を相手にする農業はこのような予期しない災害もあるだろう。それは私たちが克服するしかないけれども,是非やっていただきたいということが,今議員の質問にあった情報というもの,チラシを含めてどういう救済の制度があるのか,情報というものは錯綜して何がどのようになされるのかというのが分からないのだと。だから,今後このような災害に対しては情報窓口の一

元化というのが極めて大切であろうと、このような意見もいただいたところであります。市の取組、県の取組、国の取組、同じ方向で同じ温度で、同じ歩調を合わせてやっていかないと、情報が情報として正しく伝わらないという、そういう問題が今回ありました。小泉先生との話し合いの中でも、若手の方々の意見としてどのような支援策があって私たちはそれをどのような形で利用できるのか分からないではないか、そこが今回のこの災害に対する、一番私たちが望むところだというような意見をいただきましたので、さっきお示しいたしました、そういう回覧、チラシについても効果的に正しく農家の方々に伝わるような、そういう手立てをどうしたらいいのかということは、今後検討していく所存でございます。

○6番議員(西森三義) 今,市長に答弁いただきました。そういう形でですね、農家の方には本当にこれが周知徹底されるようにお願いしたいと思います。また、こういう説明会にはですね、中には農家の方は私は農協に出荷してないから行けないとかという、間違った考えを持った人もいらっしゃいます。そうじゃないんだよと、ないもけん、どこの業者に出しとってもいいんだよということを改めてですね、やっぱ放送の中でもそこ辺りについては間違いのないように、是非放送して周知徹底を図っていただきたいと、よろしくお願いしておきます。

それからですね、私はAコープの方で買い物したときにですね、今回の被害に遭われた農家を元気づけようとですね、県内のAコープ全店舗に募金箱を設置したということで聞いてるんですよ。金額についてはたくさんは集まらなかったというふうには聞いております。ただですね、指宿市内には大型店舗や大きな企業もあります。そういう市内の大型店舗なりでですね、こんだけの被害があったのにそういう募金箱を設置しようかという機運はなかったのか、そういうところがあったかどうかお尋ねをいたします。

- ○農政部長(新留幸一) 確かに議員ご指摘のAコープにつきましては,2月の10日から29日にかけて募金箱を設置し,大きな金額ではないということなんですけども,すごく集まったと聞いております。市内の七つの大型店舗につきましては,私どもで確認させていただいたところ,募金箱については今回は設置してないということを聞いております。
- ○6番議員(西森三義) いつも私は思うんですが、いろんな県外であったときにはですね、すぐさま市役所の方でも何々災害の募金とか、いろんなのに募金箱があります。なぜ、地元の方にできなかったのか、一つ今後の課題としてですね、こういうことは、やっぱり地元が一生懸命元気にならないとやっていかれないんだということを常に皆さん方も思っていただきたい。

それからですね、時間の関係で最後の質問になると思います。農家は、非常に困っております。税金の減免については、平等性からも簡単にできるとは思っていませんが、若い世代の農家についてはですね、年金もまだないんです。年金もないことから、保育料を支払うことも苦労をしていると聞いているので、税金をですね、できるできないは別、2年間据え置

く、そういうふうな方策は考えられないかお尋ねをいたします。

- ○収納対策室長(谷口澄子) 先ほども答弁させていただきましたが、納税でお困りの方については、まずは納税相談をしていただきまして、事情をお聴きした上で必要があれば分割納付や一定期間納税を据え置くことができる徴収猶予の制度など、相談していきたいと思います。なお、納税相談の受付につきましては、広報誌、お知らせ板、市のホームページ等で既に周知しておりますが、今回の雪害による納税相談件数は3月15日現在で40名ほどの相談がありまして、そのほとんどが分割納付で、そのうちの1名の方が徴収猶予の対応を取っている状況でございます。
- ○6番議員(西森三義) 税務課の方でもそれぞれ対応はしていただいて、それぞれ広報誌なりでも周知徹底を図っていらっしゃるということは本当にありがたいと思いますが、まだまだ農家の方にはですね、本当に税金に支払うのにどんなのがあるんだろうかというのが、分からないという人もいらっしゃると思います。いろんな機会があるたびにですね、税の相談についてもこういうことがあるんだよというのは、日頃から周知徹底していって、農家の方が支払いができるようなですね、そういうふうな方策をやっぱり取っていただきたいなと。指宿の若い農家をですね、助けるためにも、ここで税を払うために農業はがっつしたくないということがないようにですね、その対策については今後図っていただきたいなというふうに思っております。

いろいろ今回質問させていただきました。市長の方も法整備の方は一生懸命やっていただくという強い決意もございましたので、ますます指宿がよくなっていただけるようにですね、お互いに頑張っていきたいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 0時08分

 再開
 午後
 0時59分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は,前之園正和議員。
- ○14番議員(前之園正和) 安倍内閣,自公政権は安保法制という名で実質戦争法を推し進めました。これに対して国民からは立憲主義,平和主義,民主主義を守れ,野党は共闘せよという声がどんどん大きくなってきています。野党5党はこの声に応えて,協議と具体化を図り,来るべき参院選での統一候補を立てることについて一定の合意に達しています。日本共産党は参議院選挙の1人区の候補者調整に当たっては,安保法制,戦争法の廃止,立憲主義回復という大義の実現のために思い切った対応を行うことを表明しました。思い切った対応の中には一定の協議と確認は必要ですが,1人区においては独自候補を立てないことも含まれております。我が党は野党は共闘せよという国民の声に応えて,最後まで努力するもので

あります。

それでは, 通告に基づき一般質問を行います。

まず、なのはな館問題についてであります。なのはな館は土地を市が提供し県が施設を建 設したものでした。私の記憶では指宿市が土地の購入をするに当たっての財源のうち、3分 の1は一般財源を充て、3分の1を基金から取り崩し、残りの3分の1については県から無利子 の貸付けを受けて購入し、その土地を県に無償で貸してきたと思います。平成10年9月開館 し、平成23年4月から休館しています。その後、県が市への無償譲渡を申し入れてきたと き,当初の市の対応は直ちに無償譲渡を受ける選択はせず,民間業者で利活用するめどが立 てば考えるということだったと思います。しかし、民間業者を公募するも、応募がありませ んでした。この問題、この間、議会答弁などを通じて確認されてきたことは、市は県に対し て建物を解体し更地にして土地を返すよう求めることができる立場にあること、そして何と いっても最大の懸念と課題は後年度に多額の財政的負担が生じないことでした。建物の解体 と利活用の方法については、最初は解体せず全体を一体のものとして利活用できるのかどう かに重点が置かれました。その後、解体する部分と利活用する部分とに区分され、最初は中 央ホールと屋内ゲートボール場は解体される部分とされました。その理由は根本的な補修方 法と以後の経費に問題を残すことが主なものでした。それがまた変更になり、中央ホールと 屋内ゲートボール場も解体しないということで、県との間で覚書を交わすに至っています。 しかし、建築設計者からは著作権の同意なく解体することについて異議が出されています。 行政と市議会との関係では、議員懇談会などでの説明もなされてきましたし、一般質問でも 何名かが取り上げてきました。議会側の共通した認識は後年度負担への懸念だったと思いま す。また,執行部がどんどん突っ走るのではなく,市民や議会の声を聴いてほしいというこ とだったと思います。譲渡を受ける場合も議会にかけるということでした。そこで伺います が、経過の確認については細部にわたって答弁することは必要なく、私が述べたことについ て問題がなければそうだという一言の答弁で結構です。県との協議についてですが、大まか なことは把握しているつもりですので、細かな答弁はいりません。協議の到達は覚書を交わ した段階なのか、その先に進んで最終的確認がなされ、協定や調印などまで進んでいるの か、その点について答弁願いたいと思います。また、設計者との関係についてですが、設計 者から著作者の同意なく解体することについて異議が出されている下で、最終的な決定に至 り得るのかどうか伺います。

サッカー場構想についてです。重点的に取り組む施策の一つとして、サッカー場・多目的 グラウンド整備を掲げています。平成32年に開催される国体及び東京オリンピック・パラリ ンピックの合宿誘致やサッカー等の更なるスポーツキャンプ誘致に向けてということで、基 本設計費用が計上されています。なのはな館の問題をはじめ、市民会館の建て替え、市役所 の大規模改修、ヘルシーランド周辺の地熱の恵み活用プロジェクト、必要なものも含まれて いるとはいえ、金に糸目を付けないかのようにも見えます。サッカー場構想について、市民からは箱物はいらないという声や、なのはな館の二の舞はご免だという声も聞かれます。ここでいうなのはな館の二の舞とは、当初の利用目的でなく別な利活用を巡って苦労するということではなかろうかと思います。もちろん、サッカー場建設に期待する声もあります。しかし、その人たちでさえ、今他に先んじて造ることの意義を見出せないでいるのが実態ではないでしょうか。サッカー場と多目的グラウンドには約21億円を見込み、各補助と合併特例債やその後の地方交付税での補填を見込んでも約6億円の市費が必要だとしています。場合によってはこれが膨らむことも考えられます。整備後について、思うような利用が保証されるのかどうかも大いに疑問であります。年間を通じて120日の利用を見込んでいるようですが、実際に可能でしょうか。また、それがクリアできるとしても、利用料や維持費を、利用料で維持費をペイできるということではないと思います。とりわけ、天然芝の管理には多額の経費が掛かるのではないでしょうか。そこで伺います。まず、基本理念、目的についてですが、合宿誘致、キャンプ誘致をして交流人口を増やす、つまり集客を図るという、それはそれとして、では市民の願いや思いにどのように応えようとしているのか。その視点を踏まえてお答えいただきたいと思います。

次に、これから民有地を取得しようとするものについて、その見通しはどうなのか伺います。建設までに少なくとも市費が6億円必要で、加えてその後の維持費が掛かることについて、市財政の重き負担とならないのかどうか、そして何より、長期的視点に立った場合に利用見通しが甘いのではないか、その点について伺います。

住宅リフォーム助成制度についてです。本制度については、私自身一般質問等を通じていち早く要求し、住民や地元業者からも強く求められていた制度であり、その意をくんで行政として導入された事業であります。事業開始以降、住宅の改修が進むということで、住民については住環境整備が進み、地元業者については仕事の確保につながり大変喜ばれています。経済効果については、副次的なものも含めて大きな効果があります。住宅リフォーム助成制度ですから、住宅以外には適応されない仕組みになってきておりました。そこで、新たな願いとして店舗にまで対象を拡大できないかという声は以前から強くあったわけであります。この点について、店舗への拡大についてどのように、今後方向性として考えていくのか、その点を伺います。

○市長(豊留悦男) なのはな館の現在に至った経緯につきましては、ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。覚書を大切にしながら、このなのはな館については有効活用を図るという方向で県と協議をしてまいりました。このことにつきましては、2月24日の全員協議会、議員懇談会でご説明をしたとおりでございます。後年度、財政負担が大きくならないようにという、そのこともこれまで繰り返し述べてきたとおりでございますので、この件については以上、答弁させていただきます。

サッカー場の構想についてでございます。先ほどもこの件についてはご回答を申し上げました。単なる箱物として捉えているのではありません。そして、このサッカー場を整備するとなりますと、今でないとその価値が失われるわけであります。すなわち、2020年という、先ほど申し上げました千載一遇の東京オリンピック・パラリンピック、国民体育大会という、この機に揃えることの有用性、有利性というのをこれまでも述べてきたところであります。やはり、これは第1次指宿市総合振興計画、後期基本計画においても、施設の総合的な整備を推進するとうたわれております。このことは第2次総合振興計画にも引き継がれております。こうした中、昨年5月11日には指宿市観光協会と商工会議所の連名でサッカー場新設についての要望書が市に提出されたことはご案内のとおりであります。また、6月8日には指宿市サッカー協会並びにサッカーファミリー一同4、438名という方々からサッカー専用競技場の建設と整備について要望書と署名簿が市及び市教育委員会に提出されております。今回のサッカー場・多目的グラウンドの整備事業は、先ほど申し上げましたように東京オリンピック・パラリンピック、国体という、社会的背景も踏まえ、本市が推進しております健幸のまちづくりを具現化するプロジェクトの一つとして計画したものでもございます。どうかご理解をいただきたいと思います。

以下、いただきました質問等については関係部長等が答弁をいたします。

○総務部参与(有留茂人) なのはな館の県との協議の到達についてということでございます。 なのはな館の譲渡にあたっては予算編成や条例の廃止など、県・市双方で事務手続きが必要 であることから、譲渡時期や譲渡施設、費用負担の考え方など県と市で合意した内容につい て、昨年10月6日に覚書を締結いたしました。その後、本年1月18日に譲渡施設に中央ホール と屋外ゲートボール場を加え、補修費も1億2,665万5千円から中央ホールと屋根付きゲート ボール場の補修費を加えた2億493万2千円とする覚書の一部変更を行いました。今後は、こ の覚書に沿って28年4月1日付で県と譲与契約を結ぶ予定にしているところでございます。

続きまして、設計者との関係についてということでございます。2月16日に設計者の方から質問状という形でなのはな館の著作権等の見解につきまして文書をいただき、新聞等でも報道がなされたところでございます。覚書の中でも、市としましては利活用していく施設のみの譲渡を受け、譲渡を受けない施設については県が解体を行うこととなっておりますので、設計者の方からいただいている解体計画を見直し既存の施設の再利用を図るべきという見解につきましては、県の方からは設計者の方に丁寧に説明を差し上げ、理解を得てまいりたいとの意向を聞いているところでございます。

続きまして、サッカー場の件につきまして、用地取得の見通しということでございます。 新田地区につきましては、指宿市土地開発公社や市が所有している土地もあることから、一 団の土地としてまとめて活用していけるように、これまで指宿市土地開発公社が用地の取得 を進めてきたところであります。地権者の方々のご理解とご協力を得られるように、本事業 の趣旨について丁寧に説明を差し上げ, 用地の取得に向け鋭意努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、財源的裏付けということでございます。総事業費が約21億円でその内訳は日本サッカー協会やtotoの助成金が2億円程度で、残り19億円は合併特例債を活用していきたいと考えております。合併特例債は充当率が95%でそのうち70%が交付税措置されますので、一般財源としては約6億4,000万円を想定しているところです。現在、検討している総事業費は他市の類似施設等を参考にしながら積算して想定しているものですので、詳細につきましては今後基本設計、それから実施設計の中で積算されていくということになります。

それから、利用の長期的視点での利用、見通しについてということでございます。今回の サッカー場、それから多目的グラウンドにつきましては、将来の長きにわたって市民はもち ろん、より多くの方々に利用していただくために、2020年の東京オリンピック・パラリンピ ック大会等のメガスポーツイベントを一つの契機と捉え、整備スケジュールを検討している ところでございます。併設するクラブハウス機能には大会運営に必要な選手控室や審判員室 等の諸室も整備する計画で,県立鴨池陸上競技場や霧島市国分陸上競技場を除いては,そう した施設は県内にはない、専用諸室を備えたサッカー専用競技場としては県内初の施設にな ります。天然芝のメイングラウンドの年間の稼働日数につきましては、市サッカー協会に加 盟している17のチームの活動状況,それから南薩地区をはじめ県内で開催されている各カテ ゴリーの大会やリーグ戦の回数,それから県サッカー協会やJリーグチーム等の意向を踏ま え想定したもので、実現可能な日数であると考えております。内訳につきましては、 Jチー ムのキャンプで26日、高校・大学・社会人等のアマチュアのキャンプで26日、 Jチームの公 式戦や練習試合で8日、小学生や社会人の各種大会やリーグ戦で63日の計123日を想定をして いるところであります。なお、熊本県大津町のサッカー場は年間150日から170日稼働してお り、宮崎県綾町のサッカー場も年間120日前後の稼働があるとお聞きをしているところであ ります。

○産業振興部長(廣森敏幸) 住宅リフォーム助成制度についての,経済効果及び地域浮揚の効果についてでございますけれども,この制度は住宅の長寿命化や資質の向上,安全・安心な住環境の整備とともに,経済対策として商工業の活性化,雇用の維持及び創出を図ることを目的に,市内の建築業者を利用して住宅を増改築の工事を行った者に対して工事費の一部を助成する事業で,平成25年度からスタートしております。平成25年度が申請者数203人で,補助金額が1,602万円。平成26年度が申請者数191人で補助金額1,486万円。平成27年度が1月末現在の申請者数が198人で,補助金額1,500万円であり,3年の合計で申請者数約600人,補助金額約4,580万円ですが,総工事費で申しますと約6億6,400万円でございます。このことから,総工事費額6億6,400万円と商品券約4,580万円の合計約7億1,000万円の経済効果や市内の建設業などによる仕事の創設などの地域浮揚効果があったものと思われます。

続きまして、この住宅リフォーム制度を店舗へ適応拡大できないかということでございますけども、市では本年度策定いたしました指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略において、四つの基本目標を掲げております。その1番目の基本目標である地方における安定した雇用を創出するに向け、平成28年度から個人や企業等が求める就業、創業、事業拡大、雇用確保などを総合的に支援する地域企業応援センター事業を展開することとしております。具体的には地域の商業者などを対象とする企業活動の事業拡大支援事業、総合操業支援事業などを実施することで、地域経済の振興と雇用を創出してまいりたいと思います。今回、その事業の3本柱の一つとして、市内での創業を目指す方への支援や既存の商工業者を支援するという観点から、新たに商業者向け店舗等リフォーム事業を創設し、商工業の振興と雇用の創出などを実現していこうとしているところでございます。

- ○14番議員(前之園正和) 2回目以降に入りますが、質問の順番を変えて、まずサッカー場構想についてから伺います。120日ということでしたが、細かな数字として123日を見込んでいるということでした。これは事前の説明も含めて考えますと、メインコートとサブコートの利用を別々にカウントというのではなくて、サッカー場としての、多目的も含めてですね、全体としてのどこかを使っているということも含めての日数だったと思います。そしてまた、分母は365ではなく、利用可能日306ということでもありました。週に2日から3日の利用を見込むということになります。天然芝のメインコートに至っては利用料も高くなるでしょうし、利用されるとしてもJリーグ関係、他国のリーグの関係、大学・社会人含めてですね、ある意味では限られてくるのではないか。人工芝の方が気楽にって言いますかね、使えるということにどうしてもなってくるんじゃないかというふうに思うんです。天然芝のメインコートは使えば使うほど痛みますし、維持費の負担もそれなりに掛かってくるのではないかというふうに思うわけであります。そこで伺いますが、この123日見込んであるうちですね、メインコートを使う日ということに限れば何日ぐらい使われるというふうにお見込みでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 123日はメイングラウンドの想定稼働日数であります。先ほど内訳につきましては答弁させていただいたとおりです。今回のサッカー場の利用日数というのを想定をしております。営業日数とすれば306日程度,1週間に1回の休みを除いて306日程度を考えております。そのうち、天然芝の利用が123日ということで、ほかのサブグラウンド等の利用で総計で全体で306日と。そのうち、人工芝のサブグラウンドにつきましては、ナイター日数が140日程度はあるのではないかというふうなことで見込んでいるところであります。
- **〇14番議員(前之園正和)** 確認をしますが、確か全協だったか懇談会だったかの説明のときには、メインとかサブとかいうことじゃなくて、とにかくどこかのサッカー場を使っているのが120日だったというふうに聞いたんですが、今の答弁はメインを使うのが120日というこ

とになりますが、 そういうことですか。

- 〇総務部参与(有留茂人) そのとおりです。
- **〇14番議員(前之園正和)** そして、どこかを使っている、全体のどこか使っているという意味では306日ということですか。
- ○総務部参与(有留茂人) 営業日とすれば306日を予定をしております。
- **〇14番議員(前之園正和)** メインを使うのが123日という見込みだということでしたが、メインに限らずサブだけ、あるいは多目的なりだけ、どこかを使っている日にちが年間何日あるという想定ですか。
- **〇総務部参与(有留茂人)** メイン、それからサブ、どこかを使っている日にちとすれば、今 306日を使える日として設定をしていきたいと、今考えているところです。
- ○14番議員(前之園正和) それからですね、メインを使う日が123日なんてとても私は考えられないんですけれども、それではその123日のうちですね、固定席は2千人ぐらいと、それから芝生席も含めて全体で5、6千人というふうに、今の段階では規模を想定しているわけですが、メインを使う123日のうちに2千人規模の利用は年間何日ぐらい、満杯となる、あるいは7・8割でも構いませんけど、何千人規模の利用は年間どのぐらいというふうにお見込みでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 営業日数,306日,そのうちメインが123日の利用があるというふうに見込んでおりまして,その利用者数ですけれども,サッカー場の利用者数とすればこの全体では約2万5千人を,それからサッカーを観覧する人たちについては,2万8千人程度を見込んでおりまして,総計で5万4千人を見込んでいるところです。
- **〇14番議員(前之園正和)** 大雑把に言えば競技する人と観客数がさほど変わらない数字ですよね。そういうところに、メインが123日利用というのがとても、私としては考えられないんですけれども、そういうところにですね、21億というのは全体としての金額になりますが、相当多額のものを掛けてですね、それだけのものが必要なのかと、123日も利用があるのかという点では非常に疑問を持つんですけど、そこはどうでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 私ども、今回の計画するに当たって、先進地調査等も実施をしております。その中で先ほど述べさせていただいたんですけれども、大津町のサッカー場では年間150日から170日と、宮崎県の綾町のサッカー場でも120日前後の利用があるというふうなことでございます。そのようにして、先進地の事例等を参考にこれを120日というのを割り出しているところであります。
- **〇14番議員(前之園正和)** それから、Jのチームが26日とか、そのキャンプ等も含めて何日とか、先ほど、26、26、8、63でしたかね、説明がありましたが、これは例えば指宿で考えれば、岩崎さんのホテルにそういったチームが来てるという現状があるわけですけど、そのチームをこちらに、市の方に来てもらうということでは何も増えないわけですから、恐らく

考え方としては今来ているチームプラス新たなチームという点での動員数というか、集客数にならないと困るわけになるわけですが、そういう点ではこの123日というのは可能だというふうに、市長、お考えでしょうか。

〇市長(豊留悦男) 今年のキャンプの受入の実態を見ますと、岩崎のサッカー場では同じ日に 複数の、いわゆるJリーグのチームのキャンプがありました。やはり、そういうのは避けな ければならない。しかも、指宿でキャンプをしたいというチームも、グラウンドがなくてで きなかったのは今年の現状であります。ですから,今年6チームほどまいりました。前は中 国からの広州チームとか韓国の、今回はヒュンダイとか、外国からのキャンプ、合宿地とし て指宿を選びたいという、そういう声も聞いております。ですから、先ほど申し上げました ように、岩崎のグラウンドではこれまでどおり、例年3チームぐらい、4チームぐらいが限度 であります。新しくできたサッカー場では、大体1チームが10日から15日キャンプをいたし ます。15日掛ける3チームですと45日使うことになります。そして、ニューイヤーズカッ プ、いわゆるテレビ放送を通した大会が昨年度は指宿でありましたけれども、今年はできま せんでした。それはテレビ放送に耐えられる施設でないし、放送施設も整っていない。そし て、観客も集まらない、つまり岩崎さんのところですと、300人から400人しか入らない。そ ういう意味で今年は,テレビ放送によるニューイヤーズカップという大会はできませんでし た。ですから、そういう」を含めた、」3を含めた大会として20日程度、スポーツ少年団・ 高校・社会人等の大会として40日程度は使えるだろう。そういう意味で100数10日は使える だろうという、そういう計算もしているところであります。やはり、このサッカー場を整備 する目的というのは、キャンプ誘致もですけれども、やはり東京オリンピック・パラリンピ ックで合宿誘致をする以上は,市としてそれぞれの施設を持たないと,手を挙げる,そのこ とができないわけです。民間の施設をあてにして、是非指宿においでくださいという、そう いうことはできないというのも一つの理由であります。やはり、市としてそれなりに合宿誘 致をできるような、そういう施設を造る必要があると、造る価値があると、それは経済的な 面、地域振興の面からも、先ほど申し上げました施設を造ることで地域が潤うという、お金 を落としてくれるような施設にしたいという、そういう思いがあるから今回は21億という、 概算ですけれどもそれほどの多額の金を掛けてでもやる価値はあるのではないか。しかも、 今やらないともうできないだろうと、今やらないといつするのか、そういうこと等を考え て、このサッカー場構想というのは、今回予算等に計上させていただき、2020年、それに間 に合うように完成をしたいと思っております。ただ,それだけではありません。2年後にワ ールドカップのサッカーが開かれる可能性も残されております。2年後に、つまり2022年、 ワールドカップサッカーを日本に誘致しようという動きもあります。様々な動きを鑑みたと きに,指宿市としては鹿児島県では初めてであろう,サッカーの専用球技場を造る,そのこ とは極めて今後において有益な、造る価値があると、そういう結論を出したわけでございま

す。

○14番議員(前之園正和) 国体やオリンピック・パラリンピック、そして場合によってはワールドカップも、これは日本でということになるわけでしょうけれども、可能性があると。だからそれに間に合わないと、今じゃないと効果が発揮できないというふうなことをおっしゃいます。このワールドカップも含めてですね、恩恵と言いましょうか、それがあるとしても、国体、オリンピック・パラリンピック、ワールドカップ、単純に足しても4回ですよ。4回っていってもね、一つののにね、何箇所かが来るということもあるでしょうけれども、それだけ、そのために今じゃないと間に合わないということは、ここに重きがあるように感じるんですね。ですから、オリンピックで、あるいは国体ですごい活用されたと仮にしても、後々この施設は10年、20年、30年というふうに続いていくわけで、運営をしていかなければならない。そこにやっぱり負担というものがあってですね、確かにオリンピックではよかったかもしれないとしても、その後々を考えた場合に、それで足りるのか。今じゃないとできないということは中心的にそこに焦点を合わせている、オリンピックに焦点を合わせているとしか考えられないわけですね。そういう点では大いに問題だということを指摘した上で、時間の関係もありますから次に進んでいきたいと思います。

それから、維持費についてはですね、1,200万程度ということで、メインが700万とかサブが100万とかいろいろありました。人件費は除くということでした。この人件費については直接みるのか、あるいは指定管理者等にみてもらうのか、いろいろありますけど、大きい意味での人件費相当、これを含めると維持費はどのぐらい、年間掛かるというふうにお考えでしょうか。

- ○市長(豊留悦男) やはり、こういう施設については市が直接運営するのか、また指定管理者、またその専門の企業等に任せるのかによっても違いますので、現在は人件費を含めた概算は立てておりません。しかし、この施設については先ほど申し上げましたように、経費という側面から考えると議員ご指摘のとおりであります。しかし、プラス面、つまりこの施設ができることにより生む利益というのも考えて相殺をしていただきたい。先ほど申し上げましたように、1チーム50人が15日、つまり合宿をしますと1、500万から2、000万、地域経済に及ぼす影響があるわけであります。やはりそういうことを考えて、総合的に、プラス面、マイナス面を含めた判断を是非していただきたい、そのように思います。
- **〇14番議員(前之園正和)** 何事を行うについても、維持費がどれぐらい掛かるのかと、ランニングコストはどうなのかというのは、大きなものを決めるときの指標の一つにもなるわけですね。その中で、人件費、つまり広い意味での人件費を含めたですね、管理費が幾らぐらいなるのかも、言えば算定もしてないというようなことでいいのかどうかというふうに思います。そう言いますと、全体としての経済効果もあるんだというふうにおっしゃいますが、確かにサッカー場建設、サッカーに関わっている人を中心にしてですね、サッカー場建設に

は好意的だというふうに私は思います。しかし、市民全体として考えた場合に、否定的な声も多くあるのも事実です。圧倒的市民の理解がその点では得られることになるのかどうか。また、経済効果ということで集客が幾ら幾らあるというふうにおっしゃるわけですけれども、分かりやすい例を引けばこういうことを言う人もいるわけですね。集客があって、ホテルに宿泊があっても、全てがホテルで済まされてですね、街に流れてこないと、そういう点では指宿市に経済効果が幾らといっても、私どもには関係ないということを言う人もいるわけです。そういう意味も含めて、この、一人ひとりの市民に対して直接的な効果と言いましょうか、恩恵と言いましょうか、それが具体的にどのように出てくるというふうにお考えでしょうか。

- ○総務部参与(有留茂人) 今回,整備をするサッカー場については、四つの目的があると考えております。一つはプロ・アマを問わずサッカーチームの合宿誘致、それから交流人口を拡大させることでの地域経済の活性化というところであろうかと思います。それと、そうした取組に伴い、本市の知名度、イメージを高め更なる誘客を図り、地域振興を図っていくというふうなことがあります。それから、もう一つスポーツを通じて子供たちに夢を与え、その夢を育み次世代を担う人材を育成していくというふうなことです。それから、四つ目が将来にわたり市民の健康づくりや生き甲斐づくり、体力の向上、それからもう一つ、競技力の向上にも資するというふうなことで、健幸のまちづくりを推進していくというふうなことでございます。経済効果と社会的効果と言いますか、そのような効果が今後見込まれるというふうなことで、今回計画をしてるというふうなことでございます。
- **〇14番議員(前之園正和)** そのような説明をされるわけですけれども、それが例えば業界、 観光業界、ホテル関係以外の人にどう恩恵がつながるのかと、市民全体にどうつながるのか ということを質問したつもりなんですが、それに対しては直接的な答えはありません。

それからですね、この一般的な運動施設を新田地域にというようなことは以前からあったというふうに思うんですが、サッカー場について何らかの形で構想があるとのことが示されたのはここ1年ぐらいではないでしょうか。また、具体的に示したという点では、3月定例会の直前、2月の臨時会のときの何かだったと思うんです。言ってみれば、突然設計委託料の予算を出したに等しいと思います。住民意思の確認も取れてないし、唐突感を否めないわけであります。行政内だけでは、行政の間では十分な検討をしてきたということになるんでしょうけれども、行政内の検討ではなくて市民の意思も確認できる体制での検討をすべきではないかというふうに思うんです。国体がある、オリンピックがある、日が迫っているということで、それが省略できるものではなくて、改めて市民を交えた検討をすべきだというふうに思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

〇市長(豊留悦男) サッカー場建設につきましては、平成12、3年だったでしょうか、議事録 を見ますとそのときに議会でも話題になっております。サッカー場を造るべきではないかと

いう、そういう質問をいただいた記録もあります。私としましては、なぜ今なのか、それを どう活用するのかということについてるる説明をしてきたつもりでおります。もし、このサ ッカー場建設等ができないとならば、いわゆるオリンピック、国体、その他で合宿誘致、指 宿にということは差し控えるべきだろうと思います。理由としては、自らその施設を持たず して手を挙げる、そのことは失礼になるからであります。サッカー協会、その他いろいろな ところで協議する中で、指宿として、特にサッカー競技においてはフランスチームが来たり いろいろして、サッカー合宿のメッカであると。そうすれば指宿もその候補の一つの市とし て手を挙げるべきではないか、いや、挙げてほしいというのは関係者の声でもあったわけで あります。つまり、私が何を言いたいかと申しますと、岩崎グラウンドをあてにして市長と して合宿誘致、サッカーの首長会議に出て指宿においでくださいということは、これから言 えなくなります。それは確証がないからであります。もし、ここは貸さない、使えなくなっ たとすれば、手を挙げたことで返って逆効果になるという、そういうことであります。です から、今という、これは決して国体とかオリンピックとかパラリンピックだけではありませ ん。今後の指宿のスポーツ振興、合宿誘致、スポーツ交流人口を増大させるためにどうある べきかということを考えて、このサッカー場建設ということに踏み切ろうと思っているとこ ろであります。

〇14番議員(前之園正和) 私は、行政内の検討はしてきたでしょうと。しかし、市民を含めて、改めて市民を交えた検討をすべきではないかということを問うたんですが、これについても答弁がありません。

時間の関係がありますので次に行きます。住宅リフォーム助成制度、店舗への適応拡大について伺ったわけですが、28年度から商工業者向けのものも考えるということであります。 私の質問の趣旨はこれまで住宅リフォーム助成制度は言われるように4,580万の原資に対して7億1,000万程度の経済効果があったというわけですので、大きな効果があったわけです。そのことを、いわば減らしてですね、店舗に回せということではなくて、これまでの効果は維持をしながらですね、新たなものとして店舗へ拡大をすれば、例えば空き店舗解消策にもつながるでしょうし、商工業の発展にもつながっていくという点で、プラスアルファと言いましょうか、別枠で、それは同じ条例でやるか別なものにするか、それはいろいろでしょうけれども、店舗相当分をですね、やっぱり増やしていくべきではないかという考えに基づくものなんですが、今回商工業者向けをということですけれども、これまでの住宅リフォームの財源と商工業者向けの財源を含めてですね、その辺はどのような関係になるんでしょうか。増やしていくという前提になっているのか、一部割いてという数字になっているのか、その点はどうでしょう。

○産業振興部長(廣森敏幸) 昨年までは住宅リフォーム助成事業につきましては1,500万円の 予算でございました。28年度、現在議会に提案しているのは、一般の住宅リフォーム制度

- 1,000万,事業者向け500万ということで,計1,500万でございます。
- **〇14番議員(前之園正和)** ですから、私はこれまでが1,500万だったらですね、住宅リフォームは1,500万のままで、プラス店舗向けをということでですね、願っているわけですが、これまでも例えば一杯になったら補正を組んで対応するという自治体等もあるわけですが、そういう意味ではこの1,000万,500万が満杯になったと、年度途中で、そのときにはどのようにされる予定ですか。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** これまでも一般住宅リフォーム,予算の範囲の中で対応しておりましたので,次年度以降もこの予算の範囲内で対応したいというふうに考えております。
- ○14番議員(前之園正和) なんせ、時間がありませんので、次のなのはな館の問題にいきます。資料として県との覚書をいただいております。これは10月6日付のものであります。覚書には平成27年度中に譲渡契約を締結するとあります。そこで、私は会議録のコピーを持ってきているわけですが、平成26年3月議会での新川床金春議員の一般質問に答えて、なのはな館を県から無償譲渡を受けるような場合には、そのことについて議会の議決を得たいということで申し上げておりますので、そういう時期が来ましたらまた皆様方にお諮りしたいと思っておりますと総務部長が答弁されております。会議録104ページの部分です。平成26年9月議会における私の一般質問への答弁の中では、市長自ら同様の答弁をしております。55ページから56ページの部分です。一般質問や議員懇談会を含めて、ほかにも同様な答弁や説明をしてきたと思います。その内容は、無償譲渡に伴う必要経費といった予算上の議案の上程ということにとどまらず、無償譲渡そのものについての議会の議決を求めるということでした。しかし、いまだ議会にかかっていません。これは議会軽視で済む問題でなく、議会で約束したことを実行しない、議会無視、議会制民主主義の否定です。もっと言えば、市長としての資質に関わる問題です。無償譲渡を受ける場合には議会の議決を得るという議会での答弁、約束はどうなったのか、市長自らの答弁を求めます。
- ○市長(豊留悦男) この件については、議員懇談会等で皆さんには詳しく説明をし、納得をいただいたと思っております。それに基づいて予算を組み、今回、その予算を計上し、議員の皆さんに説明し、議決をいただきたいと思っております。そのことがすなわち、議員が言った議会民主主義に反するという、そういうことには当たらないのではないか。予算を認めていただくこと、すなわちそれは、無償譲渡を受けて今後のなのはな館の利活用について承認、全員とは申しませんけれども、大多数の同意をいただいたと、そのように私は理解をいたしたいと思います。
- **〇14番議員(前之園正和)** 懇談会で説明をし、納得を得たというふうにおっしゃいますが、この議場で市長は言われたんです。無償譲渡に関わる、関係する予算の計上の際の議決うんぬん、それはもちろん必要です。それとは別に、無償譲渡を受けるかどうかについての議会議決を得るというふうにおっしゃったんです。どうですか。市長に答えてもらいたいと思う

- んです。市長の約束、一旦答えてください。
- **〇市長(豊留悦男)** その点については、覚書を含めその過程を直接担当している部長等に答弁 をいたさせます。
- ○総務部参与(有留茂人) 命を受けましたので答弁をさせていただきます。その、今議員ご指摘のその議決という案件につきましては、その当時はなのはな館の全体を無償譲渡するというふうなことでの流れの中での答弁だったと思っております。ただ、27年度に入りまして、県と協議をるる重ねる中で、一部指宿市が利活用する部分について譲渡を受けるというふうなことで、その前提が違ってきております。そのことについては丁寧に議会の皆さんにもそのときどきに応じてご説明をしてきております。今回、その一部譲渡を受けるということで、その維持管理費の予算、それから設置条例等を今議会に上程をしてるというふうなことでございます。
- ○14番議員(前之園正和) 27年10月6日付の県との無償譲渡に関する覚書があります。これも議会の側が要求をしてあとから出てきたんですよね。この中では、維持費相当で補修工事1億2,665万5千円の範囲内でと書いてあります。ところが口頭ではこれは改修も含めて、2億までは認めてもらったというふうにありますが、その後、新たな覚書が出たのかなと思いますが、10月6日についても議会が要求をしてやっと出た。ところが中身について1億2,000万が2億になったと言うけれども、その覚書は私ども手元に資料として来てないんです。そういうことも含めてですね、議会の側が無視をされている。そしてまた、無償譲渡に係る議決を求めるというふうに言ったんですけども、解釈の問題でいいんだという、おっしゃるわけですよ。これは許されることではないと思うんです。行政運営について、市長を補佐し間違いがあれば正すよう進言をすべき立場であるお2人の副市長さんがいらっしゃいます。私はこの議会のルール、議会との約束の部分について、今言ってるんです。無償譲渡にする際には、そのときが来れば議会の議決を得るって言ってるんですよ。そのことについて、副市長としてはこの議会ルールの無視、この点についてはどのようにお考えですか、それぞれお答えいただきたいと思います。
- ○副市長(渡瀬貴久) 先ほど総務部参与の方から申し上げたとおり、当初なのはな館については全体としての利活用ということでの無償譲渡ということで話が進んでいく中において、議会の中で申し上げたものだというふうに理解をしております。しかしながら、本来の議会の手続きによりますと、財産の取得議案についてはその取得議案に関する条例に基づいて処理すべきだというふうに理解しておりますので、今回は議会の議決に付してないと、予算と並びにこのなのはな館利用についての利用に関する条例を議会の議決に出したものでございます。議会の議決ということから言うと、それは本来、問題はなかったというふうに理解しております。
- **〇副市長(佐藤寛)** 総務部参与がおっしゃったとおり、前提条件のところでまず、今回の譲渡

- の案件が違ってきているのではないのかなと思っておりまして、そういった意味では総務部 参与の答弁のとおりだと私は理解しております。
- ○14番議員(前之園正和) 何を、議会の議決にすべきかということについては、地方自治法並びに条例で決まっております。これについては議会の議決に付さなければならないというものはもちろん決まっておりますから、それはかけてもらいます。しかし、議会の議決に付さなければならないと決まってないものであっても、議会の議決を経ると言った以上はこれはやってもらわなきや困るんです。問題は、議会で約束をした、議会の議決を得るというふうにおっしゃった、それを実はこうこういうことでしないことにしたっていう説明があればいいっていうものではありませんけど、それすらないわけですよ。指摘をされて、言い訳をしてるに過ぎないんです。議会の全く無視じゃないですか。議会、この場で言ったことは何にも保証されないっていうことじゃないですか、どんな約束をしても。そのことを問題にしてるんです、私は。まだ中身も、用意した原稿もありますよ、補修。改修の問題とかですね。改修っていうご答弁ありますけど、文章で1回もないんです、そんなのは。そういう問題とかいろいろありますよ。そこを議論する前に、議会で約束をした、無償譲渡の際にはそのときが来れば議会にかけるといったんです。それを全体の前提だったと、部分が変わったと、無償譲渡じゃないんですか。整合性のある答弁をしてくださいよ、言い訳の答弁いりません。
- ○市長(豊留悦男) なのはな館につきましては、やはり議会では度々質問をいただき、議会の皆さんの理解を得ながら進めたいというその基本的な考え方は変わっておりません。交渉事項でありましたので、県との。そのたびごとに議会の皆さんに議決を得るということは物理的に、時間的にこれは無理だということは皆さんもご理解いただいていることと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、そのときどきに応じて前提条件が変わったということは議員もお分かりのとおりであります。ただ、私たちの、つまり議員の議決を経ないでやった、そのことについてお叱りを受けているようですけれども、私どもとしましては、やはり県との交渉事であり、そしてその交渉内容については丁寧に説明してきたつもりでおります。だから今回、このなのはな館の譲渡に当たっての予算も組まさせていただいたという、この私の先ほどの回答、答弁についてはいささかも私は、議員がおっしゃるとおり議会無視だったというようなふうには思ってはおりません。
- **〇14番議員(前之園正和)** 議会の議決に付すべきものという枠に入ってないのは承知しております。だから、ときが来たら議会の議決を求めるという一言がなければですね、議会の議決を求めなくてもですね、それは義務的なものに入ってないわけですから、問題にしないんですよ。ところが、ときが来れば議会の議決を求めるという、この場で言ってきた、そこがあるから言ってるんですよ。法律、条例で決まってないものについて、幾ら約束しても、議決事項に決まってないものを議決しますと、言わばその場を逃れるために答弁してもあとに

責任を負わないってことでしょ。法律や条例で定められた議決事項でないことは承知しております。しかし、ことの重要性から後年度に多額の財政負担が生じないかどうかという、そういう懸念があるので、その見極めをする意味でも無償譲渡を受ける時期が来た場合には議会の議決を得ると、得ますと答えてきたんです。その無償譲渡の範囲が全体であろうと半分であろうと、問題は中央ホール並びに当初解体の予定であったゲートボール場ですか、ここに関わる問題が一番多かったんですよ。ところが、そこの問題が絡んでいるわけじゃないですか。議会で約束したこと、議決を求めますと言って約束をしたこと、雑談じゃないんですよ、この本会議場でやったんですから、それをないがしろにして議会無視じゃないって言うんですか。

- ○市長(豊留悦男) 議決というもの、そのことについて私は議員の考えといささか理解というものを異にしております。つまり、なのはな館に関する予算関係を含めて、利用構想についても説明をし予算を計上することにより、議会に諮り理解をいただいたという、そのような理解をしていると言ったわけであります。もちろん、この本会議に付すまでには様々な手立てを講じてまいりました。そういう意味から、決して議会を軽視しているわけではない、前言った議会の皆さんに譲渡する際には説明をし、賛同いただくという趣旨で議会の議決を求めたいという、そういう前後の内容ははっきり分かりませんけれども、そういう趣旨で私は答弁したと記憶しております。
- **〇14番議員(前之園正和)** 時間もありませんので、私が先ほど言った平成26年3月議会、新川床議員の質問に関する104ページ、4行目から12・3行までの間、それから私の26年9月議会における56ページ、3行から4・5行の間、どのように書いてあるか、精査の上、答弁に替えてその点を朗読していただきたいと思います。その準備のために、議長、時間を取っていただきたいと思います。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時,休憩いたします。

 休憩
 午後
 1時59分

 再開
 午後
 2時14分

- **〇議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○副市長(渡瀨貴久) 先ほど、前之園議員の方からご指摘のありました会議録の内容については、私も十分に承知しております。この中で、無償譲渡を受けるような場合にはそのことについて議会の議決を得たいということで申し上げております。このときの条件につきましては、当時、県とはなのはな館との譲渡について、民間企業を公募し引き受ける企業があった場合、市が県から施設全体の無償譲渡を受けると。全体としての無償譲渡を受けるということは、これが後年度大きな財政負担になるのではないかというようなことから、議会に対してこの無償譲渡議案について議会に判断を仰ぐというような申し方をしておりました。しかしながら、この間、議員の皆さん方にもご説明したとおり、一部解体、一部利用というふう

なことで進めさせていただき、また補修に掛かる2億数1,000万円の補修費用もいただくことになったというようなことから、今回、後年度に大きな負担はないというような見込みの中で、なのはな館利用についての利用の条例並びに予算を提出したものでございますので、ご審議をしていただければと思っております。

- **〇議長(松下喜久雄)** いや,もう時間経過しております。
- **〇14番議員(前之園正和)** 答弁になってないと。
- ○議長(松下喜久雄) 前之園議員、時間が過ぎていますので、発言は控えてください。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分 再開 午後 2時25分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。 次は、臼山正志議員。
- **〇2番議員(臼山正志)** 皆さん、こんにちは。2番、指宿大好きの臼山でございます。今回は 二つの項目について一般質問をしたいと思います。

まず1点目,指宿商業高校についてであります。昨日,市内各中学校で卒業式が行われましたが,今日は高校入試の合格発表の日であります。全ての受験生が希望する高校に行けることを切に願うところでありますが,指宿市立指宿商業高校の28年度の出願状況はどうだったのか。出願状況をどう捉えているか,お尋ねします。

次に、施設整備についてであります。昨日付け南日本新聞で鹿児島県議会総務委員会の記事が掲載されていました。その中でなのはな館の著作権について、設計者に著作権がある可能性が高く、解体は設計者の理解を得るのがベターであると出ておりました。今後の計画が心配されるところですが、現在のなのはな館の状況についてお尋ねします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長(豊留悦男) 昨年度,市においてはなのはな館利用構想を作成をいたしました。その時点では一部解体について、県と協議はなされておりませんでしたので、全体を使うことを前提に検討をしたところであります。利活用構想の作成においては、全ての施設を市直営で運営するとなると多額の維持管理費が見込まれることから、後年度の市の財政負担を少しでも軽減するために、健康増進施設については民間活力ゾーンと位置付けるなど維持管理費を軽減できる利用形態を検討してきた経緯がございます。27年4月以降、財政支援策も含めて県と協議を重ねる中で、利活用構想で検討された事業の実現を考慮しながら、市が真に必要とする建物だけの譲渡を受け、維持管理費が掛かる部分については建物ごとに検討、再検討し、調整していく方向性を県と確認をいたしました。こうした協議を踏まえて、昨年9月に利活用構想の改訂版としてまとめ、議会にもお示しをし、改訂版の内容に沿って昨年10月に県となのはな館の譲渡に関する覚書を交わしたところであります。しかしながら、その後な

のはな館の解体予定の施設について、市民をはじめ鹿児島県建築士会指宿支部等多くの方々から解体を再検討してほしいとの要望も寄せられてきたところであります。市でなのはな館を利活用するに当たっては、後年度の財政負担についても考慮しながら、寄せられた市民の皆様の声も大切に受け止めなければならないと考え、覚書を尊重しながら、解体予定であった中央ホールと屋根付きゲートボール場も市で活用していく方針とし、議会にもその旨を説明し、県とは覚書の一部変更を行ったところであります。利活用検討委員会から提案を受け、利活用構想で検討いたしました健康づくり支援、文化活動、文化活動創造支援、地域活力の創造支援に係るほとんどの事業は譲渡を受ける予定の施設に十分に実施が可能でありますので、県との覚書を尊重し、来年度からは市の施設として利活用してまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問については、関係部長、教育長等に答弁をいたさせます。

- ○教育長(西森廣幸) 指宿商業高等学校の平成28年度の出願率は定員200人に対して179人で、出願率0.89倍と昨年度より12人,7%の増となっています。県全体と比較しますと、県全体の出願率0.95倍よりは低くなっていますが、南薩地区の0.79倍よりは高く、南薩地区10校中2番目に高い出願率となっております。出願した生徒の内訳を見ますと、指宿市内の生徒が96人となっており、ここ5年では初めて他市からの出願した生徒より多くなっています。このことは、指宿商業高等学校の特色ある教育活動が認められてきた成果や、学校説明会が充実していたことも要因の一つだと考えております。今後も指宿市のみならず鹿児島県全体でも生徒数は減少していくと予想されますが、特色ある教育活動を中心に他の教育活動を更に充実させるとともに、指宿商業高等学校の魅力を機会あるごとに広く発信してまいりたいと考えております。
- **〇2番議員(臼山正志)** 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、指宿商業高校について、28年度の出願状況について答弁をいただきました。昨年、出願率がかなり下がったということで、5クラスから4クラスになるんではないかというふうに心配をしていましたが、28年度は若干の上向きということで安心したところでした。今定例会の初日に施政方針の中で、市長の方より指宿商業高校につきましては、特色ある教育活動として、株式会社指商と地元企業等が連携した実学によるビジネス教育の実践やキャリア教育の充実を推進してまいります。また、韓国語、中国語の選択学習においては、地域や地元企業、ホテル等と連携して実践・体験教育を推進し、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともにICP活動、いぶすき茶いっペプロジェクトを更に充実させ、おもてなしの心を発信します。更に上級資格取得の推進を図り、生徒の適正能力、個性に応じた教育を進め的確な進路実現を目指してまいりますと、所信表明で語られております。指宿商業高校は皆さん御存じのとおり、市外から約半数以上、55%ほどの生徒が、主に谷山地区の方から来ております。谷山地区といいますと、鹿児島南高校がございます。商業科もあります。今、南高

校はかなりいろんな分野で頑張っております。そこから指宿商業高校に来ていただくには、 やはり特色ある学校づくりが必要ではないかと思っておりますが、株式会社指商や韓国語、 中国語の履修、ICP活動など、学校において現在どのような取組がなされているのか、お 伺いいたします。

- ○教育長(西森廣幸) 指宿商業高等学校においては、特色ある教育活動として株式会社指商を活用したビジネス教育の実践や地域と連携し、ふるさと指宿の地域活性化のため、おもてなし活動等を行っております。具体的には生徒自らが商品の仕入れから販売、決算までを行う指商デパートの開催をはじめ、鹿児島市内のデパートや鹿児島中央駅広場での販売実習も実施ているところです。また、地元企業と連携した商品開発を進めたり、新聞で報道されましたように生徒が企画、発案した新商品を大手コンビニで販売されたりしております。更には知的財産教育の一環として、オリジナルキャラクターそらまMENを活用した新商品の開発も積極的に行っております。なお、利益の一部は地域貢献として市内全小学校・中学校へ図書を贈呈することを、株主総会で議決し、昨年度は今和泉小学校へ、本年度は指宿小学校と西指宿中学校へ図書を贈っております。韓国語、中国語の選択学習においては、ドライブインやホテル等で韓国語や中国語を使って外国人観光客に開聞岳や池田湖などの紹介を行っています。また、ICP活動、いぶすき茶いっペプロジェクトにおきましては、3年生の課題研究の授業として、JR指宿駅においておもてなしの心、茶いっぺの精神で観光客にお茶と実顔のおもてなしを継続して行っているところでございます。
- **〇2番議員(臼山正志)** 様々な活動しており、また本当に茶いっペプロジェクトにおいては駅前でのおもてなし、非常に指宿のイメージアップをしていただいていると思って感謝しております。今後の取組についてですが、どのような計画があるのか、具体的にどうしていくのか、お伺いいたします。
- ○教育長(西森廣幸) 株式会社指商の活動につきましては、現在行っている事業等を継続しながら、アイディアコンテストなどを開催し、地域活性化につながるアイディアの企画立案をしたり、オリジナルキャラクターそらまMENを活用し新商品の開発に努めてまいります。また、韓国語、中国語の選択学習においては、今年から実施している地元企業等と連携しながら、ホテルやドライブイン等で外国人観光客へのおもてなしを更に充実するとともに、市内にあるレストラン等から依頼を受け、中国語、韓国語のメニュー表の作成などにも取り組んでまいりたいと思っています。また、ICP活動につきましては、JR指宿駅でのおもてなしに加え、列車内でのおもてなしができないか、今後JRに相談してまいりたいと考えているところでございます。
- **〇2番議員(臼山正志)** 指宿商業高校についての三つ目の質問ですが、学校を核とした地方創生についてであります。現在、今年の指宿商業高校の卒業生の就職、内定を受けている方が約半数おられます。そのうち、市内に7名がホテル関係の就職が内定していると聞いており

ます。ホテル関係の方々が雇用してくださるおかげで、若い人たちが少しずつ働く場ができているのかなと思っておりますが、それでも、それ以外にですね、市外にやはり出られる生徒が、まだかなり多くおります。市外に流出している若者をできるだけ指宿に就職、そして定住をしてもらいたいと思っております。そのためにも、指宿商業高校、株式会社指商については、私は地方創生における施策展開の核になるものではないかと思っております。昨年、作成した指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略において、指商が関連する施策でどのようなものがあるか、お伺いいたします。

- **〇総務部参与(有留茂人)** 昨年10月に策定しました指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略 におきましては、四つの基本目標、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい 人の流れを作る、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつ くり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域が連携するという四つを掲げております。地 方創生に向けた取組を進めることとこの四つでしております。一つ目の基本目標である雇用 の創出や、二つ目の基本目標である移住、定住を含めた新たな人の流れの創出においては、 高校卒業時における若者の市外への流出を食い止めるための積極的な施策展開や市内の高校 と連携した産業振興策が重要な施策の一つになると考え、市内の高校と連携した新たな施策 を戦略に掲げたところであります。具体的には雇用の創出に関する施策の一つとして、新た にネットワーク化する地域企業応援センターによる事業展開であります。地域企業応援セン ターにつきましては、市や商工会議所、商工会、ハローワーク、観光協会、金融機関、それ から株式会社指商などで構成し、個人や企業等が求める就業や創業、事業拡大、雇用確保、 人材育成等を総合的に支援することで地域経済の発展と雇用を創出しようとするものであり ます。同センターの事業展開において、株式会社指商が取り組んでいるアイディアバンクを 市内企業の商品開発やデザイン、販売戦略へ活用を推進するとともに、養護学校を含む市内 4高校に市内の企業をもっと知ってもらうための機会として、新たに指宿企業ガイダンス事 業を展開、開催することとしております。市としましては、指宿商業高校や株式会社指商と 連携した取組につきましては、地方創生を進める上で重要な位置付けにあると捉えておりま す。
- **〇2番議員(臼山正志)** これからの指宿を担っていく若い子供たち、指宿商業高校の生徒をですね、どんどん活用、活用といいますか、どんどん市の市政の中に反映させていただきたいと思います。

昨日,指宿商業高校に少しお話を伺いに行った際に、これからの指宿商業高校の生徒を確保する上でも大切な部分なんですが、指宿商業高校の生徒さんの大半がJRを使って学校に来られております。いぶたまのあの脱線事故以降、やはりJRさんの方も運行についての基準が厳しくなったようで、梅雨時期になりますと運休することが多く、学校を休校しないといけないというようなことがあるということで、校長先生ができればJRさん、それから市

の方にどうにか対策を講じてくれないかというふうに要望を出しているということでした が、その点について今の現状をお伺いいたします。

- ○総務部参与(有留茂人) 市としましては、各学校、指宿商業高校、それから山川高校、指宿高校、市内の各学校からJRに対する要望を聞き取って、それを期成会としてJR九州の方にも要望書として、個々に項目立てて要望を毎年しております。それについて、JRとすればそのダイヤの改正のときにそれが生かせるようにできるだけ図っていきたいというふうなこともお聞きしておりますけれども、それぞれのそのダイヤ改正の時期に合わせて検討されていくものと思っております。
- **〇2番議員(臼山正志)** 指宿商業高校のみならず,指宿高校,山川高校にとってもJRは今後の存続に当たって核と,肝となる部分でありますので,引き続き要望等をお願いしたいと思います。

それからですね、指宿商業高校、陸上部、駅伝部ですかね、最近すごくいい成績を出しておられて、ソフトテニス部はまた今回も九州大会、県で優勝してということで毎年のように頑張っています。駅伝部も先日行われました県の高校新人駅伝競走大会で2番という成績を収めております。その好成績の裏にはやはり指導者である先生、外山先生の頑張りがやはりあるのかなと思います。外山先生が個人で寮を造っており、その中で数名の生徒を寮の中で面倒を見ているということであります。以前、市長の方からこのことに関して寮を造る考えがあるというような話を聞いたことがあるんですが、その点はどうお考えでしょうか。

- ○市長(豊留悦男) ただいま、ご発言のあったとおり、教育はまさしく人であります。子供の可能性を引き出すのも人であります。そういう面から、すばらしい先生においでいただき、指宿商業高校、駅伝として今は県内外にその名をはせております。それも、先生ご自身が子供たちを住まわせて、子供の可能性を十二分に引き出してくれ、その成果が今回の新人高校駅伝、そして先日の阿久根の駅伝の成果として現れたのは皆さんも御存じのとおりであります。徹底した指導をし、全国にその力を見せつける、発揮するには子供たちを寮等に入れて、生活の指導を含めた指導、生活指導を含めた、日常生活に関わることを含めた競技力向上の指導も必要であるという観点から、先生たちと話し合って寮があったらもっと子供たちは伸びるんだがという、そういう声を聞きましたので、可能であれば市内のどこかに指宿商業のそういう子供たちの寮というものはできないものであろうかという観点で議員にはお話を申し上げました。やはり、地域に根差して特色ある指宿商業高校はどうあるべきかという観点で、様々な取組、それを支援していくのが行政であろうと思っております。そういう意味から、ただいま出ましたそのことについても、そういう寮が見出せるのか見つかるのかを含めて、全面的な支援をしてまいりたいと思います。
- **〇2番議員(臼山正志)** 今後,子供たちが少なくなっていく中で,鹿児島県は離島もかなり抱えております。離島では高校進学時に島を離れていくと。そういう中で指宿商業高校が今後

その生徒の受け皿になり得るものと考えております。その上でも学生寮というのは大事な部分じゃないかなと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。また、これは要望ですが、今回事務長が定年されます。また、新しい事務長になられるかと思います。指宿商業高校の事務長は約2年の任期であります。定年2年前に着任され、約2年で退職されているのがここ数年続いているかと思いますが、やはり2年間では事務長としての役を十分に全うできるかどうかという点ではいささか疑問があります。できれば早い段階で、ある程度の期間を確保した上で学校の事務職を十分にできるような環境整備をしていただきたいと思います。

続きまして、施設整備についての2回目の質問に入ります。先ほど、なのはな館についての答弁をいただきました。今、4月1日からなのはな館を県の方から譲渡され、運用するということですが、確認をしたいと思います。維持費として、ランニングコストとしてどのぐらい積算をされているのかお伺いいたします。

- **〇総務部参与(有留茂人)** 今回,指宿市が覚書で交わしている本館,体育館,芝生広場,中央ホール,それから屋根付きゲートボール場の維持管理でございますが,これについては年間3,500万円から4,000万円程度を見込んでおります。
- **〇2番議員(臼山正志)** これは人件費は含まれてるんでしょうか。
- **〇総務部参与(有留茂人)** 人件費を除いての金額です。
- **〇2番議員(臼山正志)** 人件費を含めて、人件費相当といったほうが正しいのか、それを含めての積算はされていないんでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) なのはな館を県が運営をしていた際には人件費を含めて約年間2億円の管理運営費が掛かっていたと聞いております。今、申し上げましたのは人件費を除くと3,500万から4,000万円のランニングコストに削減できると見込んでいるところであります。人件費につきましては、今後のそのなのはな館の維持管理の体制等、直営でやるのか、また一部民間のその活用もしていきたいというふうなことも検討しておりますので、そういう中で譲渡を受けた後、補修等が終わったあとの管理についての人件費というふうなことになりますので、今のところその人件費を含めてのランニングコストというのは試算はしてないところです。
- **〇2番議員(臼山正志)** 人件費を含めた形でのランニングコストの積算はしてないということですが、人件費は当然、委託にするのか自分たちでするのか、いずれにしろ人件費相当は必ず掛かってくる分なんですけど、そこを見てないというのはどういうことなんでしょうか。 それで運営がちゃんとなされていくと思ってるんでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 今回、見ているそのランニングコスト、維持管理費については人件費を除いて3,500万円から4,000万円ということでございます。人件費につきましては直営の場合、それからその民活をする場合というふうなことで変わってまいりますので、その時点でお示しができるかと思います。

〇2番議員(臼山正志) なかなか理解に苦しむんですが、一番大事な部分だと私は思っております。そういうのが例え今後変わることがあったにしろ、今で想定できる部分に関しては、 やはりコストの積算をするべきではないかと思います。でなければ、議会として判断もなかなか難しくなってくると思いますが。

ちょっと、先ほど同僚議員の方からなのはな館についての質問がありましたが、その中でこの譲渡に関する部分に、譲渡を受ける際に議会の議決を得るということで市長がおっしゃったということがありました。そこの、それに対しての答弁が、なのはな館の前提条件が変わったと、そういうことで事情が変わったからということでありましたが、前提条件が変わったということは、まず全体を利用するということで県の方から、そのつもりで市の方も民間の方に募集をかけて、結局はいなかったということで、市が引き受けるようになったということだと思いますが、それから一部解体が入り、解体される予定だったところが一部残すと、2転3転したわけですが、先ほどのその、なぜその譲渡を受ける際の議会の議決を経ると言ったことに対してしなかったかというのに対しての答弁で、なのはな館の前提条件が変わったというようなことを、私としては言い訳、理由として聞こえたんですが、それをあえておっしゃるんであれば、この前提条件が変わった時点で、もう一度民間なり募集をかけるお考えはなかったんでしょうか。

〇市長(豊留悦男) 先ほどの質問とも関連をいたしますので、再度お答えをさせていただきます。

まず、人件費の問題でございます。なのはな館にどのような機能を持たせるのか、それによって人件費というのは大きく変わるから、現時点で幾らという人件費は算定できないという意味であります。例えば、市役所の機能の一部を移転することになる。そうなりますと、現在の市役所をご覧いただくと、シルバーの方々が掃除をするとか、そういうのを人件費として捉えるのか、はたまた全て、市役所移転、機能の移転を含まない人件費とすると、大きな人件費、積み上がってくるだろうと思います。そういう意味で、現在様々な利用形態を考慮しながら人件費に対する積算は行っているところであります。

次にいただきました、当初県とはなのはな館の譲渡について、民間企業を公募し引き受けてくれる企業があった場合、市が県から施設全体の無償譲渡を受ける。あった場合に施設全体の無償譲渡を受ける。市が企業に施設全体を貸し付けるという枠組みだったわけであります。なのはな館については、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これに該当する案件ではございませんけれども、案件ではございませんが、市が施設全体の譲渡を受けることになると後年度の市の財政負担等、重要な問題があったことから、課題があったことから、議会に諮る必要があるという、そういう認識で答えさせていただきました。しかし、ご案内のように、本館と体育館は除いて、維持管理、維持補修が心配される施設は全て県が解体するとならば、維持管理費や解体費を含めて後年度の市の財政負

担が大きく軽減される、従来の施設全体の無償譲渡といった前提からは大きく変わってきたわけであります。そういう意味で、今回様々な予算、条例等を議会に提出させていただいたところでございます。やはり、なのはな館については様々な意見があるというのは、もう十分承知しております。経費という側面も極めて大切でありますけれども、その後の利用によっては、市民の福祉に大きく貢献できる施設でもあろうかと思います。文化の創造の拠点として、健康づくりの拠点として、その大きな役割が期待される面もございます。そういう意味で数的なものが独り歩きしている、そういう気もしますけれども、それに代わる大きな、先ほど施設としてお金を生むようなといったのはそういう意味でございますけれども、そういう施設にするために、皆さんの知恵をいただきたいと思っているところであります。

- ○2番議員(臼山正志) 今後のその利用の中身に、その形態により変化するので、今は計算ができないという趣旨の答弁だったと思いますが、今こういう状態でどのぐらいコストが掛かるか、また利用形態について大枠では恐らく、なのはな館の利活用構想、改訂版の中で示されたものが相当する、示された部分であろうかと思いますが、詳細については決まってないというふうに私は取ったんですが、そのような状況で今後運用し、しかも後年度の負担がないような利用が本当にできるのか、その辺はどうなんでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 後年度負担という部分でございますけれども、今回市が譲渡を受ける施設につきましては、県からその補修費、改修費等についての交付金という形でいただきます。その中で、後年度にそういう負担が生じないように、しっかりと補修、改修を行ってまいりたいと思っております。そういうことから、後年度の負担というふうなものについては、大きな負担というものは発生しないと考えております。この補修については、その、どういうところを補修をしたらいいのかという調査を昨年度実施しております。それに基づいて、今後補修、改修を行いますので、大きなその補修とか改修が今後出てくるというものは考えにくいのではないかと思います。
- **〇2番議員(臼山正志)** 施設の補修等については、以前から逐次説明をいただいておりますので、後年度の負担についてはかなりリスクが少なくなっているというふうに私も理解をしています。ただ、人件費を見ないということがすごくどうなんだろうかというとこがあります。やはり、必ず発生するものでありますので、そこは見ていただきたいと思うところでありますが、時間の関係もありますので次に行きたいと思います。

すいません,なのはな館についてもう1点。なのはな館は以前ですね、すいませんちょっと記憶が曖昧で、避難場所になっていると、それからシェルターがあるというような話を聞いたことがあるんですが、その辺は、もし避難場所であるとかシェルターが地下の方にあるとか、そういうことであれば説明していただきたいんですが。

〇総務部参与(有留茂人) なのはな館の宿泊施設棟の地下の部分がそういうことで指定を,以前していた経緯がございますけれども,休館,一部休館になってからはそこの指定は外して

おります。

- **〇2番議員(臼山正志)** 避難場所として、今外していると、ということで、今回施設、宿泊棟 も解体をしますので、解体することで避難場所がなくなると、指定されたものがなくなると いうことではないという理解でよろしいでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) なのはな館の部分をその指定をしていた部分については、ほかの指定の施設でまかなえるというふうに考えております。
- **〇2番議員(臼山正志)** 次に、市民会館についてに入りたいと思います。市民会館建て替えに 関するこれまでのですね、経緯と取組の内容をお聞かせいただきたいと思います。
- ○教育部長(浜島勝義) 市民会館は開館後45年が経過しておりまして、これまで建物、施設等の維持補修に多額の市費を投入していたことから、市では平成25年10月に大規模改修、又は建て替えを行う方針を決定しております。教育委員会では学校長の代表、公共的団体の代表、学識経験者11名で構成する市民会館運営協議会を開催し、市民会館の現状と課題や市民会館利用者アンケートの結果等を総合的に検討していただき、整備方針や建て替え候補地、ホールの客席数、市民会館に求められる機能についてのご意見をいただいたところでございます。それに基づき、現在市民会館整備基本構想、基本計画書を策定中でございます。
- **〇2番議員(臼山正志)** 市民会館運営協議会で話し合った内容はどのようなものであったのか。これを受けて、市での内容を決定していくのか。それから、なのはな館の一部取り壊しの説明をした中で、建設場所の協議をこれまでした経緯があったかどうか、お尋ねいたします。
- ○教育部長(浜島勝義) 市民会館運営協議会は平成27年7月の3日から平成28年2月25日まで、計5回開催いたしました。協議会では市民会館について、大規模改修か現在地での建て替えか、新たな候補地への建て替えなのか等複数の案を検討していただきました。その結果、整備方針につきましては、築45年を経過し老朽化も著しいことや現在の建物の修繕に要する経費を建設費に回すべきであるとのことから、建て替えに。建て替え候補地につきましては、新たな用地取得費が掛からず、また既存の施設を活用することで初期コスト、導入コストでありますイニシャルコストを節約でき、利用可能な諸室を共有できることから、なのはな館敷地に。客席数につきましては、今後の指宿市の人口の推移などから、現在の市民会館大ホールの規模とした場合、使用しやすい余裕のある座席を設置すれば約870席となることから、座席は800から900席にという方向性が出されたところであります。また、なのはな館敷地内での建設位置につきましては、芝生広場側も含め複数の箇所を検討していただき、仮に現在の建物の北半分が解体されるのであれば、なのはな館事務室に近く管理しやすいことや、駐車場にも近いことから、解体跡地に配置することが妥当であるとの提言をいただいたところであります。今後、現在策定中の市民会館整備基本構想、基本計画を受けて、市としての方針を検討し、内容を決定した上で基本設計、実施設計に生かしていくことになりま

す。また、イニシャルコストを下げるためにはなのはな館の諸室を利用し、建築面積の圧縮 を図るべきとの意見を協議会からいただいたところであります。このため、県によるなのは な館の取り壊し予定とか、なのはな館の今後の利活用方針に関する情報を協議会に提供の 上、説明をしております。以上です。

- **〇2番議員(臼山正志)** 市民会館の建設地に関しましては、なのはな館の敷地ということで、その理由としてなのはな館の既存の諸室を利用できる。それから共有でき、また相乗効果が上がるという答弁でしたが、協議会の中にはなのはな館の状況を逐次提供しながら話し合いをされたということですが、市民会館のこの協議会の中身についてとか、市民会館の協議会での内容をなのはな館が解体されるというような話し合いの協議の中で、その後年度負担が残る残らないの判断をする中に、市民会館のこの協議会の皆さんの意見というのは判断をされたんでしょうか。分かります。
- **〇議長(松下喜久雄)** 質問自体をもうちょっと明確に。
- ○2番議員(臼山正志) すいません。もう1回言いますね。なのはな館のその解体部分に関しては、後年度負担が考えられるということで今回解体になったと思います。市民会館の建設に関しては、なのはな館を有効活用したいと、諸室を利用できる、共有できると、経費削減につながるということがあります。であれば、なのはな館の解体をする、今、計画の部分に関して、市民会館としての有効活用ができるんではないかと私は思っているんです。その辺の協議があった中での、後年度の負担が考えられる部分での解体は致し方ないかとは思っているんですが、そもそもそのような協議がなされているかどうか、その点についてお伺いをいたします。
- ○総務部参与(有留茂人) 県となのはな館の協議について、ずっと協議をしてきたところですけれども、その市民会館の件につきましては、市民会館のその運営協議会の中で進められておりました。そのことについて、市民会館をどうこうというふうなことではなくて、利活用構想の中で大ホールを設置することも一つの案であるというふうなことで、なのはな館利活用構想の中では提言をいただいております。
- ○2番議員(臼山正志) なかなか、すいません僕の説明も悪かったかもしれませんし、今の答弁もよく私は理解に苦しむんですが、その利活用検討委員会もですね、そもそも先ほどの同僚議員の答弁の中にもあるように、前提条件が変わっているんです。利活用検討委員会で協議された内容は、全館を使うという前提で協議をされております。ですよね。解体とか、一部形態を変えるというようなことは一切含まれておりませんでした。今、その利活用検討委員会でっていうのは、私はどうなのかなと今思ったところです。多額の費用を掛けて建設したものですから、壊すにしても最大限有効活用できるところをみんなで知恵を絞ってやるべきではないかと、私は常日頃から思っています。その中で市民会館が跡地に造られるとすれば、なおさらもっと、そう、お互いの施設の共有できる部分、相乗効果が上がる部分に関し

ては協議をした中で、その中で最終的にいらない部分に関しては解体をすればいいのではないかと思っています。

それに関連いたしまして、近くにですね、その新田地区の方にサッカー場建設が計画されております。そのことについてお伺いいたします。今日は2人の同僚議員からもサッカー場については質問がありますので、重複する部分に関しては割愛をして、私はサッカー場建設のこれまでの計画についてお伺いしたいと思います。どのようなメンバー構成で、計画といいますか、私たちの方にも具体的な計画は示されておりませんが、今の現段階で作られた計画をどのようなメンバーでどのようにして計画されたか、お伺いいたします。

- **〇市長(豊留悦男)** この総合的なスポーツ施設の整備の中でのサッカー場建設,これは私のマ ニフェストの一つでもございました。2011年の6月に全体構想というのを,私自身,あの地 域の特性を踏まえてその概要というのを作り上げました。しかし、やはり当時、様々な大型 の建設事業が入っておりました。ご案内のようにし尿処理場であり、最終処分場であり、潟 ロポンプ場であり、陸上競技場であり、そして焼却炉であり、大変な額の事業が目白押しだ ったわけであります。ですから、この事業については難しいのではないかというそういう考 えの下で、構想自体は諦めずに温めてまいりました。ただ、あの広大な敷地というものは利 用しなければならない、それがこれまでの市政の、いわゆる潟口地区の総合的な開発の流れ であったことを踏まえて、今回サッカー場建設という、そういうのを皆さんにお諮りし予算 を組んだところであります。ただ,これはやはりオリンピックの,国体のという,それも大 切な要件ですけれども、あの地区をどのようにしたいかという考え方で、今回総合スポーツ 施設,多目的グラウンドの整備というものを提案し,実現したいという,そういうことでご ざいます。やはり、このサッカー場建設については、突然湧いたのではないということと、 これからあの地域をどのようにしたらいいのか、そのことが地域経済、そして指宿スポーツ 交流人口の増により指宿がどうしたら元気になるのかという観点で、今回の事業というもの を推し進めようと、そう決断したところであります。
- **〇2番議員(臼山正志)** 先ほど来, サッカー場建設に関する市長の思いは重々分かっております。サッカー場, 造る造らないではなくて, まずその計画, 私が疑問に思っているのは計画。市長公室の中だけでこの計画を進めてるんではないかというような, 私は個人的に思っております。と言いますのは, あまりにも周りの方が知らなすぎる。そこでお伺いします。関係部署, 又は関係機関の方々が計画の協議の中に参画してるんでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 平成22年にスポーツ施設等の総合的な整備と合宿誘致に係るワーキンググループを設置をしまして、全体の青写真も含めて内部で検討をした際には、他の事業との関連や財政的な面から構想を策定し事業を進めていく段階までには至らず、継続して検討を続ける形になったところです。今回、サッカー場・多目的グラウンドの整備につきましては、先のワーキンググループで検討された内容を一部見直し、再検討を加え、構想案とし

て今詰めの作業を行っているところであります。また、平成25年11月に策定された指宿市都市計画マスタープランを策定する中でも、関係課、関係職員を集めて議論をし、ここの健幸のまちづくりの核となるように健康レクリエーションゾーンと、このマスタープランの中では位置付けられております。そのようなことで、運動施設の機能の維持、充実を図っていきたいというふうなことで検討をされてきております。具体的にはそのメンバーというふうなものは、財政課であったり、それから施設の管理をする市民スポーツ課、社会教育課、それから市長公室、総務課等のメンバーで協議をした経緯はございます。

- **〇2番議員(臼山正志)** そのメンバーで、当然市民スポーツ課も今回の国体に向けて、指宿総合体育館の今大規模改修の設計料が上程されてますが、一体的に使うんであれば当然所管するのは市民スポーツ課であろうと思います。市民スポーツ課がそうやって協議の場に入っていらっしゃるのか、また観光協会、菜の花マラソンでこれまで駐車場として利用してきたところであります。当然、菜の花マラソンを運営している観光協会の方も意見を聴いたり、また今後の進め方についてメンバーとして加えるべきだろう思いますが、これまではそういうことがあったんでしょうか。
- ○総務部参与(有留茂人) 今回のサッカー場建設につきまして、観光協会、それから商工会議所から連名で要望書をいただいておりますし、市内のサッカー協会の方、それからそのファミリーの方々からも署名をいただいて、要望書、署名等をいただいております。観光協会につきましても、そのいう要望書を提出する中で、サッカー場の建設というふうなものを議論を、観光協会と話をしたというふうな経緯はございますけれども、直接ここのどういう構想をというふうなことでの中での議論というふうなものは、参加をしてはおりません。
- **〇2番議員(臼山正志)** その必要性はどうでしょう、感じてらっしゃるんでしょうか。多くの 方を参加させ、声を反映させる、そういう点において必要かどうか、お伺いいたします。
- ○総務部参与(有留茂人) 今回の整備の目的というふうなものがサッカーチームの合宿誘致, それから本市の観光,地域経済の活性化というふうなものも考えているところですので,十 分に今後,観光協会,商工会議所,関係機関とは協議をしていくべきだろうと考えております。
- ○2番議員(臼山正志) なのはな館についてですが、このサッカー場についても、やはり指宿にサッカー場があればいいなと、私も当然それは感じます。ただ、今回この本定例会で上程され、議会で判断をしろと言われているわけですよ。今の予算、今見積もっている額では約21億円。それから、市民会館が30億ぐらいですかね。国体に向けての指宿の総合体育館の改修費用も6億5,000万とか、開聞の総合グラウンドの整備が1億円ぐらいとか。それから学校の施設整備もあります。本当に多額のお金を使って整備をこれからしようとしています。多額の金額の割には、判断をするにはすごく材料が少な過ぎる。正直言って、不安になります。その中で、先ほど来言ってますのが、計画段階でもあまりにも協議の中で、狭い中で話

をしているんではないかと。そもそも、市長公室は横断的に話をする目的で設置をしたんではないかと、判断を、私は思ってるんですが、現在私の感じている中では、逆の方向に映ってしまうんですが、その辺はどうでしょうか。

- **〇市長(豊留悦男)** サッカー場建設につきましては、実は4年ほど前から市民スポーツ課が基 本的な案を立てて、庁議の資料としてお配りしたと、そういう経緯もございます。やはり、 様々な事業をする中で、担当課の意見というのは十分反映するように努力をしてまいりまし た。市民会館につきましても、改修するのか全面改築をするのか、それについてから協議を いたしました。もちろん、財政的な裏付けがなくてはできません。財政的な裏付けを基にど うするのか。実はこの市民会館建設についても遅らせたわけであります。本当ならば市民会 館が国体の時期に、別のところに移転してあればあそこは駐車場として使えて、その国体に 対しての受入態勢が整うであろうという考え方もありましたけれども、財政計画を基にあと の方にずったわけであります。様々な計画がたくさん出てきたのも事実であります。そのと きどきに、例えば平成12・13年にサッカー場建設、体育館の空調問題、いろんな問題が議会 に付されたときに、いろいろな形で実現できておれば、いろいろなこういう財政的な問題を 含めて、ある程度余裕のある事業ができたのではないかと思っております。例えば、産廃、 これまで都城,県外にその焼却灰を運んでおりました。それを含めて様々なものを解決すべ きときに、やはり大胆にやっていかないと、むしろ後年度に大きな負担が生じる、そういう 意味から、今回議員の皆さんには財政的な問題で心配でしょうけれども、様々な事業を提案 させていただきました。そういうことで,是非理解をしていただきたいと思います。
- **〇2番議員(臼山正志)** 以上で、一般質問を終わります。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分 再開 午後 3時39分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。

次は,外薗幸吉議員。

〇1番議員(外薗幸吉) 1番,外薗幸吉でございます。一般質問を行います。

指宿市公の施設の指定管理者の指定について、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社について。

2, その他指定管理者について。この指定管理者, その他については, 指宿市と関係のあ

る法人等,つまり市が出資したり補助金等を出している以外の,いわゆる民間団体については不要でございます。いろんな意味で指宿市と関係のある団体のみの質問にいたしたいと思います。そして,私の質問に対する答弁は各担当者にお答えいただいて結構です。ただし,市長と私が指名申し上げた分については,市長が必ずお答え願いたいと思います。以上です。

- **〇市長(豊留悦男)** 反問権, 行使してよろしいでしょうか。
- **〇議長(松下喜久雄)** 反問を許可いたしますので、時間を止めてください。はい、どうぞ。
- **〇市長(豊留悦男)** 一般財団法人指宿温泉まちづくり公社の件について、まずお答えしてほしいという、そういう趣旨でしょうか。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 今,市長がおっしゃった点,そのとおりで結構です。
- **〇議長(松下喜久雄)** もう反問はこれで終わりですね。
- **〇市長(豊留悦男)** はい、終わりです。
- **〇議長(松下喜久雄)** 時間を進めてください。
- **〇市長(豊留悦男)** 一般財団法人指宿温泉まちづくり公社は平成8年3月28日, 老朽化した砂む し会館が砂むし会館砂楽として新たに建設されるのを機に、指宿市が5,000万円、指宿市観 光協会が50万円、指宿商工会議所が20万円を財団法人指宿温泉まちづくり公社に出捐金とし て出資し、設立しております。市は公共施設の効率的な維持や管理運営を公共的団体等への 委託により推進していこうという考えの下に、平成8年4月1日に砂むし会館砂楽の管理業務 委託を開始し、平成10年4月からは指宿市民会館の管理運営委託、平成16年4月からは体育施 設のほか公園管理と道路維持の管理業務委託,そして平成17年4月からは橋牟礼川遺跡公園 維持管理業務委託をまちづくり公社に委託しております。平成18年9月1日, まちづくり公社 は指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、砂むし会館砂楽と 指宿市民会館の指定管理者になり、平成25年4月1日からは山川文化ホールの指定管理者にも なっているところであります。この間、まちづくり公社は組織の見直し等を行い、平成16年 4月には砂むしと指宿市民会館を施設管理部,体育施設や公園及び道路維持管理を環境管理 部の2部体制に分け、公社の主たる事務所を指宿市湯の浜5丁目から指宿市東方に移し、平成 23年6月には事務所を再び湯の浜5丁目に移してきております。そして、平成25年4月1日、法 の改正により一般財団法人に移行してきたところであります。まちづくり公社設立当時、事 務局長は砂楽の館長、出納及び経営責任者として理事会や評議員会を運営してきておりま す。平成16年4月,環境管理部と施設管理部の2部制になったことを機に,統括責任者及び出 納責任者として専務理事職が設けられております。平成24年3月31日,事務局長の退職を機 に、専務理事が事務局長を兼務するようになっているところであります。
- **〇総務部長(高野重夫)** 指宿市の公の施設の指定管理者の指定についての中で、その他の指定 管理者についてということでございます。指定管理者制度は平成15年の地方自治法改正によ

り、民間の事業者等を公の施設の管理者とすることで、民間のノウハウを最大限活用し施設のサービス向上や管理経費の削減などに効果を発揮するものとして導入された制度となっております。これは従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体が持っている公の施設の管理に関する権限を委任して代行させるもので、行政処分に当たる使用許可を行わせることができます。本市におきましては合併前、平成16年10月のPFIで整備された道の駅いぶすきを皮切りに合併後は平成18年9月から指宿市民会館、天然砂むし温泉砂楽など6施設で指定管理者制度を導入し、現在10団体36施設に関して指定管理者による施設の運営、管理を行っております。そのような中で、市に関連する、関係する団体の指定管理につきましては、指宿老人福祉センターと山川老人福祉センターを社協が、それから天然砂むし温泉については砂楽、砂楽についてはまちづくり公社が、セントラルパーク指宿については観光協会が、それから指宿市の体育施設については指宿スポーツクラブがそれぞれ管理、指定管理として指定をしております。

○産業振興部長(廣森敏幸) 砂楽以外のその他の指定管理者についてでございますけれども, 観光課所管分ではセントラルパーク指宿の指定管理者に公益社団法人指宿市観光協会がなっ ております。公益社団法人指宿市観光協会は昭和29年4月に指宿町観光協会と今和泉観光案 内所を合併し、指宿市観光協会として設立されており、合併当時は指宿市湯の浜2丁目に観 光案内所を設置しております。指宿市における観光事業の健全な振興を図り、地域経済の発 展と伝統文化の保全、市民生活、公共の福祉の向上並びに国民の観光レクリエーション活動 の充実及び国際観光を通じて、国際間の相互理解の増進、その他運輸に関連する観光の発展 に寄与することを目的に設立された団体で、指宿市内の観光、商工事業者関係者などの個人 及び団体からなる正会員と協会の目的に賛同し、事業を賛助する個人及び団体からなる賛助 会員で構成されており、昭和58年4月18日に社団法人化し、平成25年4月1日付で公益社団法 人に移行しております。セントラルパーク指宿は平成8年から10年にかけて、市民の憩いの 場、災害時のオープンスペースとして公園整備されており、その際市民と観光客との触れ合 いの館として観光案内、イベント情報などの各種情報発信の場や市民が多目的に使えるスペ ースを設けた,市民や観光客の交流の場として平成10年3月,指宿ビジターセンターが建設 されております。平成10年4月、セントラルパーク指宿オープンに先立ち、指宿市観光協会 から行政財産目的外使用許可申請を受け、市はビジターセンターの一部を社団法人指宿市観 光協会の事務所として貸与するとともに、セントラルパーク指宿全体の管理業務を同協会に 委託しております。業務委託の主な内容は、セントラルパーク指宿内の芝刈り作業や通年に よる清掃作業及びトイレの維持管理、ビジターセンター指宿内の展示案内業務や会議室の使 用許可申請に関する事務及び会議室使用料徴収事務となっております。平成18年9月1日、指 宿市観光協会は指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、セント ラルパーク指宿の非公募による利用料金制度の指定管理者となっております。現在,3期目

- の指定管理機関で、指定期間は平成28年度が最終年度となっております。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** まちづくり公社という呼び名で、略称でいいですよね、そいでいきます。まず、このまちづくり公社は地方財政法とか地方自治法の適応を受けますか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) まちづくり公社に関しまして、地方自治法上、普通地方公共団体の長は予算の執行の適正を期するために、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、その予算の執行状況を調査し又はその結果に基づいて必要な措置を講ずることが求めることができるということで、これは指宿市が出資している法人の政令で定める団体として、まちづくり公社は該当しているために地方自治法上のそういう措置はできるものというふうに認識しております。
- ○1番議員(外薗幸吉) 地方自治法の210条を読んでくださいという前に読んでいただきましたが、なぜこの地方自治法の210条、読まれた以前、題目っていいますか、総計予算主義ということなんですね。書いてあるでしょ、総計予算主義。なぜ総計予算主義なのか。総計予算主義で、おっしゃったように歳入も歳出も全部出すようにとなっているわけですから、これ一つには公明性なんですね。公に明らかにする。公開性、こういう機能があるわけですね。ですから、これをまず最初にお聞きしたわけです。そこでですね、まちづくり公社は車が何台ありますか、保有をする車が。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 私の方からは砂楽の業務に関連する公用自動車として答弁させていただきたいと思いますけれども、軽トラックを1台、所有しております。
- ○1番議員(外薗幸吉) 私の質問はですね、さっきからずっと言われたように、いろんな仕事をしているわけですね、まちづくり公社は。それならば何台の車を保有しているかということを聞きたいわけですね。砂楽と言われましたけど、その部分については軽が1台ということでしたね。ほかはどうですか。何でこういう話を聞くかというと、議員の皆さんも覚えてるでしょ。砂楽の件で3回も説明を聞いたのに、要を得ないんですよ。まちづくり公社の定款も持ってきてないような、決算書も持ってきてないんだ、登記簿の写しも持ってきてないような状況なんですよ。これでですね、把握ができるかっていうことなの。一つの例なんです、車は。あのね、決算書を見るとね、正味財産増減掲載書、こういうの見るとね、各、先ほど言われた砂むしの会館から砂むしの里まで、今和泉漁協管理公園とか、いろんなのがある中で、車両運搬具の減価償却は0なんです。みんな0なんです。なぜかっていうことなんです。一般的に言えばですね、これはまちづくり公社が車を持っていたら、0っていうことはないはずなんです。どこの車かっていうこと。そういう把握もしてないから、はっきり言いますがね、これはまちづくり公社は車を持ってないんじゃないの。指宿市の公用車じゃないの。どうですか。
- **〇総務部長(高野重夫)** まちづくり公社の所有する車は、先ほど産業振興部長が答弁したとおり、軽トラックが1台で、あとは道路の維持管理、公園の維持管理ということで市の公用車

を貸しているものでございますので、減価償却そのものについては、市の公用車については 計上してないものというふうに考えます。

- **〇1番議員(外薗幸吉)** 今,市の公用車って言われましたね。間違いありませんね。市の公用車を市の職員以外が運転していいんですか。
- ○建設部長(山下康彦) 建設部の方で、まちづくり公社の方に普通公園、道路維持管理、都市公園の整備等を委託をしております。その中で、市の方でちょっと車両の台数の正確なことが持ち合わせておりませんので、はっきりした台数が述べられないことをお許しいただきたいと思いますが、車両、重機、ホイルローダー等につきましては、市の方の市有車でございまして、それにつきましては毎年度、使用貸借ということで貸借契約を結びまして、まちづくり公社の方に車を貸借している状況でございます。
- **〇総務部長(高野重夫)** 私が先ほど公用車と申しましたけれども、市の方で予算を付けて買って、それを貸与していると、業務委託に伴って貸与しているということでございます。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 使用する根拠は貸与ですか。間違いありませんね。
- **〇建設部長(山下康彦)** はい,貸与でございます。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 使用の根拠は貸与。そうなると、私はね、指宿市公用自動車管理規定っていうのありますね。これの適用がありますか。
- **〇総務部長(高野重夫)** ただいまの質問について、答弁にちょっと調査を要しますので、対応 をお願いいたします。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時,休憩いたします。

 休憩
 午後
 4時00分

 再開
 午後
 4時11分

- **〇議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○総務部長(高野重夫) 指宿市の公用車の管理の中で、使用の範囲及び制限という第8条の規定がございます。この中で公用自動車は市が行う行政上の用務でなければ使用できない、ただし次に掲げる場合においてはこの限りではないということで、第2号で市長が公益上特に必要と認めたときには使用させることができると、業務委託をして、業務委託先に、ですので業務上必要な、必要である公用車を、市有車を市の所有する車を貸し出すことについては、できるということでございます。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** それでは、第6条の運行管理者は誰ですか。
- ○議長(松下喜久雄) 時間がかかりますか。
- ○総務部長(高野重夫) 答弁のために時間をいただきたいと思います。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時,休憩いたします。

 休憩
 午後
 4時12分

 再開
 午後
 4時21分

- **〇議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○建設部長(山下康彦) 運行管理はどこがやってるかというご質問だったかと思いますが、運行管理につきましては、指宿市公用自動車管理規程第6条に、運行管理は管理主管課の長が行うものとなっております。従いまして、我々建設部の方で言いますと、道路管理、普通公園管理、都市公園管理があるわけなんですが、そこの面につきましてはこの条項でいきますと土木課長になろうかと思います。しかしながら、市有の自動車につきましては先ほど答弁させていただいきましたように、市有自動車使用貸借契約書を指宿温泉まちづくり公社と締結しております。その中で貸付物件については無償で貸し付けるものとすることにしております。また、使用上の制限で乙は、乙というのは指宿まちづくり公社になりますが、まちづくり公社が善良な管理者の注意をもって貸付物件を管理するものとし、貸付物件に工作を施す等原状を変更とするときは書面により承認を得なければならないとしているところでございます。従いまして、貸借契約書で結んでおりますので、運行管理者についてはまちづくり公社の方で管理をしていただくということで認識しているとこでございます。

それから、先ほど台数の話がありましたですが、台数につきましては道路維持管理用が2 t ダンプ1台、4 t ダンプ2台、あとフォークリフト、タイヤショベル、バックフォー等にな ります。普通公園管理用といたしまして、ダンプトラックが2台、普通ボンゴ、軽トラッ ク、トラクターの以上となります。以上です。

○1番議員(外薗幸吉) 私は全体に聞いたつもりですがね、さっき。違いましたかね。建設だけですかね。そして、使用貸借を結んでいる。建設は説明できる。何台とか、総体が出てこないでしょ。こんだけの休み時間もらったのに。私が聞いたのは、まちづくり公社が持ってるのは古いのが1台だけ、軽トラでしたか、それを除いてはほかにはないんですかっていうことなんですよ、契約書。私は、これは私の個人の見解ですが、使用貸借契約書よりもですね、基本協定書の様式例があるでしょ。この中で盛り込むべきだと思うんですね。こういう使用貸借があるから、基本協定が成り立つわけですよ。協定書というのは一般で言う契約書ですよ。それと、使用貸借書は別のもんじゃないですよね。だから、そういうのからするとね、何台て把握してないはおかしいんです。みんなですね。

それからですね、この問題もこういうことだからあれですが、最初の問題にちょっと返ります。地方自治法210条の総計予算主義という話が出ましたが、ここで私は公明性、公開性は当然に担保されるものだと言いましたが、それについて、それでよろしいですか。

- **〇議長(松下喜久雄)** 答弁をお願いします。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 私が先ほど地方自治法上のまちづくり公社に対する調査権限等の 根拠として答弁させていただきましたのは、地方自治法第221条のところで答弁をさせてい ただきましたので、予算総計主義に関する210条というところで、調査権限を有するという ものではなかったために、今その担保されるというところにつきましては、明確な答弁とい

うことはこの場では差し控えさせていただきたいと思います。

- ○副市長(渡瀬貴久) 今,透明性,公平性,予算総計主義,担保されるのかということについて,担保するために221条で普通公共団体の長は普通公共団体が出資している法人で政令で定めるもの,まちづくり公社になるわけですけれども,ここに対して調査をし適正に予算が執行されているかどうかということを調査をしたり,報告書を徴することができるということになっておりますので,これでもって地方公共団体の長は担保している形になろうかと思っております。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 間違いありませんね。ということは、例えばですよ、近く行われる理事会を私は傍聴できますね。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) まちづくり公社は一般財団法人でございます。一般財団法人及び一般社団法人に関する法律、これが財団の根拠法令になろうかと思います。それプラス定款の指宿市まちづくり公社の定款というものを総合的に見てみますと、禁止事項ということは明確にはうたわれていないところでございます。従いまして、その理事会の中での発言というものは、これはやはり関係者外の方ですので、できないですけれども、傍聴につきましては市の、先ほど申しました市が出資している2分の1以上の団体ということのまちづくり公社ですので、それに関して市の関係者が傍聴はできるものというふうに判断しております。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 傍聴もできてこそ,公明性,公開性があり担保される。そういうことですね。この公社について,公社という名称っていう,公社についてお伺いします。地方公共団体が公共事業を行わせる目的で出資,貸付,債務保証などの方法により設立する法人である。昔,三公社五現業っていうのが,国でありましたけど,私が今申し上げたのは地方公社という発想ですが,この理解でよろしいですね。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 指宿市温泉まちづくり公社につきましては、市の公共的施設の管理運営を行うために設立された公社ということで、設立当時はこれは今現在の社団法人に該当するかしないか、公益事業をやっているかどうかということを判断し、当法務局の方に申請した結果、財団法人ということで認可が下りてきておりますので、三公社五現業というところの公社というものとは、性格が違うというふうに考えております。
- ○1番議員(外薗幸吉) 三公社五現業については、もう三公社、過去のことですから、ちょっと、国ではこういうのがありましたということです。そしてですね、先ほど指定管理者の話の中でちょっとお話がありましたけれども、平成18年の4月策定で平成26年5月改訂版の指定管理者制度導入にかかる指針、誰か持ってきてますよね。この中で持ってきている人いますか。議長、いいです。手を挙げていただいたから持ってきているということですね。それでは、これにさっきお話があったのは載ってるんですが、持ってる人は参考に見てください。私が間違って読むといけませんのでね。1ページ、公の施設の管理に関する地方自治法の改正。平成15年6月の地方自治法第242条の2の一部改正により、公の施設の管理についてはそ

れまでの管理委託制度に代わり指定管理者制度が創設され、昨年9月から施行されているとこです。官から民への構造改革のもと、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間活力の活用を阻む規制、制度等を取り除くことが重要です。特に、公の施設の管理に関し、従来の管理委託制度では当該施設の管理者の範囲を公益法人や公共的団体等に限定していたため、民間業者による施設の維持管理の是非については、以前から論議がなされているところであると。この書類ができてから何年経ちますか。今、私が申し上げたところは、反映されてますか。

- **○産業振興部長(廣森敏幸)** この文言は平成18年に指針を導入したときからうたわれている文言でございます。
- ○1番議員(外薗幸吉) そしてですね、次のページの3ページのところに、平成15年6月の法改正により創設された指定管理者制度は指定管理者である民間事業者等が市に代わって施設管理の代行を行うことから、民間のノウハウを最大限活用することで、より施設の効果を高めると期待されています。1行飛んで、民間委託等推進の一環として、積極的かつ計画的に取り組むことにしています。これは履行されてますか。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 砂楽に関しましての指定管理につきましては、従前より砂楽ができた当初から市民の健康、温泉の活用についてというような事業等もあり、そしてまた、利用促進に関する事業等にも取り組んでおりますので、この地方自治法改正の趣旨はまちづくり公社としては、趣旨に沿った形で運営がなされているものと思っております。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** そうおっしゃるんだったらですね、2ページのところ、指定管理者制度と管理委託制度の相違ということで、管理委託制度のところには第3セクターと書いてあります。指定管理者制度のところには、法人又はその他の団体、今申し上げたようにですね、民間活力をと言いながら、何でしたかね教育長、羊頭狗肉っていう言葉でしたかね、表身と中身が違う、ね。指定管理者という名前でありながら、中身は第3セクター、さっき挙げました公社的発想から出てないじゃないですか。どうですか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) まちづくり公社は先ほど来言いますように市の施策の円滑な推進を図る上で、施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体、しかもその設立当時、市がまちづくり公社の職員の雇用にも直接関わっている団体でございます。当時、旧指宿市では職員と臨時職員というような職制は引いておりませんでした。合併前、山川・開聞の場合には、月額臨時職員というような職員がいて、その方々がふれあい公園とかレジャーセンター、また山川では道路清掃、水道というような施設の維持管理を担っておりました。そういう意味でまちづくり公社の職員というものは、臨時職員ではないですけれども同等に、同等の立場で施設の管理を行っていただいた経緯がございます。そういう意味で、確かに議員はまだまだ管理委託について民間のノウハウというものが十分に活用されていないのではなかろうかというようなご指摘でございますけれども、一応市としましてもそこに、公

社に雇用されている職員25名程度のやはり生活もありますので、その団体を今後も指導を行いながら適正な管理ができるように、今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

- ○1番議員(外薗幸吉) 私が言っているのはね、こういう立派な文書に民間のよさは書いてあるわけ。そいで、民間になってないじゃないですか。そこですよ。文言と中身が何年経っても変わらないと、旧態依然。そこを言ってるんですよ。それに、今おっしゃいましたよね、市役所の職員と同等に20数名のうんぬんと。それならね、今回の砂楽の事件と言いますか事故と言いますか、あれでね、9ページ、指定管理者協定の締結のところに、信義誠実の原則というのがあります。かつ、35ページ、指定管理者指定の協定の締結というところで、留意事項、イ、著しく社会的信用を損なうことにより、指定管理者として相応しくないと認められるとき、というのがありますが、市役所の職員と同じならば、この文章からすれば即解約ですね。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 先ほど臨時職員と言ったのは、あくまでもまちづくり公社の職員のことを私は指してご答弁をさせていただきました。そのほかに、職員以外に25名のまちづくり公社に雇用されている臨時職員がいるということで25名申し上げました。ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。ただ、この指定管理者の基本協定の中での不祥事が今回の信義則に反するんじゃなかろうかというようなことでございますけれども、公社が組織的にその不正を働いたということであれば、当然それは基本協定の信義則に反するというようなことになろうかと思いますけれども、公社のあってはならないことですけれども、そこの臨時職員1名がその不正を働いたということで、公社自体の責任は十分ありますけれども、この中での信義則に違反するから即取り消しという部分ではないというふうに、今現在は判断しているところでございます。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** また、面白い解釈ですね。組織的にやらなければ不祥事じゃないって ことですか。信義則に反しないということですか。そう解釈していいですね。ただいまの発 言は。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 私が先ほど、そういう信義則に反すると言ったことについては、例えば温泉施設の管理をするに当たってこちらが指示をちゃんとしてある、例えば温泉のレジオネラ菌の発生を予防するための定期清掃とか、そういう部分を故意に怠ってその設備利用者に対して被害が出たとかというようなものが不正行為というふうに考えております。先ほども申しましたように、管理監督の指導については重大な欠陥があったということは公社自体はあると思いますけれども、それによって公社が全体として不正行為があったということには、判断はしていない状況であります。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 新聞やテレビにあんだけ出てですね、それ以外にも議員の皆さんでも 新年会その他でも、議員も一緒じゃないかとか言われてるんですよ。そういうのが組織的じ

やないからとかいうそれで通るんですか。それね、49ページ、28条、公による業務の改善勧告とかいうのがありますが、調査をして確認の結果って、業務の改善を勧告するものとする。勧告できるじゃないんですが、するものとするということがありますが、この勧告はされましたか。そして、内容は。

- ○産業振興部長(廣森敏幸) 今年の2月に砂楽のモニタリングを、この指針に基づいて実施をしております。その中で指摘事項として緊急連絡時の連絡体制等が表示されてないとか、アンケートの集計、分析ができていないとかいうような指摘すべき事項が発生しておりましたので、28年2月29日付で指定管理者管理業務改善指示書というものをまちづくり公社の方に出しております。この中で、こう読んでみますと、本文書において指示した業務改善がなされてない場合は、指宿市公の施設に関する指定管理者の指定の手続きに関する条例第13条第1項の規定に基づき、貴団体に対する指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部を、若しくは一部を停止することを命ずることを申し添えますということで、ある一定の厳しい内容で公社の方にも改善を求める事項を具体的に出しているとこでございます。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** さっきの話,ちょっと返りますけれども,本業務が利益の創出を基本とする,45ページね,第3条のところで,本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し,その趣旨を尊重するものとするというのがあるんですね。この文章からすれば,現状でいいんですか,まちづくり公社でいいんですか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) そこの条文につきましては、公共性及び民間事業者の趣旨の尊重という該当であります。この公の施設の指定管理に関する趣旨につきましては、全体的な全ての指定管理について適応できるひな形ということで基本協定書を策定されているというふうに考えております。当然、この中でこの第2項の、今議員がおっしゃった本業務の利益をうんぬんということについては、市の方で指定管理料の値切り等が行われ、極端な安価な指定管理料を目指すのではなくて、やはりこれは民間事業者、利益の創出を基本とする民間事業者の立場に立ってその基本協定書を結びなさいというような事業の趣旨でございますので、その辺については市の方としても十分配慮しながら、まちづくり公社に対して基本協定を結び、また年度協定も結んでいるところでございます。
- ○1番議員(外薗幸吉) また教育長に聞きたいんだ。画餅という言葉がありますね。絵に描いた餅でしたね。理想を掲げてあったのに、何年経ってもなぜまちづくり公社にせざるを得んのかどこか分からん。世間の話では天下り公社だっていう人もいますよ。内容は私はよく分かりませんがね。どういうメンバーで。だから、こういう理想を掲げてやっているならですね、どっかの時点で公社じゃないとこに、全部とは言わない、せめてこのたくさんの中で砂楽のとこだけでも、砂むし、そりゃまちづくり公社の設立の趣旨ですから、目的に書いてありますからね、はっきり。砂むし温泉管理、受託ってね。これを外せばいいことであって、いいとこでほかの、普通の意味の指定管理者、民間委託をする気は毛頭ないんですか。ほか

のところが、山川のヘルシーランド・砂むしとそれから活お海道、ほかにも出ましたね、うまくいっているところがあるんで、こういう立派な理想を掲げたならば、完全な民間への指定管理ということは考えてないんですか。このままずっと行くんですか。

- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 先ほど来,まちづくり公社の設立の経緯ということで,密接に関連する目的で設置された団体ということで,これまでも非公募で行ってきたわけですけれども,やはり今現在,モニタリングの指摘事項も出しておりますので,今後もですね,指定管理者について一定の指導,助言等を行いながら,行うべきであるというふうに考えております。また,公社で働く従業員の雇用というものも非常にこれ大事なことでありますし,そういうものも含めまして,今指定期間中に民間企業にも引けを取らないような公社の管理業務体制を目指すことがまず第一であろうというふうに考えております。
- ○1番議員(外薗幸吉) あのね、設立の趣旨と言われるけど、平成8年3月28日ですね、元々の法人の設立は。先ほどから申し上げている指定管理者というのは、平成15年になったわけですよね、法律が。だから、平成8年の時点では指定管理者っていう発想がなかったから、公社と、公社とはって、さっき読みましたね、市の施策をやるためですよ。地方公共団体が公共事業を行わせる目的で出資、貸付、債務保証などの方による設立する法人と読みましたよね。だから、再三言っているように、あなた方がこういう立派な文章を作っているように、指定管理者っていうの、制度ができたわけですから、だから指定管理者の趣旨に沿って、理想に沿って変えていくべきじゃないかと私は言うんです。どうですか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 地方自治法改正の趣旨は十分に私どもも理解しております。まさしく、議員がおっしゃるとおり、この指定管理者制度を導入した平成15年ですか、地方自治法改正、3年の経過措置を経て18年からなっているわけですけれども、十分に地方自治法の趣旨を尊重し、より効率的、また効果的な運営体制にもっていかなければならないというふうに考えております。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 前向きな発言と言うんですかね、今のは。そう捉えましょうかね。ところで市長、市長にお伺いします。この一般財団法人指宿温泉まちづくり公社の登記的には代表理事、豊留悦男さんとなっていらっしゃいますが、これについてどう思われますか。
- ○市長(豊留悦男) 今回の事案というのは基本協定に基づく順守すべき事項等がなされなかったことによる、こういう事案でもございます。やはり、この協定事項に基づく規約、規定、その他備えるべき条項等が整備されていなかった、このことによりこのような事件が起きたと思っております。私が代表理事としてここにいることの、その正当性でございますけれども、これまでの流れを受けて、このまちづくり公社の代表理事という立場にいたわけであります。私個人の考えといたしましては、社会福祉協議会を含め様々な外郭団体の代表という、その職にあるべきではないという考えから辞任をしてまいりました。今回、このような問題が出てきた、発生した以上、理事としているべきかどうかを含めて考えていかなければ

ならないと考えております。ただし、先ほど関係部長等が答弁いたしましたように、機械の貸与でありいろんな貸与であり、トラクター、ボンゴ、ダンプ、フォーク、バックフォーうんぬんって出てきましたけど、やはり指定管理者にお願いするとなると、丸ごとお願いするとなると相当の指定管理料が上がるだろうと懸念されます。それは今後検討することとして、やはり今回指定管理者、管理業務に改善指示書を出しましたけれども、この改善書に基づく改善がなされないとしたら、毅然とした判断をすべきであろうと思っております。今回、理事会の問題も出ました。やはり、これまで気付かなかった、気付けなかった、見出せなかった様々な事項が出てまいりましたので、改善を加えてはまいりたいと思います。代表理事に、ここにいることについてのいろんなご批判もあるのかもしれません。しかし、今後この理事の在り方についても、考えさせていただきたいと思います。

- **〇議長(松下喜久雄)** お知らせをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により予め延長 いたします。
- ○1番議員(外薗幸吉) あのですね、組織の問題とか理事とか評議員とかあるんですが、例えばですね、何でこの民間ののが言うと、議員懇談会のとき聞きましたけどね、なぜああいうことが起きるかっていうことで、タオルとか浴衣の棚卸を毎日やってないっていうことなの。民間では考えられないことなんです。棚卸をやっていれば、多分防げたはずなの。ああいうことはですね。だから民間をというわけなの。私はこういう体質はそう変わらないと思います。そしてね、私は6年前に豊留市長がシルバー人材センターの理事長にならんかった。偉いと思った。前任者は理事長していらっしゃいました。社協を言われましたけど、私が直に見てたのはシルバー人材センターで、今度の市長はならんたっちゅた。私は偉いって言った。けじめをどっかでつけんとですね、そのバックフォーから何のかんのっていうの、世間で言えばこいなの、おんぶに抱っこなんですよ。まちづくり公社だからおんぶに抱っこ、こういう市民は見るんですよ。そして、みんなとは言いません、さっきも言いましたようにね、まちづくり公社の委託の中で砂むし、砂楽だけを切り離す考えはないですか、市長。
- **〇市長(豊留悦男)** やはり、このまちづくり公社の指定管理の在り方については、砂むしの管理運営、そして道路その他ありますけれども、こういう問題が出た以上、どういう形にすべきかっていうのは、理事会、評議員会等で協議をしてまいりたいと思います。選択肢の一つではあろうと思っております。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 満足とは言いませんが、本日はこの程度に止めて、私の一般質問を終わります。

△ 延 会

〇議長(松下喜久雄) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。 本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新川床 金 春

議 員 下川床 泉

第 1 回 定 例 会

平成28年3月17日 (第4日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成28年3月17日 午前10時 開議

- 1. 議事日程
 - ○日程第1 会議録署名議員の指名
 - ○日程第2 一般質問
- 1. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6番議員	西	森	三	義
7番議員	浜	田	藤	幸	8番議員	東		伸	行
9番議員	高	田	チョ	3子	10番議員	森		時	德
11番議員	髙	橋	三	樹	12番議員	福	永	德	郎
13番議員	前	原	六	則	14番議員	前え	2園	正	和
15番議員	木	原	繁	昭	16番議員	中	村	洋	幸
17番議員	新月	川床	金	春	18番議員	下川	川床		泉
19番議員	新语	宮領		進	21番議員	松	下	喜り	人雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市		長	豊	留	悦	男	副	市	長	渡	瀨	貴	久
副	市	長	佐	藤		寛	教	育	長	西	森	廣	幸
総	務 部	長	髙	野	重	夫	市民	生活:	部長	牟	田	浩	_
健園	表福祉会	7.長	下車	行領		正	産業	振興語	紅長	唐	杏	鄦	去

農政部長 建設部長 彦 新 留 幸一 山 下 康 山川支所長 開聞支所長 馬 場 久 生 Ш 畑 徳 廣 総務部参与 茂 建設部参与 忠 有 留 人 光 行 司 総務課長 岩 下 勝 市長公室長 Ш 路 潔 美 財 政 課 長 薫 市民協働課長 下 吉 宏 上 田 税務課長 中 村 孝 長寿介護課長 孝 西 浩 観光課長 今柳田 耕地林務課長 宮 世 浩一 﨑 英 木 六 建設監理課長 土木課長 田之上 辰 浩 黒 海 農業委員会事務局長 西 元 志農夫

1. 職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 森
 和美
 次長兼調査管理係長
 石坂和昭

 主幹兼議事係長
 鮎川富男
 議事係主査 嶺元和仁

△ 開 議 午前10時00分

〇議長(松下喜久雄) ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

〇議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名 議員は会議規則第88条の規定により、議長において新宮領進議員及び外薗幸吉議員を指名い たします。

△ 一般質問

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、恒吉太吾議員。

○3番議員(恒吉太吾) 皆さん、おはようございます。3番、恒吉太吾です。通告に基づきまして質問いたします。

2020年東京オリンピック、パラリンピックが開催されるのと同じ年に、ここ鹿児島におい ても第75回国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体が開催されます。鹿児島での開催は1972 年の太陽国体以来,実に48年振りとのことになります。前回の鹿児島国体のときには,まだ 私は産まれておりませんが、テレビでですね、映像を見たり、実際に競技に参加した人から も、県を挙げて盛り上がり多くの県民が感動を覚えたと聞き及んでおります。東京オリンピ ック、パラリンピックと同年であることから、国体においてその感動を再び目にすることが できるチャンスでもあります。国体は各都道府県対抗による我が国最大の国民スポーツの祭 典と言われ、競技力の向上や地域経済の活性化も期待されております。また、多くの方が鹿 児島県や本市を訪れたり、名前を目にする機会が増え、全国に向けてアピールするチャンス でもあります。市長の施政方針においても、この国民体育大会をチャンスと捉えて、施設の 充実等を図り、大会の成功のために諸準備を進め、競技団体などへの育成、支援に努めるこ と、国体やオリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押しし、更なるスポーツの競技力向 上に努めることも力強く申し述べておられました。更に、指宿市教育振興基本計画の中の指 宿市のスポーツ推進計画においても、鹿児島国体に本市から多くの選手が出場することを目 指すと明記されています。そこで、今回は4年後に迫った鹿児島国体に向けての取組につい てお聞きしたいと思います。本市としてこの国体に向けて、これまでどのような取組を行 い、そしてこれから行っていく予定なのかについてお聞きし、1回目の質問といたします。

〇市長(豊留悦男) ご承知のとおり、2020年、平成32年に鹿児島県で第75回国民体育大会が燃ゆる感動かごしま国体の愛称のもと開催されることになりました。昭和47年の国体以来、お

よそ半世紀、48年振りの開催でございます。と同時に同じ年に東京オリンピックが開催され る年でもございます。オリンピックで日本の選手が活躍する姿は,私たち国民に大きな夢と 感動を与えてくれることと思います。その感動の余韻が残る中で開催される鹿児島国体は、 国民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せるなかで迎えることとなります。今回の 鹿児島国体では、陸上、バレーボールなど正式37競技、特別競技が高等学校野球大会の1競 技,このほか綱引きなどの公開5競技が実施される予定であります。本市においてはバドミ ントン競技全種目,ソフトボール競技,成年女子の正式競技と公開競技のゲートボールの開 催が予定されております。これまでの経緯を申し上げますと、平成22年度に鹿児島県議会に おいて、国体開催招致の決議がなされ、翌、平成23年度には鹿児島県準備委員会が設立され たところであります。本市の取組といたしましては、平成24年度に県準備委員会に対し本市 での開催希望と開催競技種目希望調書を提出いたしました。その後、平成25年8月から9月か にかけて、ソフトボール成年女子、バドミントン全種目別の予定会場地通知を受け、いずれ も内諾書を提出いたしました。平成26年7月にはバドミントン,27年1月にはソフトボール, それぞれの中央の競技団体の視察を受けたところであります。更に平成27年5月には公開競 技でありますゲートボールの予定会場地通知を受け、内諾書を提出いたしました。本年度は 県から競技施設整備計画調査,競技運営費調査,競技役員等編成調査,宿泊施設等に関する 第1次調査も行われ、これらに対応しているところであります。また、平成27年12月から28 年1月にかけては、鹿児島県国体準備課、鹿児島県競技団体、指宿市競技団体と本市担当課 の4者による第1回競技別連絡調整会議をソフトボール,バドミントン,ゲートボール,それ ぞれ競技ごとに開催をし、競技運営や競技会場、競技用具等について意見交換や協議を行 い, 鹿児島国体の成功に向けて協力していくことを確認したところであります。今後は, 28 年度に国体準備委員会を設立し、29年度には、実行委員会に移行して諸準備を進めてまいり ます。そして29年度には、鹿児島国体開催の正式決定がなされ、開催日も決定いたします。 これから本格的に競技運営,開催記念行事,PR事業,市民運動,ボランティア活動,花い っぱい運動、宿泊、衛生、弁当調達、輸送・交通など様々な計画を立て、推進してまいりた いと思っております。

- ○3番議員(恒吉太吾) 今,市長におかれましてはるる答弁いただきました。これまでの流れはよく分かりまして、今回ですね、平成28年度、市役所の方の組織機構再編方針というのを見ておりますと、今まであった市民スポーツ課がスポーツ振興課というふうに名前が改められております。更にですね、課内においては推進体制の強化ということ、国体のためにですね、国体推進係というものを設置しておりますが、この国体推進係、これからどのようなことを更に行っていくのか、また人員体制ですね、これがどういったものになっているのか、お答えください。
- **〇教育部長(浜島勝義)** 平成28年度の組織機構再編方針でお示ししてありますが、現在の市民

スポーツ課から名称をスポーツ振興課に改め、課内に国体推進係を設置いたします。平成28年度は2人を配置する予定でありますが、開催が近づくにつれて必要な人員を配置し、万全の準備を進めてまいります。まずは市内各種団体等の代表の方々による国体準備委員会を設立し、大会までの計画をご説明申し上げ、ご理解をいただいた上でご協力をお願いしてまいりたいと思っております。そして、平成28年度の準備事務といたしましては、岩手国体や愛媛県で開催されるリハーサル大会等を視察し、競技別の開・閉会式、競技運営、おもてなし、産業及び観光振興事業などつぶさに見聞きし、記録を取り、指宿市らしさを出す独自の計画を模索してまいりたいと考えております。

- ○3番議員(恒吉太吾) これから開かれる岩手国体、愛媛のリハ大会ですね、是非視察していただきたいと思うのと同時に、昨年は長崎国体が開かれておると思います。こういったもう過去に開催された地域に対して、行ってみたらいろんな反省点、改善点も聴けるんじゃないかと思っておりますので、そういった過去の開催地への視察予定っていうのはないのか、教えてください。
- **〇教育部長(浜島勝義)** それらの視察も計画しております。
- **○3番議員(恒吉太吾)** これは国体推進係とまた準備委員会ができるのであれば、準備委員会 の方も一緒にその視察の方に行く予定になっていくんでしょうか。
- **〇教育部長(浜島勝義)** はい、職員だけでなく、その方々も何人か一緒に行っていただきたい と考えております。
- **○3番議員(恒吉太吾)** ちなみに、その準備委員会の構成メンバー今の段階でどのようなメン バーを考えているのか、再度教えていただければと思います。
- ○教育部長(浜島勝義) 国体準備委員会としましては、各議員の皆さんや各学校長など、やは り100人を超える体制を考えております。また、その下部組織としてまた実行委員会はその 辺でいろいろ準備して、その委員会へ報告するという形になるように考えております。
- ○3番議員(恒吉太吾) いいですね、もう100人体制、すごい人数ですので、横の連携を取りながらですね、是非大会の成功に向けて、今の段階から取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。今日、執行部の皆さんも胸元に白いピンバッチが光っておりますが、私も今日、着けておりまして、県の方からですかね、これ啓発という意味で鹿児島国体のピンバッチをいただいております。県の方はですね、ホームページなどで国体開催に対する機運を高めるためですかね、もう大分前からホームページに国体の情報を載せたりして啓発にも努めておると思いますが、市としてですね、ちょっと確認不足だったら申し訳ないですが、ホームページなどを見るとまだちょっとこの国体に関する記事というのは載ってないように感じたんですが、今後ですね、例えばホームページにこれから載す予定があるのか、4年前だからまだ早いんじゃないかと言われるかもしれないですけど、今のうちからそういった機運を高める土壌醸成のために作っていただきたいのと、あと広報誌もありますので、

こういったところで先ほど市長の方からもありましたけど、今回は成年女子、女子ソフトボール、バドミントン、そして公開でゲートボールということなので、今結構テレビでも取り上げている種目であるので、分かっている方も多いとは思うんですけど、また少しですね、競技についての説明、指宿で国体が開かれることへの説明という形で、ホームページ、広報誌にですね、今後そういった特集を組む予定はないか、教えてください。

- ○教育部長(浜島勝義) 平成28年度からは国体開催啓発用の懸垂幕を掲げる予定であります。 あと、市民体育祭など市民が多く集まる機会を捉えて、PRを重ねるとともにホームページ、広報誌等を活用して広く市民の皆様にお知らせしていく考えであります。
- ○3番議員(恒吉太吾) 懸垂幕などですね、やはり目につきやすくて皆様も関心が高まると思いますので、是非今後ですね、この28年度の計画でしていただきたいと思います。市民の皆さんから何かこう、指宿でも国体なんかこうあるみたいだよって、そういうふわっとした感じって言いますか、では聞くんですけど、実際何の競技があるとかまだ理解されてない方が多いようですので、是非今後もですね、啓発に努めていただきたいと思います。

これ、ちょっと先の話、実際に国体が始まって開催決定を取って開催されてからということになるんですが、また教育部長にお聞きしたいんですけど、子供たちの応援、観戦についてちょっとお聞きしたいと思っております。私はですね、常々この指宿が子供たちが夢を描き、夢を叶えられるようなまちにしたいというふうに思って議員活動をしております。今回のこの国体というのは、オリンピックに出るような選手がですね、この指宿の地において間近でそういったプレーを見ることができるまたとないチャンスだというふうに思っております。観戦すること、応援することというのもですね、大切な教育活動の一環だと私は思っているんですが、この子供たちの見学について、現時点で構いませんので、積極的に応援体制、そういったものをですね、作っていく考えがないか、教えてください。

○教育部長(浜島勝義) 子供たちにとって、国体という国を挙げての大会で国内の一流選手のそのプレーや一生懸命の姿を目にすることは、子供たちにとって大変貴重な体験であると考えております。多くの子供たちが見学する機会ができるように、学校等としっかり連携しながらそのPR等にも努めていく考えであります。国体開催のためには、おもてなし、観光案内、競技運営、花いっぱい運動など多くの市民の皆様のボランティアを必要とします。これらに携わっていただくことにより、市民一体となって盛り上げていきたいと考えております。また、本番2年前、1年前には市民を対象に国体開催競技関連イベントを開催する予定であります。例えば、ソフトボールでは市内の同級生でチームを組み対戦する同級生対抗大会、バドミントンでは夫婦、親子、兄弟限定のダブルス大会を、あるいは3世代によるゲートボール大会など、市民が幅広く楽しく参加できるような大会や有名選手によるスポーツ教室等を開催し、市民の関心を高めるのも一つの方法だと思います。そして、大会本番では自治公民館単位や小学生、中学生、高校の学年、あるいはクラス単位で何々県の応援団、応援

隊を結成し、他県から参加する全選手を応援して声援を送っていただく取り組みができれば とも考えております。これらにつきましては、各種団体はもとより、市民の皆様のご理解と ご協力を得ながら実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

○3番議員(恒吉太吾) どの国体においてもやはり、遠方からの都道府県というのはどうしても応援する方が少なくなるということですので、こういった形で小・中学校であったり自治会が県であったりそういったところを応援できる体制ってのをですね、是非作っていただいて、それと併せて今とてもすばらしいイベントの開催のことを聞きましたので、これについても市民全体がですね、盛り上がっていくような体制をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

先ほど、開催予定の3競技、公開も含めてお話があったので、その競技について少しお聞きしたいというふうに思います。成年女子ソフトボール、バドミントンともにこれまでですね、オリンピックのあと、とても人気が出ています。テレビでもよく取り上げられる、追っかけと言うんでしょうか、ファンの方もものすごく増えているというふうに認識をしております。先日ですね、バドミントンの世界的な権威のある全英オープンですかね、ここで髙橋・松友選手の今言う高松コンビであったり、女子シングルスでいえば奥原希望選手がこの大きな大会を制覇されています。また、女子ソフトにしてもですね、まだ決定は出ていませんが、また今後正式種目となる可能性というのもあります。もし、そこでまたメダルを取ることになればですね、今後また更にフィーバーあると思いますので、今この種目を聞くと国体の中でもかなりこう人気のある競技を指宿にもってこられたというふうに思ってますが、先ほどもこちらから調書に応えるって形だったというふうに思ってるんですが、こちら、指宿市の方からこのバドミントン、成年女子、この二つについてほしいという提案があったのか、もう一度説明をお願いします。

○教育部長(浜島勝義) 鹿児島県の準備委員会からの市町村会場地希望調査を受けまして、指宿市では平成24年10月に市3役、体育協会加盟競技団体、市議会、観光協会、商工会、指宿温泉旅館事業協同組合などの代表者による指宿市開催競技種目の誘致に関する意見交換会を開催しました。スポーツの発展はもとより、地域振興、観光浮揚のためにもできるだけ多くの協議を選定することを前提に、大会開催基準要綱及び同細則に合致する施設と競技種目を照らし合わせて、実施可能な協議を決定し県に提出しております。そのときの種目はサッカー成年女子、バレーボール、ソフトボール、バドミントン、ゴルフ、トライアスロン、高等学校野球の計7競技でありました。これに対し、県は地域バランスに配慮すること、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致すること、大会に対する市町村の積極性などからなる大会会場地市町村選定基本方針に基づき選定したものであります。その結果、正式競技におきましてはバドミントン全種目とソフトボール成年女子に決定し、公開競技のゲートボールにつきましても本市の開催希望と競技団体の意向が合致したこと等により決定され

たものであります。

- ○3番議員(恒吉太吾) 今,るる説明いただきまして、たくさんほかにも希望されたっていうか、その中でもですね、二つ、公開を入れて三つというところでですね、指宿でできることは本当にありがたいことだと思ってます。そこでなんですけど、成年の女子ソフト、バドミントン、公開のゲートボールですね。この三つ、大体参加人数っていうのが分かればですね、教えていただきたい。私、47都道府県が全て参加できるってわけじゃないと思うんですよね、この国体っていうのは。各地区の予選があって勝ち上がったチームが来られると思うので、成年女子とバドミントンの参加チーム数、参加人数がおおよそで分かれば教えていただきたいので、今その宿泊の問題がありましたので、これ全部指宿市として、指宿市で泊まるというのが前提になっているのかどうかも併せて教えてください。
- **〇教育部長(浜島勝義)** まず、参加チームからご紹介したいんですが、国民体育大会の参加チ 一ム数は競技種目により異なっております。基本となるのは北海道・東北・関東・四国・九 州など九つのブロック代表となります。バドミントンの場合は成年男女,少年男女の4種別 があります。そのうちの2種別が各ブロック代表の15チームと開催県を合わせ16チーム、1つ の種別が各ブロック代表31チームと開催県を合わせて32チーム、最後の一つの種別が全都道 府県代表47チームとなっております。毎年、その4種別でのローテーションとなっておりま すが、指宿ではその32チーム出るのは成年男子の種別、それから47チーム出るのが少年女子 の種別となっております。ソフトボール成年女子は、各ブロック代表が12チームと、開催県 を合わせて13チームが参加します。ゲートボールは、男女別で行われますが、それぞれ各ブ ロック代表15チームと開催県を合わせて16チームで、男女合計32チームであります。各競技 別の監督、選手の数を申し上げますと、バドミントン競技が444人、ソフトボール競技成年 女子が182人、ゲートボール競技が288人の予定であります。このほか、3競技の役員等関係 者が503人で合計1,417人が見込まれております。宿泊につきましては、全選手、役員が指宿 市内に宿泊するものと思われます。これに伴い、平成27年度に宿泊基礎調査を実施しまし た。開催時期が決定していない中での調査になりましたが、市内のほとんどの宿泊施設から ご回答いただき、現時点で確実に提供できる宿泊可能人数の合計は1,826人という結果で、 これを県に報告しております。
- ○3番議員(恒吉太吾) 今,基礎調査のところから選手に関しては大丈夫というところであると思うんですけど、観客の方も相当数来ると思いますので、その経済効果っていうの計り知れませんで、その方たちも是非ですね、この指宿に泊まっていただけるような体制をですね、今後、4年間ありますので、地道に着実に作っていっていただきたいというふうに思っております。

先ほども愛媛のリハーサル大会の話,ありましたが、この鹿児島国体の前においてもリハーサル大会は開催されると思うんですが、やはりこれはソフトボールとバドミントンが開か

れるのか、またその、どういった形の大会になるのか分かっていれば教えていただきたいです。

- ○教育部長(浜島勝義) リハーサル大会、プレ大会についてでございますが、鹿児島国体に向けてのリハーサル大会につきましては、今後県が競技別リハーサル大会開催基準要綱を策定し、それに沿って開催することとなります。先催県のリハーサル大会開催基準要綱の目的の例を見ますと、1番目に会場地市町村及び関係競技団体の協議会運営能力の向上を図り、国体の円滑な開催に資すること。2番目に県民の国体及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに国体開催の機運醸成を図ることとなっております。また、リハーサル大会は県競技団体が中央競技団体と協議し、国体開催運営の参考になるものを選定することになりますが、その選定した大会を会場地市町村が県に申請をし、承認を受けて開催することになります。平成28年度に愛媛県で開催されるリハーサル大会は全国社会人サッカー選手権大会、全日本教員バスケットボール大会、全日本都市対抗テニス大会などであります。本市に関係する競技といたしましては、実業団女子ソフトボール大会、バドミントンの日本2部リーグ大会等が考えられるところでございます。
- **○3番議員(恒吉太吾)** はい。またこのリハ大会については後ほど聞きたいと思って、実際指 宿で開催される体育施設の状況についてお聞きしたいというふうに思います。成年女子ソフ ト,バドミントン、あと公開競技としてゲートボールが開催予定でありますが、実際です ね,競技が行われる体育施設がどこになるのか、教えてください。
- **〇教育部長(浜島勝義)** 競技開催予定会場につきましては、バドミントン競技の全種目を指宿総合体育館で、ソフトボール競技の成年女子を開聞総合グラウンドで、公開競技のゲートボールを指宿市営陸上競技場で開催いたします。
- ○3番議員(恒吉太吾) さっきも中央競技団体ですかね、これによる視察の件が出てきましたけど、このバドミントンの指宿総合体育館ですかね、あと開聞の総合グラウンド、どのようなですね、中央競技団体から開催にあたっての指摘と言いますか、要望があったのか、隠さずに教えていただければ。よろしくお願いします。
- ○市長(豊留悦男) 私も中央競技団体の役員と話し合いの場に参加させていただきました。様々な意見がございました。特にソフトボール、バドミントンについては人気種目であると。そのオリンピック後であるので、オリンピックの成績によってはたくさんの観客、報道関係が訪れるであろうと。としますと、例えば開聞の競技場でありますとグラウンドそのものの問題とともに受入体制、駐車場、道路の問題、報道の関係のスペースの問題、様々なことがでました。やはり、オリンピックに続く国体ということで、その受入態勢は自ずと変わることが予想されます。今後、この大会開催場所については、様々な条件がありますので、現段階では開聞、そして指宿の総合体育館、指宿の陸上競技場と考えておりますけれども、これに対しては様々な、先ほど申し上げましたように中央団体、そしてオリンピックに続く

国体ということで、いろいろな準備をしなきゃならないのかなと思っているところでありま す。先ほど、教育部長が申し上げましたように、国体の前に開かれる、つまり運営の方法、 審判の養成を含めた様々な課題等を把握するために、プレ、つまり事前の競技団体の大会も 開かれます。鹿児島県においては、特にバドミントン等については、現在桜島の総合体育館 で主に行われておりますけれども、恐らく国体の前には指宿の体育館でプレの大会を行い、 審判の養成,そして本番に向けての諸問題を見つけるための大会も開かれるだろうと予想し ているところであります。陸上競技場で4年前に全国のゲートボール大会が開かれました。 大変な人手でありました。特にゲートボールにつきましては,比較的時間に余裕のある 方々,経済的に余裕のある方々がたくさん参加していただきました。経済効果はすごいもの でございました。このゲートボール大会をする,その前提として日本のスポーツ振興財団 t o t o が天然の芝生, その掛かる費用を全面的に支援をしていただきました。1億数千万円 だったと思います。正式なお金は今手元に資料がありませんので答えられませんけれども、 様々な大会を機に、スポーツ施設の整備も図ってきたところであります。特にゲートボール につきましては、全国のゲートボールの関係者が指宿ということを指名したそうでありま す。それはとりもなおさず全国大会が開かれたときに指宿のもてなしを含め、取組が非常に よかったという評価だったとお聞きをしております。この協議等を含めて、やはり指宿で開 催していただくにはそれなりの対応し、中央の競技団体、県の競技団体等と協議を進め、指 宿で開いてよかったという、そういう大会にしなければならないと考えております。

○教育部長(浜島勝義) 私の方からは中央競技団体視察の結果,どのような指摘があったのかを紹介させていただきます。バドミントン競技の中央競技団体視察は、平成26年7月に行われました。協議会会場施設の指摘事項の主なものは照明の照度不足であります。国体開催基準では各コートとも1,200ルクス以上となっておりますが、指宿総合体育館の照度は660ルクスで、基準をはるかに下回っております。また、空調施設の設置を検討することも依頼されております。加えて、必要備品の確保、選手控室の確保と動線の工夫などでございました。運営面ではドーピング検査への協力、競技役員等の養成、練習会場の確保などがございました。総合的な意見としまして、鹿児島大会は少年女子が47全都道府県から参加すること、先日も世界大会で優勝等がありましたが、近年日本バドミントン選手の世界での活躍が目覚ましいこと、オリンピックで活躍した選手の参加もあり得ることなどから、かなりの集客が見込まれるため警備体制も整えていただきたいとのご意見もいただいたところであります。

次に、ソフトボール競技の中央競技団体視察は、平成27年1月に行われました。競技会場施設の指摘事項の主なものは、グラウンドの小石を安全上取り除くこと、グラウンド内の散水線の設備等との段差を解消すること、実施本部等の各種プレハブ施設を設けること、オリンピックイヤーということもあり、ソフトボールの中でも成年女子が最も人気の高い種目であることから、仮設スタンドを充実することなどでありました。運営面では審判員、記録員

- 等の計画的な養成などがございました。総合的な意見として当然のことでありますが,競技 団体と行政がお互い連携,協力し進めていただきたいとのことであります。
- ○3番議員(恒吉太吾) はい。指摘事項とか要望ですね、今るる説明いただきました。先に総合体育館の方からちょっとお聞きしたいと思います。この照度の問題に関しては早急にですね、まず取り組んでいただける、取り組まざるを得ないというか、当然のことなんですが、もう1個、今冷暖房施設の話が出ましたので、ちょっとその点お聞きしたいと思います。現在ですね、総合体育館の方なんですが、冷暖房施設というのがまずあるんでしょうか、教えてください。
- ○教育部長(浜島勝義) 指宿総合体育館は昭和54年に完成しまして、空調設備につきましては昭和58年に約1億1,500万円で設置しております。しかし、平成10年ごろを境に利用頻度が低かったことなどから、その後長い期間使用の例がないところであります。現在はメンテもその頃からしておりませんので、使える状態ではありません。
- ○3番議員(恒吉太吾) 以前は使われたけど、今はもう全然使われてないという、結構この、今付いてるのはかなり古いですので、もし使おうと思ってもランニングコストもかなり掛かるのかなというふうに思います。そこでですね、1個ご質問なんですけど、新たにですね、冷暖房施設を導入する考えがないかについてお尋ねしたいというふうに思います。先ほど、バドミントンの話というか、国体は大体オリンピック後でありますので、9月ぐらいに開催されるのかなというふうに思っております。ご承知のとおり、バドミントンは風の影響をものすごく受けやすい競技でありますので、基本的に全部窓を閉め切る状態で競技すると思います。9月であることを考えると、体育館内の気温っていうのは40度近くに達するんじゃないかというふうに思いまして、そういった中で、果たしてその一流の選手の方たちが最高のパフォーマンスの状態で競技に臨めるのかどうかという疑問が湧いてまいります。そういった点でですね、今後その冷暖房施設導入の考えを、まず検討する考えあるかどうか、お答えください。
- ○教育部長(浜島勝義) 新たな空調設備の設置につきましては、先ほども申し上げました経緯があることから、慎重にならざるを得ませんけれども、中央競技団体視察において、バドミントン協会からも要望もいただいていることから、新式の設備でランニングコストが低い設備について、現在調査、研究をし、設置の検討をしているところであります。また、本年2月には体育館の利用者代表としまして、バドミントン協会、バレーボール協会、バスケットボール協会、ソフトテニス連盟、それと指定管理者にお集まりいただき、改修工事に係る要望等を含めた意見交換会を開いております。様々な要望やご意見をいただきましたが、その中で空調設備につきましては使用料が安ければ利用するので、設置してほしいというのが大方のご意見でございました。
- **○3番議員(恒吉太吾)** 今,使用料の話がでましたので、ちょっとお聞きしますが、新式の冷

房の導入についても検討をしているということで、これ多分輻射式の冷暖房になるんですか ね、熊本の宇土市の市民体育館であったりとか、あとは先ほど市長が申し述べられました桜 島の総合体育館などもこの輻射式の冷暖房というのを取り入れております。御存知かもしれ ませんが、少し説明させてください。冷房とか暖房ですね、こういったものの機械になるん ですけど、今までの対流式といいますか、風が起こるタイプの冷暖房ではなくて、風が起こ らないタイプの新式のタイプになっております。そうなので、バドミントンの大会などにお いてもですね、試合に支障のない、風が起きない、また音もですね、かなり静かなタイプに なってると思います。ランニングコストもですね。かなり安いというふうに伺ってまして、 あくまでもこれ試算なんですが、例えばアリーナ面積1,600平米ぐらいですね、こういった ところの体育館の場合、冷暖房で1時間当たり4・500円、数百円ですね、そういったところ になっていて、この値段なら利用者の方もかなり利用しやすいんじゃないかなというふうに 思ってます。国体はもちろんのことなんですけど、国体後の活用も考えた場合ですね、是非 市民の方が使いやすいこういった冷暖房、利用料であったりですね、夏場なんかはとても暑 くなる,熱中症の問題なんかも必ず出てきますので,安い値段で利用しやすいようなこうい った冷暖房の導入について考えていただきたいと思います。またですね、最近はこのこうい った輻射式のものと別に、調湿空調といいまして、冷房、暖房はもとより除菌作用までつい たものもですね、同じようなイニシャルコスト、ランニングコストで導入できているという 実績もありますので、そういった点も是非検討、研究されてですね、取り組んでいただきた いと思います。体育館自体がですね、避難所となるケースも、あまりあってはならないこと なんですけど、もしそういったことも想定できるのであればですね、いろんな風邪、インフ ルエンザの問題とかもありますので、こういったところも一緒になって、もう1回検討の考 えがないか、導入に際する考えがないか、もう一度お聞かせください。

○教育部長(浜島勝義) 議員からもその利用料のお話がありましたけども、宇土市の市民体育館はバレーボールコート3面の広さで冷暖房使用料は1時間当たり2,050円であります。また、桜島総合体育館は本市と同じバレーボールコート4面で、1時間当たり2,700円を予定しているそうであります。これから計算をしますと、もしこの輻射式の空調設備を市の体育館に設置する場合、今現在バレーボールのコートが4面ありますけど、これを2面2面にその空調設備の使用を、2面2面というふうに分けて使うこともありますので、この金額から、ほかのところの金額から換算しますと、指宿市の場合2面のバレーボールコートで1,300円、1,400円ぐらいで1時間当たりできるのじゃないかと、今想定をしているところであります。安い使用料であれば、大会や合宿利用者は冷暖房を使用する可能性は高いと思います。今以上にそれらの利用も増えるものと考えます。また、国体を契機とした本市スポーツの発展を考慮すれば、冷暖房設備の設置につきましては、設置の方向で検討しなければならないと考えているところでございます。

○3番議員(恒吉太吾) とても前向きな発言いただきまして、ちょっとびっくりしてますが、市長もですね、今年度も健幸をキーワードに、健康で長生きできる社会の実現をはかっていくということで申し述べてますので、今後国体後のことも考えて、市民の健康増進をですね、図ることはもとより、更なるスポーツの振興、体育館の利用率向上のためにもですね、是非検討をよろしくお願いしたいと思います。

体育館の方は以上にして、あと、次は総合グラウンドの方、開聞のグラウンドの方についてお聞きします。私もソフトボールをする関係で、よくグラウンドを使わしていただきます。中央競技団体の方からも指摘のあったように、今とても小石の多い状態で、水はけがいいというところは、利点はあるんですけど、競技に支障をきたすことも多々ある状態であります。そういった中で指摘があって当然なのかなというふうに思うんですけど、グラウンドのまず改修、今後、今の状態をどうするのかですね、国体に向けて。改修であったり、そういった予定があるのであれば教えてください。

- ○教育部長(浜島勝義) 開聞総合グラウンドは指宿で最後に開催された県民体育大会,指宿まごころ県体に合わせ、旧開聞町が平成10年に建設した施設であります。この会場では女子ソフトボール競技とハンドボール競技が行われたところであります。このグラウンドは建設地から出た溶岩を砕き、粘土と混ぜ合わせて造られておりますのでご存知のとおり赤茶けた色をしております。しかし、溶岩を使用していることから、粒子が荒く、やや軟弱な土質であり、しかも完成後18年を過ぎ、かなり表土が少なくなっている状況であります。国体の成年女子のソフトボールは皮ボールを使用することから、小石があるとボールに傷がつきやすくなることやイレギュラーバウンドに繋がり危険なため、小石を除去するように要望が出されているところであります。グラウンドは約2万2,200㎡の広さがあり、全ての小石を除去することは難しい状況であります。幸い、水はけは非常にいいことから、表層土のみの入れ替えを検討しているところであります。なお、工事は平成29年度を予定しているところでございます。
- ○3番議員(恒吉太吾) はい、表層土の入れ替えということなんですけど、29年予定しているということです。もしこれ実際されるとなると、どれぐらいの期間、工事を要する予定なんでしょうか。結構あそこは子供たちの大会もものすごく多くて、言えば一つの県のちびっ子の中では整地を言われる状態が近づきつつあるのかなというふうに思ってるんで、その工事期間についても教えてください。
- ○教育部長(浜島勝義) 申し訳ありませんが、その工事期間がどれぐらいの長さになるかは、まだはっきりはしておりませんけれども、ただその辺を、ご指摘のその辺をやっぱり考えながら効率よく進めていきたいと思っております。
- **○3番議員(恒吉太吾)** はい。この小学生の大会っていうのは1月・2月・3月にかけてかなり 試合数が増えておりますので、その時期を外した感じでですね、是非使いやすいグラウンド

コンディションにしていただきたいというふうに思っております。

先ほど、女子ソフトは爆発的な人気が出る可能性があるということで、スタンドの問題であったり報道陣の問題っていうことが出ましたので、質問させていただきます。女子であるがゆえにというか、更衣室の問題、トイレの問題っていうのもとても重要な問題になってくるというふうに思っております。あと、併せて仮設スタンドが長崎国体のときもですね、かなり足りなかったというふうに聞いておりますが、まずどれぐらいの収容人数、仮設スタンドで造られる予定なのか、先ほどの控室、トイレの付属施設で対応できない部分ですね、そこについての今後の計画、またそれをすることでどれぐらい費用が掛かるのか、そこまで併せてお答えください。

- ○教育部長(浜島勝義) 各競技会場の設営につきましては、先催県の実績を参考にしながら、 指宿市の施設に合った会場設営を行うため、開催3年前に協議会運営基本計画を策定し、競 技会場設営、設計業務を委託して計画を立てることになります。先催県の要綱等では国体の みで使用する一過性の設備につきましては、仮設で対応をしております。平成26年度の長崎 国体、本年度の和歌山国体においても、観客用のスタンドやトイレは仮設設備で、更衣室や 競技本部等の建屋はプレハブで対応しております。本市も同じように進めてまいります。費 用についてですが、本年度国体の競技運営費第1次調査がございまして、概算ではあります が、6,300万円を積算し県に提出しております。
- ○3番議員(恒吉太吾) 6,300万と簡単に言われますが、かなりの高額じゃないかなというふうに思ってます。おっしゃるように一過性のもので6,300万、それ以上のですね、経済効果であったりとか子供たちが夢見る環境っていうのはできるかもしれないですけど、市の状態を見てもですね、ぽんと6,300万ってかなりの額じゃないかなっていうふうに思います。今、県議会の方も開かれておりますが、近隣の県議の方からもこの国体に対しての質問があったふうに思っております。その中で、やはり指宿市の方としてもですね、県に対してこういった一過性のものであるならば、当然のこととして補助であったりとかそういった要請ができないのかどうか、それをしていく考えがないか、教えてください。
- ○教育部長(浜島勝義) 昨年8月に鹿児島県市長会の全市から、この件に関しまして要望書を提出しております。その概要といたしましては、国体の開催にあたっては会場地市町村において、日本体育協会が定める国民体育大会基準を踏まえた競技施設を整備し、協議会等を運営していくことになるが、厳しい財政状況の中大きな財政負担が見込まれるところである。よって会場地市町村の競技施設整備費や協議会等の運営費に対し、十分な財政支援を講じられるよう強く要望するという内容であります。なお、先催県を見てみますと、競技施設整備事業補助金実施要綱及び運営費交付金実施要項を定めて、交付した実績がございますので、今後鹿児島県においても要綱等の整備が図られ対処していただけるものと思っております。3月11日の新聞に県議会総務常任委員会の記事が出ておりました。国体に向けて、県所有以

外の施設の整備で、指宿市のバドミントン競技施設の整備に2分の1の補助との内容が出ておりました。これは体育館の照明施設整備分と思われますが、28年度につきましてはその設計分であると考えております。

○3番議員(恒吉太吾) 部長が言われたようにいろいろありますので、是非ですね、粘り強く 県とも交渉していただいて、市の財政負担がですね、少しでも減るような形で進めていって いただきたいというふうに思います。

先ほど、市長からもありましたが、総合グラウンドの駐車場の問題についてちょっとお聞きしたいと思います。今現在、アリーナの横ですかね、あそこに駐車場があると思うんですが、今大体あそこで何台ぐらいの駐車可能台数なんでしょうか。

- ○教育部長(浜島勝義) 開聞総合グラウンドの駐車場は開聞総合体育館駐車場との兼用でございます。ここには普通車170台,大型7台,身体障害者用が4台の計181台分がございます。ソフトボールの中央競技団体の視察時の駐車場調書には開聞総合体育館181台,指宿中央家畜市場300台,ふれあい公園管理棟60台,テニスコート30台,キャンプ場73台,開聞中学校200台の総駐車台数844台で記載しております。しかし,ふれあい公園の駐車場はログハウス,キャンプ宿泊客や登山者も利用しますし,開聞中学校の運動場にしましては会場まで遠いという問題もありますので,駐車場の増設について今後検討していかなければならないと考えているところでございます。
- ○3番議員(恒吉太吾) 今の話で言うとですね、駐車場をこれから造っていくという考えです。300台、このJAの今中央家畜市場もですね、臨時的に使わせていただいていると思うんですが、昨今の口蹄疫などのですね、家畜伝染病などの問題があると、あそこは臨時としても使うべきじゃないというふうに私は思いますので、しっかりとですね、この臨時で借りるのではなく、新しく新規でですね、しっかりと駐車場整備していただきたいというふうに思っています。この前も市長にはソフトボール大会に来ていただきまして、そのときにも体育館とちょうどグラウンドー緒に使うと駐車場が足りない状況っていうのは、というのはですね、市長も理解されていると思いますので、是非この件、駐車場整備についてもですね、前向きに検討していただいて整備していただきたいと思います。そうすることで、今、子供たちの試合が多いんですが、成年の男子、女子の試合というのもですね、利便性が高まれば、今後も更に開催されるんじゃないかというふうに思ってますので、是非その点検討していただいて、駐車場整備、グラウンドの整備ですね、併せてしていただきたいと思いますので、重ねてもう一度、駐車場整備について検討していただく考えはないか、お答えください。
- **〇教育部長(浜島勝義)** 議員ご指摘のとおり、口蹄疫等の問題が発生すれば家畜市場を駐車場 としてお借りすることもできません。過去にそういう時期があったことも事実でございま す。開聞地域の市長と語る会でも駐車場の増設の要望が出されており、その必要性は認識し

ております。近くに指宿市の所有地がないことや、周辺は国立公園内であることなどの問題 もありますが、今後これらを解決するよう努めまして、どこにどれぐらいの規模の駐車場が 必要かを調査、検討していく考えであります。

〇3番議員(恒吉太吾) 是非,前向きに検討していただきたいというふうに思います。

最後になりますが、一般質問の中で、今私グラウンド状況であったり施設の整備状況について聞いていったんですが、市長の中でもですね、施政方針の中でも、1人でも2人でも多く国体を目指す選手を作りたいというふうに掲げられておりますので、その点についてお聞きしたいというふうに思います。今回ですね、この国体に指宿市本市からですね、多くの選手が出場することを目指すというふうにあったんですが、そのために何か具体的な方法を考えているのか、特にこの、今回開催されますバドミントン、ソフトボール、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

- ○教育部長(浜島勝義) 本県選手の全国大会や国際大会での活躍,これは県民に大きな夢と感動をもたらすものであり、特に都道府県対抗形式で行われる国民大会において、本県の選手団が優秀な成績を収めることは県民の連帯感を高め郷土愛を培うとともに、本県におけるスポーツの普及、振興に大きな効果を及ぼすこととなります。もちろん、指宿市からより多くの選手が出場することは、市民にとって大変喜ばしいことであります。県は平成32年の第75回国民体育大会において、本県選手団が開催県に相応しい成績を収めることができるよう、選手強化を推進して競技力を高め、力みなぎる鹿児島の実現を図るために競技力向上計画を策定し、選手強化を図っているところであります。指宿市からも鹿児島県代表として、特に地元開催の年に出場する選手が1人でも多く出るよう、市体育協会加盟団体にも努力していただきますようお願いしているところでございます。
- ○3番議員(恒吉太吾) 是非ですね、多くの選手をですね、排出できるような体制を整えて、作っていただきたいと思うんですけども、そのためには、選手の育成のためにはやっぱり指導者をまず、しっかりとした指導者、昨日も同僚議員から指宿商業のことでですね、質問がありましたが、しっかりとした指導者を作ることも大切だと思うんですが、その指導者育成、特にソフトボールでありますが、こういった点で体制強化のために何か市として考えがないか、お聞かせください。
- ○教育部長(浜島勝義) その件に関しましては、本年度から始まりました指宿市スポーツ文化振興基金を活用して、スポーツの競技力向上対策としましてスポーツ選手活動費助成事業、スポーツ団体選手強化費助成事業、外部指導者招聘助成事業、全国大会等出場旅費助成事業などを設けて、競技力向上に向け選手や競技団体を後押ししていっているところでございます。
- **○3番議員(恒吉太吾)** スポーツ文化基金ありますが、なかなか使いにくい状況なのかな、ある程度の有名になる、強い状態にならないと使えない基金なので、もう少し緩やかにです

ね、枠を広げていただいて、今から強くなる選手を育成するためにも使えるような状態にしていただきたいと思います。

最後になります。今回2020年オリンピックのあとに国体が開かれますが、再度ですね、市 長、この国体にかける思いですね。サッカーだけじゃなく国体に対してどういう思いでいら っしゃるか、最後にお聞かせ願いたいというふうに思っております。

- ○市長(豊留悦男) 今回,なでしこジャパン,女子サッカー,福元選手が所属しておりましたけれども、オリンピックに出られず、指宿にとっては大変な損失であります。と申しますのも、もし出ていたら多くの報道関係者が指宿に押し寄せて、福元選手の出身地、山川だ、そこでの応援の様子、パブリックビューイングの様子、全国に指宿の情報を発信してくれたものだと思います。それほど、然様にスポーツの力というのは地域を元気にする力でもあります。国体に、もし本市から出たら、たくさんの人たちが応援に出かけていくことだろうと思います。たかがスポーツ、されどスポーツ。その感動というものは子供たちにも大きな夢を与えてくれるし、何より我が指宿の誇りでもあります。そういう意味から、この振興基金、それ等を活用しながら、指導者養成を含めて市を挙げて選手の育成に取り組まなければならないと思っております。指宿商業高校、駅伝が強くなりました。おかげで小林高校という強豪も、今回、春の合同合宿においでいただくことになりました。また、ほかの強豪チームも指宿で合宿をしよう、それはとりもなおさず指導者が子供たちの可能性を引き出して、指宿というその名を高めてくれたという、そのことに感謝しなければならないと思っております。そういう意味で、この機にやはり指導者の育成、子供の競技力向上等を図ってまいりたいと思っております。
- **〇3番議員(恒吉太吾)** 終わります。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時,休憩いたします。

休憩 午前11時03分 再開 午前11時11分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。 次は、浜田藤幸議員。
- ○7番議員(浜田藤幸) 皆さん、おはようございます。7番、浜田藤幸です。まず、この3月31日をもって退職されます職員の皆様に、長い間指宿市発展のためにご尽力いただきましたことに、心より敬意と感謝を申し上げます。今後とも市政発展のため、それぞれの地域の発展のために豊富な知識と経験を生かし、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、第1回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので通告に基づ き2点の項目につき、順次一般質問をいたします。

最初に土木行政についてお尋ねをします。その1として、開聞岳一周線、一周道路についてのうち、1点目として未改良部分の進捗状況についてお伺いをします。

そして、2項目目の産業振興についてお尋ねをしていきます。その1、レジャーセンターかいもんの管理についてのうち、1点目としてプール屋根の修繕について。補修が遅れた理由を述べていただきたい。

以上で、1回目とし、2回目以降は場所を変えて行っていきます。

○市長(豊留悦男) 開聞岳一周線の進捗状況についてでございますが、本路線につきましては 景観的にも優れた観光ルートであり、地域住民の生活道路として重要な路線であることから、これまで岩崎産業株式会社社長との会談や県・市・地権者の3者による協議を継続的に 進めてきたところであります。これらの会談や協議の結果、昨年4月に自動車の離合ができない現市道トンネル部分を回避するため、市道と開聞山麓自然公園内の有料道路と接続し、この有料道路を活用して自動車が自由に通行できるようにする整備案が示されたところでございます。現在、示された整備案により、市道と取り付け道路の位置について、地権者の土地利用計画等を踏まえ協議を行っているところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長が答弁をいたします。

- ○産業振興部長(廣森敏幸) レジャーセンターかいもんの屋根の修理が遅れたということの経緯についてのご質問でございますけれども、平成27年8月25日の台風により、屋根部分がはがされるという被害を受け、すぐに当時のレジャーセンターかいもんの設計業者である建築設計事務所に専門的な調査とその費用はどれぐらい掛かるのか依頼をしたところでございます。設計事務所の回答では福岡の専門業者に調査依頼をすることや、部品単価等の確認も必要であるので、調査期間は11月末日までの3か月間を要するということでございました。レジャーセンターかいもんは平成4年オープン後築23年が経過し、老朽化が進んでいること、既存の恵美寿温泉や川尻温泉の泉源についても湯量や湯温について不安があることなどから、レジャーセンターを移転して新たに建設する案や屋根を全面改修するのではなく、安全面は確保しながらもより安価の工法がないかなど、提出された調査報告に基づき、12月から1月にかけて様々な、多方面から協議を行ってきたところでございます。その結果、屋根の全面補修ではなく、被災部分の修復と腐食が進んでいるパイプトラスの補修、また屋根材が飛散しないようにネットで屋根全体を覆う工法を1月末に決定したところであります。このようなことから、台風被災後改修を決定するまで期間が長期間にわたったということが理由でございます。
- ○7番議員(浜田藤幸) 一周線についてお尋ねをしてまいります。市長、岩崎芳太郎さんに私は直接お願いをしました。そのときにまだその進んでいる様子はないような感じも受けたところでした。私は市議になりまして、平成22年6月の定例会の中で、この一周線の問題と、あとフェリーの問題、あと開聞中学歩道の整備の問題等をお願いした経緯がございました。このあと、土地の交換問題、開聞の旧開聞町が持っていた懸案事項の2点を市長は解決していただきました。心より感謝をこの場で申し上げたいと思っております。あと一つ残ってお

ります。土木課の説明の中では、あと450mを改良の予定だということをお聞きしました。 平成22年6月の中でもお話ししていると思うんですけども、私は2日間にわたり9時間、岩崎 の本社に座り込んで、その場をずっと離れませんでした。1議員ができることの限界も感じ たところです。やはり、こういった問題はトップ会談でなければ進んでいかないという判断 をしまして、平成22年の6月の定例会で市長の方にお願いを兼ねて一般質問をしたつもりで した。やっと土木課の説明で日が差してきたのかなっていう感じを受けたところです。交渉 に際してはやはり信頼関係と粘り強さ、これは私は重要だと思っております。今後、岩崎さ んとの関係の中で、指宿市もほかの懸案事項も分かっております。駅前の家屋、それと摺ヶ 浜に1件、ホテルの完了してない部分があります。そこもいずれは解決しないといけないこ とだと思っております。それも含めて、市長、岩崎産業さん、社長としっかり今後交渉して いただきたいと思っておりますけども、市長のこのお考え、方針等を述べていただきたいと 思っております。

- ○市長(豊留悦男) ただいまお話をいただきました、岩崎産業株式会社との話し合い、これについては日が差したかと思うと曇ったり、また日が差したり、微妙な交渉事項でもありました。指宿市と岩崎産業との交渉と同時に、岩崎産業と県との交渉という、これが非常に問題を複雑にしている一つの理由でもございます。岩崎産業にとっては、開聞岳一周道路は岩崎産業にとって観光の生命線であると、社長自らが言っているわけであります。ここはどうしても岩崎産業としても、開聞を中心にした指宿観光の浮揚を図らなければならないという、そういう考え方でこれまでも何回も交渉してまいりました。ある程度、日が差しましたので、本市もこの土地の買収を含めて事業用地の取得を先行して、早期完成に向けて取り組んでいきたい、そう思っていたところでございますけれども、現時点でもまだこのことはなかなか進んでおりません。今後、協議が進むと予想しております、私自身。土地売買契約等を締結し、保安林解除の諸手続きを経て、工事の着手となるところであります。今後私も、精力的に岩崎産業とは話し合いを進めてまいりたいと思います。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 市長の方には、本当くれぐれもよろしくお願いを申し上げます。期待しております。

次に、プールの屋根の件なんですけれども、補修が完了するのはいつ頃なるんでしょうか。

- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 今現在,実施設計に取り掛かっているところでございますけれど も,順調にいけばお盆頃には完成が見込まれるというふうに想定をしております。
- ○7番議員(浜田藤幸) 今回,部分改修だったんだろうと思いますけども,私の情報では3通り見積もり案があったと把握しております。部分改修,屋根の全部の取り換え,あと青天。今回,部分改修。前回の同僚議員の質問の中でも出ましたけれども,結局1億円費用が掛かると。今回,約3,600万ぐらいの予算だっただろうと思います。これ,減額になった理由は

何なんですか。

- ○産業振興部長(廣森敏幸) 福岡の専門業者に依頼をしまして、被災部分のみならず屋根全体について調査を行ったところでございますけれども、その調査報告の内容は現在の屋根材が瓦棒葺きというような工法で行っておりますけれども、これだと風速40mまでは耐えられますけども、60m程度の風には耐えられないということで、折板葺きというものに替える必要があると。更にレジャーセンター自体が築23年経過し、経年劣化が進んでいるということから、天井を支えているパイプトラス、これを全面的に新品に交換する必要があるという提案を受けて、その費用が1億円という報告を受けたところでございます。レジャーセンターは今後大幅な改修や建て直しなども予想されているところでございますので、プール屋根の全面改修をする提案のほかにも、より別な工法はないかということで、当時のレジャーセンターの設計業者である建築事務所に再度またご相談したところ、屋根材につきましては現在の瓦棒葺きのまま、屋根が飛散しないようにナイロン製のネットで覆う工法、またパイプトラスにつきましても全て新品交換ではなく、腐食した部分を補修を行うということで、安全面は確保できるという提案をいただいたところです。その結果、その提案の内容の費用は概算で4,000万円程度ということの報告を受けたところでございます。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 議員懇談会の席で、今までの経緯と、あと執行部に対する対応等、きついことも発言しました。この場ではもう補修が決定しておりますので、これで終わらせていただきます。

次に、産業振興についてのうち、国民宿舎跡地の有効活用について、跡地利用者、業者募集要項のことに関して質問しますけど、前回の公募を比べて変更、または新たに加えた部分はあるのか。要項をですね。あれば答弁をお願いします。

○産業振興部長(廣森敏幸) 国民宿舎かいもん荘跡地利用事業者募集要項につきましては、前回は昨年1月15日から4月14日まで公募を行っております。そのときの募集の主な条件は対象地を使用貸借として30年間無償で貸与し、また対象地にある川尻温泉と湯津温泉の泉源をかいもん荘跡地の事業者専用とすることとなっておりまして、3社の応募があったところでございます。今度、次回の公募につきましては、土地の貸借について無償の使用貸借でなく、借り手側の利用が保護される事業用定期借地、または売却も含めて今現在検討をしているところでございます。そしてまた、昨年11月に観光の方で調査をいたしました観光ビジョンマーケティングの調査では、30代の女性が本市に一番関心を持っているという調査結果が出ておりますので、この選定委員会の委員につきましても、現在9名の方に依頼しておりますけれども、要項の中では委員は10名以内というふうになっておりますので、観光ビジョンマケットで出た30代の女性ということをターゲットに、20歳から40歳代の女性をもう1人公募でこの委員の中に入れて、女性の意見をより反映することはできないかということも検討しております。また、泉源問題につきましては、レジャーセンターのプールが再開する予定で

ございますので、現時点では川尻温泉はかいもん荘跡地事業者専用にはできないこととなりますので、泉源確保は大きな課題となっております。かいもん荘跡地はレジャーセンターと関連が非常に深く、レジャーセンターの運営方針も含めて様々な角度から慎重に判断しなければならないと考えておりますので、課題を一つずつ整理し、開聞地域の皆さんの思いを念頭に置きながら、事業者からよりよい提案をいただけるよう、募集要項を現在検討をしているところでございます。

- ○7番議員(浜田藤幸) 今,聞いた答弁の中では、定期借地、あと買戻し特約を含めた売却ですね、こういうふうに答弁されていますので、何ら変更はないと判断をしました。あと、委員についてはメンバーが一人増えるということで、今、ただいま聞いたところです。あと、泉源についてまで聞いてなかったんですが、今聞きます、敢えて。泉源は以前4,000万円の予算を取りまして、あとそれが県道を使用しなきゃいけなくなり1億円掛かるっていうことを聞いたところでした。その後、民間の会社のバイナリー発電に利用したお湯を使って無料でいただくと、その件はどうなっていますでしょうか。その無料でいただくっていう部分に関しての答弁です。お願いします。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 東京の民間事業者が近くで地熱発電をするということで、各種温泉法に基づく手続き等を申請し、温泉掘削についての許可は出ているようでございますけれども、現時点ではまだ掘削は行われておりません。予定で、その民間事業者と以前協議した中では、地下から汲み出す熱水の5%程度を利用できるということで、1日当たり計算上は36 tぐらい熱水が利用できるということで、その一部を市の方へ無償で提供するという話し合い、協議をされてますけれども、今後具体的に民間事業者が掘削をし、その中でお湯の量が確定した段階でですね、市の方と正式に協定を結んで温泉の供給を受けるというような考えで、今現在進めているところでございます。
- ○7番議員(浜田藤幸) その民間業者の件なんですけども、私の方にも相談がありまして、今 農業委員会の方で今ストップしているっていうことも聞いております。ですから、このお湯 を100%もらえる保証はないわけですよね。その点はどういうふうに認識していらっしゃい ますか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 農業委員会の方での農地転用問題があるということは私の方も聞いてはおります。そういう中で今、事業者が事業に着手できないという状況があるということも聞いておりますけども、市の方としましてもできることならばこの民間事業者から無料で温泉をいただければありがたい話でございますけれども、やはりそこが無理な場合、今現在、恵美寿温泉につきましては、昨年、口径が小さくなりましたけれども再度掘削、補修を行って、来年度以降も定期的にその管が詰まらないようなメンテナンスをする工事も予定しておりますので、そこを確実に実施しながら、そういうことをしてもやはり5年程度は確実にもつだろうけれども、それ以後ははっきり分からないというようなことも業者から聞いて

おりますので、市独自の泉源というものを、やはり今後レジャーセンターを運営していくためには必要でありますので、そこも含めた形でレジャーセンターをどのように今後運営していくのかということも併せて、今後泉源問題についても考えていかなきゃならないというふうに思っております。

- **〇7番議員(浜田藤幸)** ということは、前回4,000万の予算を取りながら執行してない。あの 市有地の松林の中にある泉源ですよね。そこを検討するというお考えでよろしいでしょう か。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** そこにつきましては、昨年の議員懇談会の中でも申し上げましたように、当初5,000万弱の工事費が1億円ということで、非常に高額な工事費になったということで一旦事業を見送った経緯がございますけれども、そこも含めて、そこを選定した場合は、理由は非常に高い良質な温泉が出るであろうというような地質調査の結果に基づいて選定をして、やったわけですけれども、やはり1億円という工事については非常に高額なものになりますので、そこの地点も含めてまたほかの場所、優良な場所がないかというものも併せて考えていかなければならないというふうに思っております。
- ○7番議員(浜田藤幸) 部長ですね、もう本当、私も言いたくないんですけども、結局いろんな計画を持っていきながら、ころころ変わってますよね。すごい不安なんですよ。だから、確実なところを私は信頼をしてですね、答弁していただきたいんです。するなら執行してほしいんですよ。だから、私なんかやっぱり地元の議員として、結局執行部がそれをころころ変わってもらうとですね、住民から説明を聞かれたときに甚だ困るんです。その辺は本当、認識していただきたいと思います。どうお考えですか。
- O産業振興部長(廣森敏幸) はい。確かに私どもの、当初27年度に計画した温泉掘削について、積算につきまして詰めが十分でなかったということは感じております。そういう中で、現在、恵美寿温泉につきまして、先ほど申し上げましたように昨年、きちっと口径は小さいながら復旧をさせておりますので、ここしばらくはその泉源を確実にメンテナンスをしていけば、恵美寿温泉のお湯というものは確保できるというふうに考えておりますので、そこを基本としながら、その5年以内の中に泉源というものを、より確実な方法で確保する手段というものを、執行部の中で検討していきたいというふうに考えております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 信用して、期待してますんで、よろしくお願いします。
 - あと、要項の点でちょっと気になる点があったもんですから、一つ質問させていただきます。前回は交渉権に関する70点の基準点を設けていました。次の公募もこの70点の基準点は 設けるのか、お尋ねします。
- **○産業振興部長(廣森敏幸)** 以前はこの70点というものにつきましては、2回目、3回目まではなかったというふうに記憶しておりますけども、やはり低い点数で優先交渉権者が決定するとなると、その先の事業に対して非常に不安、しっかりとした施設の運営ができるのかとい

- う疑問があることから、前回は70点というものを設定したわけですけれども、次回、今後行う公募につきましてもやはりしっかりとした事業計画とか運営体制、資金面などが評価していけば、必ず基準点は70点というものは超えるというふうに考えておりますので、基本、現在の段階では基準点を設けた優先交渉権者としての募集要項を策定していきたいというふうに考えております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 確認したいんですけども、最も多い点数を取った事業者に交渉権を与える考えはないか、これは確認の意味でお尋ねします。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 確か,第2回目の公募の際,非常に点数が低かったという事実が ございますので,やはりある一定の点数,基準点というものはやはり設けていかなければな らないというふうに考えてます。その中で,この70点というものが高いのか低いのか,これ を65点に見直すのかという部分につきましては,今現在も検討はしているところでございま すけれども,一応この基準点というものを設けた場合にはそれに達していなければ一番高い 提案をした事業者であっても,基準点に満たしてなければ優先交渉権者ということにはなり えないというふうに考えているところであります。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 次の、③の公募の時期についてなんですけど、前回の昨年の9月の定例会では10月、11月を目途に次の公募ができればと答弁をされております。あれから9月からもう半年が過ぎようとしています。未だに公募ができていない理由はなんですか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 9月議会では特に問題点がなかった場合には11月に募集をするという考えで答弁をしたところでございますけれども、跡地の前にあるレジャーセンターのプール屋根が台風の被害を受けていて、その調査結果が先ほど申し上げましたように11月末に提出されて、その内容が1億円ということを受けて、いろいろな面でレジャーセンターの方向性について協議をしてきたところです。そして、かいもん荘跡地は泉源確保の問題をはじめとして、レジャーセンターとも非常に深く関連しておりますので、レジャーセンターの運営の方向性をしっかり整理してからでないと、なかなか公募に踏み切るということになりませんでした。そういうことで、今現在ではまだ公募に至ってないということになりますけど、今後レジャーセンターが補修という形を決定しておりますので、なるべく早い時期に公募を再開していきたいというふうに考えております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 問題の整理がつくのはいつですか。具体的に公募はいつになるのか、 大体早くて何月、遅くて何月ぐらいとか答弁できませんでしょうか。
- ○産業振興部長(廣森敏幸) 公募の時期につきましては、土地の利用形態、先ほど申し上げましたけれども使用貸借とか事業用定期借地、若しくは売却という方向性を顧問弁護士も含めて検討をしなければならないと。それが概ね4月から5月ぐらいまでになるかと思います。その後、選定委員に女性等を公募したり、オーナー会や観光協会等とも交えながら事前に協議をし、またその中で公募要項をしっかりと選定し、それを公表し、公募を開始するというこ

- とを踏まえれば、概ね今年の9月ぐらいになるのではなかろうかというふうに考えていると ころであります。
- ○7番議員(浜田藤幸) 今,9月っていう月は聞いたんですけども、ただ今の説明の中では9月の定例会での顧問弁護士と検討するっていった内容、同じなんですよね。その部分は決断をすれば結局すぐ決定できることですから、なるべく早急にしていただきたいということをお願いをします。この件につきまして、市長、答弁をお願いします。
- **〇市長(豊留悦男)** 特に開聞地域の皆さんには本当にご迷惑をかけていると反省はしておりま す。今回のプールの屋根の改修にしろ、国民宿舎、レジャーセンターを含めたあの界隈のこ の宿舎の目途、建て替えの目途というものについても様々な条件と申しますか、ことが絡ん でいるわけでございます。一つは開聞岳一周道路との関連もあります。開聞岳一周道路がで きたときに、あの国民宿舎跡地が開聞地域の観光のメッカとしてどのような姿であるべきか ということも考えております。前回、3社応募がありました。その一番点数の高かったA 社、そこがもし事業者として認められていたら、あの界隈は著しく変わっていただろうと思 います。すばらしい場所になっていたと思います。しかし、それに決められなかった要因と いうのは、第1義的には旧国民宿舎として開聞の地域の方々に親しまれていた、気軽に泊ま れる、そして宴会もできる、そして都会、いわゆるふるさとを離れた人たちが帰ってきたと きに泊まれるような、そういうことを地域貢献の第一として、この宿舎の建て替えというの はあったわけであります。しかし、それを第1義的なものとすると、採算面から合わないと いうことが判明をいたしました。例えば、同窓会をやりたい、そういう施設をこの国民宿舎 跡地に造っていただきたい。これは開聞町民の多くの願いでありました。宴会ができるよう な部屋、宴会ができるような備品を調達するとなると、年間60回から80回の宴会がないと採 算が取れないそうであります。となりますと、この地域貢献という面での国民宿舎、親しま れてきた宿舎のその部分を補完する施設として、果たしてなり得るのかということも一つの 問題でもございました。あと一つは、あの国民宿舎の跡地はすばらしい景観であり、どこに も負けない,そういう観光景勝地であると。ここを指宿観光の目玉として開発をしたいとい う業者もございました。様々なこの国民宿舎跡地利用については提案もあったところも事実 でございます。そういう意味でなかなか決断ができなかった、このことについてはお詫びを 申し上げなければならないと思います。このレジャーセンターのプールを含めて、一体的な 観光地としての開発をする,そうなりますともちろんこの温泉,レジャーセンターのプール を含めて今後どうすべきかということも,様々な方々の意見を聴きながら考えてまいりまし た。そういうことから、今後この国民宿舎跡地というのについては特にふるさと会、いわゆ る開聞会というのは東京、大阪、ありますので、その方々の思いというのは国民宿舎みたい なああいうのを造っていただきたい、帰ったとき墓参りに行ったとき気軽に泊まれるよう な、そういう宿舎にしてほしいという、そういう強い希望もありますので、その方々に理解

をいただきながら、今後要項の一部も見直さないといけないのかなと思っているところでございます。地域貢献としてあそこをどう利用するか、それは非常に大切なことですけれども、それが今後、地域貢献というその範疇の中で、経営上それが条件の一つとして加えることができるのかということを含めて、考えていかないとならないのかなと思っているところであります。

〇7番議員(浜田藤幸) しっかりと公募をやっていただきたいと思っております。信じておりますので、よろしくお願いします。

次に、その3の空き家対策についてお尋ねをします。1点目に空き家問題の現状と取組をお 伺いします。

- ○総務部長(高野重夫) 空き家等の問題につきましては、少子高齢化、地方の過疎化等により家屋等の相続が発生した場合も、相続人が住宅を必要としない場合や相続が確定せず所有者不明不動産が増えていることなどにより、適正に管理されないまま放置され、周囲に悪影響を及ぼしていることが全国的な問題となっており、本市においても空き家等による相談が増加傾向にあります。このようなことから、国において昨年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、本市においてもこの法令により空き家等の適正な管理について、調査や助言、指導等を実施しているところであります。今後も本来個人の財産は自己の責任において自主的な対応がなにより重要だと考えておりますので、空き家等の所有者に対し、適正な管理の指導を実施してまいりたいと考えております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 現在,空き家の実態はどうなってますでしょうか。
- ○総務部長(高野重夫) 空き家の現状把握につきましては、防災、防犯の観点から指宿市消防 団に空き家調査の実施を依頼しているところであります。調査は特に周辺に危害を与えるよ うな、あるいは台風時等において屋根瓦など飛散の恐れがある家屋等の危険空き家及びその 他の空き家に分類して実施しており、所有者、所在地、施錠の有無等について調査している ところであります。なお、平成25年10月の秋季全国火災予防週間に合わせて調査を行ったと ころ、市内の空き家の数は1、720棟であり、前回平成22年の調査、1、241棟に比較して479棟 の増となっております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 総務部長にお願いしたいんですけども、これ指宿市全体の数だったんだろうと思いますけれども、各指宿・山川・開聞地域別に危険空き家、その他の空き家に分類されていると思いますけれども、数字をお願いします。
- **〇総務部長(高野重夫)** まず, 危険空き家について申しますと, 指宿地域が77棟, 山川地域が45棟, 開聞地域が28棟, 合計150棟となっております。それ以外の空き家が指宿地域1,018棟, 山川地域320棟, 開聞地域226棟, 合計1,570棟となっております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** あと、空き家に関する苦情というか、相談件数はどうなってますでしょうか。

- ○総務部長(高野重夫) 特措法の施行によりまして、空き家に対する関心が高まってきていることから、相談件数は増加しているところであります。市に寄せられた危険空き家等の相談件数は平成25年度6件、26年度14件、27年度は23件の相談があり、口頭・文書等により空き家の持ち主等に対して通知、指導をした結果、18件が家屋の撤去や危険個所をネットで覆うなどの対応済みであり、7件が現在対応中、または早めの対応をすると回答をいただいております。今後も指導、助言等を繰り返し実施していくとともに、相談等につきましても、市として丁寧に対応してまいりたいと考えております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** もう危機管理課の職員さんもしっかり頑張っております。私も苦情を言いながら、相談しながら現地を回った経緯もありました。頑張っていらっしゃる姿を見て安心したところです。いろんな課題については後ほど述べますけども、空き家の解体費について、この助成は考えてないか、考え方をお尋ねします。
- ○総務部長(高野重夫) 現在,空き家等の除去に対する助成制度につきましては,指宿市にはございません。県内の自治体については実施しているところもあるようでございます。空き家等の解体費の助成につきましては,個人資産への投資,適正に管理されている方とのバランス,所有者のモラルの低下という見方もある一方,本来の目的である老朽化した危険家屋の解消という一定の成果も見込まれます。このようなことから,他市町の状況を見ながら,今後調査,研究をしてまいりたいというふうに考えております。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** もう、空き家のこの対策については、私は今回で3回目になります。 いろんな助成制度もあります。空き家バンクの設置についてもお願いした経緯があったんで すけれども、今県内の空き家バンクの設置状況はどのようになっているのか、お尋ねします。
- ○総務部参与(有留茂人) 本市におきましては、現在空き家バンクを設置しておりませんけど、空き家に他の地域から人を呼び込むための受け皿として、平成27年6月現在においては、県内の20市町において空き家バンクが実施されているようであります。
- **〇7番議員(浜田藤幸)** 市長公室内にこの空き家バンクがまだ設置されてないんですけども, この空き家バンクについてはどのような考えを持ってらっしゃるのか,認識をお尋ねします。
- ○総務部参与(有留茂人) 現在,空き家バンクを実施している多くの自治体において,所有者が亡くなったり入院したりしたあとも,家財道具が残るなどの理由で登録件数が伸び悩んでいるようです。一方,地元不動産業者が蓄積している物件情報の活用や地元企業,団体との連携,それから地域の協力員との連携をすることにより,登録実績が伸びている空き家バンクもあるようです。これらのことから,空き家バンクを運用するにあたっては所有者による自発的な登録を待つだけではなく,地元不動産事業者や地域住民との連携が必要であると思われます。そのようなことから,現在市内6地域で住民主体のまちづくりを推進していくた

- め、新たな地域コミュニティ組織づくりに向けた対話が重ねられてきておりますが、各地区で実施している課題抽出のためのアンケート調査をしております。そのアンケート調査でも地域が取り組むべき課題の一つとして空き家の解消、利活用の取組もあげられているところであります。また、平成28年度において、空き家対策等を含めた移住政策を検討するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、Welcomeいぶすきコンシェルジュ配置の予算も計上しておりますので、こういうふうな対策をとって、その空き家の解消と言いますかそういうものに向けていきたいと思っております。
- **○7番議員(浜田藤幸)** 指宿市内の地域で空き家を利活用する動きはないのか。それと今おっしゃったWelcomeいぶすきコンシェルジュっていうのはどういうものなのか、もうちょっと具体的にご説明お願いします。
- **〇市民生活部長(牟田浩一)** 地域での空き家の利活用というような動きはないかというような ご質問でした。平成26年度から新たな地域コミュニティ組織モデル事業を始め,現在では福 元区を含め計4地区で委託事業を実施中であります。モデル事業では各モデル地区が場作り やワークショップを地道に重ねる中でアンケート調査を行っております。それぞれの地区の 課題を抽出しておりますが、ほとんどの地区の課題の上位にあるのが、まずは子育て対策、 高齢者対策、そして空き家対策というものでございました。福元区の例で申し上げますと、 空き家対策というのは課題の2番目になっておりまして、地域の方々にもこの問題意識が共 有されているようです。福元区では福元の理想の未来を徒歩で暮らせる住みよいまち、伝統 と人の繋がりが生きる様々な人に開かれた福元ということを掲げて本年の2月頃から八つの 課題に絞り込み、課題解決に向けて市民協働課パートナーシップ推進係が支援しながらそれ ぞれの分科会を立ち上げております。この分科会の中に空き家対策チームというものが立ち 上がっておりまして、この分科会では空き家をサロンや貸家にできないか、あるいは空き家 で料理教室はできないかなどの活発な意見が出ております。まずは使える空き家の現状を調 査しようと,分科会が3月10日に現地調査を実施しております。使えるような空き家が24軒 ほどあったとお聞きしております。市民協働課としましては、この分科会を支援しながら、 今後他の地域での空き家対策のモデルにできないか、福元区と一緒になって研究してまいり たいと考えているところでございます。
- ○7番議員(浜田藤幸) 何らかのアクションを起こさなければ、この問題は本当に解決しないと思っております。また、意欲が本当にあるのか、本気で取り組む気があるのか、その辺によっても結果が、自ずとですね、成果が出てくるんじゃなかろうかと思っております。実際、空き家バンクではもう執行機関の皆さんはご存知だと思うんですけど、長野県の佐久市の方で、2008年度ですね、平成20年からスタートして、今現在、空き家バンクの賃貸、または売買まで含めてもう300件を超えております。場所的なもの、あといろんな環境的要因があるかと思いますけども、やはり私は指宿市が先進地になるぐらいですね、やっぱり頑張っ

てほしいなと。これはですね、喫緊の課題です。もうどこの自治体もこの問題に必ず苦しむと思っております。指宿市の方ではこういった空き家の行方不明者の方が1人いらっしゃると、1件ですね、聞いておりますけども、こういったところがですね、今後増えていきます。埼玉県のですね、蕨市の条例でこの相続財産管理人、選任の手続きをですね、市がこう実際やるまで突っ込んだ条例を設定しているところもあります。それで、この問題というのは今の中古住宅をどういうふうにして捌いていくか、この空き家の問題はですね、やっぱり新築に対しては、指宿市は50歳以下100万円補助してるわけなんですけども、中古住宅の方を予防策として、定住促進、金額をですね、増やすとかしていく方法が私はいいというふうに考えております。それとですね、もう1点なんですけども、この公営住宅を建てるのも財政的なものがある、そういう点から民間のですね、賃貸住宅を借り上げて、これ、ひたちなか市でやってるんですけども、通常の5万円以下の家賃をですね、上限2万円、家賃補助しているところもあります。こういった施策を今後は取り入れていった方が私はいいという考え方を持ってます。そこでなんですけども、この空き家ですね、これ賃貸住宅、マンション等も含みます、一戸建ても含みます、公営住宅の代わりとして活用していく考えはないのか、お尋ねをします。

- ○建設部長(山下康彦) 空き家住宅の公営住宅としての活用事業としましては、空き家住宅等により居住環境の悪化や活性化を妨げている地域において、空き家住宅の活用による地域活性化の取り組みを支援し、居住環境の改善や地域コミュニティの維持、再生を図る目的として、空き家再生等推進事業というものがございます。事業概要につきましては、空き家住宅の除却を行う除却事業タイプと、空き家住宅の活用を図る活用事業タイプの二つのタイプがございます。除却事業タイプにつきましては、除却した跡地を地域の活性化のために活用する必要があります。活用事業タイプにつきましては、地域コミュニティ施設の整備のほか、市の賃貸住宅として活用するメニューも含まれているところでございます。従いまして、このような事業内容等につきまして、先進地等の事例等も更に今後調査、研究していかなければならないというふうに考えているところでございます。
- ○総務部参与(有留茂人) 先ほど、Welcomeいぶすきコンシェルジュの質問がございました。総務省が推進する地域おこし協力隊制度を活用し、平成28年9月からWelcomeいぶすきコンシェルジュを設置するため、今回当初予算に計上しているところであります。地域おこし協力隊制度は都市部から本市に赴任してもらい、行政や地域住民の方々と連携し地域課題解決に向けた取組を行ってもらうものです。本市においては、この制度を活用するのは初めての試みとなりますが、地域おこし協力隊にはWelcomeいぶすきコンシェルジュとして移住相談、ワーストップ窓口や起業、創業に関する相談、支援、それから空き家、空き店舗の活用策の検討などの業務を担っていただく予定にしているところであります。それから、もう一つ、定住促進条例でありますけれども、この中で新築、中古住宅の購

入者に対し助成を現在行っております。その実績として27年度が1件,平成26年度が1件,24年度が2件,平成23年度が1件となっておりますので,この活用も併せて推進していきたいと思っております。

○7番議員(浜田藤幸) やはりですね、本腰入れてやっぱり意欲を出していただくために、やはり専門の方を置いてですね、そういった推進員の方を置いてやった方が私はうまくいくと思っております。実際、これ島根県の雲南市の方で、その方法でやっておりますので、また先進地等も私も含めてまた勉強していきたいと思っております。あと、同僚議員もこの問題についてお尋ねをしております。実際、空き家の中に仏壇、家財道具が入っていると。空き家バンクをやっている市町村もなかなか登録が進まないということで、承知をしております。ただですね、竹田市の方でちょっとしたアイディアでやってるんですが、この登録物件を増やすために、売却、貸し出した場合、成約時に10万円を支給するという、この空き家所有者へですね。そういった手法も取っていて、空き家バンクに登録する方、あと登録して賃貸、または売却する方にこう誘引する、インセンティブって言いますか、その辺をやっているところは参考になるんじゃないかなと思っております。今後は指宿市もですね、旧指宿市の方で約400軒近い空き家が急に増えております。ですから、今後この問題にぶち当たっていくと思うんですけども、執行機関の方はしっかり対応の方をよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

 休憩
 午後
 0時07分

 再開
 午後
 1時10分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き会議を開き,一般質問を続行いたします。 次は、吉村重則議員。
- ○5番議員(吉村重則) こんにちは。大津地裁は9日、安全性が確保されていないとして、関西電力に高浜原発3・4号機の運転停止を命じました。稼働中の原子炉を停止させる決定は初めてです。3号機は今年1月29日に再稼働、4号機は2月26日に再稼働したものの、3日後に原子炉が緊急停止する事故が発生、地裁は安倍首相の誇る新規制基準に不信を示しました。また、原発に対する国民の認識は大きく変化し、首相官邸前の再稼働反対、原発ゼロを求める抗議行動を始め、戦後かつてない新しい市民運動が様々な分野で豊かに発展する中、空前の規模で広がった戦争法に反対する戦いに背中を押されて野党共闘が前進し、日本の政治を変える大きな可能性を作り出しております。我が党は戦争法に反対し、立憲主義を取り戻すために全力を尽くすものであります。私は市民を戦場に送らず、戦死者を出さず平和を守り市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。

農産物の低温災害について質問いたします。昨日、同僚議員の質問の中で、被害状況につ

いて14億円から20億円に修正されているが、関連業者については調査はされているのかどうか伺います。また、支援策については、振興資金の対象者を拡大していると説明もありました。この振興資金について相談者は何人いて、何人の人が借り入れできているのか伺います。

次に、大規模太陽光発電開発について質問いたします。大山の大規模太陽光発電の林地開発が県に申請されたときに、県で審査をし、許可することになるわけですが、市に対してどのような意見が求められるのか伺います。

次に、大山の大規模太陽光発電の林地開発がなされれば、大山からの砂防水道と清水川の 合流地点の水害や林地開発に伴う土石流などの災害をどのように捉えているのか伺います。 大山の大規模太陽光発電の民有地内の林地には里道がかなり含まれていると思うが、どのような対応をするのか、伺います。

次に、JR九州では3月のダイヤ改正で山川駅の無人化が計画されているが、無人化になるとホームでの安全性の問題やトイレなどでの非行の問題などが懸念されているが、JR九州への要請はされたのか伺って、これで1回目の質問を終わります。

○市長(豊留悦男) 被害状況についてでございますけれども、1月26日の調査時点ではソラマメ、実エンドウ、スナップエンドウを中心に凍結により、サヤが黒ずむなどの被害が大きく、県の災害単価で算出した結果、14億1、000万円の被害額となったところであります。しかしながら、その後スナップエンドウや実エンドウなど、樹体への影響が予想以上に大きく、回復が望めないものや果樹などの被害も数日経ってから確認されたことから、2月8日に再度調査、検討を行ったところ、樹体被害等を含めて総額約20億円となったところでございます。内訳としましては、スナップエンドウが被害面積253haの9億6、716万円、ソラマメが被害面積178haの8億3、275万円、実エンドウが被害面積31haの1億6、365万円となっており、そのほか野菜の被害額が1、120万円で、花き類はグラジオラスの被害面積が8haの780万円、その他花き類が1、452万円、果樹類はタンカン、ビワなどで1、346万円となっているところであります。

支援策等についてでございます。2月の議会でご承認をいただきまして、農業振興促進基金の増額や樹勢回復のための葉面散布資材メリットを農家に既に配布したところでございます。指宿市農業振興促進基金につきましては、貸付対象者を認定農家から、認定新規就農者や担い手農家等へ広げるとともに、今後貸し付けを行う作物の種子、肥料等にも対象を広げながら少しでも農家の負担を軽減するようにしているところでございます。また、いぶすき農業協同組合が今回の災害に対する緊急資金貸付に対し、1年分の利子3%を上限に利子の助成を検討しているところでございます。更には日本政策金融公庫の災害時に運転資金として活用できる低利なセーフティネット資金等の貸付などを案内しながら、いつでも相談できる体制づくりを指宿農業支援センター内に雪害対策相談窓口として設置しているところであり

ます。なお、申し込み等の人数等についての質問がありましたが、担当部長が答弁をいたします。

なお、以下いただきました質問等についても、担当部長に答弁をいたさせます。

〇農政部長(新留幸一) ただいま、振興資金の相談等に、件数なんですけども、約50名が相談を受けられまして、そのうち4名の申請者がありました。

続きまして、企業関係への影響についてのご質問だと伺っております。企業関係の影響についてはご承知のとおり農産物の被害が約20億円の被害が出ております。農業関連の産業であります集荷業者、資材業者、運送会社等に影響があると考えておりますが、具体的な調査はしておりません。

続きまして、大規模太陽光発電開発についての県に意見を述べるにあたりということのご 質問いただいたわけですが、まず太陽光の手続きといたしましては、林地開発についての手 続きに関しまして,1haを超える山林の開発を行う場合には林地開発に該当し,森林法第10 条の2, 第1項に基づき, 県知事に対して林地開発許可申請を行う必要があります。許可要件 につきましては、森林法第10条の2、第2項におきまして、四つの恐れがないと認められる場 合にはこれを許可しなければならないと定められております。第1に、土砂の流出、または 崩壊、その他の災害を発生させる恐れがないこと、第2に水害を発生させる恐れがないこ と、第3に水の確保に著しい支障を及ぼす恐れがないこと、第4に周辺地域における環境を著 しく悪化させる恐れのないこと、となっております。この四つの許可要件を県知事が審査 し、林地開発許可を出す前に関係市町村に対し県知事から意見照会がなされることになって おります。そのため、林地開発について市に対し県がどういう意見を求めてくるかというこ とのご質問でございます。現在の林地開発におきましては、森林法に基づきまして県知事に 許可権限があることを先ほど答弁させていただきました。災害発生の恐れがないこと、四つ の条件があります。これを許可要件といたしまして、県知事が林地開発許可を出す前に水 害、災害防止等に付した条件等も含めまして、本市に情報提供、あるいは意見照会がなされ ていくことになります。県への意見書提出にあたりましては、関係課に当該案件に係る照会 を行うとともに、関係法令への適合の有無も含めて協議し、その上で市としての意見を取り まとめ県知事に対して意見書を提出することになっております。

- **○建設部長(山下康彦)** 太陽光発電開発予定地内に里道が存在するがというご質問をいただきました。太陽光発電計画予定地内の里道はどれぐらいあるかということですが、現在のところ正式な申請が行われておりませんが、相談を今現在受けている予定地内においては里道が存在しております。本数につきましては、市道等のように路線管理をしておりませんので、本数については確定できませんが、延長は約3,200mで里道の幅員を仮に120cmと仮定すれば、面積で約3,800平米になろうかと思います。
- ○総務部参与(有留茂人) JR山川駅についてでございます。平成27年10月27日に九州旅客鉄

道株式会社 J R 九州鹿児島支社の営業担当課長が来庁され, J R 山川駅の営業体制の変更について通知がございました。 J R 日本最南端の有人駅である山川駅が無人駅になりますと,沿線地域に与える影響が大きいことから,通勤,通学利用者の利便性低下となることがないよう,同社に対して駅係員の配置,存続に係る要望書を昨年11月13日に提出したところです。その際, J R 九州では1日当たり乗車人数700人を下回る駅については,駅の無人化を進めており,1日当たり200人程度の利用である山川駅についても見直しの対象となったとのことでありました。今回,九州管内で九つの駅が無人化されますが,駅営業体制の見直しにつきましては,同社の経営方針上,駅の無人化への変更は覆せないとのことでありました。 J R 九州の鉄道事業は厳しい状況が続いており,鉄道ネットワークを維持していく上での見直しであるようです。今後におきましても,指宿枕崎線の沿線自治体で構成する指宿枕崎線輸送強化促進期成会を通じて,引き続き J R 九州へ指宿枕崎線の利便性の向上と路線維持に向けての要望を重ねるとともに,沿線住民や関係団体等に対しましても鉄道利用促進の啓発等を行ってまいりたいと考えております。

- ○5番議員(吉村重則) 農産物の低温災害について。農産物の被害については20億円ということは出ている中で、農産物を出荷するのには関連業者の関係がなければできないわけですよね。昨日同僚議員の答弁の中で、局部激甚指定ですか、これが農産物の総生産額の0.15%で42億ということが答弁がされたわけですけど、この関連業者にしてみても、もう今回の低温で全滅いってる関係で、収入源がないんですよね。農家と一緒。こういう中でそういう激甚のそういう額としてのあれは、されないものなのか。だったら、やっぱり農業関連のあれになるわけですから、加算されるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。
- ○農政部長(新留幸一) 確かに、企業関連につきましては、出荷等、先ほど答弁させていただきましたけども影響があると考えておりますが、議員ご指摘のそれを農業、今回のその42億の中の部分に入らないかというご質問だと思います。国の方が農業所得推計値ということであくまでも農産物の販売額という形になっておりますので、それに対して、2兆8,000億円ということで数値を掲げております。この分野に企業関連が入るかということであれば、厳しいと思っております。
- ○5番議員(吉村重則) 今回の低温については、昨年ソラマメについては、昨年の7月から芽出しをして冷蔵庫に入れ、9月に定植をして管理を本当してきて、暖冬の関係で染み症も出て価格も低かったわけなんですよね。ちょうど、値が上がってる最中に全滅になっているということで、多くの農家が1,000万以上の減収、酷い人は2,000万から、入ってくる2月・3月入ってくる予定がもうゼロになっているという面では農家自身の深刻さ、本当言って、もうどうにもできない。国とか県の支援の在り方そのものがこれからの出資の2分の1とか、片付けるのに反当1万1千円しかしないと、農家自身は今どうするかが問題なんですよ。この辺はどのように捉えてますか。

- ○農政部長(新留幸一) 確かに、昨年の長雨、そして暖冬ということで本当に厳しい1年だったと思います。我々もですね、今ということではなくて、本当に頑張れる農家というのを、今後支えて、足腰の強い農業をみんなでやっていこうかということで支えてですね、補助事業、あるいは利活用できる振興資金等を含めて進めているところでございます。
- ○5番議員(吉村重則) 本当言って、農家は資金繰りに困っている。これはもう現実なんですよ。そういう中で市の振興資金、相談には50名来で4人しか対象になってないと。何が問題なんですか。農家としては今資金が必要なんですよ。50人は相談に来てたったの4名しか利用されてないっていうのは、何が問題で農家が利用できない状況になってるんですか。
- ○農政部長(新留幸一) 50数名の方が相談に来られたんですけども、その4名ということですが、審査をしたのが4名であって、申請がなされたのが6名のうち、1人はいらないと、もう1人の方はちょっと保証人の関係があるということで、4名申請していただきました。その間にですね、JAの方で災害緊急資金というのを立ち上げまして、その資金の方が今の何でも使えるということなんですけども、そちらの方の資金を活用すると、そしてその活用した資金に対して、市としては1年間の分の、初年度の分の利子を補給するということで、JAの緊急資金の方が借りられる方が多く、そちらの方に進んでいるというようなお話を聞いているところでございます。
- ○5番議員(吉村重則) 農協の方での資金が何にでも使えるという融通性がありますよね。実際として農家は困っている現実,これから入ってくる予定の1,000万以上,多くの人が1,000万以上が入ってこなくなってるんですよ。本当,困ってるんですよ。行政の方は認定農家だけじゃなくして,やる気のある人も含めて,窓口は広げてますよと説明はあるんだけど,使いにくいから借りたいんだけど借りることはできないんじゃないですか。農協の方にすり替えないでください。50数名が相談に来てるんですよ。使いづらいからこういうことになってるんじゃないですか。
- ○農政部長(新留幸一) 使いづらいということなんですけども、私どもはその規則に則った形でやっているわけでですね、その先ほど来、お話しさせていただいているところなんですけども、やはり農業を今後規模拡大していくための、最初のこの資金でしたので、そこを今回ちょっと窓口を広げまして、そして中身を少し変えまして使いやすいようにということで農家の方には相談の窓口を広げたんですけども、そういう形でですね、中身的に今回使いにくいということは私どもは思ってないところであります。
- ○5番議員(吉村重則) 実際、農家は困って、50数名が相談に来てるんですよ。農協にしても行政の方は6次産業化ということをかなり謳ってますけど、6次産業化へ取り組んだ人は農協との付き合いがなくなっていくわけですよね。農協から離れて自分で販売を作っていくということも含まれてくるわけですよ。6次産業化っていうのは。そうなった場合に農協からも資金を借りれない人も出てくると。50数名の中にそういう人も入ってるかもしれないんです

よ。使いにくいからそうなるんですよね。農政の専門家ですので分かってると思うんだけ ど、温暖化がどんどん進んでいけば台風も大型化になってくる、気温の上下、上がったり下 がったりが急激になると。暑くはなるんだけど急激に下がってくるというような状況が今後 生まれてくると言われてるわけですよね。そういう中で、今年初めてかもしれない、だけど 来年からはまた起こるかもしれない。農家は資材はどんどん投資して、管理に能力をどんど ん使って、売り上げをほら見込んでしてるにも関わらず入ってこないんですよ。こういう災 害にあった場合には。特に8月、9月の植え付けになってくれば、秋の大型の台風対策でも大 変な状況なってくる。それを乗り越えて、今度出荷の段階になってきたら、こういう低温で 全滅になってしまうと。これが2年続いたら、農家はもうやっていけないですよ。やる気 が、やる気がっていうけど、一生懸命やってもこういう状態なんですよ。だからこそ、保証 人がどうのこうのじゃなくして、やっぱり今回の状況を見れば、農家はほとんど取り上げて ない状態、だからこそ、まだ今までのあれ、捉われるんじゃなくして、本当に農家の実態を もうちょい調査して、資金の必要な人には保証人なしでも出すぐらいのことをやってもいい んじゃないですか。こんなに大変な状況っていうのは滅多にないんですよ。だから、今まで の規則に捉われるんじゃなくして、農家の実態を調べた中で、そうであれば保証人抜きでも 出していけるようなことは検討はされないですか。

〇農政部長(新留幸一) 今,資金の関係の前にですね,今後このような天候災害等があった場 合ということで、ご指摘があったんですけども、我々指宿市、指宿の農林技術協会が今回、 全農家、ちょっと農協の協力をいただきながら、アンケートを採ることにしております。そ の中に、例えば作型、今1型・2型・3型ってもう議員もご承知だと思うんですけども、今や はり農家の方については、1型より早くもう0型という植え付けが、今おっしゃったように8 月の盆過ぎにはもう植え付ける方がいらっしゃいます。この方たち、当然農家としては早く 植え付けて早く出荷をしたいというのが、高く売りつけたいということですね、販売したい ということの気持ちは分かるんですけども、今回のこの災害を受けまして、我々はその作型 を生産農家の方にちょっと確認をして、そして資金面、あるいはまたどんなものが必要なの かというのをアンケートを採って、今後のその天候災害等に必要な救済等、あるいはどうい った形で農家の方と一緒になって取り組んでいけるかということでですね、アンケート調査 をする予定でございます。その中に、やはり作型を半分でも9月頃に植え付けるとか。そし たら,9月の遅く植え付けをされたほ場については,今回,多少,私は思ってるんですけ ど,多少なんですけれども樹勢回復はできて,若干出荷されたと聞いておりますので,それ でそういうのも含めながら、あるいはその施設化をこちらの方で導入、勧めるということじ ゃなくて推奨というかですね、そちらの方も話をしながらどうにか今回のこのような天災が あっても多少の被害額で済むような形で取り組んでいきたいと考えておりますので、どうか ご理解いただきたいと思います。

- **○5番議員(吉村重則)** 振興資金の問題で、そういう今回の農家の実態から考えれば非常事態なんですよ。そういう中でそういう保証人なしでもそういう借り入れとか、そういうことなんかはできないのかどうか。
- **〇農政部長(新留幸一)** 保証人の方に関しましては、我々も金融機関ではないんですけども、全機関、あれは保証協会、あるいは保証人ということで立てられております。そのなかで、保証人というのを立てないというのは今のところは考えてはいないところでございます。
- ○5番議員(吉村重則) 市長、本当農家の実態を考えれば、破産状態の状況もあるんですよ。 こういう非常事態の中で、こういう振興資金について、本当に間口を広げたんだったら借り やすい方向で検討する意思はないかどうか、市長に伺います。
- **〇市長(豊留悦男)** 全く議員が今質問しているような協議が、小泉進次郎部会部長が指宿に来 られたときになされました。各部会の代表の方もおいででした。異常気象が異常気象でない ときがやってくる。つまり,こういうことはこれからは予想できないときにこういうような 気象状況というのは、異常でないことが予想される。ということは、繰り返しやってくる可 能性もあるということです。やっていけないでしょうねと、農家は。まさしくそのとおりで あります。現在の経営方法ではこのような異常気象には対応できるような農家の体力という のはないと、それがこの前の話し合いであります。ですから、経営環境を変えるほかはない と、自然に太刀打ちできるような農業の経営体を作っていくべきだというのが主な内容でも ございました。基金の件でも様々な意見が出ました。お金を貸すということは,つまり保証 ということがその担保としてなければなかなか難しいのではないかと私は思います。その担 保のハードルをどれぐらい低くするかというのは別にして、やはり、基金としてある以上は それなりの保証というものも求められるであろうと思っております。今回、このような大き な災害が発生をしました。行政もですけれども、農協を含めた様々な機関と連携をしなが ら、保証制度というのを考えていく必要もあり、基金制度を考えていく必要があろうかと思 っております。明日の生活にも困るのだというような声も、切実な声として届きました。や はり、今回のこの災害を教訓に、指宿の農業をどう足腰を強めていくかということについて は、各機関とともに今、その協議をしているところであります。様々な意見として議員の考 え方は一つの意見として、今日は承ることにしておきたいと思います。
- **〇5番議員(吉村重則)** 本当、農家にとっては非常事態ということを考えれば、やっぱり借り やすく間口を広げていくということを是非検討していただきたい。

それと、昨日同僚議員の答弁の中で、国の方では所得保障制度が26年度から検討されてきてるけど、その内容については分からないと、公表されてないという答弁だったと思うんですけど、指宿の今の実態ですよね、本当に農家は困ってる、そういう農家の事情を調査し、それを国の方に進言していく、こういう所得保障の在り方すべきじゃないのかというのを提案すべきだと思うんですが、そういうのほかの調査なんかを含めて、そういう国に対しての

進言なんかは考えてないのかどうか。

- ○農政部長(新留幸一) 国に対しての要望というのはですね、先日市長の方からも収入保険制度関係の部分でやっていくということを伺ってます。その観点から、我々も各関係課一緒になって、今後も取り組み、要望等を機会があればしていきたいと考えております。農家の方の調査なんですけども、先ほどお話ししましたアンケート調査でですね、ある程度農家の方の、100%じゃないですけど、ある程度、畑ごとに調査をしてこの畑はいつ植え付けました、どういう管理、肥培管理をしましたというような調査、あるいは資金の関係とか全て網羅されたものも入っておりますので、それをアンケートを基にまた今後ちょっと調査をしていきたいと考えております。
- ○5番議員(吉村重則) さっきの答弁の中で植え付けの作型も含めて、今後検討をしていくという答弁もあったわけですけど、暖冬の関係でスナップエンドウだったらスリップスがどんどん出てきて商品化、A品が低くなっていく。また、ソラマメについては染み症がついて、価格的には下がっていく。確かに遅い分の樹勢についてはちょっとは回復はしてるんだけど、あんだけ強いのが来た場合には、どうしても元には戻りきれない、成っても少量しか出荷ができない状況、今度はあんまり遅くなれば、今度は3月・4月の暑さで出荷ができないという状況なんかも、本当に非常に大変な状況になっていくことはもう考えられるわけなんですよね。ほんで、施設についても相当な資金投入をしなければできないということなんかを考えればやっぱり今後そういう面では植え付けとか、そういうことについて本当に検討していかなければ、50年後とか100年後は北海道しか作物はできない状況になると言われてるわけなんですよね。だから、品種も含めてやっぱり検討していくべきだということを要望して、時間の関係で次に入っていきます。

あと、この太陽光林地開発について、大山の場合はまだ申請はされてないと思うんですが、大山地区を考えた場合、特に小川地区は水害ではかなり被害を被る可能性が出てくるんですよね。平成10何年度だったと思うんですけど、226、戸田商店の前辺りの清水川の暗渠が小さかったために、大雨になれば国道を横切って戸田商店の前から清水川に流れ、その関係で牛乳屋さんになるかな、清水川と砂防水路がちょうど合流する地点何か、溢れてたんですよ。それが、暗渠を大きくしたことによって、今起こってないんですよ。だけど、大雨になれば合流地点ではぎりぎりまで来るという状況なんかがあるわけですよね。県の方に申請がされたら、土砂災害、水害、水の確保、環境の部分で県から求められるということを考えれば、小川の今の実態、今度の陳情書においても大山では土石流とか土砂災害がこれまで起こってる事例が書かれてあります。そういうことなんかを、県が申請する前にやっぱり市としては、住民が一番危険は分かってるわけなんですよ。その辺の調査なんかはしないのかどうか。

〇農政部長(新留幸一) 確かに、昨年の大雨によりですね、大山地区そして小川地区、利永地

区はもとより、指宿市全体で含めますと今和泉地区、宮地区、指宿温泉病院付近で出水、湧水があって長く水が引かず、市民の皆様が大変な思いをされたということは私どもも十分承知しております。現在の林地開発につきましては、先ほど来、答弁させていただいておりますが、開発区域の側に影響を及ぼさないよう調整池を設けることなど、県の技術的基準において定められております。このことを踏まえまして、県知事は災害防止、水源涵養、周辺環境という四つの観点から慎重に審査を行い、これらが悪化する恐れがないと判断したときに開発を許可し、開発を行う前に市に対して意見を求めることとなっております。県から意見を求められた場合には、市も関係課と協議し意見を述べますが、その際には周辺住民の不安を払拭するために、住民に対する周知を行うこと等を事業者に対して要請をしております。また、この林地開発の許可が要らない1ha以下の山林につきましては、伐採届け出の提出があります。本市に対してもその届は必要であり、その工事内容を確認し、業者に対する指導の中に、今後住民への周知を図るよう要請してまいりたいと考えております。

- ○5番議員(吉村重則) 前回、私がやっぱり一般質問で取り上げたときに、5,000平米以上については市の方に申請があって、その開発する業者に対して住民説明をさせるという答弁はもらってるんですよね。最終的に許可を出すかどうか、4項目において異常がなければ許可、県の方は出すわけなんですよ。だけど、その前に全国の自治体の中では条例を作ったり指導要綱を作ったりして、1,000平米とか500平米とかいろんな規制をかけたりしながら、県の方に申請する前にまず自治体の方に申請させると。ほいで、住民説明も含めてその指導要綱とか条例の中で謳われてるわけですよね。最終的には県が判断することなんだけど、市民の中で特に大山においてはこの2年間ですか、反対運動がどんどん盛り上がってきて、中止してほしいという陳情なんかも出てるわけなんですよね。最終的には県が判断することなんだけど、市としてそういう条例とか指導要綱を作って、審査するっていうか、市の方でも住民のそういう実態調査をするとか、そういうことは考えられないのかどうか。
- ○農政部長(新留幸一) 確かに、議員おっしゃるとおり全国ではその市町村において条例や要綱、要領などを、何らかの規制を行っているところが幾つかあるようでございます。本市におきましては、先ほどご答弁させていただいたところなんですが、1万平米以下につきましても伐採届け出、何らかの形ではないんです、伐採届という形で工事、開発をする場所、あるいはどういうものを、開発の内容ですね、それもその伐採届で記載されております。その伐採届の中に、私たちの方も今回、住民への周知を十分図ってくれというような要請をお願いするような形でしていきたいと考えております。なお、伐採届の分につきましては、いろいろなやり方があるんですけども、その他自治体においてもですね、いろいろ確認させていただいたところなんですが、条例や要綱、太陽光発電の施設の建設等に係るものにつきましては、この条例、要綱等については強制的に止める権限があるのではなく、あくまでも行政指導にとどまるというようなことを回答いただいております。それでもって、指宿市は先ほ

ど答弁させていただいたように、何らかの形、伐採届、あるいは林地開発届でその開発場所も確定できて、業者も確定できますので、その段階で業者の方にそういう周知方を要望していきたいと考えております。

- **〇5番議員(吉村重則)** 大山の砂防水路ですよね。あそこは69mmに対応する水路だと。土砂災 害の雨量の場合はちょっと違う計算があるような説明はあったんだけど、69mmと。これまで も小川地区内では氾濫して、住宅は浸水したりとか、そうしたところがあるんですよ、実 態。民間が持っているのは40町歩からあるとも言われてるんだけど,あの林地を開発すると なった場合、土砂、山あり谷ありですから、整地をしなけりゃならないわけですよね、これ は。今の状態の中で据え付けるということは不可能でしょ。山あり谷ありだから整地をし て,ちゃんと太陽光を並べられるようにしなけりゃならない,そうなったときに,貯水池を 設けるから大丈夫って言うけど、今度の陳情書の中でも雨量が書かれてますけど、2013年6 月が460mm, 14年が815, 15年が1,398mmと年々増加してるんだと。奄美で土砂災害があった ときは994mmだということで,今度の陳情書の中にも書かれてるんですよ。貯水池を造るか ら69mmの砂防水路は大丈夫とか,そういうのは全然ないわけでしょ。これまでも氾濫してい るわけですよ。20町歩、30町歩っていう山を開発したら、実際山が落ち着くには相当な年数 がかかりますよ。貯水池を造ったから下の方には流れませんという保証はなにもないじゃな いですか。だから、そういう実態調査を調べる制約はできない、開発に対して制約はできな いかもしれないんだけど、そういう実態調査を市の方で掴む必要があるんじゃないですかと いうことを言ってるんですよ。どうなんですか。もう県が開発を許可するんだったら、市の 方でははい、異常ありませんというそういう答弁するんですか。市の実態をもう、市民の実 態,そういう不安を持っている反対運動しているそういう実態をちゃんと県の方に伝えるた めに、そういう条例なり要綱なり作って、事前にそういうことができる、砂防水路が69mmで 大丈夫っていう保証を、市の方がすべきですよ、それだったら。そういう開発が大丈夫です よって言うんだったら。だから,それを避けるためにちゃんとそういう条例とか要綱を作っ て,市の実態を掴むべきじゃないですかっていうことを私は言ってるんです。どうなんです か。
- ○市長(豊留悦男) 市が大丈夫とかそういう判断をしたことは1回もございません。私が一番危惧していることを申し上げます。新しいコミュニティづくり、つまり共生、協働、共助、そういう仕組みが高齢少子化社会に求められているこの地域で、賛否に分かれて対立が深まることだけは避けたい。それをどうするかというのが行政の今の一番の課題であります。いずれにしてもしこりが残り、そして地域がまとまりふるさとづくりが図られていたあの大山地区が、対立の構図でしがらみを背負ったまま地域づくりがなされるとしたら、このことが一番残念なことであります。ですから、話し合いの場というのをやはり持たなければならないだろうと。その場がどのようにしてできるのかという、そういうのを市は今考えておりま

す。やはり、しがらみを持ったままでは賛成、反対が対立し、話し合いの場が持てるのかどうか、そこも危惧しております。そして、現に土地ももうある程度買われて、それなりの準備をしているとか聞いております。もし、そこが、今造る予定地が今後どうなるのか、様々な観点からこの問題というのは解決をしていかなければならないと思います。いずれにしても、市が賛成とか反対ということは控えなければならないと思います。

- ○5番議員(吉村重則) ちょっと問題をすり替えないでほしいんですよ。地域に、大山区の問題、大山区の問題であって、私が今言ってるのは砂防水路にしても小さいですよと。清水川との合流地点についても県とも交渉しました。だけど、清水川は市の管轄になるから県ではしませんと、市でやってくださいと、合流地点の問題については市でやってくださいと言われてるんですよ。県で、県庁で答弁もらってます、それは。そうであれば、私が今言っていることは、反対の賛成のじゃなくして、砂防水路にしても小さい。今まで氾濫をして住宅は浸水した経緯があります。砂防水路も小さい、そういう合流地点についてもかなり危険な状態、そういうことを市の方でやっぱり調査し、開発にするにしても、それだったらそこの対策をどうするかも含めて検討していくべきだと。水害がない、土砂災害がない、そういう地域づくりをどうしていくか、その前に指導要綱でもいいし、条例でもいいし、市の方でちゃんとその辺を調査できるような体制を作るべきじゃないですかと、私は提案してるんです。地域の問題については、また大山区でそれは十分話し合って、お互いに協力をする方向を作っていかなきゃならないと思います。だけど、私が今言ってるのはそういう土砂災害とか水害を避ける、砂防水路にしても小さいです。これをどうするかも含めて、市の方で検討すべきじゃないですかっていうことを提案してるんですよ。市長、どうですか。
- ○市長(豊留悦男) 議員のおっしゃることは当然であります。市としては市民生活の安全を守るというのは、これは何物にも変えがたいものであります。議員がそれでも市は賛成しているのですかということでしたから、私は言ったわけです。つまり、このいわゆる下流地域のいわゆる流末水路等についても、検討していないわけではないわけです。どれぐらいの水が流れたときに、どの程度の水路が必要であろうというのは当然これまであの地域ではそういういわゆる浸水、その流水と申しますか、あの出水があったことから、担当部課でも検討しているのは事実でございます。
- **〇5番議員(吉村重則)** その指導要綱とか条例を作る意思はないですか、市長。
- ○農政部長(新留幸一) 先ほど来,条例の方についてのご質問です。私の方の答弁も重ねて同じ回答になるんですけども、1ha以下につきましては伐採届、農地に関しては農地法、農振法、全ての農地で規制されております。また、都市計画法に関する開発行為につきましては、都市計画区域においては3,000㎡以上、都市計画区域外の区域においては1万㎡以上のものについては許認可制度となっております。このように様々な法令で開発に関しては規制されております。先ほど、市長もお話しがありましたけど、規制外の小規模な開発につきまし

ても、排水があれば放流先の管理者へ事前に協議が必要となる、開発を把握できることから、私どももこの今持っている法令でそれぞれの課で対応しながら進めていきたいと考えておりますので、林地開発に対する条例等に関しては今のところ考えていないところであります。

- ○5番議員(吉村重則) 市民がなんで反対しているのか。自然エネルギーに対して反対をしているわけではないんですよ。自然エネルギーを完全に否定しているわけじゃなくして、裏山を開発されて土砂災害が起こる、小川地区については水害が起こる、何で農地をそういう実態調査を取ることはできないんですか。条例とか要綱があればそれなりに調査できるんじゃないかと。今の状態でこの2年間、それだったら上出地区のそういう不安について、どういう聞き取りとか調査をされてるんですか。
- **〇建設部長(山下康彦)** 林地開発等において、市の方が何も関与しないのかということなんですが、このような大規模開発におきましては、調整池設置基準というのを県が設けております。

(発言する者あり)

〇建設部長(山下康彦) その中で下流域の砂防水路,あるいは水路,側溝等の流下能力についてネック地点の選定同意というのございます。その,例えばさっき議員がおっしゃった小川の国道沿いの横断の側溝とか,合流地点とか,あらゆる地点につきまして,そこの流下能力をばチェックを行うことにしております。

これにつきましては許可が出る前に市の方に県の方から協議がなされますので、その中で その流下能力等についてはチェックが行われるものというふうに思っております。

- ○5番議員(吉村重則) 条例とか指導要綱については作らないという答弁なんですけど、それだったらもうちょっと市民の、なんでこういう危機感を感じているのか、実態調査をし、それを県の方にもし意見を求められるんだったら、そういう実態調査をちゃんと基にやっていくと。絶対に開発によって想定外とか人災でなかったとか、そういうことだけは絶対に避けてほしいと、そのために何をするかを是非、今後検討して、条例とか指導要綱についてももう1回、検討するかどうかでいいです、答弁してください。
- **○議長(松下喜久雄)** 時間終了です。時間を確認しながら質問してください。
- **〇5番議員(吉村重則)** 終わります。
- **〇議長(松下喜久雄)** 暫時休憩いたします。

 休憩
 午後
 2時11分

 再開
 午後
 2時19分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。 次は、高田チョ子議員。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 皆様こんにちは。公明党の高田チョ子でございます。始めに3月末

日をもちまして退職されます職員の皆様に長い間市政発展のためにご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のためにご活躍してくださいますようお願い申し上げます。本当にご苦労様でございました。

それでは, 通告に従いまして一般質問を行います。

まず始めに、安心・安全な生活のために地域ぐるみで高齢者支援をしてはどうかということでございます。昨年12月16日、南大隅町へ行ってきました。そこで町長や社会福祉協議会の方から高齢者支援に対する熱い思いを聞かされ、感動で胸が熱くなりました。是非、指宿でもこんな取組ができたらいいなと思いました。それでは、1番目に福祉座談会についてお伺いいたします。本市ではこの福祉座談会の取組についてどう思われますか。

2点目に、ピロリ菌の除菌について、と通告してありましたが、胃がん検査をする際にピロリ菌検査を含めることはできないかということでお伺いしたいと思います。まず、本市の胃がん検診率はどうなっているのか、またどのような取組をしているのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長(豊留悦男) すばらしい取組をご紹介いただきました。福祉座談会でございます。南大隅町では介護や福祉に関する困りごと相談などを社会福祉協議会の事業として、公民館などで実施しているようでございます。この座談会の実施に当たりましては、自治会長さんに文書で案内し、座談会を希望する自治会は実施日時を社会福祉協議会に回答しており、町の職員は必要に応じ出席しているようであります。本市の社会福祉分野における相談体制といたしましては、地域福祉課に家庭相談員、婦人相談員、生活困窮者面接相談員、生活保護面接相談員を配置し、各分野での相談に対応できるようにしております。これらの相談員のほか、長寿介護課におきましても、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の有資格者を配置し、高齢者全般の相談に対応できるようにしております。更には社会福祉協議会に委託して心配ごと相談事業を指宿老人福祉センターほか山川文化ホール、開聞農村環境改善センターに出向き実施し、市民の皆様の様々な相談に応じておりますので、高齢者に対しましての相談体制につきましては、充実させてきているものと考えております。しかし、南大隅町等の取組も参考に、今後も市民の皆さんにとり、相談しやすい環境づくり及び専門員の継続配置等に務めてまいりたいと考えております。

ピロリ菌等についてのご質問でございます。やはり、これも南大隅町は高齢化が進展する中で、高齢者を地域全体で支えるための方策としてそれぞれの地域で実情にあった取組をしているようであります。先ほども答弁させていただきましたが、本市におきましても高齢者の皆さんがいつでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護問題についても、そして困りごとについてもボランティアの育成など本市の実情に合った地域全体で高齢

者の方々を支えるための取組をしなければならないと思っております。ピロリ菌撲滅、そのことで胃がんが減るという検証結果もあり、様々なところで報告をされております。先日、山川の文化ホールであった政局の報告会においても、ピロリ菌を除去することにより、胃がんが防げるのだと。防げるとしたら、このピロリ菌除去について行政として積極的に取り組むべきだという、そういう話もいただきました。死亡原因の中で一番多いのはがんによるものであります。その中で胃がんが2番目に多いという現実もございます。胃がん検診の受診率につきましては、本市だけでなく全国平均でも9%台と低い状況でもあります。がん対策につきましては、厚生労働省が中心となりがん対策加速化プランを策定し、がんの予防、がんの治療、研究、がんとの共生の三つの柱が示されたところであります。本市においてはまず、がん検診の受診率を高めなければならないと考えております。加えて、ピロリ菌検査、ピロリ菌除去につきましては、国の動向、動きを注視しながら検討していく必要があろうかと思います。本市の検診、数的なものにつきましては担当部長がお答えいたします。

- ○健康福祉部長(下敷領正) 本市の胃がん検診率の推移と、またどのような取組をしているかというお尋ねでございます。本市における胃がん検診につきましては、胃部X線検査、いわゆるバリウム検査を実施しており、受診率は平成24年度が6.1%、平成25年度が5.5%、平成26年度が6.2%、平成27年度、2月末現在でございますが6.8%で推移し、県内でも低い状況であります。胃がん検診の受診率向上を図るための取組といたしましては、平成25年度から土曜日、日曜日を活用した受診機会の拡大や健幸マイレージ制度の活用、更には健康推進員の活用や各種検診時及びイベント等での周知を行っているところであります。
- **〇9番議員(高田チョ子)** ありがとうございます。それでは一つずつご質問をさせていただきます。まず、福祉座談会についてお伺いいたします。本市での社会福祉協議会の取組をお聞きしたところですが、相談件数は現在どれだけありますか。
- 〇健康福祉部長(下敷領正) 社会福祉協議会に委託し実施しております心配ごと相談につきまして、指宿地域では毎週金曜日、山川地域では毎月第1・第3水曜日、開聞地域では毎月第2・第4木曜日に開設をしております。また、弁護士、税理士、司法書士の方々にお越しいただく相続関係や人権問題等に関する専門相談につきましては、毎月第2・第3・第4月曜日に指宿老人福祉センターで開設をしているところでございます。これらの相談件数につきまして、平成24年度の心配ごと相談は91件、専門相談は109件で合計200件、平成25年度の心配ごと相談は89件、専門相談は97件で合計186件、平成26年度の心配ごと相談は84件、専門相談は70件で合計154件となっております。
- ○9番議員(高田チョ子) 今、相談件数をお聞きいたしました。それでは、市民の皆様が市役所や社協に直接来て相談したり、また電話での相談をしたりすることもあるかとは思います。しかし、南大隅町では社協の職員が相談のある方のところへ直接出向いていって、お話を聴いていました。また、この福祉座談会の中で地域の中の困りごとなど、それらも話し合

っていました。このことに対してどのように思われますでしょうか。

- O健康福祉部長(下敷領正) 高齢社会が進展していく中におきまして、地域住民の生活の状況、介護の問題、地域での困りごとなどを把握する上で福祉座談会は大切なことだと思っております。本市といたしましても、平成29年度から始まります新しい総合事業の中の生活支援体制整備事業におきまして、各家庭で抱えている介護等の問題や地域の困りごとなどを的確に把握することが事業遂行上必要であると認識をいたしております。そのための有効的な手段として、福祉座談会的なものを活用できるのではないかと考えているとこでございます。生活支援体制整備事業構築のため、社会福祉協議会と連携を図りながら、実施に向けて協議をしてまいりたいと考えているところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 是非,市民の皆様のために相談しやすい環境づくりが必要だと思いますので,どうか29年度からということでしたけれども,よろしくお願いいたします。

それでは、次に有償ボランティアについてお伺いいたします。これも南大隅町で行われている事業です。目的として、住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、介護保険制度や施策で解決できないちょっとした困りごとを有償ボランティア活動により解決していくこととありました。高齢者や障害者の暮らしの支援を目的としたサービスです。1回の活動料金が100円から500円、これだと安心して頼める料金になってます。本市でもこのような事業に取り組んでいく考えはないか、お伺いいたします。

- ○健康福祉部長(下敷領正) 有償ボランティアについてでございますが、南大隅町社会福祉協議会が実施をしております暮らし安心地域支え合い事業につきましては、援助を必要とする高齢者、障害者の暮らしの支援を目的としたサービス事業でございます。社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座を受講した方を生活支援員として委嘱するもので、委嘱期間は2年間の更新制でございます。生活支援員が提供するサービス内容としましては、電球交換、ごみ出し、買い物代行、布団干し、衣替えなどその活動は概ね45分以内で、活動料金は1回100円から500円とされております。本市におきましても、平成29年度から行います新しい総合事業の担い手として、有償ボランティアの育成は必要なことだと考えているところでございます。高齢者の方々の生活支援員として活動していただくことによって、社会参加が一層促進され、生き甲斐づくりや介護予防づくりも繋がるものと考えておりますので、自治会、高齢者クラブ、社会福祉協議会など関係機関と協議しボランティア育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** それではこの有償ボランティアをする人の育成が必要となってきますが、この養成講座や普及の方法、それはどのような形でやっていくお考えでしょうか。
- **〇健康福祉部長(下敷領正)** ボランティア養成講座につきましては、近隣の市におきましては 社会福祉協議会が中心となって実施しているようでございます。本市におきましても、社会 福祉協議会と連携を図りながら、平成28年度に実施する計画であり、養成講座の内容、講師

の選任,講座受講後のボランティア登録方法などにつきましても社会福祉協議会と協議を重ねながら今後決定していくこととしております。また,普及方法につきましては,市の広報誌やホームページ等を活用し,ボランティア養成講座や有償ボランティア制度について広く周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

- **〇9番議員(高田チョ子)** 28年度からこの有償ボランティアの育成講座を行われるということですね。そこをもう1回。
- **〇健康福祉部長(下敷領正)** はい、そのとおり考えております。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 高齢者や障害者の方が安心して生活できるように、少しでも早く実現できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の3番目のヘルパー資格試験についてお伺いいたします。平成25年度からこのヘルパー資格っていうのが、名称が介護職員初任者研修になったということでした。高齢化社会が進み、今後ますます介護を必要とする高齢者が増えてきます。このような状況の中、家族で介護をしなければならなくなる方や、また施設にお願いをするようになる方など、様々な状況が出てくることと思います。そんな中で家族の中で誰かがこの介護の資格を持っている、または経験がある方がいたら安心して介護ができると思うんです。でも、いざこの資格を取ろうとしても8万以上費用がかかります。しかも、鹿児島などへ講習を受けに行かないといけないっていう状況にあります。そういうこともあってか、今この資格を持っている人が不足している。そして、施設はこの資格者を募集してもなかなか人が入ってこないという状況にあるということを聞いております。そこで、この資格を取るための助成っていうものができないのか、お伺いをいたします。

○健康福祉部長(下敷領正) 介護職員初任者研修に係る費用といたしまして、研修を開催している事業所で異なりますが、受講料とテキスト代を含めて約8万円から10万円が必要になるようであり、このうち南大隅町では受講料の2分の1を助成する制度を設けております。本市では高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、家族の介護力の向上も必要と考えており、現在、年3回市民を対象にこれまで排泄ケアや移乗動作など、在宅介護で必要な介護方法につきまして、家族介護教室を開催し、この3年間で延べ200人の方が受講をされております。今後も家族介護教室の充実を図り、在宅高齢者を支える家族の支援を推進してまいりたいと考えているとこでございます。一方、ハローワークでも資格取得の支援制度といたしまして、受講料が無料となる求職者支援制度と資格取得後に受講料の20%が支給される教育訓練給付制度がございます。資格取得の支援制度につきまして、ハローワークからは研修会場が指宿市でないために相談があっても受講に繋がっていないと伺っているところでございます。市内には七つの訪問介護事業所があり、平成27年5月現在で91人の介護職員が修了されておりますが、50歳以上が74人と年齢層が高くなってきており、在宅介護の担い手不足が危惧されております。今後ますます少子高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で暮

らし続けることができるよう,在宅ケアを推進するためにも市としましてはハローワーク指 宿や介護事業所と連携し,介護職員初任者研修受講希望者への助成制度の普及,啓発を行 い,介護現場の人材確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

- ○9番議員(高田チョ子) 今、ありがたいお話を聞いたんですけど、私は指宿で家族介護教室があるとか、そういうことを全く知りませんでした。でも、それを受けて200名の方がこの資格を取ったということはありがたいことだなと思います。また、ハローワークで資格取得の支援制度として、受講料が無料となる求職者支援制度、また資格取得後に受講料の20%が支給される教育訓練給付制度があるってことも、今お聞きしました。しかし、研修会場が指宿でないために受講に繋がってないっていうことはとっても残念なことだなって思います。もし、この資格試験、またはこの研修会場を本市で研修をするとすれば、何名ぐらい受講者がいたらいいのでしょうか、お伺いいたします。
- ○健康福祉部長(下敷領正) 介護職員初任者研修は県の指定を受けた研修事業者が実施をいたします。受講料につきましては、講師派遣料や交通費等を含めて算定いたしますが、受講形態が通学と通信制があり、各事業所によって異なってまいります。このようなことから何名の受講者がいたら開催できると一概に数字とお示しすることは難しいと、研修事業者から伺っておりますが、より具体的内容で今後どのような開催の在り方をすることによって参加者が集まっていくものなのか、研修事業所と協議はしてみたいと考えているとこでございます。
- ○9番議員(高田チョ子) 南大隅町の方では、南大隅町でこの受講者をまとめて、そこで研修会をやって資格を取らせる。そして、その上で受講料の2分の1を助成する。これが今年の4月からそういうふうにやりますっていうことをお聞きしております。そういうふうにするとしたら受講者も増え、更には資格取得者も増えると思います。ひいては介護に携わる方も増え、施設で働く方、また在宅で介護できる方も増えていく。もちろん、現在のデイケア等使いながらではあると思いますけれども、この市で2分の1助成をする、このことについてはどうお考えでしょうか。
- O健康福祉部長(下敷領正) 今後ますます高齢化が進行する中、在宅ケアを推進するための訪問介護を担う人材確保は重要な課題と捉えております。このようなことから、国や県の助成事業の普及、啓発と本市での介護職員初任者研修の開催や南大隅町のような受講料の2分の1の助成について、先進地での開催状況等を調査、研究させていただきたいと考えております。
- ○9番議員(高田チョ子) 市長, どうですか。
- ○市長(豊留悦男) 肝付地区は2市9町ございました。平成11,12,13年度,このヘルパー制度を最初県でやったところであります。11年度に受けたら全員無料でした。しかも人数が確か30名だったと思います。そうしますと地域でやってくれるという。それを今,旧佐多町,受

け継いで2分の1という、大根占、根占、南大隅町と言いますけれども、そこではやっている とお聞きしております。これは高齢化が急速に進み、そして恐らく旧佐多町は40%を超えて いるのではないかと思います。内之浦についてもそうでした。地域で介護しなければ行政の 手が、細かな手が行き届かない。地域でやりましょうということで、確か平成11年、12年だ ったと思います。私が肝属の事務所にいるときに、その制度を最初導入して、確か肝属地区 はたくさんのヘルパーが誕生いたしました。その主体となったのは社会福祉協議会と女性団 体連絡協議会でした。やはり、そういうことで無料でヘルパーを養成し、結構佐多町はたく さん受講したと記憶をしております。それは佐多町というところは内陸のへき地5級という ところがあるわけです。へき地5級と申しますと、大島の瀬戸内、与路・請島という島があ りますけど、それと同じようなへき地環境、生活環境では非常に厳しい、だから無料で、特 に肝属地区は高齢化が進んでいるのでそうやりましょうという、そういう施策を打ちまし た。それを受け継いで、やはり間もなく5割になるだろうという、特に大中尾、辺塚、大浦 というその地区は病院までも遠いわけであります。ですから地域で養成をして、地域で介護 しようというそういう目標をもって公民館が取り組んだということもあります。実はこのき っかけというのは、孤独死というのがありました。隣にいながら気付かなかったという、ふ るさとにこれまで貢献し一生懸命頑張ってきてくれたその方が亡くなったときにみんなが気 付かなかった。こういう地域でいいのか、介護を我々がやりましょうということで始めたの は、実は今の南大隅であります。本市においてもそういう高齢化が進んでまいります。やは り地域で、地域でお年寄りを見守ろうと、介護しようと、家族でという、その方向性という のは本市にとっても大切にしなければなりません。この南大隅町の地域ぐるみで高齢者を支 援しようと、高齢化と過疎化に伴う新たな地域支援事業、大いに参考になるものであります ので、今後担当課等と協議をしながら、やはりこれまで指宿の発展に尽くしてくださった高 齢者の方々にさみしい思いをさせないように、そういう取組というのは本市にとって大きな 課題でもあろうと思いますので,前向きに捉えさせていただきたいと思います。

〇9番議員(高田チョ子) ありがとうございます。今,市長から本当にありがたいお言葉をいただきました。しっかりと取り組んでいただきたいな,そういうふうに思います。

それでは、4番目の温泉の入浴料金に助成ができないかっていうことについてお伺いいたします。本市では現在でも砂楽など利用券を発行していることは分かっていますが、先日友人から指宿は温泉のまちなのに風呂代が高いよね、いつでも温泉に入れるようにもっと安くできないんだろうかと言われました。確かに、喜入の八幡温泉は鹿児島市在住の方は年中無料となっております。また、私は兄が大分にいるので、その大分に行ったときに別府温泉に行きました。地元の70歳以上の方は180回まで無料、そしてまた、地元外の方は100円ということで温泉に入れるようになってました。高齢者が手軽に温泉に入りやすくなれば、体調もよくなり医療費の適正化にも繋がるのではないかと思いますが、本市の温泉入浴助成制度の

活用状況はどのようになっているのか、また今後の取組をどう考えているのかお伺いいたします。

- **〇健康福祉部長(下敷領正)** 温泉入浴につきましては、体にいろいろな効能があると言われる 中、本市は全国屈指の温泉地ということから、高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を 図る目的で、砂むし温泉施設砂楽の使用料を助成する砂むし温泉入浴助成事業、ヘルシーラ ンドの利用料金及びレジャーセンターかいもんの使用料を助成する指宿温泉入浴事業を実施 しているところでございます。対象者としましては、指宿市に住所を有する65歳以上及び身 体障害手帳を所有されている方で、申請により砂むし温泉施設砂楽については年間24回まで の使用に全額助成、ヘルシーランド及びレジャーセンターかいもんにつきましては年間48回 の利用券を発行し、利用1回につき200円を助成しているとこでございます。平成26年度実績 では対象者1万4,649人に対しまして、砂むし温泉施設砂楽の申請者数は1,395人、1人当たり 年間13枚利用されており、利用率52.3%、ヘルシーランド及びレジャーセンターかいもんに つきましては、申請者数1,746人、1人当たり年間18枚の利用で、利用率37.8%となってお り、平成27年度も昨年度と同様の申請者数及び利用率となっているところであります。利用 者のアンケートでは体の疲れが取れる、体の調子がよい、コミュニケーションの場であるな ど、健康づくり、生き甲斐づくりに繋がっていると思われる意見が寄せられております。従 いまして、より多くの高齢者にご利用していただけるよう、今後も広報誌、ポスター等で利 用啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。
- **○9番議員(高田チョ子)** ただいま,実績を聞いて驚いたわけですが,対象者は1万4,649人, それに対して砂楽の申請者数は1,395人,1割弱です。利用率は52.3%,年間で13枚というこ とでした。また,ヘルシーランドやレジャーセンターかいもんについては,申請者数は 1,746人で利用率は37.8%と,申請者数も利用率もともに非常に少ないのではないかという ふうに思います。アンケートの中にもありましたように,体の疲れが取れるとか体の調子が よいとか,いろいろ健康づくりにも役立っている温泉ではないでしょうか。なのに,これを 利用する人が少ない。その原因はどこにあるとお考えでしょうか。
- ○健康福祉部長(下敷領正) 対象者に対し申請者数が少ない原因につきましては、対象者の中に病院に入院をされている方、介護施設に入所されている方、自宅に温泉をひいている方なども含まれていることが考えられます。またこの利用率につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、利用者のアンケートの中で体の疲れが取れる、体の調子がよい、コミュニケーションの場であるなど、健康づくり、生き甲斐づくりに繋がっていると思われる意見が寄せされておりますので、今後も広報誌やホームページ、ポスター等の掲示を行い、より多くの高齢者の方々にご利用していただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 利用する原因が少ない、その要因の一つに砂楽とかヘルシーランド

に行けばいいというのは分かっていても、そこまで行くのは遠いという、そういうのも原因の一つにあるのではないでしょうか。そこでお尋ねいたします。市内の公衆浴場だったらいつでも行けると思いますので、そこの入浴料金を安くすることはできないのか、お伺いいたします。

- ○健康福祉部長(下敷領正) 公衆浴場の入浴料金につきましては、鹿児島県の公衆浴場入浴の統制額、最高額でございますが、390円を最高に、公衆浴場組合やそれぞれの温泉施設で入浴料金が設定されているようでございます。本市の公衆浴場の入浴料金につきましては、現在大人300円、子供100円から140円の入浴料設定となっている公衆組合が多いようでございます。多くの方々に温泉を利用していただけるよう、公衆浴場組合につきましては県の最高額を下回る金額を現在入浴料金として設定をしていただいているようでございます。この料金は県内でも比較した場合に低い入浴料金となっているようでございます。また、入浴施設によっては入浴料金が安くなる回数券の発行、一方区営については100円で入浴できる施設等もあることなどから、一律に公衆浴場の入浴料金を安くすることは難しいのではないだろうかと考えているとこでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** できることなら、この公衆浴場を安くしてあげて、みんながいつでも気軽に入れる、そういう状況になったらいいのになって思うんですが、この高齢者の健康づくり、そして医療費の削減のためにも考えてみてほしいと思いますが、どうでしょうか。
- ○健康福祉部長(下敷領正) 先ほども答弁をさせていただきましたが、公衆浴場の入浴料金については先ほど答弁させていただいたとおりでございます。それぞれの温泉施設によって維持管理費、それと社会経済的状況、更には利用者数の推移というものを勘案しながら、鹿児島県の最高額390円を下回る300円で設定をしてあげている状況の中で、公衆浴場の入浴料金を引き下げていただくというのは非常に厳しいものがあるのではないだろうかと考えております。そんなことから、今後とも、今現在実施をいたしております砂むし温泉入浴事業、それと温泉入浴事業、ヘルシーランド並びにレジャーセンターかいもんで、実施をしております。この温泉の入浴制度につきまして、ホームページ、あるいは広報誌、更には自治会、あるいは健康運動教室、あるいはころばん体操なんかでPRに努めまして、広く広報し利用制度の充実、利用制度の周知に努めてまいりたいと、そのことによって医療費の適正化に繋がっていくものと考えておりますので、努力をしていきたいと考えているところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 是非,頑張っていただきたいと思います。

それでは5番目の児童に介護施設の見守り、これは見学とか交流とかでいいと思いますけれども、そういう体験をさせたらどうかということについてお伺いいたします。このことは現在核家族化が進み、3世代同居の家庭というのが非常に少なくなってきております。今、国の方でも3世代同居になると助成をしようという動きが出てきております。今の子供たち

はおじいちゃん、おばあちゃんと生活をするとか遊ぶとかいう経験が少なくなってきているのではないでしょうか。そうした中、高齢化が進み、手足が不自由になったり、認知症になったりという方が増えてきています。このような高齢者の方との対応、どのように接したらいいのか、子供たちは分からないというのが実情ではないでしょうか。そこで、児童・生徒が施設等へ行って、実際に体験するということが大事ではないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

- ○教育長(西森廣幸) 本市の小・中学校では総合的な学習の時間の福祉という分野において、高齢者などへの思いやりの心や感謝、尊敬の気持ちを育むために高齢者施設等を訪問したり、また学校に高齢者を招いてふれあい活動している学校が、小学校で5校、中学校で1校あります。小学校での主な活動は合唱、合奏などの発表や高齢者と一緒にゲームによるふれあい活動、また車いす体験や介護体験を通した高齢者等の交流を図っております。また、中学校の職場体験学習として、高齢者施設等での介護や介助などの体験学習を実施している学校もございます。
- **○9番議員(高田チョ子)** 今,小学校が5校,中学校が1校ということでした。ほかの学校ではしてないということですので,ほかの学校にもこの総合的な学習の中で福祉の勉強をするっていうことですけれども、それを広めていくというお考えはありますか。
- ○教育長(西森廣幸) 先ほど申し上げましたように、福祉分野における子供たちの学習はますます重要になってくるかと思います。そういうことを考えましたときに、どの学校でも、どの地域でも高齢者と触れ合う機会を設けていくことが大事であるかと思っておりますので、またそれぞれ学校の中で実施できるように指導、助言をしてまいりたいと思っております。
- ○9番議員(高田チョ子) 全小・中学校でできるようにお願いをしたいと思います。 それでは6番目の、授業の一環の中に認知症対策も入れられないかということについて。 児童・生徒であっても認知症になった高齢者の方に出会うっていうことは今後ますます増え てくると思いますので、学校の方でもそのときどうすればいいかと対応の仕方を学んでおく っていうことは必要だと思いますが、どうでしょうか。
- ○教育長(西森廣幸) 現在,指宿市では地域や職域,学校などで認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるかなどについて学ぶ認知症サポーター養成講座を実施しています。これまで学校関係では家庭教育学級で保護者向けに,また校内研修として学校の職員向けに講座を実施しているところがございますが,児童・生徒への講座は実施しておりませんでした。今後,児童・生徒が認知症について理解し,認知症の方への接し方を学べるように昨年11月の教頭研修会において,長寿介護課から各学校へ認知症サポーター養成講座の実施依頼がありましたので,教育委員会としましても認知症等についての教育が行われるように支援してまいりたいと思っております。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 学校の方へ認知症サポーター養成講座を行ってくださいということ

で、そういう依頼をしたとありましたが、こういった要望に対して学校側の反応はどうだったんでしょうか。

- ○健康福祉部長(下敷領正) 認知症サポーター養成講座は、認知症は誰でもなり得る病気で他人事ではなく、自分たちの問題だと捉え、地域や家族の中にいる認知症高齢者のことを正しく理解し、温かく見守る応援者を養成する講座でございます。この認知症サポーター養成講座の開催につきまして、昨年11月に市の教頭研修会で児童・生徒の人権教育の一環としての取組をお願いしたところでございます。その後、各学校に訪問や電話で、平成28年度の年間計画についてお伺いしたところ、総合的な学習の時間に取り入れたいと前向きな回答をいただいた学校もございました。そのような中、指宿高校では人権教育の一環として、早速2年生を対象に2月18日に開催をしていただき、99名の参加があったところでございます。そのほか、来年度実施予定、または検討していただいている学校が11校ございます。高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者が増えていくことが予測される中、地域の身近な問題として今後も認知症サポーター養成講座を通じて、これからの社会を担う子供たちが認知症高齢者に対する理解を深めることにより、他人を思いやる心豊かな人間性の形成にも繋がるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
- **○9番議員(高田チョ子)** 今後,これから増えていくでありましょう,認知症の方々への対応,優しく温かい気持ちで見守りをしたり,声掛けをしたり,また手助けをしたりできるように,児童・生徒に対しても教育委員会としての取組をお伺いいたしたいと思います。
- ○教育長(西森廣幸) 最近の新聞報道等でも認知症に関わる記事をたくさん見受けるようになっています。認知症対策の普及、啓発は今日的な課題であろうと考えています。教育委員会では認知症サポーター養成講座を総合的な学習の時間の年間計画に位置付けるなどして、福祉に関する学習の充実を図り、認知症への理解を更に深め、接し方や声の掛け方などを身に付けることができるよう、学校と一緒になって指導、助言に努めてまいりたいと考えているところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 是非, お願いしたいと思います。

それでは、ピロリ菌検査についてお伺いいたします。検診率が平成27年度で6.8%、非常に少ないと思います。県内でも最も少ないとのことでした。この少ない原因っていうのはどこにあるんでしょうか。

- **○健康福祉部長(下敷領正)** 受診率が低い原因といたしましては、職場検診や個人検診の受診 に関する情報が得られていないことが一因であると考えております。従いまして、本年度から新たに職場検診や個人検診を受けた方へ、より正確な受診状況を把握するため、各種検診 状況確認書を送付し、受診率の向上に取り組んでいるところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** はい。それでは死亡の原因の中で一番多いのはがんです。そのがんの中でも胃がんは2番目ですが、最近ピロリ菌の除去ががん予防に繋がると期待されてきて

います。先ほど市長も申しておりましたけれども、本当にそうだと思います。特に昭和40年代以前に生まれた方々、ここにいらっしゃる方がほとんど入るのではないかと思いますが、ほとんどピロリ菌がいると言われています。2月から私たちはピロリ菌検査に補助をしてほしいという署名もしているところであります。その中で、ピロリ菌の除菌をしたよとか、保険が効いてよかったとかいう声もありましたが、もう少し費用が安くなったらよかったのにねっていう声もありました。そこで、お尋ねいたします。市の胃がん検診の中にピロリ菌検査を含める考えはないか、お伺いいたします。更に市民の声の中に、費用がもっと安くなればという意見もありました。このような声に応えるためにも、市として何らかの助成ができないか、お伺いいたします。

- ○健康福祉部長(下敷領正) まず、ピロリ菌検査について、市の胃がん検診の中に含める考えはないかということでございます。ピロリ菌検査につきましては血液検査等でピロリ菌に対する抗体を調べ、感染の有無を確認するピロリ菌抗体検査がございます。鹿児島県内では13町村、全国においては約100の自治体が集団検診のオプション検査として、ピロリ菌抗体検査と胃粘膜の老化度・萎縮度を調べるペプシノゲン検査を合わせて行う、いわゆる胃がんの危険度を示しますABC検診を実施しているようでございます。しかしながら、先月2月4日付厚生労働省健康局長通知では国のがん検診の在り方に対する検討会中間報告書において、ピロリ菌抗体検査及びペプシノゲン検査については、検診対象者の絞り込みにおいて有用な方法となり得るが、死亡率減少効果を示す証拠が十分でないため、引き続き検証を行っていく必要があるとして、胃がん検診の中でもピロリ菌抗体検査は推奨してないところでございます。このような状況からピロリ菌抗体検査につきましては、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。また、ピロリ菌検査に関しましての助成についてのお尋ねがございました。議員お尋ねの趣旨につきましては十分理解をいたしているところでございますが、ピロリ菌除菌につきましては、現在保険適応となっておりますことから、これに対する助成につきましては現在考えていないところでございます。
- **〇9番議員(高田チョ子)** 実は私の主人も、この前この除菌をしてまいりました。1万円からちょっとおつりがきたということでした。保険が効いてもこれだけ掛かるんだということでした。こういうお願いをしたところですが、これからいろいろ考えて、前向きに考えていただきたいな、そういうふうに思います。

市長にお尋ねいたします。先ほど高齢化対策のところでちょっとお答えいただきましたけれども、この高齢者対策とこのピロリ菌検査と両方合わせて、市長、どう思われますでしょうか。

〇市長(豊留悦男) 南大隅町の例もご紹介をいただきました。高齢化が進展する中、高齢者を 地域全体で支えるための方策として、それぞれの地域の実情にあった取組をされていると感 じました。先ほども答弁させていただきましたけれども、本市におきましても高齢者の皆さ んがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう,介護等の問題や困りごと,困ったことの相談,ボランティア育成など本市の実情にあった地域全体で高齢者の方々を支えるための仕組みづくりに取り組んでいかなければならないと思っております。死亡原因の中で一番多いのががんによるものであります。その中で胃がんが2番目に多くなっております。胃がん検診の受診率につきましては,本市だけでなく,全国平均でも9%台という低い状況もあります。がん対策につきましては,厚生労働省が中心となりがん対策加速化プランを策定し,がんの予防,がんの治療,研究,がんとの共生の三つの柱が示されたところでございます。また,がん検診の受診率を高めていかなければならないと考えているところでございます。加えて、ピロリ菌検査、ピロリ菌除去につきましても国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思います。

〇9番議員(高田チョ子) よろしくお願いいたします。

最後に私の思いを一言言わせてください。今、農家の皆様方は非常に困っている現状だということです。また、そのほかにも悩みを抱えている方はたくさんいらっしゃいます。私は今、朝ドラを見ながら思うことですが、皆さんも見ている方もいらっしゃるかと思います。その中でヒロインの朝が言った言葉、朝の来ない夜はないということ、またこんな言葉もご存知でしょうか。冬は必ず春となる。職員の皆さん、議員の皆さん、市民の皆さんと一緒に前を向いて、今を乗り越えていきたい、そういうふうに思います。

以上で終わります。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

 休憩
 午後
 3時15分

 再開
 午後
 3時25分

- **○議長(松下喜久雄)** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。 次は、髙橋三樹議員。
- ○11番議員(髙橋三樹) 皆さん、こんにちは。朝夕、寒さが残っておりますが、日一日と春を感じる頃となりました。今年1月24日から25日にかけて、凍結の害、雪の害によりスナップエンドウ、ソラマメなどの農産物に甚大な被害を受けられました農家の皆様に心からお見舞いを申し上げます。できることは何でも支援して連携を図ってください。この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市民の福祉の向上に寄与されました。特に合併して10年、様々なご苦労があったことと察しております。今後のご多幸をご祈念いたします。

それでは、通告してありました1、ふるさと納税等について申し上げます。まず、ふるさと納税にご協力を賜りました皆様方にこの場を借りまして御礼を申し上げ、感謝を申し上げます。ありがとうございます。ふるさと納税、ふるさとと言うと寄附先は生まれ故郷限定のようにも思われますが、実際は全国どこを選んでもOKなんです。応援したい自治体など日

本全国から自分の好きな場所を自由に選んで寄附できます。自治体に一定金額を寄附することで、税負担が軽減されるほか、魅力的なお礼の品がもらえるふるさと納税。今月、3月12日の地元紙にふるさと納税62億円突破とありました。2015年度ですから、4月から12月まで9か月分です。平成14年度の収納総額5億4、626万3千円ということで、11倍余りにもなります。最も多いのは大崎町の20億2、606万2千円で申し込み件数は5万6、237件、1件当たり3万6、027円になります。次は鹿屋市の7億3、822万2千円で同3万5、313件、1件当たり2万905円になります。次は志布志市の6億8、950万7千円で、同3万1、316件で1件当たり2万2、018円になっているようです。そこで、まずふるさと納税の仕組みについて伺いまして、1回目といたします。

- 〇市長(豊留悦男) ふるさと納税の仕組みについてでございますが、ふるさと納税は都市と地 方の税収格差を是正する方策として、地方税法の改正が行われ、個人住民税の寄附金控除が 大幅に見直されたことにより、平成20年度に創設されたものでございます。ふるさと納税は 納税という名詞ですが、自治体への寄附のことを言っております。現在、居住している自治 体へ納税している個人住民税の一部を出身地や応援したい自治体へ寄附という形で納税する ことができる制度でございます。ふるさと納税として寄附をすると、寄附金のうち2千円を 超える部分について一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除されま す。ただし,控除を受けるためにはふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが原則必 要となります。確定申告が不要な給与所得者等についてはふるさと納税先が5団体以内の場 合、ふるさと納税先の団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けることができ ます。本市におけるふるさと納税は、本市へ直接寄附する方法と鹿児島県を通じて寄附をす る方法がございます。県を通じて寄附をする場合、寄附先を指宿市と指定したときは寄附金 の6割が、指定なしの場合でも人口割り等により算出した額が本市へ交付金として入ってく る仕組みとなっており、本市への直接寄附と県からの交付金を合わせた額が本市のふるさと 納税額となるわけでございます。ふるさと納税の実績といたしましては,平成25年度は58件 でございました。金額にして792万7,042年,平成26年度は74件,678万5,835円となっていま すが、平成27年度はふるさと納税返礼品事業を10月に開始したことから、平成28年2月現在 で1万875件,2億523万8,432円と大幅に増加している状況でもございます。全国の方々から 寄附していただきましたふるさと納税は、指宿市ふるさと応援基金に積み立てられ、寄附し た方々の気持ちに応えるべく、本市が目指す豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを実現す るための事業、具体的には美しい自然及び環境の保全に関する事業、健康及び福祉の増進に 関する事業、人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業に活用することにしていると ころでございます。
- **〇11番議員(高橋三樹)** 仕組みは分かりました。それでは、本市が、市民が本市にふるさと 納税をした場合と、本市以外にした場合の違いはどうですか、お伺いします。

- ○総務部長(高野重夫) 寄附者自身にとっては、市民がふるさと納税を本市にした場合でも、本市以外にした場合でも所得税や個人住民税における税法上の寄附金税額控除は同じであります。しかしながら、本市にとっては市民がふるさと納税を本市にした場合は、寄附金の歳入は増えて、寄附金控除による個人住民税の税額は減ることになります。また、本市以外にした場合は個人住民税の税額のみが減ることになります。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** はい、分かりました。それでは、寄附の申し込みは事前に自治体に 寄附の申し込みを行う必要があると思われますが、申し込み方法はどういうものがあります か。お伺いします。
- ○総務部長(高野重夫) 本市におけるふるさと納税につきましては、本市のホームページやあるいはふるさと納税業務一括代行業者、さとふるのWebページからクレジットカード決済、コンビニ支払いなどで寄附をすることができます。また、Webサイトを使った、Webサイト、いわゆるインターネットでございますけれども、このWebサイトを使った申し込み以外では、寄附者の希望により口座振替、振込、ゆうちょ銀行の払い込み取り扱い表による払い込みをすることもできます。中には本市に直接来庁し、ふるさと納税をされる方もいますが、その場合は財政課でふるさと納税の申し込み手続きをしてから、直接金融機関に納入していただいております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** 開始した返礼品事業はどのようなものですか。寄附先から特産品や レジャー体験、宿泊券など自治体によっては高級な肉や魚介類、家電など送ってくれるとこ ろもありますが、本市はどのような品揃えをしてますか、お伺いします。
- ○総務部長(高野重夫) 平成27年10月から地元の特産品などを積極的にPRし、情報発信をすることで地場産業の振興や地域の活性化を図るという観点から、地元の特産品などを返礼品として贈る、ふるさと納税返礼品事業を開始いたしました。具体的には寄附額に応じて6段階に区分し、寄附額1万円以上2万円未満が送料別で3千円相当、2万円以上3万円未満が6千円相当、3万円以上5万円未満が1万円相当、5万円以上10万円未満が1万5千円相当、10万円以上15万円未満が3万円相当、15万円以上が4万5千円相当の返礼品を贈るようにしております。また、それに併せて広報宣伝、入金管理、返礼品の企画、発注、発送管理などのふるさと納税業務において、ソフトバンク系列であります株式会社さとふるに一括代行をさせ、本市と連携してふるさと納税業務を進めているところであります。平成27年度におけるふるさと納税の状況は4月から9月までの寄附金額、寄附額合計が17件、56万3千円でしたが、返礼品事業を開始した10月からは10月が527件、1、029万3千円、11月が894件、1、825万5千円、12月が8、861件、1億6、705万7、432円で、件数、寄附額とも大幅に増加している状況であります。ふるさと納税の返礼品につきましては、市内にある2か所の道の駅やJA、漁協、加工組合などから協力をいただいております。サツマイモ、ソラマメ、マンゴーなどの農産物、ビワ、オクラなどの農産加工品、鰹節、すり身などの水産加工品、牛肉、焼酎、鰻のかば焼きなど

87種類をメニューに揃えております。また、市独自のものとして、ホテルの宿泊券、アロハシャツなどもあります。特に人気の商品は鰻のかば焼きで返礼品の約60%を占めております。ほかには牛肉、焼酎、観葉植物などが人気がございます。返礼品のメニューにつきましては、常に寄附者のニーズに合った魅力ある商品を揃え、本市を全国にPRしていきたいというふうに考えております。

〇11番議員(髙橋三樹) 先ほど申しました大崎町でも、鰻のかば焼きが多く、また完熟アップルマンゴーも人気のようです。本市もマンゴーとか牛肉も、鰻のかば焼きもあるということでしたので、今後を期待したいです。

返礼品の話ですが、ふるさと納税を1万円以上を2回以上しても1回のみの場合と、返礼品ですね、年度内1回のみの場合と、そのたびごとに返礼品を贈る場合と考えられますが、本市の場合はどれを取ってますか、伺います。

- ○総務部長(高野重夫) 同じ自治体にふるさと納税を1年間に何回しても、返礼品の送付は年1 回だけという自治体もあるようですが、本市につきましてはふるさと納税をした件数だけ返 礼品を贈るようにしています。例えば、12月に1万円を5回、ふるさと納税をして5種類の商 品を申し込まれたケースも多くありました。中には1人で10件以上というケースもございま した。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** ふるさと納税をいただいてから、お客様にどのぐらいの日数で届けられますか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) ふるさと納税の返礼品については1週間から2週間程度で寄附者にお届けできるようにしております。ただし、マンゴーやサツマイモなど収穫する時期の限られるものは、返礼品を紹介、選択するWebサイトの中でその収穫する時期がお届け時期になりますので、そのお届け時期を紹介した上で寄附者にお届けするようにしております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** 返礼率はどのぐらいになりますか, 伺います。
- ○総務部長(高野重夫) 平成27年10月からスタートしたふるさと納税返礼品事業は,1万円以上の寄附者の方に特産品などを贈るようにしております。具体的には寄附額1万円以上2万円未満が送料別で3千円相当の返礼品,2万円以上3万円未満が6千円,3万円以上5万円未満が1万円,5万円以上10万円未満が1万5千円,10万円以上が,10万円以上15万円未満が3万円,15万円以上が4万5千円となっております。各ランクの一番低い寄附額を寄附した場合において,送料別の返礼品だけでは約30%の返礼率となっております。返礼品代のほかにふるさと納税の業務委託料と返礼品の送料も経費でございますので,それらの支出予定額とふるさと納税の収入予定額を比較した場合の還元率で申しますと,約48%ほどとなっております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** はい、分かりました。

平成27年12月, 特に増加をして1億6,711万432円となっており, 件数で8,860件, 1件当たり1万8,861円になっていますが, どういう理由からこんな増加したのでしょうか, 伺いま

す。

- ○総務部長(高野重夫) 12月が議員言われたように特に増加しております。その原因としては確定申告の対象期間は暦年で1月から12月の所得に応じて確定申告をする必要があるということで、その最終月となる12月に駆け込みで寄附をする方が特に急増します。また、ふるさと納税の寄附者はその年の年間所得がほぼ確定し、寄附が可能な金額が分かってから、ふるさと納税をする傾向があり、それにボーナス時期等も重なって、年末が近づくに従って寄附者が多くなっていると思われます。中には特産品をお歳暮として活用したり、正月に楽しんだりするために12月に寄附をする方が特に多くなっているというふうに思われます。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** そうしますと、市内、市外、県外どこが一番多いですか、伺います。
- **〇総務部長(高野重夫)** 平成27年度にふるさと納税をしていただいた方の件数は平成28年1月 末現在で市内6件, 県内76件, 県外1万501件で約99%以上を県外が占めております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** その中でも多いのはどこの都道府県ですか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) 都道府県ごとに分けた場合,東京都,神奈川県,大阪府の順に多くなっております。中でも東京都は全体の約4分の1を占めている状況でございます。地区別で分けた場合,関東が50.4%,近畿が23.1%で両地区合わせて全体の約4分の3を占めている状況でございます。
- ○11番議員(高橋三樹) 寄附金の使い道が指定される場合はどのぐらいで、何が多いですかということですが、先月、2月18日にふるさと納税全国1位の都城市役所を訪問しました。事前連絡はしてありませんでしたが、丁寧に対応してもらいました。ありがとうございました。都城市は平成20年から25年まで、年平均500万円ほどだったものが、平成27年1月から12月末まで700倍の35億2、718万円です。びっくりなんですが、件数を聞きますと23万2、810件で1件当たり1万5、150円になります。理由を聞いたところ、リニューアル後に急増したということでした。それまではドレッシング、地鶏真空パックなどのふるさとセットでしたが、肉と焼酎のみに特化したことが全国から受け入れられたという説明でした。戻りますが、都城市の使い道は8種類ありまして、1、子供支援、2、まちづくり支援、3、環境支援、4、スポーツ、文化振興支援、5、長寿支援、6、災害対策支援、7、人口減少対策支援、8、市長にお任せで一番多いのが市長におまかせで次は子供支援ということでしたが、本市ではどのようになっているか、何います。
- ○総務部長(高野重夫) 本市にふるさと納税をしていただいた場合, 寄附者から使い道を希望できるようになっており, その項目は美しい自然及び環境の保全に関する事業, 健康及び福祉の増進に関する事業, 人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業, 市長にお任せするの4項目でございます。28年1月末現在で使い道の希望が一番多いのは, 都城市と同じく市長にお任せするというものが65.2%, 2番目が美しい自然及び環境の保全に関する事業で

18.4%,3番目が人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業で9.2%,4番目が健康及び福祉の増進に関する事業で7.2%となっております。

- **〇11番議員(髙橋三樹)** それでは、市内の公の施設、ホテル、旅館等にPR用パンフレット、振込用紙などの配布をしてあるのかどうかを伺います。
- ○総務部長(高野重夫) ふるさと納税のPRにつきましては、関東、関西などの郷土会に市長等が出席し、本市の現状やイベント情報の周知に併せてふるさと納税のパンフレット等を配布するなどして、応援を求めているほか、市広報誌やホームページの専用サイトなどで本制度の周知や返礼品である地元特産品などの紹介などを行っているところでございます。そのほか、県外で開催されるふるさと納税PRイベントに参加して本市のPR、返礼品の紹介、試飲、試食などを行いふるさと納税のPRを行っております。また、ふるさと納税業務の一括代行業者であります株式会社さとふるのWebサイトや11月から12月にかけての新聞、雑誌、テレビ等のメディアを活用したPR、そしてふるさと納税サイトのアクセス数が最も多いふるさとチョイスWebサイトなどを活用して、ふるさと納税を積極的にPRしているところでございます。公共施設等へのパンフレットの配布につきましては、平成28年度において新しく作るふるさと納税のパンフレットを策定した際に配布するなど、検討してまいりたいと考えております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** ふるさと応援基金を何に活用するお考えですか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) ふるさと納税につきましては、指宿市ふるさと応援基金条例を制定し、まず指宿市ふるさと応援基金に積み立てて、本市が目指す豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを実現するための事業、具体的には先ほど申しましたとおり、美しい自然及び環境の保全に関する事業、健康及び福祉の増進に関する事業、人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業に活用するように定めております。ふるさと応援基金の使い道につきましては、平成22年度から平成26年度までの5年間で2,838万4千円の額を、小・中学校図書室のエアコン設置、中学校音楽備品、開聞総合体育館備品の購入などに活用しているところであります。平成27年度は山川老人福祉センターの福祉バス、指宿総合体育館備品などの購入費約714万8千円に活用する予定であります。平成28年度においては、こころのプロジェクト夢の教室事業費、花のまちづくり推進事業費、景勝林保全対策費、給食配給車購入、小・中学校音楽備品購入など約9,582万6千円に活用する計画であります。ふるさと応援基金は本市に期待を寄せる全国の方々からのふるさと納税を積み立てているものでありますので、当然のことながら大切に活用していきたいと考えております。今後ともふるさと応援基金につきましては、ふるさと創生に係る事業などの活用を条例に基づいて検討してまいりたいと考えております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** 有効活用してると理解しました。

それでは、市民の方々にふるさと納税の使い道と実績を広報しておりますか、伺います。

- ○総務部長(高野重夫) ふるさと納税の実績,ふるさと応援基金を活用した事業などにつきましては、市ホームページはもちろんのこと、毎年広報いぶすき7月号で報告しているところでございます。そのほか、ふるさと納税の仕組み、確定申告の方法などを広報し、市民の方から市外に住む家族や親戚にこのふるさと納税制度を活用していただき、本市を応援していただくようお願いをしているところでございます。
- **〇11番議員(高橋三樹)** 平成28年度3億50万円を見込んでますが、ふるさと納税は確か3億円 だったと思うんですが、どこにどういう働きかけをする戦略ですか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) 現在のふるさと納税は地元特産品などを返礼品として贈る自治体が増えたことにより、応援したい自治体ではなく魅力のある特産品を返礼品として贈る自治体を選定する寄附者が増加しております。そのため、常に寄附者のニーズに合った魅力ある返礼品の選定を行い、メニューの充実を図っていくことが大切なことであると考えております。今年の4月には今までの返礼品に新しいメニューを加え、返礼品の充実を図っていく予定にしております。返礼品のPRにつきましては、ふるさと納税業務一括代行業者と連携して、Webサイトで積極的に情報発信していくことも重要であると考えております。また、ふるさと納税の納入方法につきましては、インターネットを利用したクレジットカード決済、携帯電話利用料金と同じ支払い方法で寄附金額を支払うことができるソフトバンクまとめて支払いやau簡単決済、コンビニ店頭端末での支払いができるコンビニ支払いによる納入を充実して、寄附希望者が場所と時間を選ばずいつでもふるさと納税の申し込みや納入ができるよう、利便性の向上に努めていきたいと考えております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** ふるさと納税が増加した場合の職員体制はどうするんですか、考えていますか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) ふるさと納税の寄附者が増えてきますと、これに伴い電話対応や領収書、ワンストップ特例に係る通知書の発送などの業務も増えてくるものと思われます。職員体制につきましては、現在職員2名、うち1名は兼任でほかに臨時職員1名で行っておりますが、今後の寄附者の動向やこれに伴う業務量等を総合的に勘案しながら、担当課内で協力体制を取り、必要に応じて適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。
- **〇11番議員(高橋三樹)** 次は、ふるさと納税ワンストップ特例の申し込み状況はということですが、説明しますと、これまでは確定申告をしなければ税控除が受けられない大きなハードルがありましたが、昨年4月からワンストップ特例制度により、条件を満たせば確定申告をしなくても税控除が受けられるようになりました。会社員などの給与所得者で、かつ寄附先の自治体が5か所以内である必要がありますが、寄附をするときに申告特例申請書を寄附先に提出する必要があります。この件数がどのぐらいありますかと聞きたいところです。お伺いします。
- **〇市民生活部長(牟田浩一)** ふるさと納税ワンストップ特例制度の仕組みについては、議員が

今解説していただいたとおりで、これまではふるさと納税に係る納税、税法上の寄附金税額 控除を受けるためには営業所得や給与所得等の所得の種類に関わらず、必ず納税者自身が所 得税の確定申告をする必要がありました。これに対しまして、ふるさと納税ワンストップ特 例制度は確定申告が不要な給与所得者や年金所得者等がふるさと納税を行う場合に納税先団 体が5団体に限って、ふるさと納税を受ける市町村が本人に代わって寄附金控除の申請を行うもので、確定申告をしなくても税法上の寄附金税額控除が受けられるという仕組みでございます。ただし、6か所以上の地方公共団体にふるさと納税を行った場合や、ふるさと納税にかかる寄附金控除以外の理由によって確定申告を行う必要がある場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象者とはならずに、これまでと同様に確定申告をしなければなりません。現在、本市にふるさと納税ワンストップ特例制度を申し出ている申請者数は延べ人数で60人、実人数では28人となっております。ふるさと納税を1か所の地方公共団体にした人が12人、2か所にした人が6人、3か所にした人が5人、4か所にした人が4人、5か所にした人は1人となっているところでございます。

- **〇11番議員(髙橋三樹)** それでは、県外からのワンストップ特例の申し込み状況はどうなってますか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) 本市へふるさと納税として平成27年12月31日までに寄附をしていただいた方で、ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方は4,872件で全体の約47%となっております。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** それでは、平成28年1月と2月のふるさと納税の実績はどうなってますか、伺います。
- ○総務部長(高野重夫) 平成28年1月は寄附件数284件,寄附額470万円,2月は寄附件数292件,寄附額437万円となっております。昨年の12月と比較した場合,大幅に減少している状況でございます。
- **〇11番議員(髙橋三樹)** 12月から随分減ってますけど、反応なのか、今後を期待したいです。

最後になりますが、ふるさと納税の目指すものはなんですか。どこも特産品を品揃えして PRに懸命です。日本一ですか。その点を伺います。

○総務部長(高野重夫) ふるさと納税は自治体に行って金額を寄附することで、税額控除が受けられる制度で、寄附先の自治体は積極的に地元特産品などの返礼品を贈呈しております。 寄附者側のメリットに加え、自治体側は返礼品を贈ることによって、地域の魅力をアピールできるほか、寄附金を地域活性化のために生かすことができます。両者のメリットを兼ね備えたふるさと納税はその便利さとお得さでますます注目を集めていくものと思われます。本市としましてはふるさと納税業務を一括代行業者へ委託し、寄附者へのサービス向上を図り、約90種類の返礼品を揃え、ふるさと納税の納入方法もクレジットカード決済、コンビニ 支払いなどを導入して、平成27年度においては2億円を超えるふるさと納税が集まっており ます。今後は市のブランド産品協会や商工会議所、商工会などと連携して魅力ある特産品の 更なる開発、発掘や寄附金額に応じてポイントがもらえる、カタログからポイント数に応じ た返礼品を選ぶタイプのポイント制の導入などを検討していく必要があると考えておりま す。また、ふるさと納税をどのように、集まったその寄附金額をどのように活用していくか ということも非常に大切なことであります。その寄附金の活用先に例えば砂州で繋がる知林 ヶ島、天然の砂むし温泉、日本100名山で薩摩富士と形容される開聞岳など、指宿市が誇る 世界的に珍しい貴重な自然の保護やPRなどのために活用するなどの項目を設けて、寄附者 はその事業目的に共感して寄附をしていただく方法も考えていく必要があると思っておりま す。ふるさと納税額につきましては、ただ単に返礼品に還元率を上げて金額を増やしてナン バーワンを目指すより、オンリーワンとして本市に魅力を感じていただくことによって本市 の応援団としての寄附者を増加させ、結果としてふるさと納税額が増えて増加していけばい いというふうに考えております。最終的な目標としましては、ふるさと納税制度を通じて豊 かな資源が織りなす食と健幸のまち指宿市の魅力を積極的にPRし、本市を知ってみたいか ら指宿市へ行ってみたいと思っていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えて おります。また、ふるさと納税制度は本来は地方のふるさとで生まれ教育を受け育ち、進学 や就職を機に都会に出てそこで働き納税する、その結果、都会の地方公共団体は税収を得る が彼らを育んだふるさとの地方公共団体には税収はない。そこで今は都会に住んでいても、 自分を育ててくれたふるさとに自分の意志で幾らかでも納税できる制度があってもよいので はないかという趣旨で始まった制度であります。このふるさと納税制度の本来の趣旨やふる さとに対する熱い思いを大切にしていきたいというふうに考えております。

- **〇11番議員(高橋三樹)** おもてなしの心で誰に対しても優しく、親切に丁寧に対応することが、本市を応援してみようかなっていう気持ちになるかもしれません。指宿市を応援したい、してみたいという人が1人でも多くなることを期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。
- **〇議長(松下喜久雄)** これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

3月18日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、3月18日は休会とすることに決定いたしました。

△ 散 会

〇議長(松下喜久雄) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議員 新宮領 進

議員外薗幸吉

第 1 回 定 例 会

平成28年3月25日 (第5日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成28年3月25日 午前10時 開議

举事 11 11

1. 議事日程

○日程第1	会議録署名議員の指名
\cup	

- ○日程第2 議案第15号 指宿市過疎地域自立促進計画について
- ○日程第3 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条 例の制定について
- ○日程第4 議案第17号 指宿市行政不服審査会条例の制定について
- ○日程第5 議案第18号 指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の 交付に係る手数料に関する条例の制定について
- ○日程第6 議案第19号 指宿市職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正に ついて
- ○日程第7 議案第20号 指宿市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ○日程第8 議案第21号 指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部 改正について
- ○日程第9 議案第22号 指宿市職員の退職管理に関する条例の制定について
- ○日程第10 議案第23号 指宿市過疎地域自立促進計画について
- ○日程第11 議案第24号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の制定につい て
- ○日程第12 議案第25号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について
- ○日程第13 議案第26号 指宿市都市計画税条例の一部改正について
- ○日程第14 議案第27号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ○日程第15 議案第29号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部改正について
- ○日程第16 議案第29号 指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について
- ○日程第17 議案第30号 指宿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の 制定について
- ○日程第18 議案第31号 指宿市フラワー公園条例の制定について
- ○日程第19 議案第32号 指宿市手数料条例の一部改正について
- ○日程第20 議案第33号 平成28年度指宿市一般会計予算について

○日程第21 議案第40号 平成28年度指宿市水道事業会計予算について ○日程第22 議案第34号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計予算について ○日程第23 議案第35号 平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について ○日程第24 議案第36号 平成28年度指宿市介護保険特別会計予算について ○日程第25 議案第37号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について ○日程第26 議案第38号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算に ついて ○日程第27 議案第39号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について ○日程第28 審査を終了した陳情(陳情第2号,陳情第3号) ○日程第29 閉会中の継続審査について (陳情第4号) ○日程第30 議案第43号 事務の調査について ○日程第31 議案第44号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例の一部改正について ○日程第32 議案第45号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につい ○日程第33 議案第46号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について ○日程第34 議案第47号 平成27年度指宿市一般会計補正予算(第13号)について ○日程第35 議案第48号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第4号) について ○日程第36 議案第49号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予 算(第4号)について ○日程第37 議案第50号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号) について ○日程第38 議案第51号 平成27年度指宿市水道事業会計補正予算(第4号)について ○日程第39 議案第52号 平成28年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について ○日程第40 議案第53号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号) について ○日程第41 議案第54号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予 算(第1号)について ○日程第42 議案第55号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号) について ○日程第43 議案第56号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について

○日程第44 議案第57号 副市長の選任について

- ○日程第45 議案第58号 副市長の選任について
- 〇日程第46 議案第59号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につい て
- ○日程第47 閉会中の継続審査について
- ○日程第48 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外	薗	幸	吉	2番議員	臼	Щ	正	志
3番議員	恒	吉	太	吾	4番議員	井	元	伸	明
5番議員	吉	村	重	則	6番議員	西	森	三	義
7番議員	浜	田	藤	幸	8番議員	東		伸	行
9番議員	高	田	チョ	3子	10番議員	森		時	德
11番議員	髙	橋	三	樹	12番議員	福	永	德	郎
13番議員	前	原	六	則	14番議員	前之	2園	正	和
15番議員	木	原	繁	昭	16番議員	中	村	洋	幸
17番議員	下儿	川床		泉	18番議員	新川	川床	金	春
19番議員	新宮	官領		進	21番議員	松	下	喜り	人雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市	長	豊	留	悦	男	副	市	長	渡	瀨	貴	久
副市	長	佐	藤		寛	教	育	長	西	森	廣	幸
総 務 部	長	髙	野	重	夫	市民	生活:	部長	牟	田	浩	_
健康福祉	部長	下勇	汝領		正	産業	振興	部長	廣	森	敏	幸
農政部	長	新	留	幸	_	建	設 部	長	山	下	康	彦
山川支原	斤長	馬	場	久	生	開間	引支原	斤長	Ш	畑	徳	廣

有 留 茂 人 総務部参与 建設部参与 光 行 忠 司 総務課長 岩 下 勝 美 財 政 課 長 上 田 薫 市民協働課長 下 吉 宏 一 水道課長 川口 志 光

1. 職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 森
 和美
 次長兼調査管理係長
 石坂和昭

 主幹兼議事係長
 鮎川富男
 議事係主査 嶺元和仁

△ 開 議 午前10時00分

〇議長(松下喜久雄) ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

〇議長(松下喜久雄) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、臼山正志議員及 び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 議案第15号~議案第25号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 次は日程第2,議案第15号,指宿市過疎地域自立促進計画について,から,日程第12,議案第25号,指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について,までの11議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

11議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

〇総務水道委員長(高田チョ子) 総務水道委員会へ付託されました議案第15号,指宿市過疎地域自立促進計画について,から,議案第25号,指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について,までの11議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る2月29日、3月2日の両日、全委員出席のもと関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第16号から議案第23号までの8議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第15号については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものですが、内容にメディポリス指宿への奨励金が過疎地域自立促進特別事業の一つとして掲げられています。これまでもこの奨励措置に反対してきましたとおり、いろいろ理由を付けても実態としては大企業財団であるメディポリス指宿に対する優遇措置でしかありません。よって議案第15号に反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号については、地熱発電事業者が地熱発電事業を行うに当たり、県知事に申請をするわけですが、手続きとして事業計画を市に提出して同意を得なければならないとなっていたものを、同意を得るものとするに改めようとするものです。同意を得なければならないと、同意を得るものとするは一見同じようですが、委員会審査でも明らかになりましたよう

に、同意を得るものとするは同意を得なければならないより、少し緩いということです。そして、同意を得るものとするの中には、同意がなくても手続きが進む、その可能性を否定できないということでした。同意を得なければならないと言っていたものを同意を得るものとするに改めなければならない理由は全くありません。以上の理由によって反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号については、本条例はふれあいプラザなのはな館の設置及び管理に関する事項を定めようとするものです。なのはな館については県との間で一定の合意に達しているとはいえ、市としての大前提である後年度に多額の財政的負担が生じないようにということが具体的なものとして確認されているのかどうか、各施設の補修、改修について具体的に決まっているのかどうか、土地、建物について契約上の手続きがどうなっているのか、これらについてはいずれも結論に達していなかったり協議中だったりします。建物の設計者との間でも問題が残されたままとなっています。設置及び管理に関する事項は、地方自治法で条例制定が義務付けられているとはいえ、その時期については重要な事項が積み残した段階で行うべきではないと思います。施行日も4月1日となっています。このようなことから、現時点での本条例制定には反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第15号について。メディポリス指宿奨励条例の奨励する目的については、どのようになっていますかとの質疑に対し、産・学・官、これは市・県・県医師会・鹿児島大学の連携によりがん粒子線治療研究施設など高度最先端医療及び健康の拠点を目指すメディポリス指宿構想に基づいて事業を行うものに対し、奨励措置を行うことにより高度先端医療の推進、それと旧グリーンピア指宿の有効活用、地元雇用の促進及び定住の促進を図り、もって市経済の発展に資するとともに市民福祉の向上を図るというふうにうたわれていますとの答弁でした。

メディポリス指宿奨励条例と指宿市過疎地域自立促進計画との関係はどういうことになる のですかとの質疑に対し、この促進計画についてはほとんどの事業をこの中に取り入れてい るという形になりますので、この奨励条例についてもこの中でうたわせていただいている形 ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第16号について。対象条例が八つあるということで、実績として八つトータルで大体何件ぐらい、年間に請求なりの事例があるんでしょうかとの質疑に対し、合併後の10年間、行政不服審査法に基づく異議申し立て、不服申立て等はなされておりませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第17号について。審査会は5人以内の委員で構成し、法律又は行政に関して優れた識見と書いてありますが、どういう人を想定しているのでしょうかとの質疑に対し、5人のうち3人は法律、行政に関して優れた識見を持つ者、残り2人は第5条で専門委員を任命できるようにしており、弁護士や税理士等を予定していますとの答弁でした。

条例なので定数を定めるに当たっては、例えば最低3人とするとか、3人から5人とするとか、下の方も定める必要はなかったのですかとの質疑に対し、確かに、5人以内とすれば、数的には1、ということも可能にはなるかもしれませんが、不服申立て等審査請求がありまして、やはりその一定協議する、審査する人数の最小限適正な人数を考えたのが3人で、プラス2人が専門的知識を持った方で、ケースバイケースで選任するという趣旨ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第22号について。今回、一定の規制をしようということはいいんですが、部署は違ってもまだ影響力が残るケースもあろうかと思いますが、そこについては規制をされないということですか。どのように考えますかとの質疑に対し、法においては直近5年、部長級、課長級においてはその職にあった全期間、関係する部署への働き掛けを禁止するという流れで、今回本条例を制定いたします。それ以前、例えばその部長級でなかった頃に関係ある職員、ここは法律で定められていないからそういった働き掛けをしていいということにはならないと思いますとの答弁でした。

現在,市の職員で新しく仕事に就いている方がいらっしゃるんですけども,いろんな契約事務とか何かに関わらなければいいということですかとの質疑に対し,この働き掛けは離職後2年間と限定していますが,その働き掛けの内容について,まだ国からは示されていませんが,その法律の内容を鑑みるとき,その離職前に就いていた5年間の権限を一方的に要求する,その契約の内容に関わるような行為が禁止されるのであって,通常認められている営業というのは可能だと理解しておりますとの答弁でした。

法律の不遡及,遡って適応されないというのがあります。取り様によっては退職された職員の方は不利益を被るというか,いろいろ規制されるわけですからマイナス要素なんですが,その辺は大丈夫ですかとの質疑に対し,この働き掛けを禁止する行為がその職員に対して不利益になるのかどうかということがまず論点になりますが,行政において適正な契約等がなされるための条例制定,法の改正なので,その部分については不利益な裁定行為だというふうには考えておりません。また,条例の中で離職後2年間においてということですので,例えばこの条例が施行される前に辞めた方は2年間という前提が付いておりますので,そのようにご理解いただければと考えておりますとの答弁でした。

この条例では罰則規定というのはないんですかとの質疑に対し、法律においては届出の義

務の違反に対して、条例に規定すれば10万円以下の過料を科することができるようになって いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第23号について。今回、更なる定住促進を図るためというのが目的ですが、更に定住促進を図るために一般的に考えられるのは条件緩和、それから助成額の上乗せです。今回、条件緩和ということですが、実績は昨年度1人から3人ぐらいということで、条件緩和によってどの程度が見込まれるのですか。また、助成額の上積みという考えはなかったのですかとの質疑に対し、NPO法人ふるさと回帰支援センターに常駐する鹿児島県の移住交流相談員がまとめた資料によると、単身者の相談が37%で最も多いことから、今回の結果を踏まえて独身世帯も対象にさせていただいたところです。これによりどのぐらい見込めるかというところでは、現在試算はしていませんし、助成額の部分も今回は検討していませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について。同意を得なければならないを同意を得るものとすると改めるということですが、得なければならないの方が強いと思いますが、理由を教えてくださいとの質疑に対し、必ず同意を得た上で申請するとなると、この上位法である温泉法に抵触する恐れがあり、そもそもこの温泉掘削の許可は温泉法に基づき県が行うものであることから、これらを鑑みて改正したものですとの答弁でした。

市民から例えば反対の声があるから、市としては同意しかねるという回答をします。それでも、この手続き上から言えば、県は実行に移せるということになるわけですかとの質疑に対し、県の審議会で同意を得るというか、その議案を審議するときに関係市町村の意見を聴きます。その意見で指宿市は同意をしないということになれば、県でもその意見を尊重するという形をとっていますので、市の意見が反映されていくものと思っています。解釈論とすれば、しなければならないよりもやや弱くなるということ等が考えられます。また、合理的な理由があれば、それに従わないことも許されるというふうな自治法の解釈には書いてありますが、そのような意味で今回、変えて上程したところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第25号について。県との協議の上で取り壊しということになったことについては、設計者の高崎正治さんとは特に問題を生じさせないような対処をしているということでよいですかとの質疑に対し、質問状をいただいておりますので、今後、県の方で高崎さんにも十分説明をしていくと伺っていますとの答弁でした。

使用料が入っていますが、年間使用料はどのぐらいを見込んでいますかとの質疑に対し、 来年度はこれまでの実績を基に、56万程度を計上させていただいたところですとの答弁でした。 設計者から当初は維持費等にお金が掛かるのであれば、一部解体もいいんじゃないかなというようなニュアンスだったということでしたが、あのような要望書が市・県に出されて、市としては説明をしていくということですけど、説明していくっていうことはこれも設計者との間で話し合い、説明ということも含めて確定をしていないということになるわけですかとの質疑に対し、市としては前回の覚書に基づいて県とは進めているところで、その設計者については今後、県が本人に面談をし、説明をしていくと伺っていますとの答弁でした。

内容について検討中であり、確定していない。県との話合いも設計者との話も全部進行中、決定していない段階で4月1日から施行の条例を出すというのは、別な意味のリスクがあるんじゃないかと思うんですけど、実態としては一定のものがもう決まっているとしか思えないんですが、その点はどうですかとの質疑に対し、4月1日からの譲渡については、これまで覚書のとおり進めてきているところで、4月1日以降市民が使えるような形での今回の条例ということで提案させていただいたところですとの答弁でした。

建物は県の所有ですが、利用については当分の間、指宿市、市民に限ってもいいと思いますが、使用を認めるとかという方針を県が持てば可能なのではないですか。また、グラウンドゴルフ場については建物がなく、土地そのもので、土地の所有は市ですから、県がどう言おうともう返してもらって、すぐ使えるという道はあるんじゃないですかとの質疑に対し、施設を開放するとなると管理というものが出てきますし、事故等がないような形での管理をしていかないといけない。維持管理ということでは芝や草木の管理が出てきますので、そこを考えるとやはり設置条例を制定して開放していかないと、問題も出てくると思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第18号から議案第21号までの4議案については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより, 討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず, 前之園正和議員。

〇14番議員(前之園正和) 議案第15号,24号,25号について,それぞれ反対の討論を行います。

まず、議案第15号です。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議

決を求めるものでありますが、内容の中にメディポリス指宿への奨励金が過疎地域自立促進特別事業の一つとして掲げられています。これまでも奨励措置には反対してきましたとおり、いろいろ理由は付けても実態としては大企業、財団であるメディポリス指宿に対しての優遇措置でしかありません。指宿市メディポリス指宿奨励条例第3条を見ますと、市長はメディポリス指宿で行う事業が第1条の目的を達成すると認めるときは、事業者に対してメディポリス指宿奨励金を交付することができるとなっています。これは奨励措置があるからメディポリス指宿があるというのではなく、奨励措置があろうがなかろうが、メディポリス指宿での事業は先にあるということを示しています。つまり、過疎地域自立促進特別事業の一つの具体化として奨励措置があるのではなく、メディポリス指宿での事業に対して後追いで奨励しているに過ぎないということになります。奨励条例を廃止し、これを停止すべきと考えます。よって、議案第15号に反対をいたします。

次に、議案第24号、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の一部改正について、であります。第11条の部分についてです。地熱発電事業者が地熱発電事業を行うに当たり、県知事に申請をするわけですが、手続きとして事業計画を市に提出して同意を得なければならないとなっていたものを、同意を得るものとするに改めようとするものです。同意を得なければならないと同意を得るものとするは一見同じようですが、委員会審査でも明らかになったように、執行部の答弁においても同意を得るものとするは同意を得なければならないより少し緩いということでした。そして、同意を得るものとするの中には同意がなくても手続きが進む、その可能性を否定できないということでした。事業計画について市の判断も重要ですが、その判断を下す上でも周辺地域や関係住民の意向は重要です。今回の一部改正はわずかではありますが、市の発言力を弱めるものです。そのことは業者が事業計画を県に申請し、県が許可するかしないかの判断をするに際し、周辺地域や関係住民の声が届きにくくなる、場合によっては斟酌されない場合も否定できないということになります。同意を得なければならないとなっていたものを同意を得るものとするに改めなければならない理由は全くありません。わざわざ弱める方向に変えるということは何らかの意図があるとしか考えられません。以上のような理由によって反対をいたします。

次に、第25号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について、であります。本条例はふれあいプラザなのはな館の設置及び管理に関する事項を定めようとするものです。なのはな館については県との間で一定の合意に達しているとはいえ、市としての大前提である後年度に多額の財政的負担が生じないようにということが具体的なものとして確認されているのかどうか、各施設の補修、改修について具体的に決まっているのかどうか、土地、建物について、契約上の手続きがどうなっているのか、これらについてはいずれも結論に達していなかったり協議中だったりします。建物の設計者との間でも問題が残されたままとなっています。設置及び管理に関する事項は地方自治法で条例制定が義務付けられているとはい

え,その時期については重要な事項が積み残した段階で行うべきではないと思います。施行 日も4月1日となっております。このようなことから,現時点での本条例制定には反対をいた します。

- 〇議長(松下喜久雄) 次に、臼山正志議員。
- **〇2番議員(臼山正志)** 議案第25号について反対の討論を行います。なのはな館を県から譲り受け、運営するための設置条例についての議案でありますが、現在、ふれあいプラザなのはな館については設計者であります高崎正治氏が著作権を主張しており、県の方が対応しているということでありますが、現時点での具体的な回答は示されていない状況であります。先日の新聞の中でも、高崎氏に著作権がある可能性が高い旨の記事が掲載されております。このような中で条例の制定をし、なのはな館を譲り受けることは、今後の運営に支障を来たす恐れが考えられます。高崎氏との問題が解決してから条例の制定をすべきであります。以上のことから、議案第25号に反対するものであります。
- **〇議長(松下喜久雄)** 以上で、通告による討論は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第16号から議案第23号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案に対する委員長の報告は可決であります。

8議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第23号までの8議案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第15号、指宿市過疎地域自立促進計画について、を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〇議長(松下喜久雄) 次に、議案第24号、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の一部 改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に,議案第25号,指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の制定について,を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第26号~議案第29号(委員長報告,質疑,討論,表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第13、議案第26号、指宿市都市計画税条例の一部改正について、から、日程第16、議案第29号、指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(恒吉太吾) 文教厚生委員会へ付託されました議案第26号,指宿市都市計画 税条例の一部改正について,から,議案第29号,指宿市奨学資金基金条例等の一部改正につ いて,までの4議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る3月3日、4日の両日、全委員出席のもと関係課職員の出席を求め審査いた しました結果、4議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第27号について。非常に高齢社会になっており、先日も報道で認知症の徘徊の問題が出たように、いろんな地域においてもそういう方がいると思います。やはり、地域を巻き込んで見守り、こういう運営会議は充実させていくべきだと思いますが、今後の方針はどうなっているのですかとの質疑に対し、今後、高齢化が進むことにより、認知症の方は2025年から40年の間に約700万人、800万人という国の推計もあるようです。そういう中で市としても認知症対応は重要な課題と位置付け、平成27年から脳トレの教室、あるいはころば

ん体操,また先日は開聞地域で徘徊模擬訓練を実施しました。小学校の先生方にも認知症に 対する理解を深めていただこうということで,指宿のある小学校におきまして保護者を対象 にした説明会も実施しています。今後も認知症高齢者に対する施策については充実させ,拡 大を図っていかなければならないと考えているところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第29号について。奨学金の利用状況と返済状況についてはどのようになっていますかとの質疑に対し、現在の利用状況は平成27年度で指宿市奨学資金の貸与者が35人、指宿市大重・岩崎奨学資金の貸与者が14名、指宿市奨学資金の償還者が47人、指宿市大重・岩崎奨学資金の償還者が13人となっております。償還額は高校3年間2万ずつの36月借りた場合が72万円になりますので、5年間の返済期間で月額1万2千円です。大学生が5万円借りた場合は最高15年間の償還期間というものがありますので、月額で平均1万3千円になります。高校生も大学生も貸与が終わって学校を卒業してから1年間猶予期間がありますので、1年後から償還をする形になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第26号及び議案第28号については、質疑、意見ともにありませんでした。 以上で報告を終わります。

〇議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより, 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号から議案第29号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第29号までの4議案は原案のとおり可決されました。

△ 議案第30号~議案第32号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第17、議案第30号、指宿市消費生活センターの組織及び運営

等に関する条例の制定について、から、日程第19、議案第32号、指宿市手数料条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会へ付託されました議案第30号,指宿市消費生活 センターの組織及び運営等に関する条例の制定について,から,議案第32号,指宿市手数料 条例の一部改正について,までの3議案の審査の経過と結果について,ご報告申し上げま す。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め、審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第31号について。フラワー公園とはどこを言うのかとの質疑に対し、なのはな館からこころの湯の通りに牛の像がある、グラウンドゴルフをしている全体をフラワー公園としているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第30号及び議案第32号については、質疑、意見ともにありませんでした。 以上で報告を終わります。

〇議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○14番議員(前之園正和) 議案第31号,指宿市フラワー公園条例の制定について反対の討論を行います。これまでフラワー公園は条例上,普通公園の一つとして位置付けられておりまして、一般に無料開放されていました。ところが、実態はと言えば、公園の大部分をグラウンドゴルフ愛好家が占有をしており、一般市民は自由に入れない状態にありました。グラウンドゴルフのための用具も常設されており、市の土地でありながら第3者がグラウンドゴルフコースとして認定を受けているなど、いろいろな問題が露呈していました。私はこの問題を一般質問で取り上げ、本来の普通公園として市民が自由に利用できるようにすべきだと要

求し、グラウンドゴルフに関しては占有するのでなく、グラウンドゴルフをしない一般市民と共存できるようにすべきだと指摘しました。ところが、今回の条例制定はフラワー公園を普通公園から切り離すことにより、一般市民が自由に利用できる保証をなくしてしましました。そして、事実上は特定のグラウンドゴルフ団体しか使えない仕組みになります。条例を制定するならグラウンドゴルフ愛好家と親子して芝生でお弁当を食べたいなど、一般市民とが共存できる内容にすべきです。市民に広く目を向けない本条例制定には反対をいたします。

○議長(松下喜久雄) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第30号及び議案第32号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び議案第32号の2議案は原案のとおり可決されました。

〇議長(松下喜久雄) 次に、議案第31号、指宿市フラワー公園条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第33号(委員長報告)

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第20、議案第33号、平成28年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず総務水道委員長の報告を求めます。

〇総務水道委員長(高田チョ子) 総務水道委員会へ分割付託されました議案第33号,平成28年 度指宿市一般会計予算について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。 要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る2月29日、3月2日の両日、全委員出席のもと関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、なのはな館については後年度に財政的負担が生じないかどうかが不透明なままでの関係予算の計上がなされています。また、サッカー場整備については、集客見込みや利用見込みについて希望的観測が優先し、その保証もないままに財政が苦しいと言われる中で他に先んじてやらなければならない根拠はありません。中・長期的視点に立った場合に立派な施設があればプラスの面があるというだけでは十分ではなく、多額の経費を掛けてのサッカー場整備構想には費用対効果の面で疑問が残ります。多額の経費を掛けての整備に要する財政への圧迫、そして維持経費の経常的経費も問題など山積しています。オリンピックや大きな大会に向けて整備をしたところで、その後の利用が思うようにならず、無用の長物と化している例も少なくありません。そうした中でサッカー場整備に関する予算も含まれています。以上のようなことから反対をいたします、というものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。今年の夏から18歳選挙権が施行されますが、18歳から20歳未満の方は何名いますかとの質疑に対し、対象者は700人を予定していますとの答弁でした。

夏の参議院議員選挙と県知事選挙の基準日はいつですかとの質疑に対し、基準日は投票日ですが、投票日の翌日が誕生日となる者までが対象となりますとの答弁でした。

備品購入費がいろいろありますが、開票時間は前からすると短縮が図られているのですかとの質疑に対し、開票事務については投票用紙の読み取り機というものが現在2台あり、平成26年度の市長・市議選が前回と比較して2時間程度短縮しております。また、同年4月の衆議院の補欠選挙が1時間半の短縮、その年の12月の衆議院解散総選挙では1時間40分の短縮が図られていますとの答弁でした。

18歳選挙権のことですが、先ほど学校側から要請があれば出前講座等で周知を図りたいということでしたが、要請に基づく出前講座ではなく、積極的に投票率を上げるその他の行動で18歳を意識したものがあるのですかとの質疑に対し、平成27年度の段階でこの18歳選挙権ということに関しては、非常に学校側も関心を持ちまして、生徒会選挙で実際の投票箱や投票記載台といったものを貸し出し、問題意識というものも学校側でも持っているところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。今回、指宿庁舎の耐震補強工事と合わせて大規模改修になっていますが、震度は幾つまで耐えられる設計なのでしょうかとの質疑に対し、昭和56年に

改正された際に震度6を想定して改正がされていますとの答弁でした。

今回,工事をするに当たり市内の業者も参入できるのですかとの質疑に対し,基本的には 市内の業者を優先してやりたいと考えていますとの答弁でした。

大規模改修の中で、エレベーターを設置するのでしょうかとの質疑に対し、議会傍聴者やお年寄り、障害者の庁舎の2階・3階への利便性を図ること、併せて3階建ての公共施設の移動についてはエレベーターを設置するようになっておりますので、平成29年度に現在のトイレの場所をエレベーター棟の中に一緒に含める計画ですとの答弁でした。

総務費の職員研修ですが、人事交流は来年度も何か考えているのですかとの質疑に対し、 現在、国の九州産業経済局と九州地方整備局との人事交流を行っており、県へは観光課に1 名職員を派遣して観光行政の研修をしています。28年度についても国とは同様の相互交流、 県とはこちらから派遣だけでなくて、県からも相互交流という形で実施したいと考えていま すとの答弁でした。

再任用希望者は何名でしたかとの質疑に対し、現時点で各再任用対象者に希望を募ったと ころ、27名の希望が出ていますとの答弁でした。

今年度、退職者だけじゃなくて、前の退職者も含めて27名ということですかとの質疑に対し、対象者が65歳までになりますので、過年度退職された方も含めて27名ということですとの答弁でした。

定年を65歳にするとか、そういうことでその年金受給との差、間をなくすということは考えるべきであって、民間の働き手を奪ってまで、とは言いませんが、再任用でカバーするということは本末転倒じゃないかなと思うのですが、どうなのでしょうかとの質疑に対し、合併前の平成17年4月1日の職員数は598名でした。去年の4月1日が446人で、合併後10年間でこれまで152名の削減を行ってきました。これについては行政改革大綱に基づいて進めてきましたが、その中で職員を減らしてパートを増やしたり、市民課の窓口等で活躍していただいているフロントオフィス職員等で置き換わってきている部分もありますとの答弁でした。

指定管理者が市との契約によってそのとおりやっていても、実際、市民のいろんなサービスにつながっているかというと、そうでもないということを耳にすることがありますが、指定管理者への業務のチェックはどこがしているのですかとの質疑に対し、制度的な部分、あるいは指定管理者の選定といった部分については行政改革推進室で、その他の個々の、例えば指定管理者とのモニタリングや監督指導につきましては、担当課の方で行っている現状ですとの答弁でした。

来年度は、また指定管理をどこかするような場所があるのですかとの質疑に対し、来年度 の指定管理者の予定については、指宿老人福祉センター、山川老人福祉センター、セントラ ルパーク指宿の予定となっていますとの答弁でした。

意見として、指宿市のいろんな教育、文化施設などに嘱託の職員がいますので、再任用の

職員だけではなくて、いろんな面において待遇とか改善をするべきじゃないかと思います。 やはり、身内だけでしているというふうに見られるよりは、ちゃんとしたことを、そういう 嘱託の方に対してはやっていただきたいと思います、というものと、職員の健康管理につい ての環境整備は、特に努めていただきたいと思います。そのためには、やはり総務課と所属 長、所属職場の連携プレーをしっかりやっていただきたいと思いますというものがありまし た。

次に、市長公室所管分について。地熱の恵み活用プロジェクトについては28年度から何年度までで、全体の現時点における見通しとして、総体の事業費が幾らでそのうち指宿市費はどれぐらいになるのですかとの質疑に対し、掘削の部分、発電事業の部分では30年度の運用開始を目指しています。発電事業者についてはSPC、九州電力とセイカスポーツセンターを昨年度の公募で選定していますので、そこが発電事業を行い、市からは蒸気を販売するという状況になっています。発電所の建設費の部分は、今後詳細があると思いますが、これらは民間事業者が電気料に見合った負担をしていき、想定では20億程度と聞いております。発電の部分で言えば発電所の建設については、民間事業が20億程度の事業になるかと思います。掘削については市が掘削をしていきますので、これはジョグメックの補助事業を活用して掘削をして、蒸気を売っていきます。現在、その発電の規模については掘削をしてみないと分かりませんが、今のところは2メガ程度を想定しています。2メガであれば売電収入で言えば4億円程度になるかと思います。ここの部分について、市には5、000万程度は歳入としてあると思っています。歳出の部分ではその発電の5、000万の部分については、今後新たに地熱の基金を設置し、積立てをして、現在人口減少が進んでいますので、地域コミュニティ、そういったところの費用に充てていきたいと考えていますとの答弁でした。

サッカー場,多目的グラウンドの管理費が人件費を除いて1,200万ぐらいとのことですが、どこから出てきた計算なのですか。どこか調査や視察に行ったということで、そういう費用が出てきたのですかとの質疑に対し、熊本県の大津町のサッカー場を参考にしています。そこでは芝の刈込や施肥、液肥の散布、殺虫剤、殺菌剤の散布、パーチカットという茎の切断や枯れてしまった根の除去等のいろんな作業があり、芝の刈込等も80回から100回ぐらいやっています。そこの部分を参考に1,200万程度ということで見込んでいますとの答弁でした。

市が造らないでいい方法、制度があるのですかとの質疑に対し、市が土地を準備してサッカー協会や他の団体が造る制度があるというのは、こちらの方では聞いておりませんとの答弁でした。

メインコートの年間使用を120日と想定していますが、単純に割れば3日に1回、週に2日以上ということになりますが、相当の日数だと思います。 J リーグ関係や企業関係といった内訳、また目標は目標でいいんですが、めどがあるのでしょうかとの質疑に対し、プロが合宿

で利用するのが非常に限られた期間で、1月から2月ぐらいのシーズンだと想定をしています。そのほかの期間についてはアマチュア利用が中心となり、主に週末を中心に市のサッカー競技団体等の利用を想定しています。あと、あるいは鹿児島県内で開かれている各カテゴリーの大会が多数あり、誘致可能と見込まれる大会等の数値を当てはめて、120日程度の稼働ということで今想定していますとの答弁でした。

年間使用120日は実現可能というような見込みなのですかとの質疑に対し、可能であろうと見込んでいます。実現させるためにしっかりとこれから関係機関とも連絡を取り合い、積極的な誘致を展開していかなければならないと思っているところですとの答弁でした。

サブコートについてはどのような利用頻度を考えていますかとの質疑に対し、メインの芝の養生ということもありますので、120日という設定ですけれども、サブは人工芝ですので使おうと思えば常時使える状態です。今、サブについてはメインよりはもっと使っていただけるのではないかなということで想定していますとの答弁でした。

例えば、オリンピック向けに各地のスポーツの競技場なり何らかの設備を使って、造って 大成功したが、そのあとの利用という点ではペンペン草が生えてしまったということも聞か ないわけじゃないんです。そういう意味で今回もオリンピックの事前キャンプということも 出ていますが、その後の利用について、今見通しがあるということでしたが、そういったこ とになりはしないか、あるいは管理費疲れっていうことになりはしないか、ということが気 になるのですが、その点はどうですかとの質疑に対し、オリンピックだけではなく、その後 もやはり市民に使っていただかないといけない施設ですので、市民での活用とか県内のいろ んな大会等に働き掛けをしながら、経済効果を生むような形でやっていきたいと考えていま すとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に財政課所管分について。財政管理費の積立金の内訳はどのようになっていますかとの 質疑に対し、財政管理費に計上している基金は財政課所管の基金を掲げていますとの答弁で した。

砂むしの例の事件があったわけですが、まちづくり公社に指定管理で委託するときに、その内容については財政課では審査しないのですかとの質疑に対し、各課の契約事務については財政課所管の財産契約係で審査して、額に応じて部長、副市長までいくという事務決裁規定に従って決裁をしていますとの答弁でした。

財産管理事務ということでお聞きしますが、指宿市の所有の建物で表示登記をしているのがありますかとの質疑に対し、市が管理する財産は行政財産と普通財産があり、財産管理の中で財政課が所管する部分は普通財産です。行政財産はそれぞれ所管課で管理することになります。それから、建物の登記部分については、確か昭和31年の登記はしなくてもよいという特例があり、登記は特に経費が掛かりますのでしていない状況ですとの答弁でした。

市の建物については固定資産台帳もないということですが、ほかに台帳はないのですかとの質疑に対し、公有財産台帳ということで、行政財産については所管課で、普通財産については財政課でそれぞれ台帳を作っており、決算書等で公有財産の異動表という形で異動が出るような形で整備していますとの答弁でした。

マイナス金利ということが言われており、指宿市の預貯金と言いますか、100億ぐらいありますが、マイナス金利の影響を受けるのですかとの質疑に対し、マイナス金利が日銀の政策として現在出ておりまして、運用の利息が下がってまいりますので、将来的にはそういう運用益が減ってくるということで、収入が減ることが考えられると思いますとの答弁でした。

一般的に株式では運用はしていないですか。国債以外に何かありますかとの質疑に対し、 株式では日本銀行、鹿児島銀行、南日本放送、ナンチク等の株を購入し、それぞれ配当を受 けていますが、実際に配当を受けているのは鹿銀と南日本放送だけで、基金で運用している 株はありませんとの答弁でした。

財産の管理の関係で池田湖の売店の裏のトイレは汲み取り式ですが、あそこは売店の人が 使うのですかとの質疑に対し、当然、売店の方も利用しますが、売店を利用する方も使って いる状況ですので、その汲み取り料を計上しているところですとの答弁でした。

トイレを倉庫あたりに改装して、必要な人がいれば貸した方がいいのではないのですかとの質疑に対し、売店の裏のトイレにつきましても、27年度中に観光課で池田湖全体の構想を作っており、その中で池田湖をどのようにしていくのかというプランがまとまりつつあります。その中で議員が言われましたそこを新たに別な用途にということも検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

土地,建物貸付など歳入があるのですが,そういう財産の現状にあった適切な評価をしないと,賃貸料の設定というのは難しいと思うのですが,現在はどのような基準で賃貸料を決めているのでしょうかとの質疑に対し,財産の評価については平成27年度,28年度にかけて公有財産の管理計画というのを作っています。その中で出された評価が基本となって,市が貸付等をする場合は年間に評価額の100分の4というのが,大体の貸付の価格になりますので,その中で運用していきたいと考えていますとの答弁でした。

スポーツ文化振興基金は一般の方からも寄附をお願いしたいということでしたが、27年度はそういう寄附があったのですかとの質疑に対し、このスポーツ文化振興基金は平成27年度から設立した基金で、昨年は50万円の寄附と原資の1,000万を積み立てました。その人は選手の全国大会への派遣と子供の育成の指導者に関わる費用ということで、この基金から取り崩して活用しているところですとの答弁でした。

意見として、土地、建物賃貸料に関して、指宿市の産業振興を図る上で土地などの貸付料 金の緩和策も一部考えてもらいたい、というものがありました。 次に、危機管理課所管分について。消防施設費の関係で補水バルブ200万円計画していますが、これは1基当たり幾らして、何基分ですかとの質疑に対し、昨年度以前は1基当たり50万円でしたが、物件費等の高騰により1基当たり65万から70万程度掛かるということで、来年度は3基を予定しているところですとの答弁でした。

旧指宿市に防火水槽は何基あって、補水バルブを取り付けるのにあと何年かかる見込みですかとの質疑に対し、現在指宿市全体で472基の防火水槽があり、うち指宿地域が196基です。この196基のうち、補水バルブの整備が終わったのが34基で、今後も順次整備をしていかねばならないと認識していますとの答弁でした。

災害対策費の負担金で防災へリコプターに105万6千円とありますが、別に防災へリコプターの緊急運航要請費として25万円が計上、計画されています。これはヘリコプターを依頼すれば要請費を支払うのですか。あるいは何件以上あれば負担金を求められるというものですかとの質疑に対し、県の消防防災へリコプターの負担金は運営協議会に関するパイロット以外の隊員の給料等の負担金で、人件費の見合いの負担金ということです。また、消防防災へリコプターの緊急運航要請費の負担金は、ドクターへリが対応できないときに消防防災へリで対応する際の運航費用として計上してありますが、26年度、27年度は要請は1回もないところですとの答弁でした。

防災無線は防災に関することのほか、一般行政に関することにも利用しているのかどうか、またしっかり機能したかどうかをチェックするためにも、テスト運用はどのようにされていますかとの質疑に対し、防災行政無線はその名のとおり、第一義的には防災ということで、緊急の消防団招集や避難等の部分での利用のほか、行政に必要な部分であればそれぞれの所管からの要請により放送しているという状況です。点検について、1日に指宿地域は昼と夕方、山川地域、開聞地域においては朝、昼、夕方と3回チャイムを鳴らして作動チェックをしているところですとの答弁でした。

緊急時は一斉に放送するということですが、一斉に鳴らすと音が重なったりエコー的になったりするので、幾つかに分けたりボリュームを絞ったりと苦労されていると思います。ただ、文節を区切って放送すると聞きやすいということであっても、非常事態なのにゆっくり言えばその緊張度が伝わらないのではないかということもあると思うのですが、その辺はどのようにお考えですかとの質疑に対し、市民からも災害時の緊張感がないとか、様々なご指摘もいただいています。今、消防団招集の部分は市役所からではなく、消防組合の通信指令センターが指宿市、南九州市、南さつま市、3市に同じように流しているところなのですが、もし大規模な災害、津波などでJアラートが鳴るような場合は、私どもも命令口調でするように考えているところですが、今のところ津波のとき、何のときには命令口調でする、ということを決めていませんので、今後そこ辺りも消防組合等も含めて話をしたいと思いますとの答弁でした。

自衛官募集に関して、高卒者や大卒者の名簿を提供してほしいと要請できることになっていますが、答えなければならないという義務規定はないと認識しています。これに応えるという判断は危機管理の方ですかとの質疑に対し、自衛隊への適正年齢の情報提供は危機管理課において市民協働課へお願いして、情報提供をしていただいている状況ですとの答弁でした。

指宿市過疎地域自立促進計画の情報通信のところで、防災行政無線放送がアナログからデジタルに切り替わることにより、従来のアナログの戸別受信機では電波を受信できない状態となってしまうことから、住民負担の軽減化を念頭に戸別受信機を含めた対策も併せて検討するとなっていますが、これが新年度の予算のどこに反映されていますかとの質疑に対し、消防施設費の石油貯蔵施設立地対策事業に事業概要で防災行政情報の確実な伝達を期して、アナログ波による再送信設備を整備し、なお一層のサービスに寄与するということで、防災行政無線同報系の難聴地域対策事業として、事業費2,659万5千円と記載してあります。この事業の概要は、デジタルの電波を受信するアンテナを市内に14か所ほど設置して、そこでFMのアナログ波に変換して飛ばせばどこに住んでいても、通常はFMのラジオを聞きながら緊急が入った場合には一斉に緊急放送に切り替わって、いろんな防災情報が自宅で聞けるという1万円弱のFM放送対応のラジオで、難聴地域の解消を図っていきたいと考えていますとの答弁でした。

難聴地域についてはFMラジオで対応するようですが、デジタルからアナログ変更の設備は市でやっても1万円という受信機は個人の負担でやるのですかとの質疑に対し、難聴地域については受信機も市の負担でします。ただ、音達地域ということで、聞こえる地域の方々には申し訳ないですが1万円ぐらいの負担をいただきたいと考えているところですとの答弁でした。

先日,瀬崎で火事があったとき,タンクの水が少なくなったとか聞いたが,防火水槽の補水バルブは緊急に整備したのですかとの質疑に対し,瀬崎地区にはタンクが二つ,指宿市の消火栓が1基,鹿児島市の消火栓が田貫地区に2基あり,消防の相互応援協定でお互いが利用することになっていましたが,この前は大火になってしまったことと,補水バルブがないことから,タンクの底が見えてきました。今回の教訓を生かして,次年度のバルブの3基のうちの一つは瀬崎の方に付けようということに,消防団の方や常備消防の方とお話をさせていただいていますとの答弁でした。

消火栓も毎年付けていただいていますが、優先順位を付ける場合、やはり消防、危機管理 課で危険地域を分けているとか、いわば重点的にいろんな消防団員の方を通じてそういう指 導等をしているのですかとの質疑に対し、消防団の方々には毎年春と秋の2回は水利の点検 をしていただき、ここにもう一つ欲しいというようなものはそのたびに押さえています。ま た、常備消防にお願いして、どこにどの程度水利が今必要で、どこから先に準備したらいい のかということを聞きながら、また消防団の要望とすり合わせをして順次付けていっている 状況ですとの答弁でした。

消防分団の定数がどれぐらいで、実数はどれぐらいになっているのですかとの質疑に対し、平成27年4月1日の数字で、指宿市消防団員の条例定数は564人ですが、実際の団員数は515人ということで、49人の欠員となっていますとの答弁でした。

欠員が続いていると思うんですが、その主な理由としては年齢層の方がいないのか、職業的に制限が係るのか、その辺はどのように考えていますか。また、充足するための努力はどのようにされていますかとの質疑に対し、消防団の定数に満たない場所については、後援会や消防分団の幹部の皆さんに何とか1人でも掘り起こしをお願いしています。また、現在は市の女性消防団が年に2、3回、キャンペーンを組むなどして消防団員の確保のための動きをしているところです。後援会の話では、やはり勤め人が多くなって、なかなか消防団に入っていただけない状況もあると聞いています。また、消防団に入っても昼間の被用者が少ないことから、今全国で流行っています機能別消防団とか、いろんなことを含めて条例定数を充足させるなど、柔軟な発想も必要になってくると考えているところですとの答弁でした。

以前、開聞支所の方々について、いざというときにはその任に当たるようなことがあったように記憶していますが、それは過去のものですか、今はどうなっているのですかとの質疑に対し、以前は山川庁舎と開聞庁舎にそれぞれ庁舎班がいました。昼間だけですが、庁舎から出動するという体制をとっていました。現在はその庁舎班は廃止して、その定数で山川庁舎、開聞庁舎班で13人でしたが、それを女性消防団員に割り振っています。現在も市の職員24人が消防団員として、いざ何かあったときには出る状況です。庁舎班は規則で改正をしてありますとの答弁でした。

庁舎班は今はないということですが、なくした理由は何か不都合があったのか、代替えで 対応したのか、その点はどうなのですかとの質疑に対し、庁舎班に備えてあった小型ポンプ は最低4名の操作員がなければ操作できないことから、現在の山川庁舎、開聞庁舎の職員で 消火活動をするのがちょっと厳しくなっているということですとの答弁でした。

はしご車を購入ということですが、今の車両は廃車なのですか。また、はしご車は指宿南 九州消防組合で買うわけですが、指宿市と南九州市でそのお金を出すとなった場合の割合が 決まっているのですかとの質疑に対し、現在、指宿消防署に配置してあるはしご車は平成28 年度で丸24年を迎えるということで、今回老朽化により更新するということです。はしご車 に係る特別負担金は、以前よりその管内の市町の5階建て以上の建物の割合で支出が決まっ ているようです。5階建て以上の建物が指宿市に33棟、南九州市に7棟ということで、この負 担割合が82.5%と17.5%ということで、指宿市の負担が2億円のうち1億6,500万円となって いますとの答弁でした。

意見として、補水バルブの未設置がたくさんありますので、できるだけ早くすべて設置で

きますようお願いいたします、というものがありました。

なお、監査委員事務局、議会事務局及び会計課の所管分については質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

- **〇議長(松下喜久雄)** 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。
- **○文教厚生委員長(恒吉太吾)** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第33号,平成28年度 指宿市一般会計予算について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る3月3日,4日の両日,全委員出席のもと関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果,全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。指宿総合体育館の大規模改修工事の予定がありますが、どのような計画なのかお示しをいただきたいとの質疑に対し、28年度に設計を行い、29年度に工事をする予定ですとの答弁でした。

総合体育館の工事に伴い、使えない時期がどれぐらいあるのか、計画はありますかとの質疑に対し、28年度の設計段階でどの程度の工事になるのか、まず調査をしなければなりません。床の状態、それから雨漏りの状態、建築後37年を過ぎようとしており、大分古くなっています。その結果次第になりますが、予想としてはかなり長くなるのではないかと考えていますとの答弁でした。

教育環境検討事業がありますが、学校の在り方については検討結果が出たところで、その結果によって今後の小・中学校の再編を含めた議論をしたいということで、これは何か委員会を新しくつくるという考えですかとの質疑に対し、26年度、27年度の2年間は学校のあり方について考える会を組織して、教育委員会と一緒に議論を進めてきました。その中には地域の代表、指宿地域であれば各中学校区の自公連の推薦の方、各小・中学校の保護者、PTA推薦の方、併せて青年代表の方々に加わっていただいて、開聞・山川でも同様の委員に全体としてスポーツ少年団本部推薦の1人に入っていただきました。来年度以降はまだ多くの参画をいただきたいということで、高齢者世代の老人クラブ連合会の推薦委員や子ども会育成連絡協議会の代表の方などを新たに加えて、各世代からの意見の充実を図っていこうと考えていますとの答弁でした。

山川小学校のトイレの改修も計画されていますが、これはどのような工事になっていくのですかとの質疑に対し、山川小学校の校舎と中央部北側にトイレがありますが、トイレ棟の1階の内部を全て解体して男女の区分けをします。それによって、和便器を洋便器に変える、和便器も残しますが基本的には男子と女子の区別をするという改修になりますとの答弁

でした。

ICTを子供のときから取り組んでおけば、すごく子供のためになる。高校を卒業したときには活用できるのではないかと言われていますが、そのタブレット端末を提供することを考えているのですかとの質疑に対し、28年度は予算化をしており、光回線を全小・中学校で接続をするための改修をする予定になっています。タブレット端末については27年度柳田小学校と開聞中学校はパソコンの入替え、リースをしましたが、そこについてはタブレットに移行していますとの答弁でした。

文化財保護費の中で、今和泉の墓地の測量や松尾城の測量が入っていますが、この測量を したあとはどのようにされるのですかとの質疑に対し、今和泉島津家墓地の測量については 全国にある大名墓地の中で文化庁が鹿児島県の島津家墓地及び一門家の墓地などについて、 国指定化を進めたいという意向があり、県の教育委員会でもそのように進めたいということ でした。関係自治体や鹿児島市などでそれぞれ測量を進め、国指定史跡にもっていくような 計画です。一方、松尾城は非常に重要な城だという認識を私どもは持っているところです が、全体の様相が全然分からないような状況がありましたので、全体の規模や構造について 中に立ち入って概略図を作成していくという作業をしているところですとの答弁でした。

こういう測量をしていろんなことが分かったときに、のちのちこれを指宿市の観光という 形で利用していくという計画はないのですかとの質疑に対し、国の指定史跡になった場合 は、例えば岡山県の池田家大名墓地についても、国指定史跡になったのち補助金をもらって 整備して観光PRに非常に役に立ったという話もあります。ご承知のとおり、今和泉家はい まだに観光客が多く、国指定史跡になることで更にPR力が高まるのではないかと考えてい ますとの答弁でした。

丹波小学校体育館の大規模改修の件で、文教厚生委員会でも昨年視察しました。その中で、車いすのお子さんもいるということで、やはり体育館のアプローチ、玄関に階段があって体育館に入りにくい、周りの子供や先生方を含めて協力しているということでしたが、今回改造の計画があるのであれば、入りやすい、バリアフリーなスロープなどを設けてほしいということでした。その辺はどうなっていますかとの質疑に対し、教室等からのスロープについても計画に入っていますとの答弁でした。

意見として、学校の今後の在り方について、市長の施政方針でも山川・開聞地区では小・中一貫教育の設置と言明しているように取られるような内容をうたってあります。また、指宿地区では今後の小・中学校の再編も含めて、より良い学校環境をつくるように努めてまいりますということで、この文章だけから見ると2年間の検討結果を踏まえて、開聞・山川地区は小・中一貫教育の設置となっています。質疑の中で申し上げましたが、市教育委員会としては山川・開聞は小・中一貫教育で今後進んでいくと一般的に捉えると思います。しかし、先ほどの答弁ではそれも含めていろんな検討をしていくということでしたので、その辺

は地域の理解を十分得た上で進めていただきたい、というものと、スポーツ文化振興基金事業の関係で全国的なレベルの表彰の際に、一部でも旅費の補助ができればありがたいと思います。要綱ではそういう形での表彰は対象になっていないということですが、お祝いの意味も込めてそこも検討していただきたい、というものと、指宿市の小・中学校の中で過小規模校が6校、小規模校が8校あります。そこの教育をうまくするためにはICT教育の導入とか全国で進んでいるようですので、誰か職員を派遣して調査、研究していただきたい、というものと、指宿商業高校のテニスコートの件もですが、やはり頑張っている子供たちや学校関係に関しては市としても手厚く、一般市民の方も分かる形でしていただきたい。また、ツマベニ少年太鼓は山川小学校の元給食室を借りて練習していますが、全国で優勝し、各種イベントでも指宿を代表して頑張っている子供たちに、もっといい環境で練習をさせてあげたいので、いろいろ課題はあると思いますが検討していただきたい、というものがありました。

次に、市民協働課所管分について。市民活動補償保険事業がありますが、これにより保険を請求したものについて主な事例をお示しいただきたいとの質疑に対し、27年度の今現在の状況ですが、傷害が5件、賠償が2件でトータルの金額で35万5,736円が27年度分として支給されています。内容は各自治公民館の運動会でのけがなどが傷害の主なものです。賠償については草払いなどをして車に破片が当たって割れた、というものが2件ですとの答弁でした。

共生・協働社会をということで市民が一生懸命やっていますが、一昨年大きな事故がありました。そののち、市民活動をどんどん進めるために補償内容の見直しはされなかったのですかとの質疑に対し、この補償制度については要綱で定めており、特に来年度に向けて見直しをしたということはありませんとの答弁でした。

今までの補償内容では無理があるという認識があって、協議したことがあるのかと思って 聞いたのですが、何も協議されなかったということでよろしいですかとの質疑に対し、補償 内容について、今回当初予算を要求する段階でそういった協議はしていません。しかし、今 回の事故を受けて保険商品というか、グレードアップをしていくような検討をしていく必要 があると思いますとの答弁でした。

意見として,市民活動補償保険を今後見直していただいて,多くの市民に共生,協働の活動をしてもらいたいと思います,というものがありました。

次に、環境政策課所管分について。清掃総務費の委託料の内訳を教えていただきたいとの質疑に対し、委託料3,177万7千円は資源ごみ収集運搬委託料1,449万円、資源ごみ再商品化処理業務委託料611万5千円、資源ごみ保管業務委託料38万9千円、容器リサイクル協会への委託料36万2千円、シルバー人材センターに業務委託しています常設収集所業務委託料847万7千円、古着等固形燃料化処理業務委託料194万4千円ですとの答弁でした。

アプリの委託もというような説明があったと思いますが、委託料の中には入っていないの

ですかとの質疑に対し、アプリに関しては目7環境衛生費の委託料になりますとの答弁でした。

アプリに関する委託料とアプリの内容はどのようになっているのですかとの質疑に対し、 アプリ分別の委託料は22万3千円を計上しています。内容はスマートフォンなどの携帯端末 や指宿市のホームページを活用して、ごみ出し日や分別方法を知ることができるようにした いと考えています。そのほか、アプリ内に新しいごみアプリを開発する方法、若しくは他自 治体が導入している汎用品のごみ出しアプリを活用する方法などを比較、検討して導入した いと考えていますとの答弁でした。

意見として、可燃ごみの減量化が指宿市の喫緊の課題なので、生ごみの処理についている んなことを調査・研究してもらいたいのですが、幸いに鹿児島県には日本一の志布志市や大 崎町があるので、そういうところに職員を派遣していいところを真似てもらいたいので、そ の予算を取ってもらいたいと思います、というものがありました。

次に、税務課所管分について。市民税の納入率は今どのぐらい見込んでいますかとの質疑に対し、市民税の収納率ですが平成26年度の決算では92.92%で平成28年度については92.51%を見込んで計上していますとの答弁でした。

3人の徴収員の徴収実績がどのぐらいあるのですかとの質疑に対し、平成21年度から徴収嘱託員制度を導入して、最初は2名、22年度からは4名でしたが、平成27年8月からはコンビニ及び郵貯収納の導入により納付環境の充実を図っていること、また1名が高齢者で辞めたため、現在は3名で徴収業務を行っています。徴収実績としては平成23年度は1億2、700万円、平成24年度は1億4、000万円、平成25年度は1億6、400万円、平成26年度は1億6、600万円と年々徴収額は伸びています。平成27年度は1月末現在での徴収実績は1億4、522万円で、前年度同期とほぼ同額となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。山川の福祉センターの屋根付きのゲートボール場にライトを付けるという話がありましたが、内容を詳しく教えていただきたいとの質疑に対し、山川の老人福祉センターは設置後、既に34年経過しており、屋外の屋根付きゲートボール場の屋根にある塩ビ製の明り取りの部分が老朽化で色あせしたり、こけが付いたりして暗い日、特に雨が降る日には試合中に球が全然見えないという状況です。このため、ゲートボール愛好者から照明を付けてほしいという要望があり、平成28年度予算に計上させていただいたところで、LEDの照明を4基付ける予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。不妊治療について、来年度から助成をするということですが、内容について詳しく説明をお願いしますとの質疑に対し、対象となる治療は特定不妊治療で、体外受精と顕微授精の二つを国に準じた形で助成します。対象となる方は特定不

妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないという方,又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦,それと夫若しくは妻のいずれか一方,または両方が指宿市に1年以上住所を有していること,国の定める不妊治療制度により県の不妊治療費事業承認決定を受けた夫婦であることなどが条件で,現在要綱を策定中です。28年4月1日からは初回のみですが,これまで15万円県で助成をしていた分が30万円となり,2回目以降は15万円ということで,それに加えて指宿市においては上限10万円で通算5年間助成をするという取組ですとの答弁でした。

寄附講座ということで、1,750万円あり、これは今年度で終わるということですが、今後の動向はどうなっているのですかとの質疑に対し、26年度から28年度の3年間、寄附講座をしたところですが、指宿医療センターとの打ち合わせの中で今後もなかなか産科医の確保が難しいということもあり、29年度以降もまた3年間、寄附講座という形で協定書を結んで延ばす計画ですとの答弁でした。

意見として、不妊治療助成制度について、これまで指宿市は独自の助成制度は設けていなかったのですが、28年度から制度を作って助成していくと、本当にありがたいことだと思います。保健所から昨年もらった26年7月1日現在の不妊治療に対する独自助成制度一覧がありますが、県の助成15万円以上の助成制度を上乗せで出しているところが18自治体のうち七つありますので、今指宿市は10万円で計画していますが、できれば産み、育てやすい環境整備を指宿はやっている、せっかく新規に助成制度をするのであればどちらかというと低い助成のところに右ならえではなく、手厚いところの制度に合わせていただければと思います、というものと、がん検診については早期発見されることで医療費も大分抑えられると思いますので、受診率が上がるような対策に取り組んでいただきたい、というものと、健幸のまちづくり事業の中でころばん体操に取り組んでおり、今22地区で28年度25地区になるとのことですが、これが50、100になるように取り組んで、市民の健康づくりをよろしくお願いしたいと思います、というものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。生活保護の支援事業で説明があった300世帯、357人は27年度だと思うのですが、昨今生活保護世帯がどんどん増えている状況です。指宿市においては28年度に向けて、やはり増える見込みですかとの質疑に対し、先日も生活保護受給者が163万4,000世帯と過去最多を更新したと報道がありましたが、指宿市は平成25年度が320世帯、平成26年度が307世帯、平成27年度の1月末が301世帯と減少傾向です。今後、就労可能な世帯などについては短時間でも就業を経験させ、就労意欲を高めるような支援を行うなど自立できるような取組をしていきたいと考えています。また、生活困窮者に対し自立相談支援事業などの実施や住居確保、給付金の支給などを行うなどして、生活保護に至る前の段階での自立支援策を強化していきたいと考えていますとの答弁でした。

保育所などの運営事業費のことで、認定子ども園ができましたが、今、待機児童は0にな

っているのか、また行きたいところがあって入っていなくて、待機児童になっている方がいるのですかとの質疑に対し、本市においては国で示す待機児童はいませんが、ほかに利用可能な特定教育保育施設などがあるにも関わらず、特定の保育所などを希望し入所を待っている児童が28年1月1日現在で60名ぐらいいますとの答弁でした。

その60名をそのまま見過ごすのではなく、認定子ども園など特に保育に欠ける、欠けないということもあるので、ほかの近隣施設を紹介しても入らないのですかとの質疑に対し、どうしても距離的な問題もあるなど、希望する保育園を待っている方には近くの空いているところなども紹介しますが、特に中心部は定数がいっぱいで入れないところが多い状況ですとの答弁でした。

意見として、子供医療費の現物支給を以前から言っていますが、県内全市で取り組まないとできないということですが、どうにか医師会と協議して早急に取り組んでいただきたい。又、待機児童はいないと言いますが、実際は希望する園に行きたいということで60名ほどいるということですので、新しい施設も増えていますが、定数を増やしていただけないかという指導をしていただきたいと思います、というものと、これから少子化は避けられない状況です。その中でも指宿市は産み育てやすい環境づくりに取り組んで頑張っていると、そういう手厚いところだというところを前面に出していきたいと思います。そういう意味でも、今後、学童保育の整備についてもお願いします、というものがありました。

以上で,報告を終わります。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

休憩午前11時46分再開午後0時58分

〇議長(松下喜久雄)) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会へ分割付託されました議案第33号,平成28年度 指宿市一般会計予算について,審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る3月8日,9日の両日,全委員出席のもと関係課職員の出席を求め審査いた しました結果,全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、建設監理課所管分について。28年2月末時点で未登記になっている筆数が2,492筆残っているが、未登記物件に対する対策は何かあるのかとの質疑に対し、現在、年間70から80筆は行っている。今後とも登記事務に精通した臨時職員の雇用及び再任用職員の配置等、執行体制の充実を図ることを考えているとの答弁でした。

地籍事業の進捗率はとの質疑に対し、27年度末の旧指宿市で84.9%ですとの答弁でした。 今後、何年ぐらいかかるのかとの質疑に対し、約7年かかるとの答弁でした。

地籍調査に係る費用は実質的に何%ぐらいが市の負担になるのかとの質疑に対し、実負担は5%になっているとの答弁でした。

意見として、2,492筆の未登記物件を年間70から80筆ぐらいを目標にやっていては40年から50年かかるので、予算を獲得してできるだけ早くやっていただきたい、というものがありました。

次に、都市整備課所管分について。湊地区区画整理事業の27年度末の進捗率と後年度に係る事業費はとの質疑に対し、27年度末の事業費ベースの進捗率で約90%、28年度は9,591万1 千円を予定しているとの答弁でした。

十町地区の進捗率,事業費についてはとの質疑に対し,27年度末の事業費ベースの進捗率は約63%,28年度の工事費として1億6,635万円,補償費として4億1,515万円を予定しているとの答弁でした。

十町地区は70数億掛かる事業だが、湊地区と十町地区では市の持ち出す財源はどのぐらいあるのか、掛かるのかとの質疑に対し、湊地区が総事業費が約54億円を予定しており、市の単独費分が12億1,000万円程度、十町地区が総事業費77億円に対し、約10億が市の単費になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。市民から道路改良、側溝、舗装、打換等、どのぐらい要望が寄せられているのかとの質疑に対し、合併当初から187件程度が要望として挙がっているとの答弁でした。

187件の要望を全て満たすにはあとどれぐらい予定しているのかとの質疑に対し,50%程度事業を完了しているが,10年程度かかるとの答弁でした。

まちづくり公社が市の車両を使用し、保険料や維持管理、公課費まで全て市がまかなっているという状況は、あまりにも支援をし過ぎじゃないかという見方もできる。まちちづくり公社に対する普通公園の維持管理、都市公園の管理委託、車両等の貸付、そのほかいろんな支援というのは改善をしようとするような考えはこれまでもなかったのかとの質疑に対し、組織での検討になるので、関係部署等には喫緊の課題であるということで、今後の対応をお願いしているとの答弁でした。

まちづくり公社の公園,道路関係の維持管理で草木はどういう方法で処分をしているのか との質疑に対し,公社で草刈りをした分は1か所に集めて引き込みを行い,木等の大きなも のは清掃センターに持っていって焼却しているとの答弁でした。

まちづくり公社が処理料を払って焼却をお願いしているのかとの質疑に対し、減免でして いただいているとの答弁でした。 委託料を払っているのに減免でというのは、見直すべきではないかとの質疑に対し、減免 等については今後検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。建て替える敷領団地の2棟45戸は何階建てになるのかとの 質疑に対し、28年度予算に計上した基本構想で最終的に決定する予定だが、3階ないし4階程 度を現在のところは考えているとの答弁でした。

住宅使用料の滞納繰越分がトータルでどのぐらいあるのかとの質疑に対し、2月末時点で26年度までの滞納分が1,501万7,400円であるとの答弁でした。

滞納分はどんな形で回収、収納していくのかとの質疑に対し、現在ほとんどの方から 月々、今の家賃に上乗せして毎月幾ら払うというような約束を取り付け、徴収に行ったり本 人から納入してもらったりという形でやっているとの答弁でした。

高額滞納の金額は幾らかとの質疑に対し、一番金額の多い方で170万円という滞納額で、 既に退去しており、少しずつでもとお願いをしているが生活困窮者で厳しい状況にあるとの 答弁でした。

入居希望の待機者と入居不能な住宅の状況はとの質疑に対し、788戸に対し待機者が総数391名,近い将来用途廃止を予定している住宅等,今入れていない住宅が50戸であるとの答弁でした。

トイレが昔のままで順次計画を進めているということだが、1戸当たり改修の値段は幾らかとの質疑に対し、1戸当たり170万程度掛かっているとの答弁でした。

火災報知機の設置が義務付けられ、設置をされてから5年近く経っているが、電池が切れたり機能しなかったりの調査・点検、入居者に対し確認とかしたことがあるのかとの質疑に対し、全てをこちらから調査というところまではなかなか行きわたらないが、入居者の申出で不具合があるところは業者に依頼して点検をして、不具合があれば取り替えたりという対応を取っているとの答弁でした。

入居者任せではなく、設置した側が点検なり調査なりすべきではないかとの質疑に対し、 ほかの団地の点検等があった際に併せてできるような手段を検討したいとの答弁でした。

意見として、住宅のトイレ改修は最低限の生活をする中で、今の社会情勢において必要なものだ。まだ191戸残っているので、早急な対応を取っていただきたい、というものと、全国的に住宅火災が大変多く発生し、犠牲者も出ている。火災報知器が機能しないことで類焼したり大火になる可能性もある。市が設置した分は点検なり処理なりをして対応していただくようにお願いをする、というものがありました。

次に,指宿港海岸整備室所管分について。瀬崎の高潮対策工事は今年度で全て終わるのか との質疑に対し,26年度から事業を始め,28年度6,000万円計画している。27年度も4,000万 円要望していたが国の補助事業が3,000万円と少なかったため,29年度3,000万円要求し,29 年度末完了と考えているとの答弁でした。

東方海岸堤防老朽化対策緊急事業はどの辺まで進んでいるのかとの質疑に対し、全体延長 1,360mのうち、平成27年度末で1,100m完了予定で進捗率は約82%となっており、平成30年 度を完了目標としているとの答弁でした。

意見として、社会資本整備指宿港海岸保全事業120億の国・県の直轄事業であり、進捗を伸ばすためにはどうしても予算の確保というものが重要になると思う。担当課として今後も予算の確保にしっかりと取り組んでいただくようにお願いをする、というものがありました。

次に、農政課所管分について。がんばる農業者・起業支援事業は販路拡大等に支援をする ということかという質疑に対し、がんばる農業者・起業支援事業は6次産業の推進を図ると いうことで、セミナーの開催や研修視察、開発の事業等のほか、市場開拓を目的とした研修 や商品開発を行っているとの答弁でした。

6次産業の商品化の動きは、現在のところどのようになっているのかとの質疑に対し、昨年度は3件申請があり、うち2件が商品化までこぎつけ、道の駅や山形屋等で実際に販売されている。商品は26年度がソラマメのペースト、パパイヤ茶、オクラのオリーブオイル漬け、今年度はバジルソース、冷凍トロピカルフルーツの加工、ミカンジャムの試作品を研究しているとの答弁でした。

青年就農給付金について、若い農業者が増えてきているようだが、年齢的に大体何歳ぐらいが多いのか、また品目はどのようになっているのかという質疑に対し、年齢構成は平均年齢が31.8歳で、品目としては昨年度で23名のうち果樹が2名、あとは全部野菜でオクラ、ソラマメ、スナップエンドウが中心になっているとの答弁でした。

最近、大きなアナグマがいると聞くが、罠はどれぐらい設置されているのかとの質疑に対し、25年度でイノシシ用4基、タヌキとか小動物を対象にしたものが57基、26年度に6基、今年13基導入しているとの答弁でした。

活動火山周辺地域防災営農対策事業は、他の市町村独自で補助金の追加をやっているのか との質疑に対し、鹿児島市が15%、日置市が15%、いちき串木野市が10%、姶良市が10%、 薩摩川内市が5%、長島町が5%、湧水町が5%、肝付町が5%になっているとの答弁でした。

指宿はやっていないがどのように考えているのかとの質疑に対し、補助金の使途について は適正化の条例がある。個人の資産に関わる分については、基本的には市の上乗せはしない という方向性であるとの答弁でした。

意見として、本市の財政は今後ますます厳しくなるものと予想される。そして、大きな負担となるのが古くなった公共施設の維持管理などである。農業関連施設の維持管理費も大きな財源を要しているので、必要性や費用対効果を更にチェックすることが重要と思われる。また、施設の利用の在り方も改善が必要なので、今後検討をお願いしておくというものがあ

りました。

次に、耕地林務課所管分について。レイクグリーンパークは新しく指定管理者を指定しているが、順調に運営ができているのかとの質疑に対し、4月から1月までえぶろんはうすの建物で5,482人、食堂利用が944人、グラウンドゴルフなど多目的に使うエリア、広場の利用が7,588人、合計1万4,020人となっているとの答弁でした。

シラス対策事業で小牧地区と成川・福元地区は何年までの工事予定かとの質疑に対し、小 牧地区は平成29年度までの5か年間事業、成川・福元地区は平成33年までの10年間であると の答弁でした。

農業振興費の松くい虫特別防除事業で一般散布186ha,無人へり60haはどこに散布をするのかとの質疑に対し、一般散布186haは開聞山麓や多宝仏塔の周辺、無人へりについては開聞物袋海岸、入野海岸、花瀬海岸、山川の戸ヶ峯海岸、大和田海岸である。長崎鼻についてはほとんど枯れたということで区域から除外する方向で考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。農業後継者祝い金として1組5万円、この推移はどういう状況かとの質疑に対し、昨年度は4組、27年度は1組ですとの答弁でした。

農地中間管理事務は申し出ている方がどのぐらいいて、何筆か。そして、どのぐらいの広 さかとの質疑に対し、指宿で指定された面積が8町5反歩であり、地域集積協力金に3人の共 有名義になっている入野物袋の共有地約6町歩と経営転換協力金で概ね1町5反、6名ほどであ るとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。地熱の恵み活用プロジェクト事業の基本設計・策定に係る 事業費の内容について説明をお願いしたいとの質疑に対し、28年度において国の補助金を活 用して基本設計をしようと考えているが、熱量が判明した段階において設計に入っていこう と考えているとの答弁でした。

ボーリングの状況によって構想が変わってくるのかとの質疑に対し、熱量が判明した段階で、その熱量に応じた規模になっていくと考えているとの答弁でした。

いぶすき大好き体験事業等の着地型の受入観光に関する事業費について,詳しく教えてほ しいとの質疑に対し,スポーツ的な体験や食べ物の体験などのメニューがあり,観光協会に 委託して実施してもらうので,今は主に修学旅行を対象にやっているとの答弁でした。

ふれあい公園の管理運営事業費で枯れた松は今後,伐採等の処理はするのかとの質疑に対し、耕地林務課等にお願いしたり、協議をして伐採しているが、見苦しいようであれば引き 続き行いたいとの答弁でした。

レジャーセンターかいもんの洗い場の排水は何十年も海に垂れ流しである。ちゃんとした 形でやっていただきたいがという質疑に対し、排水を海にそのままというのも環境汚染とい う部分では問題があると思うので検討してみたいとの答弁でした。

海外エージェント借上料助成金が200万ほどあるが、どのような事業なのかとの質疑に対し、福岡空港は国際便が多い。北部九州で観光が完結して南九州まで来ないという実態がある。北部九州に降り立った団体の方をターゲットにエージェントが指宿に来てもらうツアーを組んだ場合にバスの借上代に対して助成をするという取組ですとの答弁でした。

イベント対策事業のまちづくり公社の作業委託というものがある。まちづくり公社への委託事業は相当あるが、イベントの仕事までできないのではないかと思うがとの質疑に対し、菜の花マラソンやマーチなど装飾するときは菜の花を管理をしているまちづくり公社の公園部門の方々にお願いをしているとの答弁でした。

この委託料はまちづくり公社の中でどういうところで使われているのかとの質疑に対し, まちづくり公社の中の公園部門や道路部門は収入源がこの委託料だけで,委託したお金で人 件費,賃金を支払いしていくというのが主な内容であるとの答弁でした。

委託料の中で、まちづくり公社の職員の給料が調整されているのかとの質疑に対し、委託 を受けている収入部分を総括して、公園部門、作業部門、道路部門の人件費、その給料等に 調整されて支払われていくとの答弁でした。

まちづくり公社の職員の給与体系も分かってないというふうに思うが、やはりしっかりと 精査をしないといけない。そこまで調査みたいなことができるのかとの質疑に対し、しっか りと組織面からも体制面からも、またいろいろな委託料など全部含めてもう一度作り直す時 期であり、作り直さなければならないと思っているとの答弁でした。

次に、商工水産課所管分について。これから財政事情も大変厳しくなり、公有財産の施設の維持管理が一番関係がある。開聞漁村センターについては早急に担当課と相談をして検討をしていただきたいがとの質疑に対し、28年度中に総務課で公有財産の管理計画というものを立てて、どういうふうに利活用していくのかまとめるが、その中で今後どうしていくのかを検討していければと考えているとの答弁でした。

活お海道は黒字が続いているが、指定管理料の減額ができる状況にはないのかとの質疑に対し、活お海道は21年度にオープンし、当時やっていた山川町漁協には3年間指定管理料を払っていなかった。収益が赤字で撤退し、24年度から芙蓉商事にお願いをしている。当初、赤字でも指定管理料は増額しないと決め、27年度から210万ずつの5年間となっており、安定的に経営してほしいと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で,報告を終わります。

△ 議案第33号(修正案説明)

〇議長(松下喜久雄) 本案に対しては浜田藤幸議員ほか3名から修正案が提出されておりま

す。

この際, 提出者の説明を求めます。

○7番議員(浜田藤幸) 平成28年度指宿市一般会計予算修正案につきまして、それではご説明をいたします。減額した予算については、地熱の恵み活用プロジェクト事業及びサッカー場・多目的グラウンド整備事業に係る予算の減額修正であります。

修正案について説明をいたします。別紙でお示ししたとおり、平成28年度指宿市一般会計予算の第1条中、歳入歳出それぞれの予算総額248億8,000万円を239億8,870万5千円に改めるものです。

まず、歳入について。款14国庫支出金、項2国庫補助金は2,000万円を減額し、款18繰入金、項2基金繰入金は491万5千円を減額し、款20諸収入、項4雑入では7億7,328万円を減額し、款21市債、項1市債は9,310万円を減額しております。

次に、歳出についてであります。款2総務費、項1総務管理費で8億7,129万5千円を減額し、款6商工費、項1商工費で2,000万円を減額しております。また、財源の中に地方債が含まれておりますので、市町村合併特例事業、サッカー場・多目的グラウンドに係る起債限度額9,310万円を全額落としてあります。

減額の詳細については参考資料の4ページで申し上げますが、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費の中の節13委託料のサッカー場・多目的グラウンド整備のための設計委託料9,800万円、同じく節15工事請負費で地熱の恵み活用プロジェクト事業の地熱資源を確認するための調査井掘削に係る費用7億7,328万円、款6商工費、項1商工費、目3観光費の中の節13委託料、地熱の恵み活用プロジェクト事業のたまて箱温泉周辺の地熱を活用した観光施設の整備に向けた基本設計委託料2,000万円をそれぞれ減額してあります。

なお、補助金申請等に係る旅費等もありましたが、減額に伴う打ち合わせ等も考慮し、減額をしておりません。

この修正案につきまして理由を申し述べていきます。まず、地熱の恵み活用プロジェクトについては、発電事業者への蒸気を販売することにより一定の収入を得ることで新たな財源を確保するとともに、余剰熱水をヘルシーランド周辺の新たな事業拡大に活用することで観光振興を図る点については一定の評価はしております。しかしながら、新たな泉源掘削による既存泉源への影響がそれ以上に危惧されるところが分かってまいりました。今回、掘削が予定されている新たな泉源の周辺にはヘルシーランド泉源が1本、たまて箱温泉泉源が2本、山川砂むし温泉泉源が1本あります。絶景のロケーションとその泉質の良さから毎年多くの観光客や市民が訪れ、天然砂むし温泉砂楽と併せて観光地指宿を代表する温泉スポットになっております。また、各4本の泉源の泉質は全て違うそうです。特にたまて箱温泉につきましては、国内最大の口コミサイト・トリップアドバイザーの行ってよかった日帰り温泉&スパにおいて、3年連続日本一に輝くなど、今や日本を代表してもおかしくない露天風呂とな

っております。このような指宿市の重要な温泉施設の泉源が集中するエリアの一角に新たに、しかも深度1,000m以上の泉源を掘削することで既存の泉源の湧出量や泉質の変化に大きな影響をもたらすというリスクは避けることができません。地下の構造、特に温泉が出る泉脈の仕組みについては、科学的な情報、根拠に乏しく、推測の領域でしか判断できないのが現状であります。したがって、全く影響がないとも、必ず影響があるとも断言できません。しかしながら、科学的な明確な根拠がない中で、新たな泉源を掘削し、もし既存の泉源が出なくなるなど何らかの影響があった場合、誰がその責任を取るんでしょうか。最悪、日本一の露天風呂・たまて箱温泉が営業ができなくなるという事態になった場合、蒸気販売による収入をはるかに超える損失を指宿市が被ることになります。指宿市の観光振興に大きな打撃になるともなりかねません。そういうリスクを冒してまでも今回の事業を推進していく必要性と緊急性があるのか、再度検討する余地があると思われます。国の補助制度があるから、市の持ち出しがないから、それを有効に活用することだけが大事なのではなく、これからの指宿市がどうあるべきか、そのためにはどうすべきなのかを真剣に考えることが一番大事な要素だと思っております。

以上のことから、既存泉源への影響等について、有識者や専門家から意見を伺うなど再度 慎重に協議を重ね、一定性の安全性を確保してからこの事業を推進すべきだと思っておりま す。

次に、サッカー場・多目的グラウンド整備事業につきまして、提案理由を述べさせていた だきます。指宿市の財政状況も厳しくなっていく中、医療、介護費用は増大しており、また これまでも市民生活に密着した多額費用を要する公共工事も行われています。指宿市の負 債,市民の負担も増大していることは議員各位もご承知のことと思っております。そのよう な中で提出されたサッカー場建設の費用は21億円という計画であります。我々議会としても 市長のマニフェストであることと、過去に出されてきた種々のスポーツ施設の陳情等につい て理解するものであり、反対しようとしているところではありません。しかし、今回のサッ カー場建設に係る事業の提案の在り方については、いささか疑問を感じているところであり ます。昨年同僚議員の一般質問への回答で、サッカー場建設の意欲を唱えられ、市は用地買 収に動き出していたようです。我々市議会に対しては今年2月の臨時議会中, 唐突にサッカ 一場の構想を説明され、すぐさま今回の3月議会に基本計画と実施設計予算の提案、僅か1か 月余りで議会に判断を迫ってきたというのが現状であります。サッカー場建設には市民の関 心も高く、指宿にはプロが合宿に来るのに市民向けのサッカー場もないとか、財政も厳しい と言いながら今更サッカー場を造る必要があるのかという声もあります。我々も市民を代表 する立場の議員としての責任があります。また,将来に対し負の遺産となるようなものを残 してはいけない、多額の費用を要する大型事業なのではないでしょうか。今回、この事業に ついて、総務水道委員会及び一般質問の審議の過程で執行部が行った説明、答弁を聞いてい

る限り、市のごく少数で作り上げられた事業計画であり、各課専門分野の情報収集と分析が 不足していると思われることと、市長が希望する本格的な県内唯一のサッカー場が果たして 指宿に必要なのかという討議も、庁議等でされていないのではないでしょうか。誰も、異論 も言えない状況なのではないかと感じる気がしないわけではありません。先ほども申しまし たが、私も反対しているのではありません。先日、私を含めた議員11名で急きょ大津町へ視 察を行いました。また、与えられた短い期間に一夜漬けのごとく調査、勉強しましたが、あ まりにもエリアが広く、そして奥が深く、多種多様な解決すべき事項、事実が多過ぎること に気付いたところです。計画をする上で最大のポイントは目的ですが、計画の前に指宿市民 の求めているものは何なのか、市民がメインに使えるサッカー場なのか、プロチームが合宿 に使うものなのか、やはり多額の血税を投じようとするこの案件に関して執行部と市議会、 市民との大きな温度差があるのではないかと思っております。多額の事業費を要する事業を 行おうとするものであれば,もっと市民に理解をいただきながら,すなわち市議会に納得さ れる期間と手順で事を進めてほしいと思います。実施設計に入る前に、市議会や市民、各団 体の代表を含めたサッカー場建設検討委員会なるものを設け、これは仮称です、十分な説明 と議論を重ねた上で事業に取り組んでいただきたいと思うところです。それからでも遅くは ないのではないでしょうか。2020年、東京オリンピック事前合宿に間に合わないといけない のでしょうか。議員の皆様方の常識たる判断をいただきたいと思います。以上です。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

休憩 午後 1時33分 再開 午後 1時49分

△ 議案第33号(質疑,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。 まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、総務水道委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。 ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、産業建設委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に, 修正案に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず, 前之園正和議員。

〇14番議員(前之園正和) サッカー場と地熱の恵み活用プロジェクト関連部分の削除を内容とする修正案に賛成、それ以外の部分についての原案反対ということで討論を行います。

サッカー場建設についてですが、何のためのサッカー場建設なのか、誰のためのサッカー 場建設なのか、集客見込みや利用見込みは根拠があり妥当なのかどうか、初期費用と維持経 費に財政との関係で問題は生じないのかどうか、そして何より、市民の要求と合意形成はで きているのかどうか、問題山積ではないでしょうか。国体やオリンピック・パラリンピック に間に合わないと価値が発揮できないと言います。これらは毎年あるわけでなく、2020年の 1年限りであります。また、これらの国体やオリンピック・パラリンピックでの利用に申し 出たとしても、それが約束されるわけでもありません。大きな大会等のために施設を造った ところで、その後の経費に苦労している例は幾らでもあるのではないでしょうか。集客見込 み、利用見込みについてでありますが、議員懇談会のときにはメインとサブとかいうことで なく、多目的を含めてサッカー場の利用日が、利用可能日306日に対して120日と説明がなさ れました。ところが、一般質問での答弁ではメインだけで123日とのことでした。120日と 123日の違いは概数表現だったとすれば問題ないとしても、120ないし123という数字はメイ ンだけなのか、サッカー場としてなのか、利用見込み数の見積りにいい加減さを感じます。 いずれにしても120日の利用見込みがあるかどうかについてですが、小学生を含めて利用が あると言われるかもしれませんが、だとすれば既にサッカーができる施設、陸上競技場やへ ルシーランドの活用との連携が全く説明されていません。建築経費については約21億円見込 みで2億円の助成金と、残り19億円に対する95%の合併特例債、その後の地方交付税での補 填を見ると市の持ち出しが約6億円とのことです。合併特例債の分はあたかも国からもらえ るがごとき解釈でありますが、他に有効な利用があるとすれば、サッカー場建設での合併特 例債利用は無駄なものという見方もできます。維持管理費についてはメインが700万,サブ が100万,多目的が200万,その他が200万の計年間1,200万円とのことですが、これには人件 費は入っていないということです。つまり,本当の意味での維持経費は積算もされていない ということではないでしょうか。市民の要求と合意形成の問題です。今の構想でのサッカー 場建設を好意的に見る人も現にいるでしょう。しかし、それが多くの市民なのか、一部の市 民なのかが問題ですし、更には計画内容や将来見通しなど、情報を正しく知らせた上での市 民の合意を得た、あるいは得られるものかどうかが問題です。天然芝で固定席2,000席程 度, 芝生土盛り席を含めて5,000から6,000席のメイングラウンドと付帯施設, そして人工芝 で芝生席1,000席程度のサブグラウンドと付帯施設,それに多目的グラウンドと駐車場など の管理施設を内容とし、総面積約8万6,000㎡とのことです。約21億円の工事費で約6億円の 市費持ち出しがあることと併せて、市民に話すと多くの市民は現時点で否定的だと私は捉え ています。サッカー場建設を期待する人たちも利用見込みや維持経費の問題については心配 を寄せ、なぜ今なのか、他に先んじてやらなければならないのかについては答えが出せない でいる人も多いと思います。サッカー場を造るにしても国体やオリンピック・パラリンピッ クに間に合わないと価値が発揮できないというのでなく,まず市民のためのサッカー場であ るべきだと思います。利用についても、多目的グラウンドだけでなく、メインもサブもいろ んな競技に使うことや、陸上競技場やヘルシーランドも含めて総合的に活用することも必要 です。サッカー場について、どこで検討を進めてきたのか。それは市長公室を中心としたも のであり、教育委員会やスポーツに関わる部署の参加も疑問視されます。示されている内容 でのサッカー場建設については、多額の経費とリスクを抱え、一方で市民合意の形成がなさ れていないのが実情と考えます。

地熱の恵み活用プロジェクト関連についてですが、ヘルシーランド及び山川老人福祉センターの市有地の一部を使っての開発に係るものです。市がボーリングをして得た蒸気を業者に売り、発電事業をしてもらうということについてですが、ボーリングをすることによって、既に活用している近隣の温泉に関する施設への影響も否めません。また、財政的にもボーリング経費と蒸気売渡費の額を比べた場合に、何年に一度かは井戸の掘り直しも必要になってくるのではないでしょうか。蒸気を売る以上は蒸気供給の経費は市が負うことになります。今回の予算は基本設計策定に関するものであります。つまり、検討調査の上で方向性を決める、というものではなく、進める上での手順としてのものであります。また、何より温泉資源の保護のためには活用に際してもチェックは厳しいものでなければなりません。ところが、議案第24号の討論で述べましたとおり、発電事業者へのチェックをわざわざ緩めています。小さな字句の書き換えで何も変わらないようにも見えますが、実はここには大きな問題と市の姿勢の弱さが示されています。

そもそも、議案第33号にはこの二つ以外にも幾つか問題があると考えています。この二つに係る部分を減額修正すれば全てよしということではないと考えています。しかしながら、二つの部分に係る減額修正は多くの市民の願うところという意味で、正しい判断と考えま

す。そのようなことから、今修正案の提出者や賛成者に名を連ねることは遠慮申し上げましたが、修正案自体には賛成するものであります。

修正案を除く原案部分についてですが、なのはな館の無償譲渡の際は議会の議決を得ると繰り返し議会答弁をしてきたにも関わらず、事情が変わったということで議決を求めることをしませんでした。事情が変わったとは何なのか。当初は全体の無償譲渡だったが、一部を解体することで部分的無償譲渡になったからだというわけであります。無償譲渡に変わりないのに、全く説明にならないばかりか、正当な理由になりません。そればかりか、無償譲渡の際には議決をということに、そればかりか、なぜ無償譲渡の際には議決をということになったのか。その一番の問題は後年度負担の心配からであります。特に中央ホールに係る後年度負担が心配されたからであり、その中央ホールは解体しないというわけですから、見極めをしなければならない中心的部分は残ったままであります。このように、なのはな館について後年度に財政的負担が生じないのかどうかが不透明なままでの関係予算の計上がなされています。また、先ほど反対討論を行いました議案第25号、なのはな館条例に基づく使用料の徴収も前提になっています。メディポリス指宿への奨励金も問題です。このようなものを含んでおりますので、修正案を除く原案部分について反対をいたします。

〇議長(松下喜久雄) 次に,前原六則議員。

〇13番議員(前原六則) 議案第33号修正案に反対する立場から討論を行います。掘削費の7 億7,328万円は、地熱の恵み活用プロジェクトの前提となる地熱の資源確保の確認をするた めの調査費,掘削事業であり、地熱の恵み活用プロジェクトは地熱発電を前提としており、 次のステップとして地熱の余熱を観光や農業などの産業振興に生かすとともに、発電事業で 得られた益金は地域の活力を担う地域コミュニティ支援に充当していくことにしています。 今回、地熱発電事業を行うに当たっては、平成28年度に調査井の掘削を行い、その後資源量 の評価を実施した上で地熱発電事業ができるかどうかを判断することにしている。また、こ の資源量評価に基づき、観光や農業などの産業振興策も検討し、雇用の創出や市民所得の向 上につなげていく施策を今後、検討、展開していくことを考えれば、平成27年度国勢調査の 速報値から,4万1,841人となって,過去に推計した平成27年度数値は4万1,895人である推計 と速報値はほぼ一致しており、人口減少は着実にこの本市でも進行しているわけでありま す。人口減社会の克服に向け、地域コミュニティの構築や産業振興など施策を展開していく 地熱の恵み活用プロジェクトは、市民を交え作り上げた地方創生総合戦略にも掲げており、 必要不可欠な事業であるのではないでしょうか。また、サッカー場・多目的グラウンド整備 構想については,昨年5月11日には指宿市観光協会と指宿商工会議所の連名でサッカー場新 設についての要望書が市に提出され,続く6月8日には指宿サッカー協会並びにサッカーファ ミリー一同、4,438名の方々からサッカー専用球技場の建設、整備について要望書と署名簿 が市及び市教育委員会に提出されている。つまり、観光業界、商工業界を含め、多くの市民 の声が市に寄せられている現状があります。サッカー場・多目的グラウンド整備については、将来にわたる市民の健康づくりや生きがいづくり、子供をはじめとした幅広い世代の方々の体力の向上や競技力の向上など、健幸のまちづくりを進める一環としてなるのではないでしょうか。そして、更にプロもキャンプで使えるような整備をすることで、プロ、アマを含めサッカーチームの合宿誘致、大会誘致による交流人口の拡大、それに伴い、市の持ち出しが6億円余りはありますが、観光や地域経済の活性化につながっていく事業を考えれば、そうした整備や活用の事例は熊本県大津町や宮崎県綾町などでも行われており、本市でも十分に可能であると考えるところであります。昨今の本市を取り巻く観光の状況、地域の活性化が喫緊の課題である中、観光協会、商工会議所等から多くの市民の声が寄せられており、本構想は将来の指宿を見据えた事業と思う。合併特例債が活用できる平成32年までの期間に整備することは、市の財政にとっても最も有利な方法であり、そのスケジュールを考慮すれば、28年度から設計に入る必要がある。このことから、修正案への反対討論といたします。

- 〇議長(松下喜久雄) 次に、臼山正志議員。
- **〇2番議員(臼山正志)** 議案第33号修正案に賛成の立場から討論を行います。サッカー場・多 目的グラウンド整備事業でありますが、現在整備に要する用地の2割から3割程度がまだ確保 できていない状況であります。また、十分な用地の確保ができない場合には、確保できた部 分において計画変更を行い、整備するということのようでありますが、多額の費用を掛けて 整備するわけでありますから、市民の利益となる利用が図られるのは当然のことであり、後 年度の負担が決してあってはなりません。利用日数等の予測が示されておりますが、これは あくまで十分な用地の確保ができ、計画どおりに整備された場合での予測であり、現時点で の用地の確保ができてない状況で計画変更、また縮小が考えられる中では、この利用日数等 の予測は何ら保証されるものではありません。そして、何より市民のためのサッカー場・多 目的グラウンド整備であると口では言いながら、これまで整備計画において、市民の声を反 映させる協議会や説明会等を行ってきておりません。何のためのサッカー場・多目的グラウ ンド整備なのか。行政の、行政による、行政のための整備なのではないかと疑いたくなりま す。今後、十分な用地の確保ができるかどうか不透明であり、後年度負担となる可能性が十 分に考えられることや、サッカー場・多目的グラウンド整備計画について市民にほとんど知 らされておらず、市民不在の計画になっていること、そして議会への計画についての説明も 不十分であり、計画書も目を通しただけで手元には提出されておりません。判断する材料が 非常に乏しい状況です。以上のことを考慮すると,今計画は時期尚早であると考えます。よ って、議案第33号修正案について賛成いたします。
- 〇議長(松下喜久雄) 次に,西森三義議員。
- **〇6番議員(西森三義)** 議案第33号,修正案に反対する立場から討論をいたします。これから

の指宿市は人口減少に加え、交付税も減額になると思われることから、魅力ある事業には投資をするべきではないでしょうか。入込人口を増やすことで、宿泊客も増加するのではないか。そして、指宿市で生産される農作物を市内のホテル等で利用してもらうことで、農家も元気が出てくるのではないか。また、地熱の恵みやサッカー場ができることにより、雇用も生まれると考えられる。また、サッカー場ができたら民間のサッカー場との相乗効果も大いに期待できると思われます。修正案では魅力ある事業が後退するのではと危惧されることから、反対いたします。以上です。

〇議長(松下喜久雄) 以上で,通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号、平成28年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。 まず、本案に対する浜田藤幸議員ほか3名から提出された修正案について、起立により採 決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

O議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって, 修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、原案について起立により採決いたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第40号(委員長報告,質疑,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第21、議案第40号、平成28年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

〇総務水道委員長(高田チョ子) 総務水道委員会へ付託されました議案第40号,平成28年度指 宿市水道事業会計予算についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る3月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしまいた 結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

排水量に対する有収率は全体で幾らですか,また旧指宿,旧山川,旧開聞に分けたらどうなりますかとの質疑に対し,平成26年度の市全体の有収率が86.06%,26年度の全体の排水量が728万2,698㎡,有収水量が626万7,738㎡です。指宿地区の有収率が88.29%,排水量が455万9,200㎡,有収水量が402万5,320㎡です。山川地区の有収率が85.90%,排水量が173万6,062㎡,有収水量が149万1,353㎡,開聞地区の有収率が76.06%,排水量が98万7,436㎡,有収水量が75万1,065㎡ですとの答弁でした。

全体的に見て有収率というのが低い感じがしますが、有収率が上がらない理由として、全体で見たらどうなのか伺いますとの質疑に対し、有収率が上がらない理由として一番大きなものが漏水ではないかと思われます。その都度、修繕はしていますが、なかなか表面に現れない漏水等もあると予測していますとの答弁でした。

合併のとき、特に開聞の有収率がちょっと悪くて心配していましたが、76%ということは10年経っても変わっていないという気がします。この原因は究明できているのですかとの質疑に対し、開聞地区においてはこれまでも漏水の調査はしていますが、開聞地区特有の開聞岳が噴火したときに火山礫が積もっており、土壌自体が火山礫質土であるため、なかなか表面に上がってこないという理由もあって、大きな漏水が見つけられないのでは、と考えていますとの答弁でした。

昼間だったら結構水道を使っているから分かるわけですが、昼間と夜間で流れている量の時間的な割合は分からないのですかとの質疑に対し、夜間の流水量というのも統計で分かるようになっています。28年度に開聞地区の漏水調査を計上していますので、その中で超音波流量計の排水量の実績等を基にして絞っていきながら、調査をやっていきたいと考えていますとの答弁でした。

これだけ有収率が低ければ、損失も相当あると思いますが、消防などの突発的なものも入れてどれぐらいとか、計算したことはあるのですかとの質疑に対し、25万 t ぐらいが全て漏水として失われた場合についてですが、2,600万円ほどになると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〇議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第34号~議案第36号(委員長報告,質疑,討論,表決)

○議長(松下喜久雄) 次は日程第22,議案第34号,平成28年度指宿市国民健康保険特別会計予算について,から,日程第24,議案第36号,平成28年度指宿市介護保険特別会計予算について,までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(恒吉太吾) 文教厚生委員会へ付託されました議案第34号,平成28年度指宿 市国民健康保険特別会計予算について,から,議案第36号,平成28年度指宿市介護保険特別 会計予算について,までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました 結果、3議案については全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第34号について。特別対策事業のeーウェルネス事業の内容を説明していただきたいとの質疑に対し、eーウェルネスシステムは基本となるデータを基に、どういう運動が効果的かということを勘案して、筋力トレーニングと有酸素運動を組み合わせた個人の情報提供するシステムです。普通の運動教室はみんな一緒に同じことをやりましょうということですが、この運動教室は今後は140名、7教室ぐらいやりますが、個々の健康運動カルテみたいなものが出てきます。ICTを活用して自分の運動データの相互通信を行い、出てきた健康運動カルテに基づいて次の1か月間を取り組むというようなシステムです。有酸素運動と筋力トレーニング、しかしデータとしては体組成から血圧から、そういうバイタル的なデータも取って、どういう変化があるかということで毎週1回行いますとの答弁でした。

健康づくり推進事業の中で人間ドックの補助金があると思いますが、申込みがあった方全員に補助がなされているのですかとの質疑に対し、事前に申込みいただき、受診された方に1万9千円ぐらい補助していますとの答弁でした。

人間ドックを受けることで、いろんな早期発見もできると思います。説明では700名ぐらいを計画しているということですが、これを1,000名に上げるというぐらいの対策は検討されていないのですかとの質疑に対し、いろいろな形でPRしていますが、国保の部分に限りましてはそういう推移で実施をしているところです。27年度からは後期高齢者にもその範囲を広げて、27年度50名、28年度は100名の枠を設けて、後期高齢者も受けるようにしたところですとの答弁でした。

意見として、人間ドックは早期発見につながると思いますので、市民への周知を徹底してできるだけ多くの方が受診して健康であるように努めていただきたいと思いますというものと、特別対策事業のeーウェルネス事業が市内全域に行きわたって、みんなが元気になるような対策をしていただきたいというものと、今年は農作物が冷害に遭って、農家は非常に大変な状況ですので、納税相談を徹底してやってもらいたいというものがありました。

次に、議案第35号について。健康診断費の糖尿病などの生活習慣病を早期発見するための 事業は何人を対象にしているのですかとの質疑に対し、この長寿健診については特定健診と 同じ内容となっており、長寿健診として2,150名、人間ドックとして100名見込んでいますと の答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第36号について。訪問調査員というのは介護資格など訪問調査に関する何か資格を持った方ですかとの質疑に対し、訪問調査員は市町村の職員や指定市町村事務受託法人の介護支援専門員、又は包括支援センター等の介護支援専門員であって、県が行う認定調査員研修を終了した方に勤務していただいていますとの答弁でした。

1次予防事業の中で介護予防普及啓発事業と地域介護予防活動支援事業がありますが、それぞれどのような事業をするのか、ころばん体操は全地域対象にするとか内容を教えていただきたいとの質疑に対し、1次予防事業の中ではころばん体操、脳トレーニング、元気度アップポイント事業等を行いますが、27年度からころばん体操の普及を始めています。ころばん体操は歩いて行ける地元の公民館を考えており、今現在22地区で実施されています。また、体操のできるスペースのある公民館ない公民館、または公民館のない地区等もありますが、できたら6回目以降は自主的な活動としてころばん体操を薦めていますので、自主的な活動に意欲のある公民館に広めていきたいと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより, 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第34号から議案第36号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号までの3議案は原案のとおり可決されました。

△ 議案第37号~議案第39号(委員長報告,質疑,討論,表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第25、議案第37号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第27、議案第39号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の 報告を求めます。

○産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会に付託されました議案第37号,平成28年度指宿 市温泉配給事業特別会計予算について,から,議案第39号,平成28年度指宿市公共下水道事 業特別会計予算について,までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は去る3月8日・9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしま した結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第37号について。敷設替え工事でアスベストがまだ使用されているところがどのぐらい残っているのかとの質疑に対し、石綿管のパイプの切り替えは18年度1,570mありましたが、現在1,000m終わり、残り570mであり、平成36年度の完工をめどに事業を行っているとの答弁でした。

温泉使用料を払わない状態が続いて、そのまま利用しているというのであれば、お金は掛かっても対策をすべきだと思うがとの質疑に対し、使用料についての差押え等も含めた形で、今後税務課とも協議を進めながら有効な徴収方法というものを検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第38号について。100番台の改修工事はどれぐらいの工事を見込んでいるのか との質疑に対し、100番台の天井、外壁、内壁を全てやり直し、梅雨時の対策として換気扇 を取り付ける計画で、550万ぐらい掛かるとの答弁でした。

近年の売り上げの推移はとの質疑に対し、24年度で2億1,407万2千円、利用客数が17万5,936人。25年度で18万6,074人、売上金額で2億2,630万2千円。26年度が16万5,755人、2億738万1千円となっているとの答弁でした。

外国人の利用はとの質疑に対し、少しずつ増えており、特に台湾、香港の方が増えている との答弁でした。

意見として、そうめん流し事業は昭和36年に始まり55年が経過しており、全体的に施設も古くなってきている。また、外食の形態が変わってきているのではないかと思ってる。努力はしてると思うが、改善策が時代の流れに追いついていない感じがする。本市の自然を利用した大事な施設だけに、現場目線と全庁的に抜本的な方策を検討していただくことをお願いしておく、というものがありました。

次に、議案第39号について。下水道事業の進捗率はとの質疑に対し、平成26年度末で整備率85.6%であるとの答弁でした。

長寿命化事業の進捗はとの質疑に対し、長寿命化計画は平成24年度から5か年計画で事業 費約19億5,000万円を予定して行っている事業で、平成27年度末の進捗率は事業費ベースで 約58%であるとの答弁でした。

新潟口雨水ポンプ場の供用開始はいつからかとの質疑に対し、土木建築工事が既に完了 し、今年の夏頃からポンプ設備を現地に持ち込み、平成29年度から供用開始ができる見込み であるとの答弁でした。

弥次ケ湯地区の浸水解析はいつからスタートするのかとの質疑に対し、平成28年度で浸水解析の見直しを行い、その結果を踏まえ29年度に基本設計を行い、30年度に実施詳細設計、31年度から現場工事に着手し、35年の完成予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

〇議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号から議案第39号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第39号までの3議案は原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情2件(委員長報告,質疑,討論,表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第28、審査を終了した陳情2件を議題といたします。

陳情2件は総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(高田チョ子) 総務水道委員会に付託になりました陳情第2号,なのはな館周辺の地熱資源量の公開,及び,温泉施設と温水プールの存続を求める陳情,及び,陳情第3号,地熱発電コスト公開を求める陳情が事実でない理由によって不採択になったため,再度地熱開発に関わる各種の情報公開を求める陳情の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、陳情第2号については、この陳情を見ますと議会に陳情していろいろやってほしいということを書いてありますが、行政側に要請すべき点もあるのではないかということと、なのはな館についてはまだ県の方から譲渡を受けていない状況で、今議会で条例等の制定をしようとしていますので、もう少し陳情者も精査して出していただいた方がいいと思います。これについては今回の議会において採択はできないと、内容についても議会の方で審査するにはちょっと難しい面があるかと思いますので、不採択とすべきと思いますという意見と、なのはな館条例について私は賛同させていただきました。県との覚書の中で温水プールはもう除くという形の前提の条例ですので、この陳情については当然不採択とすべきだろうと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

また、陳情第3号については、陳情の願意に沿い難いので不採択とすべきと思いますとい

う意見と、本陳情は内容的に見ても市及び市民の共通財産という認識から市を外すというようなこと等を見れば、内容的にも願意に沿い難いところも含んでいます。また、全体として見た場合に、議会がこの趣旨で執行部に意見を挙げてくれというスタイルではなくて、条例改正をしてほしい、あるいは附則も替えてほしい、こういうふうにしてほしいということですので、議会への陳情という点では少し性格を異にするのかなと思います。そういうことを総合的に判断して、不採択でいいと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で,報告を終わります。

〇議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第29、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書の とおり、陳情第4号については閉会中の継続審査の申出がありました。 お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり、陳情1件については閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、陳情第4号については閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 議案第43号上程(説明·質疑·委員会付託等省略,表決)

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第30、議案第43号、事務の調査について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決すること に決定いたしました。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ただいま,設置されましたICT推進に関する特別委員会委員の選任については,委員会条例第8条第1項の規定により,議長において外薗幸吉議員,臼山正志議員,恒吉太吾議員, 井元伸明議員,吉村重則議員,浜田藤幸議員,森時德議員,前之園正和議員,新川床金春議員,以上9人を指名いたします。

暫時, 休憩いたします。

休憩午後2時44分再開午後3時21分

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されましたICT推進に関する特別委員会において、委員長に臼山正志議

員、副委員長に恒吉太吾議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

△ 議案第44号~議案第56号一括上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第31、議案第44号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第43、議案第56号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、までの13議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

〇市長(豊留悦男) 今回,追加して提案いたしました案件は人事に関する案件2件,条例に関する案件4件,補正予算に関する案件10件の計16件であります。

まず、議案第44号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職員の任期付き職員の 採用等に関する条例の一部改正について、であります。本案は地方公務員法及び地方独立行 政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法の一部改正が行われることから 及び平成27年の人事院勧告の趣旨に基づき、市職員の給与の額を改定するため、これらの条 例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第45号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。本案は特別職の国家公務員の期末手当の額の改定に準じて、本市の特別職の職員の期末手当の額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第46号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。本案は特別職の国家公務員の期末手当の額の改定に準じて、本市の議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第47号、平成27年度指宿市一般会計補正予算(第13号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ8,135万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を231億6,944万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第48号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第4号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ15万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,984万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第49号、平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第4号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ49万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,827万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第50号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ25万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億2、258万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第51号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算(第4号)について、であります。本案は収益的支出に74万9千円を追加し、収益的支出額を6億5,061万7千円に、職員給与費に74万9千円を追加し、職員給与費額を1億1,844万円にしようとするものであります。

次は、議案第52号、平成28年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ3、446万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を240億2、316万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第53号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ25万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,912万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第54号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ54万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,182万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第55号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ38万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,776万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第56号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、であります。本案は収益的支出に80万4千円を追加し、収益的支出額を6億6,393万1千円に、職員給与費に80万4千円を追加し、職員給与費額を1億1,815万1千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますよう お願い申し上げます。

〇総務部長(高野重夫) それでは、命によりまして追加してご説明申し上げます。追加提出議 案の1ページをお開きください。

議案第44号,指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正について,であります。本案は人事院勧告の趣旨に基づき,職員の給与を改定し、また地方公務員法の改正に基づき,法律の引用条項を改正し級別標準職務表を条例で定めるため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。主な改正内容についてご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

まず、第1条は指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は一般職の期末勤勉手当のうち、勤勉手当について平成27年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の75から100分の85に改定し、再任用職員については現行の100分の35を100分の40に

改定しようとするものであります。また、別表の給料表について、若年層を中心に平均で約0.4%の引上げ改定をしようとするものであります。次に、第2条も指宿市職員の給与に関する条例の一部改正でありますが、施行期日が第1条の改正内容と異なるため分けて改正をしております。以下、第3条及び第4条の指宿市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例においても、一つの条例を条を分けて改正しておりますが、施行期日が異なるために条を変えて改正しているものであります。

第2条は地方公務員法第24条第2項の削除に伴い,同法第24条第6項が第5項に繰り上がったことから,指宿市職員の給与に関する条例第1条中24条第6項を24条第5項に改正し,また地方公務員法の改正に伴い指宿市初任給昇格昇給等の基準に関する規則において規定している級別標準職務表を指宿市職員の給与に関する条例において定めようとするものであります。また,平成28年度以降の一般職の勤勉手当の支給割合を6月・12月ともに現行の100分の75を,100分の80に改定し,再任用職員については現行の100分の35を100分の37.5に改定しようとするものであります。

次に、第3条の指宿市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正では、一般職の任期付き職員の給料表の各号給について、1千円の引上げ改定をしようとするものであります。また、平成27年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の155から100分の160に改定しようとするものであります。

次に,第4条の指宿市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正では,平成28年度以降の指宿市一般職の任期付き職員の期末手当の支給割合を,6月及び12月支給分について現行の100分の155を100分の157.5に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条及び第3条の改正後の給料表及び期末勤勉手当の支給割合の施行期日を 平成27年4月1日とし、第2条及び第4条の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3条で改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正 後のそれぞれの条例の規定による給与の内払とみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の9ページをお開きください。議案第45号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。本案は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことから、これらの趣旨に基づき、特別職の職員の給与を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。主な改正内容についてご説明申し上げますので、10ページをお開きください。

まず, 第1条で特別職の平成27年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の162.5から100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に,第2条も指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でありますが,施行期日が第1条の改正内容と異なるため,分けて改正をしております。第2条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では,平成28年度以降の特別職の期末手当の支給割合を6

月支給分については現行の100分の147.5を100分の150に改定し、12月支給分については現行の100分の162.5を100分の165に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を平成27年4月1日とし、第2条の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3条で改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は改正後 の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の11ページをお開きください。議案第46号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。本案は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことから、これらの趣旨に基づき議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。主な改正内容についてご説明申し上げますので、12ページをお開きください。

まず,第1条で議会議員の平成27年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の162.5から100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、第2条も指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でありますが、施行期日が第1条の改正内容と異なるため分けて改正をしております。第2条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、平成28年度以降の議会議員の期末手当の支給割合を6月支給分については現行の100分の147.5を100分の150に改定し、12月支給分については現行の100分の162.5を100分の165に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を平成27年4月1日とし、第2条の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3条で改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された期末手当は改 正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の13ページをお開きください。議案第47号、平成27年度指宿市一般会計補正予算(第13号)について、であります。補正予算書の3ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ8、135万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を231億6、944万7千円にしようとするものであります。第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては8ページの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、地方創生加速化交付金に係る事業の繰越明許費の金額を設定するものであります。今回の補正予算の各目に人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、28ページからの給与費明細書を参照していただきますようにお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。15ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料750万円の補正につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した南九州市との広域連携事業、南薩移住大学創設事業に係る事業費を計上するものであります。16ページをお開きください。同じく目11共生協働推進費、節8報償費から節19負担金補助及び交付金の合計951万5千円の補正につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した競争の場づくり事業に係る事業費を計上するものであります。22ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節4共済費から節19負担金補助及び交付金の合計2,074万8千円の補正につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した地域商品活性化事業に係る事業費を計上するものであります。同じく、目3観光費、次のページの節19負担金補助及び交付金の1,980万円の補正につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した南薩4市及び南大隅町との広域連携事業の香港観光物流加速化事業に係る事業費を計上するものであります。24ページをお開きください。款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金25万1千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく公共下水道事業特別会計の人件費補正に伴う一般会計からの繰出金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをお開きください。款14国庫支出金5,621万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの交付金であります。款18繰入金2,514万4千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金であります。

次は、追加提出議案の18ページをお開きください。議案第52号、平成28年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、であります。補正予算書の3ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ3、446万2千円を追加して、歳入歳出予算の総額を240億2、316万7千円にしようとするものであります。今回、補正予算の各目に人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、26ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、説明の都合上歳出の方から説明させていただきます。15ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費124万3千円の補正につきましては、ICT推進に関する特別委員会設置に伴う旅費であります。23ページをお開きください。款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金38万6千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく公共下水道事業特別会計の人件費補正に伴う一般会計からの繰出金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをお開きください。款18繰入金

3,443万7千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金であります。款20諸収入2万5千円の補正につきましては、説明欄にお示しの負担金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長(廣森敏幸) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。追加 提出議案の14ページをお開きください。

議案第48号,平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第4号)について,であります。補正予算書の33ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入,歳出それぞれ15万5千円を追加して,歳入歳出予算の総額を3,984万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。42ページをお開きください。款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費15万5千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。人件費につきましては43ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、41ページをお開きください。款5繰入金15万5 千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金 であります。

次は、追加提出議案の15ページをお開きください。議案第49号、平成27年度指宿市唐船峡 そうめん流し事業特別会計補正予算(第4号)について、であります。補正予算書の47ペー ジをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ49万7 千円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億2,827万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上歳出の方から説明させていただきます。56ページをお開きください。款1経営費、項1管理費、目1総務管理費49万7千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費の補正であります。人件費につきましては57ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、55ページをお開きください。款6繰入金49万7 千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金 であります。

次は、追加提出議案の19ページをお開きください。議案第53号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。補正予算書の31ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ25万6千円を追加

して、歳入歳出予算の総額を3,912万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上歳出の方から説明させていただきます。40ページをお開きください。款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費25万6千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。人件費につきましては41ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、39ページをお開きください。款5繰入金25万6 千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金 であります。

次は、追加提出議案の20ページをお開きください。議案第54号、平成28年度指宿市唐船峡 そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。補正予算書の45ペー ジをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ54万9 千円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億2、182万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上歳出の方から説明させていただきます。54ページをお開きください。款1経営費、項1管理費、目1総務管理費54万9千円の補正につきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費の補正であります。人件費につきましては55ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、53ページをお開きください。款6繰入金54万9 千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金 であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇建設部長(山下康彦) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の16ページをお開きください。議案第50号,平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について,であります。補正予算書の61ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入,歳出それぞれ25万1千円を追加して,歳入歳出予算の総額を15億2,258万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。70ページをお開きください。今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。なお、各目の人件費につきましては72ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、69ページをお開きください。款4繰入金25万1

千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として一般会計からの繰入金であります。

次は、追加提出議案の21ページをお開きください。議案第55号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、であります。補正予算書の59ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ38万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を18億2,776万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上歳出の方から説明させていただきます。68ページをお開きください。今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。なお、各目の人件費につきましては70ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、67ページをお開きください。款4繰入金38万6千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇水道課長(川口光志) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の17ページをお開きください。議案第51号,平成27年度指宿市水道事業会計補正予算(第4号)について,であります。別冊の平成27年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は第2条におきまして,予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち,支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を74万9千円追加し,水道事業費用を6億5,061万7千円に,営業費用を5億6,483万5千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う職員給与費の増額であります。第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用できない経費である職員給与費を74万9 千円追加し、1億1,844万円にしようとするものであります。なお、2ページ以降に実施計画 及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、追加提出議案の22ページをお開きください。議案第56号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、であります。別冊の平成28年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を80万4千円追加し、水道事業費用を6億6、393万1千円に、営業費用を5億8、427万5千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う職員給与費の増額であります。第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用できない経費である職員給与費を80万4

千円追加し、1億1,815万1千円にしようとするものであります。なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

休憩 午後 4時01分再開 午後 4時22分

△ 議案第44号~議案第56号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

臼山正志議員。

- **〇2番議員(臼山正志)** 人事院勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改定しとありますが、この 人事院勧告の趣旨とはいったいどのようなものなのか、答弁をお願いいたします。
- **〇総務部長(髙野重夫)** 人事委員会が職員の給与勧告をするに当たっては、地方公務員法に定 められている次の四つの基本原則に従っております。まず、1番目の原則は情勢適応の原則 でありまして、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう に、適当な措置を講じなければならない。これは地方公務員法の第14条でございます。それ から、2番目に職務給の原則。職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならな い。これが地方公務員法の第24条の第1項でございます。それから、3番目に均衡の原則。職 員の給与は生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間企業従業員の給与、そ の他の事情を考慮して定められなければならないということ。これも地方公務員法の第24条 でございます。それから、四つ目に条例主義の原則。職員の給与、勤務時間、その他の勤務 条件は条例で定め、これに基づいて支給されなければならない、というふうになっておりま す。これも地方公務員法の第24条でございます。そのような中で、公務員は労働基本権の一 部が制約されており、民間企業の従業員と異なり、労使交渉等により給与等の勤務条件を決 定することができません。この代償措置として勧告制度が設けられています。人事院が行う 給与勧告は職員の給与が社会一般の情勢に適応した適正なものになるよう,職員の給与水準 と民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本に、生計費や国、他の地方公共団 体の動向を考慮した上で行っております。この給与水準を正確に比較するため、人事委員会 は毎年民間事業所の従業員の給与と職員の給与を調査して、人事院勧告を行っているところ でございます。
- **〇2番議員(臼山正志)** この人事院勧告は国家公務員に対してだったのではないかと思います

が。もしそうであれば、今回の人事院勧告でなされた内容をそのまま指宿市の方に当てはめ なくてもいいのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

- ○総務部長(高野重夫) 本市における職員給与の水準につきましては、これまで国家公務員の制度の趣旨を鑑みて設定してきております。このことは議会議員や市長等の特別職においても国の特別職の職員に準ずる改正ということで、同様の改正を行ってきております。また、議会議員や市長等の特別職の場合は、国との水準を図ることに併せて県内他市との均衡も図ることが必要であると考えられております。そのようなことで、本市においても職員給与につきましては、国及び県内他市との水準の均衡を図るためにも、改正するとしたところでございます。
- **〇2番議員(臼山正志)** 国と他市と、そのような均衡を図るべきであるというような答弁でしたが、市民との均衡はどうなんだろうかと思うところがあります。この人事院勧告の一つの指標になってます民間事業者、民間事業者とその国家公務員との水準を差額を縮めるための勧告だったかと思いますが、この民間事業者、この指宿市にそのような民間事業者、あるいはその企業が該当するところがあるんでしょうか。
- ○総務部長(高野重夫) 人事委員会が調査する地元企業の、と言いますか民間企業の給与については、従業員数50人以上の事業所が概ね対象となっております。公務員と民間との給与を正確に比較するには、仕事の種類、責任の度合い、学歴等の資格及び年齢等の諸条件が同等のもの同士の比較が必要でございます。しかし、指宿市の場合、参考となる企業数が少ないことから、一概には比べられない状況にございます。そのようなことから、地方公務員法第24条の規定に基づき、職員の給与は生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して、県内他の自治体と同様、人事院勧告に基づいて給与改定を行っているところでございます。
- **〇議長(松下喜久雄)** 以上で,通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第56号までの13議案は、会議規則第37 条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第56号までの13議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより, 討論に入ります。

討論の通告がありますので, 発言を許可いたします。

前之園正和議員。

- **〇14番議員(前之園正和)** 議案第45号,46号,47号,52号,関連をしますので一括して反対の計論を行います。一般職員についての給与,期末手当の改定は当然だとしても,市長など特別職や議員については据え置くべきだと思います。したがって,改定のための条例の一部改正,45号,46号並びに27年度,28年度の補正予算である47号,52号に関連する予算が含まれておりますので,それぞれ反対をいたします。
- ○議長(松下喜久雄) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に,議案第48号から議案第51号,議案第53号から議案第56号までの8議案を一括して採 決いたします。

8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第51号、議案第53号から議案第56号までの8議案は原案のと おり可決されました。

次に,議案第45号,指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について,を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に,議案第46号,指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について,を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に,議案第47号,平成27年度指宿市一般会計補正予算(第13号)について,を採決いた します。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に,議案第52号,平成28年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について,を採決いた します。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第57号及び議案第58号一括上程

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第44、議案第57号、副市長の選任について、及び日程第45、 議案第58号、副市長の選任について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。再追加提出議案の1ページをお開きください。議案第57号、副市長の選任について、であります。本案は現副市長であります渡瀬貴久氏を引き続き副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は長年の行政経験の中で培われた確かな識見の基に、1期4年の間市民福祉担当副市長として市民福祉の向上に手腕を十分に発揮していただきました。今後においても市政推進にご尽力いただけるものと確信いたしておりますので、何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、再追加提出議案の2ページをお開きください。議案第58号、副市長の選任について、であります。本案は現副市長であります佐藤寛氏を引き続き副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は国家公務員として多彩かつ専門的な分野で事務を経験され、豊富な知識を生かし本市のまちづくり担当副市長として産業、経済の発展に手腕を十分に発揮していただきました。今後においても現在、継続中の事業の推進など、市政推進にご尽力いただけるものと確信いたしておりますので、何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

休憩 午後 4時39分 再開 午後 4時46分

△ 議案第57号及び議案第58号(質疑,委員会付託省略,表決)

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き,会議を開きます。

お知らせいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により予め延長いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

- **〇14番議員(前之園正和)** 57号,58号いずれも同じ内容でありますので、二つ一緒に伺います。これまでの議会のやり取りを見た場合に、副市長は1人体制でいいのではないかという声が議会の中に少なからずあったというふうに思うわけです。このことについてはどのように捉えての議案提出なのか伺います。
- ○総務部長(高野重夫) 副市長2名体制についてでありますが、本市を取り巻く環境は少子高齢化、医療費の増大、地方分権の推進、防災・減災対策、観光行政の推進、行財政改革など喫緊の行政課題が山積しており、それらの行政課題に迅速かつ的確に対応していく必要があります。副市長2人制のメリットは市政全般にわたる担当事務を二つの分野に分け、特命事項や渉外を分けて担当することによって、高度な専門性を有する人材を登用し、多様化する行政の役割に迅速に対応することにあります。本市においては合併後10年の節目を区切りとして更なる10年後、20年後の将来に備え、市の将来都市像である豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、中でも健幸のまちづくりや指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略への取組を重点的に推進していく必要があります。そのような中において、他の自治体と同じことをしていては本市の特色を生かした行政運営を十分に推進していくことが難しいため、戦略的にスピーディーにチャレンジしていく必要があります。そのようなことから、2人副市長制にしたものでございます。

- ○14番議員(前之園正和) これは基本的な立場ですので、市長に答弁してほしかったわけですが、いずれにしても今の答弁はこれまで1人体制か2人体制かということが議論になった際に、当局から説明をされてきた内容そのものであります。そのことを受けて、議会の中に少なからずの人たちが1人でいいのではないかということを言ってきてるわけですね。ですから、そのことに対してどうなのかということを伺っているわけです。今言ったことは当初からの説明でありますし、それを聞いた上で議会の少なからずの人たちが1人でいいのではないのかと言っているわけですので、問答無用としか聞こえないんですけれども、市長どうなんですか。それともう1点伺いますが、これは二つの議案が出てお2人を選任ということでありますので、今の言ったことからすればどちらが第1位とか第2位とかいうことではなくて、2人体制が前提となった二つの議案ということになろうかと思いますが、そういうことでよろしいわけですね。
- ○市長(豊留悦男) まず、後の方からお答えします。2人体制が前提となった議案でございます。2人体制の副市長、これまでの事業等を鑑みたときに、そしてこれからの新たな事業の展開、そして本市の課題を解決するための、様々な課題、地方創生に係る課題、それ等を解決するためには2人副市長制でないとできないという私の判断でございます。そして、今関与している事業、これについても多額の国の補助事業等を導入をして、その途中でもあります。8補助事業、この金額においては38補助事業、35事業を現在行っております。総額では5億を超える大きな事業でもあります。地方創生事業に関連するもの、そして総務省関係、文科省関係、農林水産省関係、経済産業省関係、国とのパイプを大切にしながら進めなければならない事業もたくさんございます。今後、指宿が世界に誇れる観光地として、農業の供給基地として、また地域振興を推進する市として必要であるという、そういう判断から今回2名体制という提案をさせていただきました。
- **〇議長(松下喜久雄)** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま,議題となっております議案第57号及び議案第58号の2議案は会議規則第37条第3項の規定により,委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号の2議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第57号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立少数であります。

よって、議案第57号は不同意と決定いたしました。

次に、議案第58号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立少数であります。

よって、議案第58号は不同意と決定いたしました。

△ 議案第59号上程

○議長(松下喜久雄) 次は日程第46,議案第59号,指宿市特別職の職員の給与に関する条例の 一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。再追加提出議案の3ページをお開きください。議案第59号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。本案は職員の懲戒処分に伴い、引責として市長の給与月額を減額するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお 願い申し上げます。

○総務部長(高野重夫) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。再追加提 出議案の3ページをお開きください。議案第59号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例 の一部改正について、であります。本案は指宿市天然砂むし温泉施設砂楽の受付従業員によ る業務上横領に伴い、指定管理者である一般財団法人指宿温泉まちづくり公社の管理運営に ついて、指宿市天然砂むし温泉施設の管理に関する基本協定書に基づく適切な業務指導がなされていなかったとして、地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、関係職員を懲戒処分としたことから、職員を統括的に管理、監督する立場にある市長の引責として市長の給料月額を減額しようとするものであります。主な改正内容は平成28年4月1日から平成28年5月31日までの2月間、市長の給料月額について10%を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(松下喜久雄) 暫時,休憩いたします。

休憩 午後 4時58分 再開 午後 5時14分

△ 議案第59号(質疑,委員会付託省略,討論,表決)

〇議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず,井元伸明議員。

- ○4番議員(井元伸明) ここでしかお尋ねする機会がないかと思いますので、あえてここでお 尋ねをさせていただきます。本案は指宿市天然砂むし温泉砂楽の受付従業員による業務上横 領に伴い、職員の懲戒処分に伴う引責として市長の給料月額について10%、2か月間減額し ようとしておりますが、本案以外での主な職員の処分内容についてはどのようなものがあっ たのか、お尋ねをいたします。
- ○総務部長(高野重夫) 指宿市天然砂むし温泉施設の管理に関する基本協定書第5章に規定してある、砂楽の事業実績の確認等を怠っていたもので、砂楽の指定管理に対してその管理運営に関しての適正な指導がなされてなかった職務怠慢行為に対する処分でございます。この職務怠慢行為については地方公務員法第29条第1項第2号に抵触する行為と判断されることから、職員の懲戒処分を行いました。処分の内容につきましては、去る3月14日及び16日の両日に懲戒処分検討委員会を開催し、決定したものであります。懲戒処分の内容は戒告でございまして、処分の対象者は4名、職務怠慢による戒告が1名、それから指導監督不適正ということの戒告が3名でございます。
- ○4番議員(井元伸明) それでは今、処分検討委員会で処分を検討されたということの説明がありましたけれども、この処分検討委員会っていうのはどのようなメンバーで何人ぐらいで、市役所の中だけの方だけなのか、そのほか、差支えなければどういうメンバーの方が入っているのか、一つお答えいただきたいと思います。
- **〇総務部長(高野重夫)** 懲戒処分検討委員会につきましては、委員として両副市長、教育長、総務部長、総務課長でございます。

- ○4番議員(井元伸明) 最後に、今回このように処分を受けられたということでありますけども、まず、今回の人事異動の中で、関係者と見られる部長、課長さんお二人が、今回の4月からの人事異動によりますそれぞれの、場所が違いますけど、部長さんと課長さんが産業振興部の部長さんということで昇格をされておられます。普通の民間の会社であれば、降格か、悪くても横並びで現状維持っていうのが通常ではないかと思うんですけど、これについては市役所の内部ではそれそう、妥当であるっていうことでよろしいのかどうか、一つ最後にお尋ねをいたします。
- **〇総務部長(高野重夫)** 市役所の人事異動につきましては、適材適所の考え方で異動を行って おります。そのような中で、今回の部分についても十分留意しながら適材適所の配置に努め たところでございます。
- 〇議長(松下喜久雄) 次に、臼山正志議員。
- ○2番議員(臼山正志) 指宿市天然砂むし温泉施設砂楽の受付従業員による業務上横領事件については、今現在、未解明な部分がまだまだ多く、市の対応について、市民から疑義の声が多数寄せられており、今後更なる再発防止に向けての調査が必要であると感じているところでありますが、そこでお尋ねいたします。関係職員を懲戒処分し、職員を統括的に管理、監督する立場にある市長の引責として、市長の給料月額を減額することにより、今回のこの砂楽、従業員による業務上横領についての事件について、一定の解決を見るということなのか、それとも引き続き今後調査をしていくというおつもりなのか、その点についてお尋ねいたします。
- ○市長(豊留悦男) 市としましては、一応の区切りにしたいと。砂むし会館の中では、それぞれ今後体制を含めて、こういう事故がないようなそういう組織づくりに励みたいと思っております。市としては砂むし会館に対しての、損害を受けたその金額については第一義的には返してもらうというのは一つだろうと思います。市として、という意味であります。市としてこれまでも、砂むし会館の運営、その他についてはいろいろな問題がこれまでずっと続いてきていた事実もあります。たまたま今回、担当部長、課長、担当者がこのことに、すなわち27年度にこういう事案が発生して、改めて管理の甘さ、連携の甘さが発覚したところであります。私がたまたまと申し上げましたけれども、このときに部長、観光課長その他担当者になった方々に対してはこれまでなぜそういう点検ができなかったのかということが大きな問題でもありますし、砂むし会館の規約、それから規則等が整備されていなかったとか、様々な問題があります。それはまさしく砂むし会館の中で、その中で理事を中心に評議員を中心に今後その対策は練っていかなければならないと考えております。
- **○議長(松下喜久雄)** 以上で,通告による質疑は終了いたしました。 ほかにありませんか。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 先ほどのご答弁の中で, 戒告ということがでましたのでお聞きしま

す。これは、図書室の議会事務局の行政の本ですが、この中にですね、戒告によって給与が 減額されることはないが、戒告を受けた故に勤務成績が不良とされ、その結果として昇給期 間が延伸され、あるいは昇格の時期が遅れることはあり得るとありますが、この記載につい てどう思われますか。

- ○市長(豊留悦男) 現在、本市では育成型の人事評価制度というのを取り入れております。その人事評価制度で著しく劣る評価であったら、そのような対応は当然取るべきだろうと思います。ただ、この件については先ほど申し上げましたように、たまたまと言ったら言葉は適切でないかもしれませんけれども、時の担当である部長、そして課長、担当者、その4名に戒告という処分を科しましたけれども、そのこと、これまでの流れの全てを追って、戒告というそういう処分は重たいのではないかと、一方では思いました。これまでの方々の処分というのはどうなるのかと。それを含めて、今回は戒告という処分をいたしましたけれども、今議員がおっしゃったようにそういうことが原則ではあろうかと思いますけれども、今回はこれまでの人事評価という、そういう評価を基に人事異動に生かしたところであります。
- **〇1番議員(外薗幸吉)** 今, ご答弁聞いてですね, そう大したことでないから, ないんだった ら戒告せんでもよさそうな, という気もしますが, この自治用語辞典と逆の場面が指宿市の 自治用語辞典ではあり得ると理解していいですね。
- ○市長(豊留悦男) その用語辞典に盛られたことは大切、順守しなければならない。しかし、その中に必ずというようなそういうこともありませんでしたけれども、私といたしましては、確かに戒告という処分はいたしましたけれども、これまでの人事評価等を参考にさせていただき、そして適材適所というそういう観点で今回の人事異動はさせていただいたということであります。
- **〇議長(松下喜久雄)** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は会議規則第37条第3項の規定により,委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

- **〇14番議員(前之園正和)** 議案第59号に反対の討論を行います。懲戒処分を受けた人が人事 異動に伴い昇格している例がありますが、これは信義に反しものの道理として説明のつくも のではありません。また、発端となった使い込み事件、事案について、原因や再発防止を含 めて全容が明らかになっていません。市長の引責は当然だとしても、今ここで市長引責をす ることのみをもって全てを済ますということはできません。市長の答弁はこれで一応の区切 りとしたいということでありました。以上のことから、本議案に反対をしますが、繰り返し ますと、全ての原因と対策を明らかにし、人事を含めて総合的な責任の取り方の一つとし て、市長等の引責に関する議案を改めて提出すべきだと考えます。
- **○議長(松下喜久雄)** 以上で,通告による討論は終了いたしました。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(松下喜久雄) 起立少数であります。

よって、議案第59号は否決されました。

△ 閉会中の継続調査について

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第47、閉会中の継続調査について、を議題といたします。 総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りいたします。

総務水道委員長,文教厚生委員長及び産業建設委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長の申出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに決定いたしました。

△ 議員派遣の件

〇議長(松下喜久雄) 次は、日程第48、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております 議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

△ 議長挨拶

○議長(松下喜久雄) 平成28年,第1回指宿市議会定例会を閉会するに当たり,一言ご挨拶申し上げます。今期定例会は去る2月24日開会以来,本日まで31日間にわたり,平成28年度予算案を始めとする多くの案件を終始熱心に審議をいただき,本日ここに全ての日程を終了し,閉会の運びとなりました。議員各位のご協力はもとより,執行部当局におかれましても円滑な審議にご協力いただきましたことに対し,感謝申し上げます。審査の過程において出されました意見,要望等につきましは十分尊重し,今後の施策等に反映していただきたいと思います。

さて、国内の経済情勢については雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策も実施され ており全体として緩やかな回復基調に向かうことが期待されております。一方、少子高齢化 社会の進行に伴う年金,医療,福祉等社会保障の分野は極めて重要な課題となっており,時 代を見据えた施策の展開に積極的に取り組むことが何よりも肝要であると思っております。 本市においては指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少と地域経済縮 小の克服を基本的な考え方の下、雇用の創出、人口流入、結婚、子育て等の支援、地域づく りの四つの基本目標を掲げ、戦略的な施策を推進していくこととしております。今後、人口 減少の克服に向けたよりよいまちづくりを継続していかなければなりません。また, 今年1 月で合併10周年を迎えましたが、引き続き郷土愛が育まれ地域の融和が高まっていくよう、 地域活性化への積極的な取組も期待されるところであります。本市議会は議会の使命や役 割、議会運営に関する基本的事項等を定めた指宿市議会基本条例も既に制定しております。 この条例の下,更なる議会の活性化に努め,市民の負託に応えられる議会として,また指宿 市民の皆様が真に暮らしやすいまちづくりの実現に向けた努力を積み重ねていかなければな らないと思っております。今回,議会活動の取組として4月には議会報告会を予定しており ますが、議員が直接市民の皆様のご意見等を伺うことによって、市民との情報共有化を図 り、ひいては信頼される議会づくりへとつなげてまいりたいと考えております。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間市政発展にご尽力

を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分 留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしてくださるよう、お願い 申し上げ、挨拶とさせていただきます。

この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

〇市長(豊留悦男) 平成28年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして,発言のお許しを いただき、一言ご挨拶を申し上げます。去る2月24日に開会されました第1回市議会定例会も 本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案いたしました案件につきまし ては、本会議並びに常任委員会において、それぞれ慎重なるご審議をいただき感謝を申し上 げます。高度な議会のご判断をいただき, その結果を深く受け止めております。と同時に, 10周年という,これから新たなスタートを切る指宿市にとって,今回の予算,そして副市長 人事等は私にとっては極めて重要なものでもありました。日曜日に台湾に参りました。鹿児 島県, 鹿屋体育大学と一緒でございました。東京2020鹿児島キャンペーンガイド, 南北 600kmのスポーツアイランド構想という,いわゆるキャンプ誘致の仕事でありました。この 中に全ての市のスポーツ施設状況があり、それを台湾のオリンピック委員会、そして体育大 学等にお渡しをいたしまいた。砂むしをはじめ、指宿の食を自慢できるこのような資料を持 って参りました。すなわち、今回のサッカー場建設、そしてこの地熱の恵み活用プロジェク ト、いずれも2020という千載一遇のチャンスを捉えた事業の展開でもありました。砂湯里、 ヘルシーランド周辺、これは大きく山川地域の地域振興に役立つものと考え、審議会の方々 にはこういう計画を持っているということをお話を申し上げました。残念ながらこの予算案 が原案のとおり可決できず修正案が可決されましたので、これについては今後、山川地区の 審議会の委員の方々等を含めた方々に広く、この経緯については説明しお詫びをしなければ ならないのかなと考えております。唐船峡を核とした、中心とした新たな魅力ある観光地づ くり,そして潟山地区を中心としたスポーツ構想,総合的なスポーツ,いわゆる総合的なス ポーツ施設の構想等、これは指宿地区、山川地区、開聞地区、10周年を機に新たな魅力ある 観光地づくり、地域振興の核と捉えて今回提案をさせていただきました。審議の過程におき まして、いろいろ意見があったことも十分承知しております。今後、市政運営には十分な配 慮が必要であるとともに、今後どのような形で新たな10周年を契機にした指宿市のスタート を切ればいいのか、実は私も遺憾に存じているところでございます。何のためのサッカー 場、地熱の恵み活用プロジェクトなのか、重く受け止めております。すなわち、今後指宿市 が人口減少社会、そして地方自治体の自主自立が一層重要となるこの期に、何か動き出さな いとこのままでは遅れてしまうという、強い私の思いもありました。人口減少の進行に歯止 めをかけたい。地域の特性を生かした自立的で持続的な社会を構築しなければならないとい

う思いもあります。指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定もいたしました。本市 の基幹産業であります農業、観光業において、地域資源を十二分に生かす必要があるとも考 えております。その資源を活用及びブランド化による高付加価値など人口減少に適応した産 業構造に向けた取組、魅力あるふるさとづくり、指宿の創生に努力していかなければならな いときでもあります。そういう意味で、私は今回、2人の副市長というものを議会の皆さん にご理解をいただき,この件については是非お認めいただきたかったところでございます。 先ほども申し上げましたように、本年1月1日には新しい指宿市の市政を施行して10年という 節目を迎えました。これまでに築き上げてきたまちづくりへの一歩を止めることなく,更に 10年後・20年後に向けて一歩一歩着実に前進させていかなければなりません。今回,この第 1回指宿市議会におきまして、いろいろな案件を上程いたしました。原案のとおり可決いた だいたもの、そしてお認めいただけなかったもの等を、今後その理由等を含めて深く認識し 第2次総合振興計画, その中にどのように位置付けていったらいいのか, 再検討を迫られる こともありそうであります。目指すべきまちの姿を豊かな資源が織りなす食と健幸のまちと して、今後、この計画を実現していくために様々な事業を展開しなければなりません。特に 2020, オリンピック・パラリンピック, そして国体という千載一遇のチャンスにどのように 指宿が舵を切るのかというのは極めて大切であります。オリンピック委員会の代表者とお会 いをしました。指宿への観光、台湾がインバウンドは一番多くございます。そういう意味で 今回、台湾に行った理由にはオリンピック委員会に行って、指宿とのスポーツの交流を進め る、そのために様々な必要な施設は整えるという、その計画についても前広に説明をいたし ました。今日のある地区の広報紙であります。スポーツで広げる新たな地域づくりという、 その中に平成26年度の合宿者上位市町村が載っております。1位が鹿屋市、2位が志布志、さ つま、鹿児島市、奄美、薩摩川内、南さつま、なんと指宿はこの7番目にも入っていないわ けであります。今後、人口減少社会において、観光客をどう誘致するのか、それはスポーツ 交流による人口の増加、交流人口を多くする必要もあろうかと思います。そういう意味で今 年の予算案につきましては,スポーツというものを核にした指宿の活力を取り戻すための 様々な施策を盛り込んでまいりました。先日はアイスランドに研修に本市の職員を含めて複 数で参りました。それはとりもなおさず地域の恵みであるこの地熱の恵みをどう地域づくり に生かすかという大きな狙いがあったわけであります。たまて箱、砂湯里、その近辺、指宿 でも全国に名だたる観光地でもあります。こういうものについては、今回お認めいただきま せんでしたけれども,必ずや実現させなければならないと強い思いをもっております。そし て、スポーツ施設等の整備につきましても、体育館を含め野球場を含め、様々な事業を展開 しないと、このままでは指宿として他の自治体に遅れをとってしまうのではないかという危 機感も持っているところでもあります。新聞等で報道されているとおり、指宿においでいた だいた企業等、そしてプロ等のキャンプ合宿がほかの地域にどんどん流れていっているのも

事実であります。そういう喫緊の課題を解決するためには、どんな形で指宿を元気にするの か、この28年度は大きな課題であろうかと思っているところでございます。いろいろと皆さ んから貴重な、そして崇高なご意見等をいただきました。この計画を実現するためには様々 な方策を講じなければならないと考えております。一方では子供を産み育てやすい環境の整 備、医療体制の充実、産業の振興、定住促進などの施策を推進しながら、また健康づくりと まちづくりを一体的に考え、誰もが生涯にわたり健康で幸せの実現に向けた施策や、自分た ちのまちは自分たちでつくるという、まさしく共生、協働のまちづくりを推進、更に公共施 設の経年劣化による改修事業など市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、戦略 的かつ効果的に、限られた経営資源をどのように使っていくのか、真剣に考え実践していか なければならないと考えております。誇りの持てるまちづくりの実現、議員各位をはじめ市 民とともに持てる英知を結集し創意工夫を凝らして全力で取り組んでいきたいと考えており ます。ホストシティとして、2020東京オリンピックを契機に、そのオリンピック以降の国際 交流、人的な交流、経済的な交流を深めて、指宿は手を挙げております。まさしく韓国を対 象にしたホストシティでもございます。それの一つがサッカー場の建設等でございました。 これからどのようにしてこの実現を図るのか、前広に市民の意見を聴く必要があろうという 意見もいただきました。やはり、私たちは今後、10年後・20年後の未来の指宿像をどう描く のか、極めて大切なときが今でもあります。是非、議員の皆さんを始め、市民の一層のご支 援、ご理解、ご指導をいただかなければなりません。結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念 申し上げ、平成28年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただ きます。

△ 閉議及び閉会

〇議長(松下喜久雄) 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成28年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議員臼山正志

議員 恒吉太吾